

平成 27 年度

徳島県石油コンビナート等防災計画

徳島県石油コンビナート等防災本部

目 次

第 1 章 総 則	
第 1 節 計 画 の 目 的	1
第 2 節 基 本 方 針	1
第 3 節 対 象 地 区	1
第 4 節 対 象 地 区 の 概 況	4
第 2 章 防 災 組 織	
第 1 節 組 織	2 4
第 2 節 防 災 業 務 の 大 綱	2 5
第 3 章 災 害 予 防 計 画	
第 1 節 危 険 物 等 災 害 予 防 計 画	3 0
第 2 節 海 上 災 害 予 防 計 画	3 8
第 3 節 資 機 材 等 の 整 備 強 化	3 9
第 4 節 防 災 教 育 訓 練 計 画	4 0
第 5 節 防 災 に 関 す る 調 査 研 究 計 画	4 1
第 4 章 災 害 応 急 対 策 計 画	
第 1 節 動 員 ・ 情 報 連 絡 計 画	4 3
第 2 節 災 害 想 定	4 9
第 3 節 避 難 計 画	5 2
第 4 節 交 通 規 制 計 画	5 5
第 5 節 警 戒 区 域 設 定 計 画	5 6
第 6 節 救 急 医 療 計 画	5 7
第 7 節 災 害 防 御 計 画	5 7
第 8 節 港 湾 保 安 計 画	6 0
第 9 節 自 然 災 害 及 び こ れ ら に 起 因 す る 災 害 防 御 計 画	6 2
第 1 0 節 資 機 材 調 達 計 画	6 2
第 1 1 節 相 互 応 援 計 画	6 3
第 1 2 節 自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 計 画	6 4
第 1 3 節 消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー 活 用 計 画	6 5
第 5 章 南 海 ト ラ フ 地 震 防 災 対 策 推 進 計 画	
第 1 節 南 海 ト ラ フ 地 震 防 災 対 策 推 進 計 画 の 目 的	6 8
第 2 節 地 震 防 災 上 整 備 す べ き 施 設 等 に 関 す る 事 項	6 8
第 3 節 地 震 応 急 対 策	6 8
第 4 節 津 波 か ら の 円 滑 な 避 難 の 確 保 に 関 す る 事 項	6 9
第 5 節 防 災 教 育 及 び 訓 練 に 関 す る 事 項	6 9
第 6 章 災 害 復 旧 計 画	7 0
参 考 資 料	7 1

用語の説明

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりである。

1. 石油

消防法別表第1に掲げる第四類のうち、第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。

2. 高圧ガス

高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げる高圧ガス、ガス事業法第2条第7項に規定するガス事業及び同法第13項に規定するガス工作物に係る高圧ガス並びに政令で定める不活性ガスを除く。）をいう。

3. 石油コンビナート等特別防災区域

次のいずれかに該当する区域であって、政令で指定するものをいう。

- (1) 一の区域内に一定の事業所を含む事業所が2以上存在し、その区域内の事業所が扱う石油等の数量が大量であり、その区域内の一定の事業所について防災上特別の措置を講じさせる必要があり、その区域について一体として防災体制を確立することが緊要であると認められるもの。

数式で表すと次のようになる。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{1} \left(\frac{\text{一事業所の石油貯蔵取扱量}}{10,000\text{k}l} \right) \geq 1 \\ \textcircled{2} \left(\frac{\text{一事業所の高圧ガス処理量}}{2,000\text{千Nm}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{3} \left(\textcircled{1} + \textcircled{2} \right) \geq 1 \end{array} \right\} \text{の}$$

いずれかに該当する事業所（第一種事業所）を含み、かつ区域全体が次のいずれかに該当するもの。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{4} \left(\frac{\text{全事業所の石油貯蔵取扱量}}{100,000\text{k}l} \right) \geq 1 \\ \textcircled{5} \left(\frac{\text{全事業所の高圧ガス処理量}}{20,000\text{千Nm}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{6} \left(\textcircled{4} + \textcircled{5} \right) \geq 1 \end{array} \right\}$$

- (2) 一定の事業所であって、当該事業所について防災上特別の措置を講じさせることが緊要であると認められるものの区域。

数式で表すと次のようになる。

$$\left. \begin{array}{l} \textcircled{7} \left(\frac{\text{全事業所の石油貯蔵取扱量}}{100,000\text{k}l} \right) \geq 1 \\ \textcircled{8} \left(\frac{\text{全事業所の高圧ガス処理量}}{20,000\text{千Nm}^3} \right) \geq 1 \\ \textcircled{9} \left(\textcircled{7} + \textcircled{8} \right) \geq 1 \end{array} \right\} \text{の}$$

いずれかに該当するもの。

(3) (1) 又は (2) に該当することとなると認められる区域。
 なお、阿南地区は(1)に該当する。

4. 災害

火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。

5. 第一種事業所

石油コンビナート等特別防災区域に所在する事業所であって①、②、③のいずれかに該当するもの。

6. 第二種事業所

特別防災区域に所在する事業所のうち第一種事業所以外の事業所であって、次の数式に該当し、かつ当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして知事が指定するものをいう。

$$\begin{aligned}
 & \frac{\text{石油の貯蔵・取扱量}}{1,000\text{k}l} + \frac{\text{高压ガスの処理量}}{20\text{万Nm}^3} \\
 & + \frac{\text{第1, 2, 3, 5, 6類の危険物の貯蔵・取扱量}}{2,000\text{t}} \\
 & + \frac{\text{石油以外の第4類危険物の貯蔵・取扱量}}{2,000\text{k}l} + \frac{\text{可燃性個体類の貯蔵・取扱量}}{1\text{万t}} \\
 & + \frac{\text{可燃性液体類の貯蔵・取扱量}}{1\text{万m}^3} + \frac{\text{高压ガス以外の可燃性ガスの貯蔵・処理・取扱量}}{20\text{万Nm}^3} \\
 & + \frac{\text{毒物の貯蔵・取扱・処理量}}{20\text{t}} + \frac{\text{劇物の貯蔵・処理・取扱量}}{200\text{t}} \geq 1
 \end{aligned}$$

7. 特定事業所 第一種事業所及び第二種事業所をいう。

8. 第一種事業者 第一種事業所を設置している者をいう。

9. 第二種事業者 第二種事業者を設置している者をいう。

10. 特定事業者 第一種事業者及び第二種事業者をいう。

11. 特定防災施設等

流出油等防止堤、消火又は延焼の防止のための施設又は設備その他の災害の拡大の防止のために土地又は工作物に定着して設けられる施設又は設備（消防法、高压ガス保安法その他の災害の防止に関する法令の規定により設置すべきものを除く。）であって、主務省令で定めるものをいう。

12. 特定地方行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、都道府県労働局、産業保安監督部、地方整備局、北海道開発局及び管区海上保安本部が該当する。

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条の規定に基づき、阿南地区特別防災区域（以下「特別防災区域」という。）に係る防災対策について、防災関係機関及び関係企業が果たすべき業務を定め、行動の基準を明確にし、相互の連絡調整を円滑にして、災害の防止と被害の軽減を図り、もって地域住民の生命身体財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 基本方針

本計画は次のような基本方針のもとに運用し、災害に対処するものとする。

1. 特別防災区域における災害防止については、第一次的責任を有する企業が先ず自衛防災組織により防衛する。つづいて企業相互間の応援により措置し、初期消火等に全力を挙げ被害の拡大を防止する。
2. 消防機関その他の関係機関等は通報に応じて、それらの装備、人員を動員して応急措置等の実施にあたり、防災本部はその連絡調整にあたる。
3. 更に、非常事態発生又はそのおそれのある場合は、県知事は自衛隊をはじめ国、近県等に応援を要請し、万全の体制でのぞむ。
4. 防災の第一義は人命尊重であり、早期避難、救出、救護等住民の安全対策を優先させる。

第3節 対象地区

1. 根拠

この計画の対象地区は、石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）別表第58号に定める次の区域とする。

徳島県阿南市橘町幸野61番地の1、61番地の6、61番地の9、61番地の14、61番地の15、62番地の1、62番地の19から30まで、100番地の1、106番地の1、106番地の2、107番地の1から107番地の3まで、107番地の8から107番地の14まで、108番地の1、108番地の2及び109番地の1から109番地の4までの区域。

2. 概況

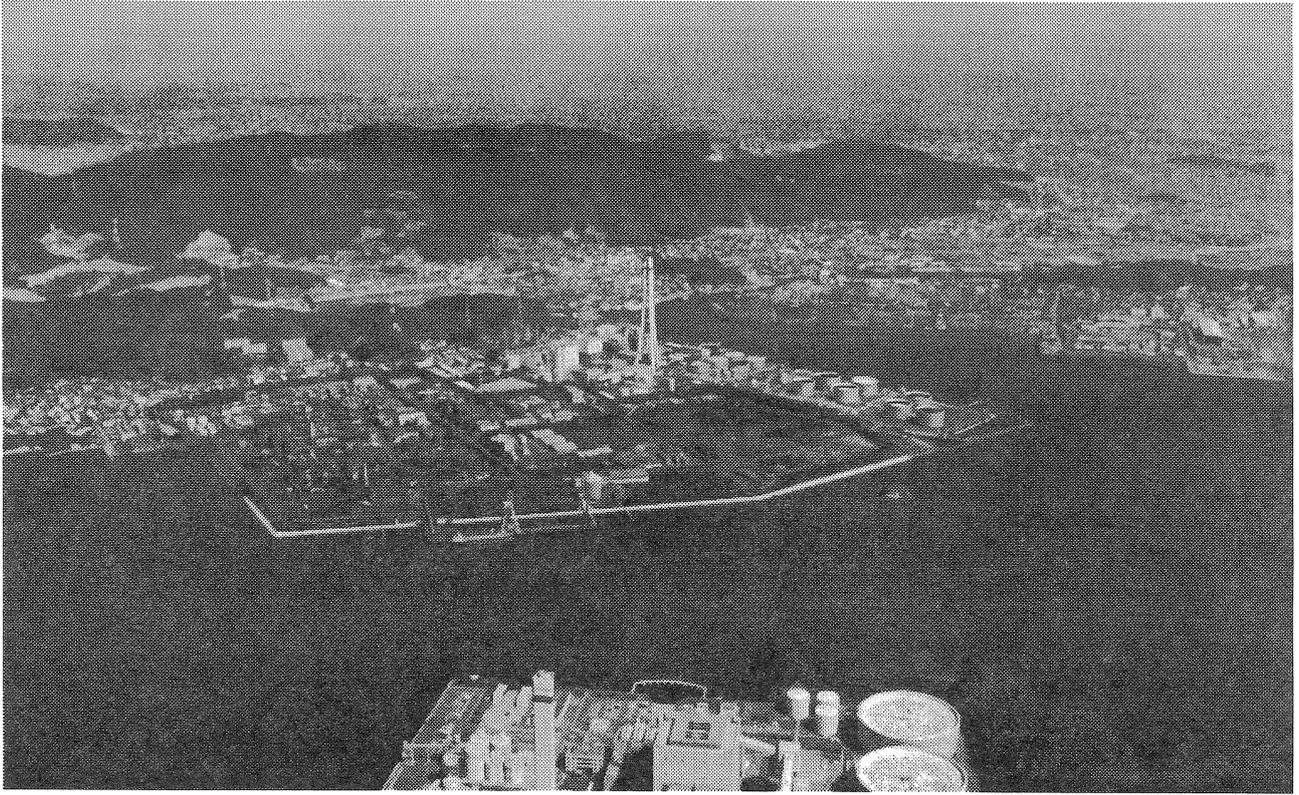
阿南地区特別防災区域は、県南の工業基地として開発中の橘湾の一部を埋立造成したもので、現在四国電力㈱阿南発電所、新日本電工㈱徳島工場及びそれらの関連企業等が立地している。

また、同地区は国道55号に隣接して、南東部に橘湾に突き出した形でひろがり、北・南・東の三方は海に面している。

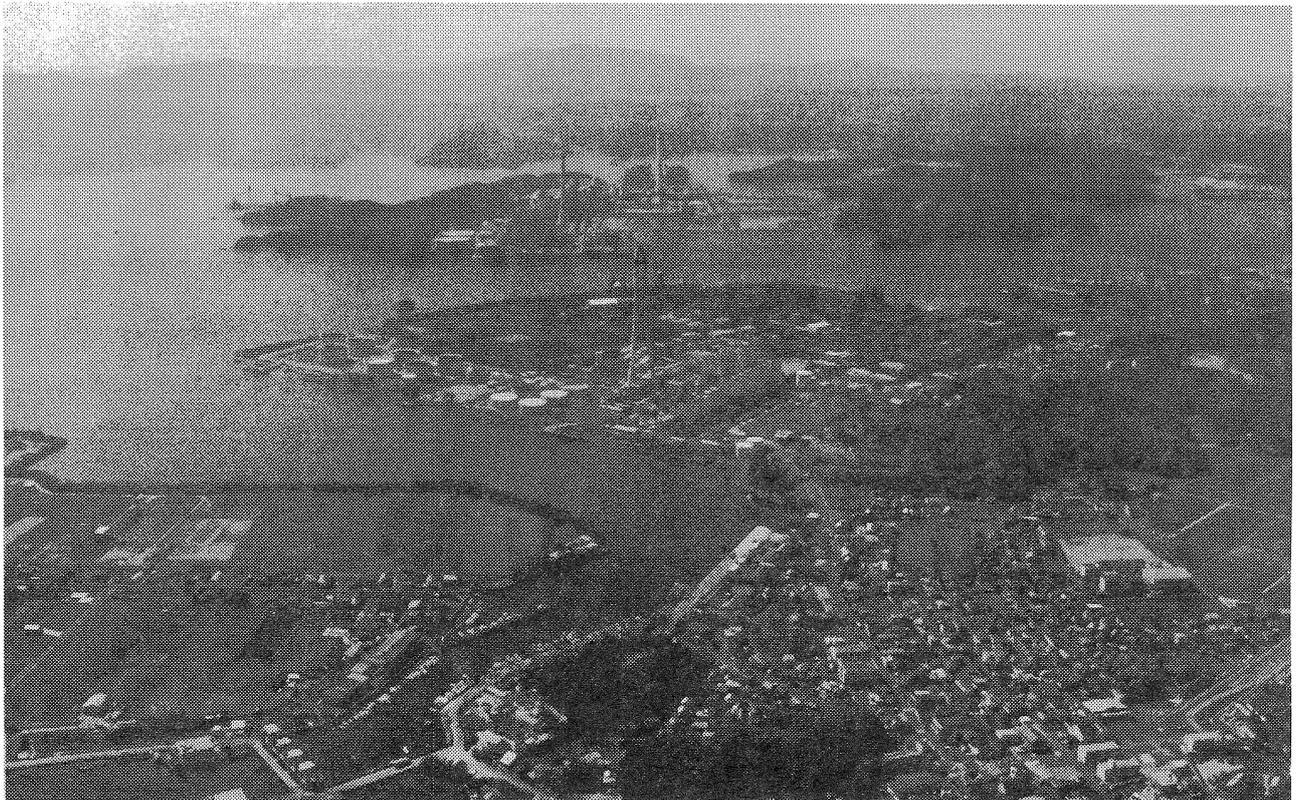
区域内は工業地帯である。

区域総面積	799,897.87㎡
区域内企業	第一種事業所 四国電力株式会社阿南発電所
	第二種事業所 新日本電工株式会社徳島工場

南から撮影



北から撮影



第4節 対象地区の概況

1. 自然環境

(1) 地勢

阿南地区は、阿南市の中央部、風光明媚な橘湾にあり、工業用地として埋立造成されたもので、重要港湾である橘湾を擁し、海上輸送の便がよい。

(2) 地質

阿南市は日本地質学上にも重要な意義を持つ仏像構造線が走り、比較的古期に属する地層、岩石により構成され、多様かつ複雑な地質である。橘湾以南には中生代ジュラ紀、白亜紀に属する岩石、泥岩及び薄層のチャート、凝灰岩が分布し、仏像構造線（阿瀬比町－桑野町大地－津乃峰町の東西断層）以北には、前者より古い地質年代の先ゴンドラ紀～ジュラ紀に属する変成岩類、砂岩、泥岩、粘板岩、チャート、石灰石、などが分布する。これら諸地層は巨視的に整然とした東西方向の分布配列をなしているが、多くの断層、しゅう曲に支配された地質構造は複雑である。

(3) 気候

南海型気候区に属し、四季平均して気温は温暖で冬季降雪を見ることは稀であり県内でも恵まれた地域である。平成24年における平均気温は16.4℃、最低平均気温は2月の5.1℃、最高平均気温は8月の28.5℃である。風速については、平均3.7m/sになっている。風向であるが、地形の関係から西風が多い。

(4) 道路

国道55号が阿南地区特別防災区域の北西部に隣接している。また、特別防災区域のほぼ中央を東西方向に屈曲しながら県の臨港道路が貫いている。

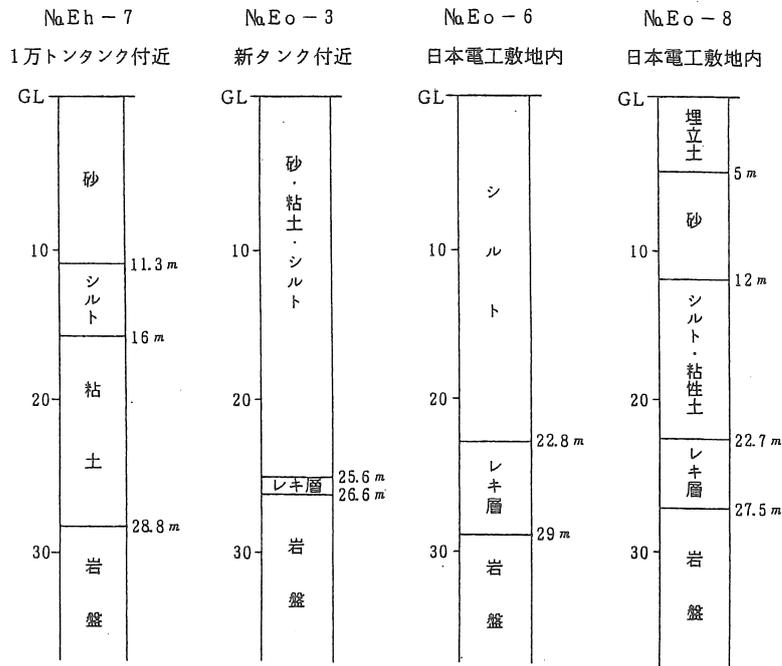
(5) 人口等

平成27年4月1日現在の人口、世帯数は次のとおりである。

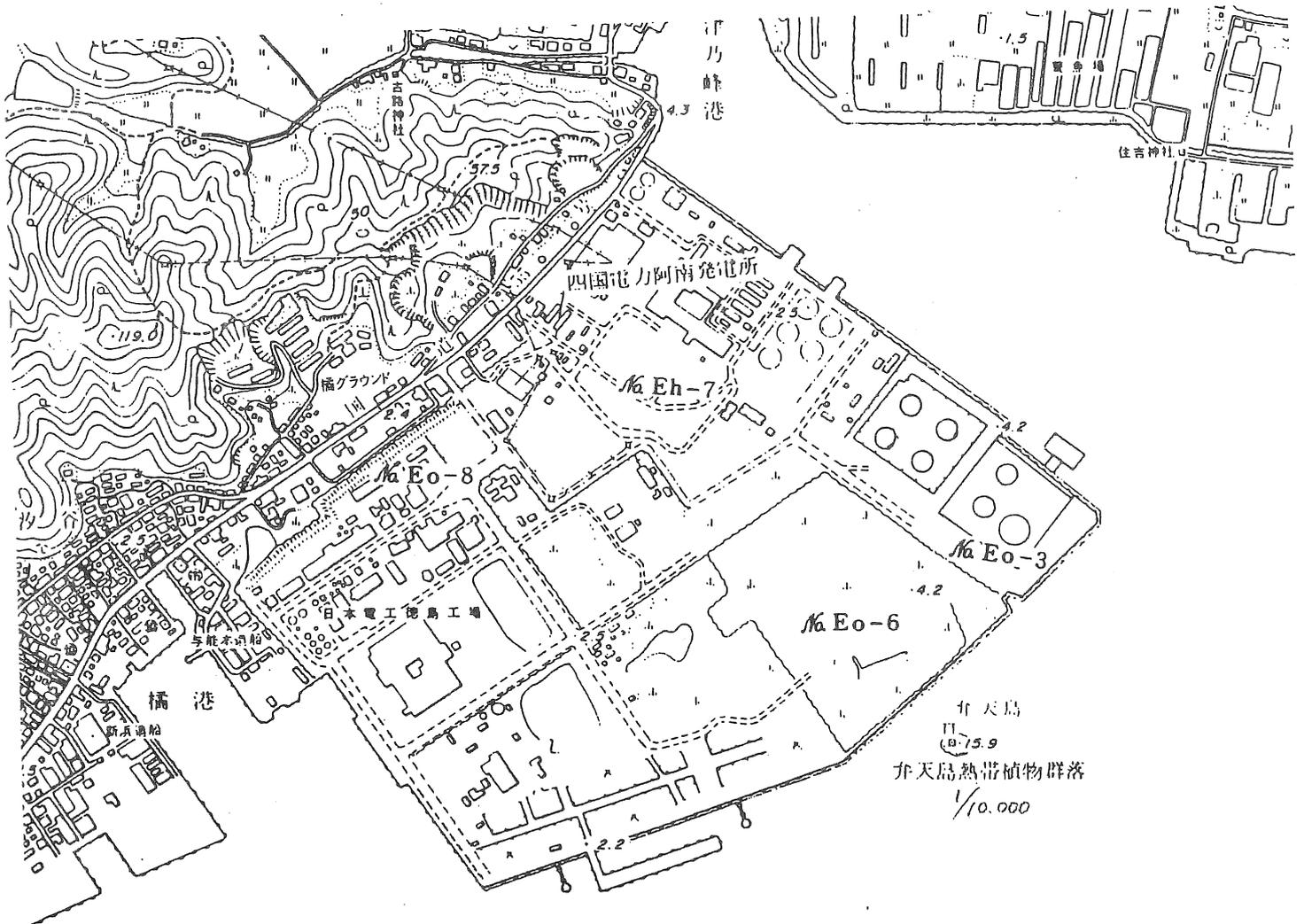
区分 地域	世帯数	人 口		
		男	女	総数
阿南市橘町	1, 229	1, 310	1, 356	2, 666
阿南市	27, 683	35, 471	38, 142	73, 613
徳島県	308, 149	360, 403	398, 644	759, 047

特別防災区域の地質

ボーリング・データ (柱状図)



* NaEh-7等はボーリング番号



2. 事業所の状況

(1) 特定事業所

事業所名	所在地	敷地面積	従業員数	業種 立年月	主要製品 製造名	1種 2種 の別	TEL
四国電力(株) 阿南発電所	阿南市橘町 幸野106 番地の1	287,329m ²	91	電気業 38.7.29	電気出力 124万5千 kw	1種	0884 27-0300
新日本電工 (株)徳島工場	阿南市橘町 幸野62番 地の1	475,896.77 m ²	人 226	工業薬品,合 金鉄製造業4 3.5.1	合金鉄,無 機化学薬品 珪カル肥料	2種	0884 27-2111

(2) その他

特別防災区域にはその他に、(株)スタン阿南営業所、麻生ラファージュセメント(株)阿南サービスステーションがある。

○その他、建築、電気、清掃等関連下請企業

四国電力(株)構内事業所 3事業所 111人

新日本電工(株)構内事業所 5 " 154人

(3) 危険物タンカーの係留施設

	施設区分	箇所	最高使用頻度施設	備考
四国電力(株)	2,000t級 5,000t級	1 1	5,000t級	
新日本電工 (株)	1,000t級	1	1,000t級	

(4) 危険物等の貯蔵規模の状況(平成20年4月1日現在)

特別防災区域内での貯蔵、取り扱いされている危険物(消防法第2条第7項)は次のとおりである。

	第四類	第一類	第二類	第三類	第五類	第六類	第四類以外
四国電力	kl 217,961.1	t	t	t	t	t	t
新日本電工	2,881.11	1224.25	103.55				1327.80
その他	35.20						
計	220,874.41	1224.25	103.55				1327.80

特別防災区域内で製造されている高圧ガス（高圧ガス保安法第2条）は次のとおりである。

	高圧ガスの処理量 N□			
	計	液化石油ガス	酸 素	不活性ガス
四国電力(株)				
新日本電工(株)	157,008.0	48,493.8	47.5	108,466.7
そ の 他	124,912.0	124,912.0		
計	281,920.0	173,405.0	47.5	108,466.7

消防法別表に定める第四類危険物のうち、第1石油類、第2石油類、第3石油類、第4石油類は次のとおりである。

	石油貯蔵・取扱量 kl				
	計	1石	2石	3石	4石
四国電力	217,961.1	98,867.9	2,552.0	116,364.7	176.5
新日本電工	2,881.11	1.83	119.41	2,752.37	7.5
その他	35.2	5.75	27.05	0.6	1.8
計	220,877.41	98,875.48	2,698.46	119,117.67	185.8

(注) 石油以外の第四類危険物として、新日本電工（株）にアルコール類0.19klがある。

石油類の貯蔵所・製造所・取扱所の明細は次のとおりである。

	貯蔵所									
	屋外タンク		屋内タンク		屋外貯蔵所		屋内貯蔵所		地下タンク	
	施設数	許可数量 kl								
四国電力	17	194,334.9					1	26.0		
新日本電工	5	2,715.0	1	1.8			1	9.1		
その他							1	4.0		
計	22	197,049.9	1	1.8			3	39.1		

	貯蔵所		製造所		取扱所					貯蔵所、製造所 及び取扱所の計		
	簡易タンク				一般取扱所		給油取扱所		移送取扱所			
	施設数	許可数量 kl	施設数	許可数量 kl	施設数	許可数量 kl	施設数	許可数量 kl	施設数	許可数量 kl	施設数	許可数量 kl
四国電力					4	7,600.2			2	16,000	24	217,961.1
新日本電工			1	0.8	10	154.4					18	2,881.1
その他					1	9.6	1	21.6			3	35.2
計			1	0.8	15	7,764.2	1	21.6	2	16,000	45	220,877.4

危険物屋外タンク貯蔵所

四国電力(株)阿南発電所

タンク番号	許可数量	危険物名	許 可 年 月 日	完成検査 年 月 日	材 質	直 径	高 さ	屋根形式
	k1					m	m	
No. 3	10,000	重油	41. 11. 29	43. 6. 4	SS41	34.9	11.9	コーンルーフ
No. 4	10,000	〃	〃	42. 12. 11	〃	〃	〃	浮屋根
No. 5	10,000	原油	〃	43. 6. 4	〃	〃	〃	〃
No. 6	24,600	重油	49. 4. 12	50. 2. 22	〃	40.68	21.233	〃
No. 7	24,600	重油	49. 1. 10	49. 11. 19	〃	〃	〃	〃
No. 8	18,000	重油	46. 9. 9	47. 3. 31	〃	34.88	21.315	〃
No. 9	24,600	原油	49. 4. 12	50. 1. 28	〃	40.68	21.233	〃
No. 10	15,800	〃	50. 5. 31	51. 10. 28	〃	〃	〃	〃
No. 11	24,600	重油	〃	52. 9. 20	〃	〃	〃	〃
No. 12	24,600	原油	〃	52. 9. 30	〃	〃	〃	〃
サービス3	770	〃	49. 3. 23	49. 12. 16	〃	10.64	9.85	コーンルーフ
サービス4	770	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
サービス5	770	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
軽油1	100	軽油	37. 12. 12	38. 9. 4	〃	4.8	6.1	〃
軽油2	1,360	〃	49. 3. 23	49. 9. 4	〃	13.56	10.66	〃
置換タンク1	3,740	重油	49. 4. 12	49. 10. 25	〃	19.38	14.015	〃
灯油タンク	24.88	灯油	50. 5. 31	50. 6. 19	〃	2.85	4.5	〃

※No. 4～No. 12タンクは、大容量泡放射システム配備対象

危険物屋外タンク貯蔵所

新日本電工(株)徳島工場

タンク番号	許可数量	危険物名	許 可 年 月 日	完成検査 年 月 日	材 質	直 径	高 さ	屋根形式
	k1					m	m	
No. 1	1,150	重油	43. 11. 29	44. 2. 3	SS400	13.56	9.14	コーンルーフ
No. 2	1,150	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
No. 3	75	灯油	〃	〃	〃	4.83	4.58	〃
No. 4	320	重油	50. 12. 2	51. 1. 27	〃	7.74	7.62	〃
No. 5	20	灯油	51. 7. 6	51. 8. 28	〃	2.33	5.252	〃

防油堤

四国電力(株)阿南発電所

各防油堤内のタンク番号	容 量 m ³	高 さ m	構 造	仕切堤
No.6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 置 換 タ ン ク	41161.3	1.4	鉄筋コンクリート一部 盛土造	有
No.1, 2, 3, 4, 5, サービスタノクNo. 3, 4, 5 軽油 No. 2	11059.0	1.1	鉄筋コンクリート造	〃
軽油 タ ン ク No. 1	137.8	1.2	〃	無

新日本電工(株)徳島工場

各防油堤内のタンク番号	容 量 m ³	高 さ m	構 造	仕切堤
No. 1, 2, 3 重油 及び No. 4 灯油 タ ン ク	1,336.0	1.3	鉄筋コンクリート及び 土手併用	無
No. 5 灯油 タ ン ク	22.7	1.0	鉄筋コンクリート造	〃

高圧ガス大量貯蔵所

四国電力(株)阿南発電所

ガ ス 名	貯蔵量 kg	性状	許 可 年 月 日	備 考
ア ン モ ニ ア	18,500	液体	昭和47. 11. 7	横置き・まくら型
〃	20,116	〃	昭和52. 3. 4	〃

新日本電工(株)徳島工場

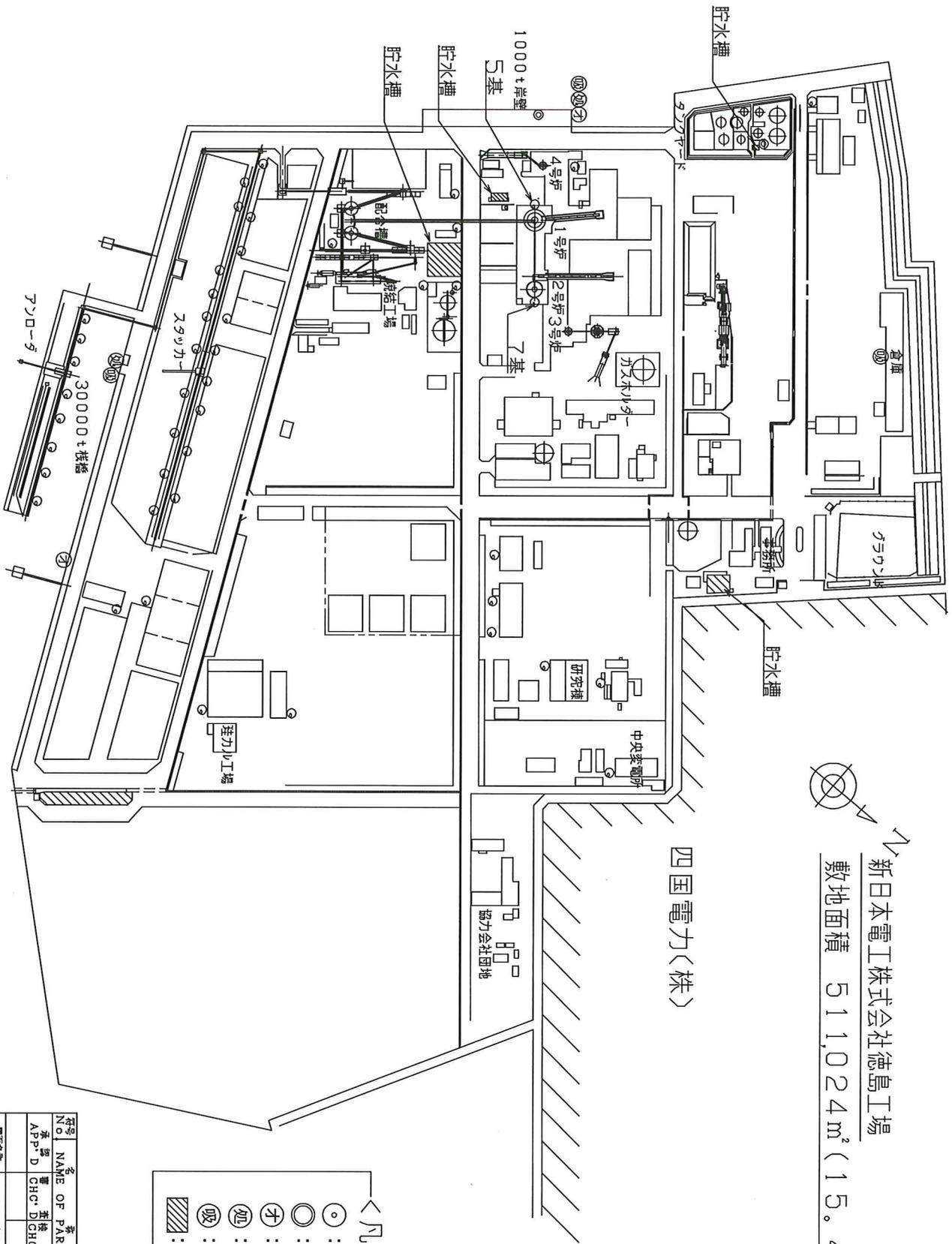
ガ ス 名	貯蔵量 kg	性状	許 可 年 月 日	備 考
酸 素	8,669.7	液体	昭和48. 6. 21	縦置き・CE
L P G	30,000	〃	昭和55. 4. 24	横置き・まくら型
窒 素	7,197	〃	昭和57. 11. 27	縦置き・CE
〃	7,197	〃	昭和59. 9. 20	〃

(株)スタン阿南営業所

ガ ス 名	貯蔵量 kg	性状	許 可 年 月 日	備 考
L P G	30,000	液体	昭和45. 8. 12	横置き・まくら型
〃	20,000	〃	昭和49. 11. 25	〃

(5) 危険物等の輸送状況 (平成27年4月1日現在)

企業名	危険物等	貯蔵	輸送業者	輸送方法	出荷先	受入頻度	主な経路
四国電力	液化アンモニア	38.6t	コダマ	ローリー	住友化学	4回/月	55号
	硫酸	10.5m3	東海運	ローリー	東亜合成	1回/月	55号
	塩酸	35m3	協和運送	ローリー	東亜合成 ダイソー松山	2回/月	55号
	苛性ソーダ	102m3	東海運	〃	東亜合成	4回/月	〃
	重油	115,540kl	コスモ海運 鶴見カマリ	タンカー	コスモ石油 JX日鉱日石	12回/月	海上
	原油	77,310kl	エムシー海運	〃	三菱商事	4回/月	〃
	軽油	1,460kl	浪速タンカー	〃	コスモ、出光	1回/月	〃
	灯油	24.88kl	コスモ 新日本石油	ローリー	丸善商事 宝扇商事 橘漁協四電ビ ジネス	11回/月	55号
新日本電 工	硫黄	100.0t	日本通運	トラック	鶴見化学	2回/月	55号
	硫酸	947.8t	辰巳商会	タンカー	東亜合成	3回/月	海上
	重油	2,620kl	(株)ハヤ通運 島津海運	タンカー	コスモ石油 伊藤忠燃料	2回/月	海上
	窒素	14,394t	ジャパソエアガス	ローリー	東燃ゼネラル 大阪酸素	6回/月	55号
	酸素	8,669.7t	テイサン(株)	〃	テイサン	1回/月	〃
	LPG(ブタン)	30.0t	ニヤコーポレーション みなと運送	〃	全農燃料 ターミナル	10回/月	〃
	灯油	95kl	ニヤコーポレーション モビール石油	〃	日本石油 モビール石油	15回/月	〃
日電徳島	灯油	1,345kl	湊海運	〃	出光興産	3回/月	〃
	軽油		〃	〃	〃	3回/月	〃
	ガソリン	5.75kl	〃	〃	〃	3回/月	〃



新日本電工株式会社徳島工場
 敷地面積 51,102.4㎡ (15.4万坪)

- ◯ : 水消火栓
 ○ : 泡消火栓
 ○ : オイルフェンス
 ○ : 油処理剤
 ○ : 吸着剤
 ▨ : 貯水槽

符号 No.	名称 NAME OF PART	数量 MAT'L	単位 REQ	備考 REMARKS
1	消火栓 CHC'D	1	個	
2	消火栓 CHC'D	1	個	
図面名称 TITLE 工場内消火栓等配置図				
DWG. No. 新日本電工株式会社 徳島工場 NIPPON DENKO CO., LTD.				

3. 公共施設等配置の状況

(1) 学校等

配 置 番 号	施設名	所在地	電話番号
1	橘小学校	阿南市橘町大浦166-1	0884-27-0002
2	橘保育所	〃 橘町豊浜36-3	0884-27-0381
3	橘幼稚園	〃 橘町西浜173	0884-27-1340
4	阿南第二中学校	〃 内原町竹ノ内口143-1	0884-26-0203
5	津乃峰小学校	〃 津乃峰町戎山129-37	0884-27-0227
6	津乃峰保育所	〃 津乃峰町長浜 387	0884-27-0260

(2) 公民館

配 置 番 号	施設名	所在地	電話番号
7	橘公民館	阿南市橘町豊浜36-15	0884-27-2585
8	橘公民館 <small>くぐい</small> 鵜分館	〃 橘町塩田8-2	
9	見能林公民館大潟分館	〃 大潟町214-16	
10	見能林公民館津乃峰分館	〃 津乃峰町東分83-1	0884-27-2316

(3) 体育施設

配 置 番 号	施設名	所在地	電話番号
11	阿南市橘体育館	阿南市橘町幸野18	0884-27-3044
12	B&G海洋センター体育館	〃 津乃峰町長浜387	0884-27-2427
13	阿南市武道館	〃 大潟町210-56	0884-28-1533

4. 水道施設

(1) 上水道

水 源 位 置	取 水 方 法	施 設
大野水源地	那賀川地下水	井戸式
橘水源地	桑野川地下水	井戸式

(2) 工業用水

供 給 先	給 水 量
四国電力（株）阿南発電所	4,500ト/日
新日本電工（株）徳島工場	30,000ト/日

5. 医療機関の状況

資料8参照。

6. 港湾の概況

(1) 沿革

- 1930年頃（昭和初期）天然の良港として知られ、阪神～高知間の中継港として栄えた。
- 1939年（昭和14年）乗降客36,816人、港湾取扱貨物216千トンに達した。
- 1941年（昭和16年）阪神～高知間の中継港は第二次世界大戦などの事情により中断された。桑野鉱業が専用岸壁を建造した。
- 1949年（昭和24年）港湾改修事業が始まる。昭和33年までに総事業費57,800千円を投入し、小型船公共物揚場の整備を図った。
東仲浜，豊浜，幸野，答島地区の順序で昭和34年度までに現在の埋立地，工業用地の造成を行った。
- 1961年（昭和36年）第1次5カ年計画により西浜地区の公共物揚場の建設に着手し，昭和42年度に完成した。
幸野地区に四国電力(株)が火力発電の設置を決定，昭和38年8月発電を開始した。
- 1964年（昭和39年）港湾審議会第22回計画部会において，大湊地区，幸野地区の臨海工業用地の造成，西浜地区の公共埠頭の建設を基本構想として港湾計画を策定した。
- 1965年（昭和40年4月1日）港湾法による重要港湾に昇格した。
西浜地区公共岸壁の建設に着手し，昭和45年度までに220mが完成。
- 1968年（昭和43年）日本電工専用岸壁(-12.0M)が完成，大型鉱石船が入港するようになった。
- 1971年（昭和46年）第4次5カ年計画により，西浜地区公共岸壁，答島地区公共岸壁の建設に着手。
- 1972年（昭和47年5月1日）開港場に指定された。
- 1973年（昭和48年12月）港湾審議会第58回計画部会において，幸野地区に四国電力(株)の第3号機，第4号機の増設に伴う埋立地造成，西浜地区に新浜造船所用地造成の追加を主体に港湾計画の一部変更が決定した。
また，小勝・後戸地区工業開発，四国電力の増設及び公共岸壁の施行等を主目的とする漁業補償協定が県と関係漁協との間に締結され，湾内800万坪の漁業権が放棄された。
- 1977年（昭和52年）港湾審議会第78回計画部会において内貿貨物の増大及び港湾の環境整備等の要請に対処するため，中浦地区用地造成計画が港湾計画に追加され，同年から第5次港湾整備5カ年計画に基づき事業に着手した。
- 1980年（昭和55年）港湾開発として，阿南市が大湊地区に中小企業（木材木工関係，鉄鋼機械輸送関係）の移転計画をし，その用地買収（約28ha）を開始し公害防止事業団に事業調査を委託，一部用地造成にも着手した。
- 1981年（昭和56年）地方港湾審議会（第5回）において，幸田，中浦，東仲浜，答島の軽易な変更が承認された。
幸田地区・・・広浦鉱業の専用埠頭
中浦地区・・・臨港道路計画の変更に伴う諸施設
東仲浜，答島地区・・・漁船等の小型船だまり施設
- 1982年（昭和57年7月）阿南市橘湾における石炭火力発電所の立地に関し，電源開発(株)から県及び阿南市に対し，予備調査結果報告及び環境影響調査実施申し入れがなされ，電源開発(株)は昭和58年夏から環境影響調査を実施した。
- 1989年（平成元年7月）港湾審議会第128回計画部会において，大湊地区には公共埠頭，マリーナ，緑地の整備，小勝，後戸地区には電力供給用のエネルギー基地としての港湾機能の整備等を基本構想とした港湾計画の改訂を行った。

- 1991年（平成3年）第8次港湾整備5カ年計画により、大湊地区公共岸壁（－5.5 M）2バースの建設に着手した。
- 1993年（平成5年6月）四国電力(株)・電源開発(株)から県・阿南市に橘湾石炭火力発電所建設（出力280万kw，運転開始予定H12.7）の申し入れがあり，環境影響調査書が7月から1ヶ月間，阿南市及び周辺市町において公開縦覧された。
- 1993年（平成5年12月）電源調整審議会を経て橘湾石炭火力発電所計画は，国の電源開発基本計画に組み入れられた。
- 石炭火力発電所の立地と相まって，県南地域振興及び地域環境整備の観点から，港湾審議会第148回計画部会（一部変更）において，石炭火力発電所に隣接して，公共用地及び廃棄物処分用地の計画が承認された。
- 1994年（平成6年5月）四国電力(株)・電源開発(株)から県に橘湾石炭火力発電所用地の埋立申請書が提出され，3週間の縦覧の後，阿南市長，知事意見を添えて，8月運輸省へ許可申請がなされた。
- 1995年（平成7年）小勝・後戸地区に橘湾石炭火力発電所（出力280万KW）の立地が決定され，平成7年2月から電源開発(株)，四国電力(株)が土地造成工事に着手した。
- 1996年（平成8年6月）石炭火力発電所に隣接したエリアにおいて橘湾の持つ自然と石炭火電立地のメリットを生かし，物流の場と人々の交流機能を生み出す複合的な港湾空間を創造する目的で，小勝・後戸地区公共用地の整備に着手した。
- 2000年（平成12年12月）橘湾石炭火力発電所が全面運転を開始した。

(2)海上出入貨物屯数

年次	計	内 訳	
		輸移出	輸移入
平成13年	8,765,077	1,202,958	7,562,119
14年	8,126,002	1,007,239	7,118,763
15年	9,536,440	1,238,789	8,297,651
16年	9,434,768	1,156,500	8,278,268
17年	10,477,466	1,090,572	9,386,894
18年	9,106,298	1,108,593	7,997,705
19年	9,905,009	1,166,892	8,738,117
20年	9,263,647	1,187,061	8,076,586
21年	7,648,235	864,356	6,783,879
22年	8,728,587	1,054,372	7,674,215

(3)現況

本港は県東部に位置し，港湾そのものの立地条件が良好で港内の水深が深く，また台風時期の南東の風波から岬によって守られた安全な状態にあり，徳島地区新産業都市の南の拠点となっている。

この好立地条件のもとに背後企業が立地し，石炭の輸入をはじめ，化学工業品等の移入や，鉱産品、石炭灰等の輸出・移出などが主に行われている。

また、平成22年には、取扱貨物量8,729千トン（うち外貨貨物7,064千トン）となっている。

一方，港湾施設の整備も進み，平成23年3月現在，公共係留施設として（－4.5M未満）物揚場1，929M，（－4.5M）岸壁180m，（－5.0M）岸壁60m，（－5.5M）岸

壁360m, (-5.5M)耐震岸壁100mを,専用施設として(-5.0M~-7.0M) 栈橋10バース,(-11.0M)栈橋200mを有している。

7. 消防力の状況

(1) 公設

平成25年4月1日現在

		単位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計
署・所・団・分団数			1 署, 2 所	1 団, 1 4 分団	
署・団員数		人	103	1, 457	1, 560
3 点セッ ト	大型化学消防車	台	1		1
	大型高所放水車	〃	1		1
	泡原液搬送車	〃	1		1
化学消防 車	3, 000 ㍓ / 分以上	〃			
	2, 000 ㍓ / 分～3, 000 ㍓ / 分	〃			
	1, 500 ㍓ / 分～2, 000 ㍓ / 分	〃	1		1
	1, 500 ㍓ / 分未満	〃			
	粉末型	〃			
計		〃	1		1
はしご付消防自動車		〃			
ポンプ車	普通	〃	6	37	43
	水槽付	〃	1	2	3
	計	〃	7	39	46
小型動力ポンプ		〃	1	33	34
その他の 消防用車	指揮車	〃	1		1
	資機材搬送車	〃	1		1
	救助工作車	〃	1		1
救急用自動車		〃	4		4
泡放射 銃・砲	3, 000 ㍓ / 分以上	〃	2		
	800 ㍓ / 分～3, 000 ㍓ / 分	〃	1		
	400 ㍓ / 分～ 800 ㍓ / 分	〃			
	400 ㍓ / 分未満	〃			
計		〃			
空気・酸素呼吸器		台	(空) 28		(空) 24
携帯ガス検知機		台	5		5
耐熱防火服		着	7		7
消 火化 薬学 剤車 移積 動載 可分 能含	タンパク質系泡原液(3%型換算)	㍓	6, 200		6, 200
	耐アルコール用泡原液 (〃)	〃			
	界面活性剤	〃	120		120
	水性膜泡	〃	500		500
	ライトウォーター	〃			
	計	〃	6, 820		6, 820
粉末薬剤		kg			
オイルフェンス	移動可能	m	20×2		20×2
	固定	〃			
	計	〃	40		40

			単位	阿南市消防本部	阿南市消防団	計
油 処理剤	油処理剤	沈降型	ℓ			
		乳化分散型	〃			
		計	〃			
	吸着剤		kg			
その他 資機材	吸着マット		kg	100		100

(2) 関係企業（特定事業所）

平成25年4月1日現在

		単位	四国電力	新日本電工	計
従業員総数		人	91	226	317
自衛防 災組織	防災要員総数	〃	28	12	40
	専任要員数	〃	12		12
	兼任要員数	〃	16	12	28
	昼間出勤可能要員	〃	8	12	20
	夜間出勤可能要員	〃	8	10	18
3点セ ット	大型化学自動車	台	1		1
	大型高所放水車	〃	1		1
	泡原液搬送車	〃	1		1
化学 消防車	3,000ℓ/分 以上				
	2,000ℓ/分～3,000ℓ/分				
	1,500ℓ/分～2,000ℓ/分				
	1,500ℓ/分 未満				
	粉末型				
	計				
はしご付消防ポンプ車					
ポンプ 車	普通	〃			
	水槽付	〃			
	計	〃			
小型動力ポンプ		〃		2	2
その他 の消防 用車		〃			
		〃			
救急用自動車		台			
泡放射 銃・砲	3,000ℓ/分以上	〃	1		1
	800ℓ/分～3,000ℓ/分	〃			
	400ℓ/分～800ℓ/分	〃			
	400ℓ/分未満	〃			
	計	〃	1		1
空気・酸素呼吸器		台	(空)12	(空)18	(空)30
携帯ガス検知機		台	8		8
耐熱防火服		着	5		5

		単位	四国電力	新日本電工	計	
消 火化 薬学 剤車 移積 動載 可分 能含	タンパク質系泡原液(3%型換算)	ℓ	12,000		12,000	
	耐アルコール用泡原液(〃)	〃				
	界面活性剤	高発泡型	〃			
		低発泡型	〃			
		高低両型	〃			
	ライトウォーター	〃				
計	〃	12,000		12,000		
粉末薬剤	kg					
消 火固 薬定 剤消 移火 動設 可備 能用	タンパク質系泡原液(3%型換算)	ℓ	5,640	1,200	6,840	
	耐アルコール用泡原液(〃)	〃				
	界面活性剤	高発砲型	〃			
		低発泡型	〃			
		高低両型	〃			
	ライトウォーター	〃				
計	〃	5,640	1,200	6,840		
粉末薬剤	kg	1,200		1,200		
消 防 水 利	消火栓	基	水 37 泡 27	75 2	112 39	
	貯水槽等 容量 基数	m3基	3,500 2	2,500 5	6,000 7	
オイルフェンス	移動可能	m	1,800	600	2,400	
	固定	〃				
	計	〃	1,800	600	2,400	
オイルフェンス展張船		隻	1	1	2	
油 処 理 剤	油処理剤	沈降型	ℓ			
		乳化分散型	〃	396	1,000	1,396
		計	〃	396	1,000	1,396
	吸着剤	kg	2,006	100	3,106	

四国電力株式会社

種	別	タンクNo.	容 量	構 造	総 延 長	高 さ
特 定 防 災 施 設	流 出 油 防 止 提	1 群	1. 2. 3. 4. 5	鉄筋コンクリ ート及び盛土防止 提	1,875 m	0.8 m
		2 群	6. 7. 8. 9 10. 11. 12			
消 火 用 屋 外 給 水 施 設 等	配管総延長	2,556 m	消火栓の 個 数	配 管 径	容 量	
			26個	SGP 400A 最高 SGP 200A	吐出量 20,000 ℓ/min 2 台	

(3) 徳島県

ア 危機管理部

種 類	数 量	型 式	保 管 場 所
消 火 薬 剤	3,600 ℓ	ｶﾞﾌﾞﾌﾞﾌﾞﾌﾞF610-AT AGFF・ｸﾞﾞﾞﾞﾞﾞ泡型	徳島市防災倉庫(徳島市昭和町8丁目23-12) 倉庫管理者 徳島市消防局 088-656-1192
	1,800 ℓ	ｶﾞﾌﾞﾌﾞﾌﾞﾌﾞF610-AT AGFF・ｸﾞﾞﾞﾞﾞﾞ泡型	橋湾オイルフェンス等備蓄倉庫 (阿南市橘町大字豊浜36-5) 倉庫管理者：南部総合県民局 県土整備部<阿南庁舎>施設管理担当0884-24-4232

イ 南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎>

種 類	数 量	型 式	保 管 場 所
油 吸 着 剤	405kg	ﾚｯﾓｯﾄ101 (3,070枚)	橋湾オイルフェンス等備蓄倉庫 (阿南市橘町大字豊浜36-5) 南部総合県民局県土整備部<阿南庁舎> 施設管理担当0884-24-4232
オイルフェンス	1,600 m	ﾌﾞﾙｰｼｰB-OF-11 (1,300m) ﾅｽｺE4A (300m)	

(4) 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所

区分	船名	設備内容	備考
海面清掃 兼油回収船	t みずき 154	油回収機 放水銃 油吸着マット 油処理剤(乳化剤・凝固剤)	油回収機 回収能力： 50□/h(油水量)

(5) 海上保安庁徳島海上保安部

平成25年2月1日現在

区分	設備内容
巡視船等	船名 t よしの 358 びざん 209 うずかぜ 24 あしび 26
	高圧放水銃 1 可搬式消防ポンプ 1
	高圧放水銃 1 可搬式消防ポンプ 1
	放水銃 1 可搬式消防ポンプ 1
	放水銃 1(美波分室) 可搬式消防ポンプ 2
消火薬剤	880 ℓ (徳島)
油処理剤	2,250 ℓ (徳島)
	338 ℓ (美波)
その他	吸着マット120kg(徳島) 117kg(美波)

(6) 特別防災区域周辺の漁業協同組合

平成25年4月1日現在

機関名	油防除資機材保有量等			備考
	油処理剤（乳化剤）	油吸着剤	ひしゃく等	
阿南中央漁業協同組合				
橘町漁業協同組合		品名：タフネルオイル [®] ロッター 保有量：400枚 保管場所：橘町豊浜10		
椿泊漁業協同組合	品名：シークルH800 保有量：2缶40ℓ 保管場所： とまり協同給油所	品名：タフネルオイル [®] ロッター 保有量：350枚 保管場所： とまり協同給油所	ひしゃく (1.8m) 3本 保管場所： 同左	
阿南漁業協同組合				

※：（ ）内は，自主運搬の可否

※：資料は徳島県排出油防除協議会資料集より抜粋

第2章 防災組織

第1節 組織

特別防災区域の防災組織としては、防災の第一次的責任を有する企業自らの自衛防災組織等と、公設消防機関を中心とする行政機関の防災組織がある。

更に、防災に関し総合的な計画の作成及び災害が発生した場合国、県、市、町、企業、その他防災関係機関の総合的な連絡調整を図る徳島県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）があり、また、緊急に統一的な防災活動を実施するため特別の必要がある場合には、徳島県石油コンビナート等現地防災本部（以下「現地防災本部」という。）を置く。

防災本部を構成する防災関係機関及び関係企業等は次のとおりである。

1. 特定地方行政機関

四国管区警察局
四国経済産業局
中国四国産業保安監督部四国支部
四国地方整備局徳島河川国道事務所
四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
徳島海上保安部
徳島労働局

2. 自衛隊

陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊

3. 県警察本部

4. 県

危機管理部
政策創造部
経営戦略部
県民環境部
保健福祉部
商工労働観光部
農林水産部
県土整備部
南部総合県民局
企業局
病院局

5. 阿南市

6. 阿南市消防本部

7. 関係企業

四国電力株式会社阿南発電所
新日本電工株式会社徳島工場

8. その他

県教育委員会
日本放送協会徳島放送局
四国放送株式会社
徳島新聞社
西日本電信電話株式会社徳島支店
日本赤十字社徳島県支部
徳島県医師会（阿南市医師会）

第2節 防災業務の大綱

1. 防災本部

(1) 設置

防災本部が常設されており、平時の事務は事務局（県危機管理部）が行う。本部長（知事）は、必要があると認めるときは、本部員を招集し、防災本部の会議を開く。

(2) 設置場所

県庁とする。ただし、災害の状況に応じて、本部長が指定する場所を防災本部とすることができる。

(3) 廃止

常設機関であるため該当しない。

(4) 組織

ア 防災本部の本部長は知事とする。知事に事故ある時は、県政策監、県危機管理部長の順位により、その職務を代理する。

イ 防災本部の本部員は、法28条第5項各号の規定に基づき、次の機関の者を充てる。

(ア) 特定地方行政機関（第1号該当）

四国管区警察局、徳島労働局、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、徳島海上保安本部

(イ) 陸上自衛隊（第2号該当）

陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊

(ウ) 県警察本部（第3号該当）

(エ) 県（第4号該当）

(オ) 阿南市（第5号該当）

(カ) 阿南市消防本部（第7号該当）

(キ) 特定事業者（第8号該当）

四国電力株式会社阿南発電所

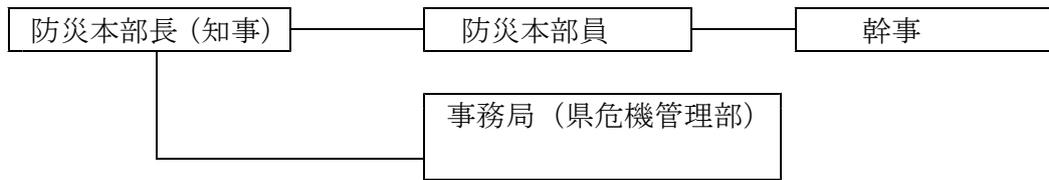
(ク) その他（第9号該当）

四国経済産業局、県（教育委員会）、日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社、一般社団法人徳島新聞社、西日本電信電話株式会社徳島支店、日本赤十字社徳島県支部、一般社団法人徳島県医師会（阿南市医師会）

ウ 防災本部に幹事を置く。幹事は、本部員の属する機関または特定事業所の職員のうちか

ら知事が任命する。

エ 防災本部の組織図は、次のとおりである。



(5) 所掌事務

防災本部は次の事務を所掌する。

- ア 石油コンビナート等防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- イ 防災に関する調査研究を推進すること。
- ウ 防災に関する情報を収集し、これを関係者に伝達すること。
- エ 災害が発生した場合において、県、特定地方行政機関、阿南市、関係公共機関、公共的団体、特定事業者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと。
- オ 現地防災本部に対して、災害応急対策の実施に関し必要な指示を行うこと。
- カ 災害が発生した場合において、国の行政機関及び他の都道府県との連絡を行うこと。
- キ その他特別防災区域に係る防災に関する重要な事項の実施を推進すること。
- ク 現地本部及び現地調整所の設置に関すること。

2. 現地防災本部

(1) 設置

本部長は、特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると防災本部長が認めるときは阿南市長、阿南市消防本部消防長又は徳島海上保安部長の意見を聞いて設置する。

(2) 設置場所

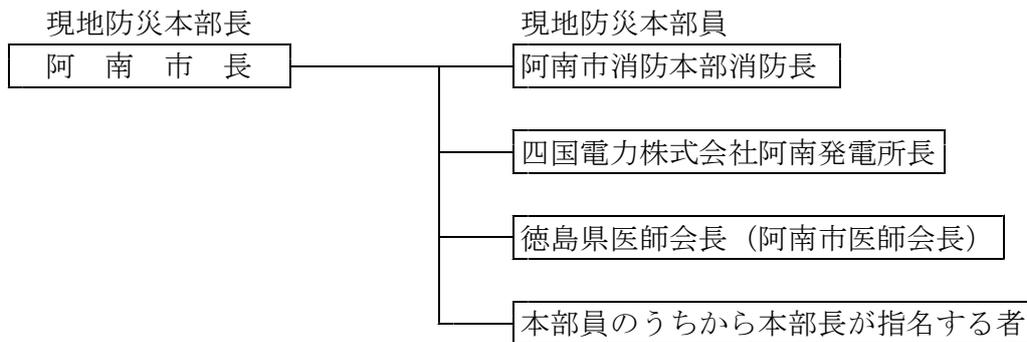
阿南市役所とする。ただし、災害の状況に応じて、本部長が指定する場所を現地防災本部とする事ができる。

(3) 廃止

本部長は災害の拡大するおそれがなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは現地防災本部長の意見を聞いて廃止する。

(4) 組織

- ア 現地防災本部長は、阿南市長とする。阿南市長に事故ある時は、阿南市地域防災計画に定める災害対策本部長の代行順位を準用し、代行者がその職務を代理する。
- イ 現地防災本部員は、次の者を充てる。
阿南市消防本部消防長、四国電力株式会社阿南発電所長、徳島県医師会長（阿南市医師会長）、その他本部員のうち本部長が指名する者とする。ただし、本部員が防災活動に専念するため等の理由により出席が困難な場合は、当該本部員が代理の者を指名する。
- ウ 現地防災本部の組織図は、次のとおりである。



(5) 所掌事務

- ア 災害状況を把握すること。
- イ 関係機関の活動状況を把握すること。
- ウ 関係機関が実施する災害応急対策に係る連絡調整を図ること。
- エ 災害状況等を防災本部に報告すること。
- オ 現地調整所との調整に関すること。
- カ その他防災本部が指示すること。

3 現地調整所

(1) 設置

本部長（知事）は、自らが必要があると認めるとき、または関係機関から要請があったときは、現地調整所を設置する。

(2) 設置場所

災害が発生した特定事業所内とする。設置の具体的な場所については、消防機関等の意見を聞いて決定する。ただし、災害の状況に応じて、特定事業所の周辺等を現地調整所とすることができる。

(3) 廃止

本部長は、災害の拡大するおそれなくなり、災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは現地防災本部長及び消防機関の意見を聞いて廃止する。

(4) 組織

現地調整所は、県、阿南市、阿南市消防本部、県警察本部、徳島海上保安部、四国電力（株）阿南発電所、新日本電工（株）徳島工場で構成する。ただし、防災本部の判断により追加、変更することができる。

(5) 所掌事務

現地調整所は、次の事務を所掌する。

- ア 現地における情報収集及び伝達に関すること
- イ 構成機関相互の連絡調整に関すること

4. 特定地方行政機関

特定地方行政機関は、自ら又は他の防災機関と協同で、特別防災区域の防災対策を実施するとともに自衛隊、特定地方行政機関、県、県警察本部、阿南市及び関係企業の業務が円滑に行われるよう必要な協力、指導、助言を行うものとし、次の業務を担当する。

(1) 四国管区警察局

- ア 災害発生時における警察官の応援派遣、災害装備資機材の支援に関する事項
- イ 災害状況の調査、災害情報の収集に関する事項

ウ 災害発生時における警察通信に関する事項

(2) 四国経済産業局

- ア 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保に関すること
- イ 被災中小企業者の情報収集及び事業再建に必要な措置に関すること

(3) 中国四国産業保安監督部四国支部

- ア 関係企業の保安対策の監督指導に関すること
- イ 高圧ガス及び電気施設の保安管理の点検指導に関すること
- ウ 事業所の新設等の届出に係る現地調査及び工事完了後の確認に関すること
- エ 特定事業所に対する立入検査に関すること

(4) 四国地方整備局徳島河川国道事務所

- ア 公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- イ 被災公共土木施設の整備と防災管理に関する事項
- ウ 国道の維持管理に関する事項

(5) 四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所

- ア 港湾施設の整備と防災管理に関する事項
- イ 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策及びその指導に関する事項
- ウ 海上の流出油に対する防除措置に関する事項
- エ 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関する事項

(6) 徳島海上保安部

- ア 海上の油火災、流出油等の海上消防及び防除の実施並びに指導に関する事項
- イ 航行船舶及び在港船舶の安全確保に関する事項

(7) 徳島労働局

事業場における労働災害の防止に関する事項

5. 自衛隊

災害派遣出動による救助活動

6. 県警察本部

県警察本部は、治安の維持と住民の安全を図るため次の警備措置を講ずる。

- ア 災害情報の収集並びに広報に関する事項
- イ 人命救助に関する事項
- ウ 避難措置に関する事項
- エ 犯罪の予防に関する事項
- オ 交通秩序の確保に関する事項

7. 県

県は、防災機関及び関係企業の協力を得て、特別防災区域の防災計画の実施を推進するとともに、防災対策が有効かつ適切に行われるように阿南市及び関係企業に対し、指導、助言、その他必要な措置を講ずるものとし、次の業務を担当する。

- ア 災害情報の収集伝達に関する事項
- イ 自衛隊災害派遣の要請に関する事項
- ウ 消防庁への応援要請に関する事項
- エ 応援体制の総合調整に関する事項
- オ 防災資機材の整備に関する事項
- カ 危険物の規制の指導に関する事項
- キ 高圧ガス保安管理の指導監督に関する事項
- ク 高圧ガスの保安教育訓練の徹底及び指導に関する事項

8. 阿南市、阿南市消防本部

阿南市及び阿南市消防本部は防災関係機関並びに関係企業の協力を得て、ここに定める防災計画に基づきこれを実施するとともに関係企業に対し指示指導その他必要な措置を講ずるものとし、次の業務を担当する。

- ア 災害情報の収集伝達に関する事項
- イ 地域住民の避難措置に関する事項
- ウ 危険物及び高圧ガス火災の防御に関する事項
- エ 防災資機材の整備に関する事項
- オ 危険物の規制及び指導監督に関する事項
- カ 係留船舶の火災の防御及び漏油の拡散防止に関する事項
- キ 関係企業の自衛防災組織の育成指導に関する事項

9. 関係企業

関係企業は、法令並びに県及び阿南市の防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たすとともに防災に寄与するように努めなければならない。

また、特定事業所は、自衛防災組織、災害の予防及び応急対策についての防災規程を定め、防災体制を確立し、自主的に防災に努めるとともに他の企業と連携して防災対策を実施する。

(1) 事業所別自衛防災組織の編成

(防災規程・・・・資料12、13を参照)

(2) 自衛防災組織の業務

自衛防災組織は、特定事業所の総合的な防災組織である。その業務は特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務のすべてである。

また、特定事業所における「災害」とは、石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第2条第3号に規定するように、特定事業所におけるすべての災害を意味し、特定の種類の災害に限られるものではない。

防災組織の整備にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 組織の編成及び所掌事務を明らかにする。
- イ 責任体制、指揮命令系統を明確にし、要員を適正に配置する。
- ウ 夜間、休日等の連絡出動体制に留意する。
- エ 事故災害等の様態に応じた応急措置を定めておく。
- オ 従業員等に周知徹底する。

10. その他

日本放送協会徳島放送局、四国放送株式会社は、災害の様態に応じ適宜、適切な災害広報を実施するものとし、災害時又は災害の発生が予想される場合に県、その他関係防災機関からの災害の通報事項に対しては、臨機の措置を講じて一般に周知徹底を図る。

第3章 災害予防計画

第1節 危険物等災害予防計画

この計画は、特別防災区域における災害の発生を未然に防止するための予防計画となる。

1. 実施機関

(1) 防災関係機関

次の防災機関は、関係企業に対し必要な指導監督を行う。

- ア 特定地方行政機関 四国管区警察局
徳島労働局
中国四国産業保安監督部四国支部
四国地方整備局徳島河川国道事務所
四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
徳島海上保安部

- イ 国の地方行政機関 四国経済産業局
- ウ 県
- エ 阿南市
- オ 阿南市消防本部

(2) 関係企業

関係企業は、第一次災害予防責任者として危険物、毒劇物及び高圧ガスの製造所の設備、貯蔵取扱い資機材の整備並びに輸送等のすべての点において十分な安全対策を講ずる。

2. 災害予防の基本的事項

(1) 予防査察等指導監督の強化

防災関係機関は、保安対策上必要な保安点検のため企業に対し立入り検査などを行い、保安対策の指導監督を行う。

- ア 中国四国産業保安監督部四国支部
高圧ガス施設の保安管理の点検指導等を行い、保安対策の指導監督を徹底する。

- イ 徳島労働局
労働災害防止について監督指導を行う。

- ウ 徳島海上保安部
港内における船舶の航行の安全を図るとともに危険物の荷役に関し、必要な防災資機材の整備並びに荷役時における保安体制について指導監督を行う。

- エ 県危機管理部
消防機関の行う危険物施設の許可及び予防査察等について指導又は助言を行う。

- オ 県南部総合県民局
高圧ガス製造所・貯蔵所及び消費施設等の保安管理について指導監督を行う。

- カ 阿南市消防本部
消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める基準に適合した状態を維持するように指導し、又は必要な指示勧告を行う。

(2) 公設消防力の強化

- ア 消防力の整備方針（平成12年消防庁告示第1号）により、消防施設の整備増強に努める。
- イ 消火薬剤の備蓄
県、阿南市は、化学消火薬剤を備蓄する。

(3) 関係企業の自主点検の徹底及び保安体制の強化

- ア 自主点検の徹底
特定事業者は、危険物保安監督者、危険物保安員、毒劇物取扱責任者、高圧ガス製造保安統括者、主任技術者、総括安全衛生管理者等災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うものを選任し、防災規程を定め、日常の点検計画に従い、自主点検を徹底して行う。
- イ 保安体制の強化
特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災管理者を選任し、防災規程を作成し教育訓練を行い、防災活動に必要な資機材を整備し、保安体制の強化を図る。

(4) 関係企業の協力体制の確立

危険物及び高圧ガスの火災等による災害の場合は、その性質から特に初期鎮圧が必要とされるので、阿南地区特別防災区域協議会設置の目的に沿い、有事における協力体制を確立する。

(5) 労働安全衛生の確保と安全意識の高揚

危険物、毒劇物及び高圧ガス製造所等の各施設について、下請業者を使用する事業所においては、下請業者も含めた作業監督制度を確立し適確な作業指示監督を行うとともに、あらゆる機会をとらえて従業員に対し、安全衛生意識の高揚を図る。

(6) 危険物等の安全輸送の確保

輸送機関は、安全輸送について次のような対策を講ずる。

- ア 危険物、毒劇物及び高圧ガス等輸送車両の運転の安全確保
- イ 危険物、毒劇物及び高圧ガス等の積載方法の安全確保
- ウ 危険物、毒劇物及び高圧ガス等荷役の安全確保

(7) 特定事業所等における防災規程

特定事業者は、法第18条の規程に基づき、次に掲げる事項を定めた防災規程を定めなければならない。

- ア 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関すること。
- イ 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- ウ 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関すること。
- エ 自衛防災組織の編成に関すること。
- オ 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- カ 自衛防災組織の防災訓練の実施に関すること。
- キ 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
- ク 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関すること。
- ケ 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の総

括管理者の消防機関への通報に関すること。

- コ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関すること。
- サ 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- シ 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
- ス 災害の現場において市町村長又はその委任を受けた市町村の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。
- セ 防災規程に違反した防火管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。
- ソ 事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項。

(8) 異常現象に係る通報体制の確保

特定事業者は、異常現象の通報等を適切に行うため、次の事項に留意する。

- ア 通報と応急措置の役割分担を明確にし、両方の措置を確実に実施できる体制を確保する。
- イ 異常現象と認識した時点で必要な通報を行うことができる体制を確保する。
- ウ 従業員（協力会社等の従業員等を含む）が異常現象の判断に迷うことがないように、異常現象の通報に関する教育、訓練等の内容を充実させる。
- エ 通報の手順が複雑な場合等、迅速な通報が妨げられるおそれがある場合は、迅速な通報が行える体制を構築する。

(9) 事業所内における情報伝達体制の整備

特定事業者は、事業所内における情報伝達体制整備のため、次の事項に留意する。

- ア 事業所内の事故情報等の伝達が円滑かつ確実に行われるよう、情報伝達体制を整備し、防災規程への反映や、従業員等への教育を行う等、体制の整備に努める。
- イ 事故発生時におけるプラントの緊急停止について、作業手順や留意事項等、従業員等の安全確保に必要な情報について、従業員等への周知徹底を図る。

(10) 避難対策の整備

地震・津波の影響が著しく大きい場合には、予防対策による備えや、拡大防止策にも限界があると考えられることから、特定事業者は、関係事業所の従業員等の人命安全を最低限確保のための避難対策を検討し、防災規程や各種のマニュアル作成に努める。なお、自衛防災組織の安全確保のため配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ア 津波に関する影響（想定浸水深等）についてあらかじめ把握
- イ 避難場所、避難経路の確保
- ウ 事業所等における情報伝達手段の確保（多重化を含む）
- エ 安全装備及び教育訓練の充実
- オ 待避ルールの明確化
- カ 津波災害時の自衛防災組織の活動の明確化（施設の停止作業の最小化等）

3. 施設安全計画

(1) 危険物、高圧ガス関係

- ア 位置
- (ア) 民家等の距離

危険物及び高圧ガスの施設は、その施設の危険度に応じ、民家等との間に十分な距離

が必要である。万一災害が生じた場合に、自己施設以外に災害を拡大させないため、大規模危険物及び高圧ガス施設は、民家等の距離及びその施設の所在する周囲の地形を考慮し、その位置を選定する。

(イ) 企業内施設

企業内における施設の配置は、関係法令に定められているが、万一火災等の災害が発生した場合に被害を最小限に防止するために、施設相互間の保有空地を十分確保し、かつ消防活動に活用できる道路を設ける。

イ 構造

(ア) 貯蔵タンク等の基礎

不完全な基礎は、不等沈下の原因となり、その結果タンク等の変形、底板の裂傷、装置類又は付属配管等の損傷を招くことになるので十分な維持管理に努めること。

(イ) 貯蔵タンク等の構造

危険物及び高圧ガスタンクが地震等により火災となった場合は、消火鎮圧が最も困難であるのでタンクの弁配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分な維持管理に努めること。

(ウ) 防油堤、流出油等防止堤

防油堤、流出油防止堤は、貯蔵タンク内の危険物が漏洩した場合の拡散防止の施設であるので、容量、高さ、構造及び水抜口等について検討し、特に耐震性及び津波について考慮する。

ウ 設備

(ア) 消火設備

消火設備は、消防法等関係法令に定められているが、特に、危険性を考慮し十分な設備とする。また、消防用水を十分確保し、消火栓、用水池を適正配置するとともに、常時使用できるよう維持管理に努めること。

(イ) 電気設備

電気設備は、消防法等関係法令に定める安全基準を遵守し、故障又は停電の場合の予備電源を確保する。

(ウ) 警報設備

危険物設備は、出火防止とともに延焼拡大防止体制を確立することが最も重要なことであり、従って内部の異常事態を早期に把握するために必要な自動警報装置及び事故発生の早期発見を目的としたガス検知器、煙感知器、熱感知器等の設置を法令の基準にとられることなく必要箇所に設置する。

(2) 毒劇物関係

ア 毒物又は劇物に関する（以下「毒・劇物」という）の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。

(ア) コンクリート、板張り又はこれに準じる構造とする等、その外に毒・劇物が飛散し、漏れ、しみ出し、若しくは流れだし、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

(イ) 毒・劇物を含有する粉塵、蒸気、排水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

(ウ) 特定化学設備（特定化学物質等障害予防規則第13条による塩素アンモニア等の設備）について著しい腐食による漏洩を防止するため腐食しにくい材料で造り、内張を施す等の措置を講ずる。

イ 毒劇物の貯蔵量等は、次に定めるところに適合するものであること。

(ア) 毒・劇物とその他のものとを区別して貯蔵できるものであること。

(イ) 毒・劇物を貯蔵できるタンク、ドラム缶、その他の容器は毒劇物が飛散し、漏れ又はしみ

出るおそれのないものであること。

- (ウ)貯水池その他容器を用いないで毒・劇物を貯蔵する設備は、毒・劇物が飛散し、地下にしみ込む又は流れ出るおそれがないものであること。
- (エ)毒・劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りではない。
- (オ)毒・劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときはその周囲に、堅固な柵が設けてあること。
- ウ 毒・劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- エ 毒・劇物の運搬用具は、毒・劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- オ 毒・劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

4. 災害予防計画

(1)危険物関係

ア 漏洩に対する安全対策

(ア)付帯設備の設置

危険物製造所等において危険物を取り扱う機械器具その他の設備には、危険物の漏洩を防止するための付帯設備（液位計、安全弁、通気口、警報機、予備槽、油溜桝等）を設ける。

(イ)配管の取り付け位置

危険物製造所等の配管は、原則として地上配管とし、危険物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ウ)防油堤等の設置

危険物製造所等から危険物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防油堤を設け、さらに漏洩した危険物を除去するため吸引ポンプ、吸着マットその他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

イ 爆発又は火災に関する安全対策

(ア)静電気の蓄積防止

湿度が低い気温条件のもとで、危険物を取り扱う場合には、静電気が容易に発生蓄積され、これが原因で爆発火災を起こすことがあるので、設備等には接地、除電剤の使用、湿気の付与、点火源となるおそれのない除電装置の使用、その他静電気を除去するための装置を講ずる。

(イ)危険物の性状の把握

危険物の性状、特に引火点、爆発範囲、着火温度、沸点及び蒸気密度等を把握して、危険物を取扱い、爆発又は火災の発生を防止する。

(ウ)火源に対する注意とガス検知

火源の発生原因となる電気設備又は加熱装置等のある場所において危険物を取り扱うときは、これらの設備又は装置等の点検整備に努め、かつ、ガス検知器を用いてガス濃度の測定を行い、爆発又は火災の危険防止を図る。

ウ 運搬に対する安全対策

輸送方法

タンクローリー等で危険物を輸送する場合には、輸送開始前に底弁、その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を十分に行い、著しく摩擦又は動揺を起こさないよう注意する。また、ドラム缶等法令に定められている容器に収納した危険物を

運搬する場合も、摩擦又は動揺を避ける。

(2) 高圧ガス関係

ア 破裂に対する安全対策

(ア) 設計基準の確保

高圧ガス設備は常用の圧力の2倍以上の圧力で、降伏を起こさない肉厚を有し、さらに常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したものを使用する。

(イ) 安全装置の確実性

装置内における異常反応等により許容圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに許容圧力以下にもどさせる安全弁等の安全装置を設置し、確実に作動するよう常に管理するとともに、必要な箇所に圧力計を設ける。

(ウ) 冷却装置の設置（可燃ガス・毒性ガス）

貯槽内の温度上昇を防止するため、冷却用散水装置を設け、付近の火災等による危険を防止する。

(エ) 腐食の防止

装置（配管を含む）の腐食は、強度を弱め、破裂の原因になるので、腐食を防止するため、塗装等の措置を講じ、肉厚測定等により、腐食の状況を監視する。

イ 爆発に対する安全対策

(ア) ガス管理

爆発に対する防止対策の一つとして、爆発範囲のガスを作らないようにするために十分な保安管理を行う。

(イ) 安全装置

貯槽に取り付けた配管（ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるもの）に限り、かつ、貯槽と配管の接合部を含む）には、貯槽から5メートル以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、受払い時におけるガス大量噴出を防止する。また、安全弁にはガスを装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

(ウ) 漏洩ガスの検知

高圧ガスの爆発事故では、装置（配管を含む）外に漏洩したガスに引火爆発する例が非常に多いので、漏洩を検知し、かつ、警報をだすための設備を設ける。又、頻繁なパトロールによる早期発見が必要であるので、監視体制を確立する。

(エ) 換気

可燃性ガス施設は、通風の良い場所に設置し、ガスが漏洩した場合でも滞留しないような構造とする。

(オ) 障壁等

民家等に対して高圧ガス設備が近接している場合には、障壁等を設けてこれを保護する。この場合、通風、換気に注意するとともに爆発で生ずる衝撃等に耐えうる強度を確保する。

ウ 中毒に対する措置

(ア) 漏洩防止

毒性ガスの取扱いにあたっては、まず、漏洩の防止を図り、漏洩のおそれのある装置には、管理を厳重にし、かつ、漏洩検知警報設備により常に検知を行う。

(イ) 除害装置

毒性ガスの漏洩及び安全弁の作動による放出は極めて危険であるので、この場合、除害剤散布等により処理する。

(ウ) 資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の整備を行う。

エ 運搬に対する安全対策

(ア)積載方法

- a 容器等に液化ガスを充填するときは、内容量の90パーセントを超えて充填しない。
- b 容器のバルブ、液面計、その他付属品が突出したのものには固定式プロテクター又はキャップその他の損傷防止の措置を施すとともに、転倒転落しないような措置をする。

(イ)輸送方法

- a 容器等は、温度が常に40度以下に保たれるように措置し、車両には警戒標を掲げるとともに、防災資機材及び工具並びに粉末消火器等を積載する。
- b 高圧ガスを移動する場合は移動中の災害防止に必要な事項を記載したイエローカードを運転者が携帯する。
- c 法で規定する数量以上の高圧ガスを移動する場合には、高圧ガス移動監視者を同乗させる。

(3)毒劇物関係

ア 漏洩に対する安全対策

(ア)付帯設備の設置

毒劇物貯蔵所等において毒劇物を取り扱う機械器具その他の設備には、毒劇物の漏洩を防止するための液位計、通気口、オーバーフロー管、予備槽、警報器等の付帯設備を設ける。

(イ)配管の取り付け位置

毒劇物貯蔵所の配管は原則として地上配管とし、毒劇物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ウ)防液堤等の設置

毒劇物貯蔵所から毒劇物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防液堤を設け、さらに漏洩した毒劇物を除去するため、吸引、吸着その他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

イ 中毒に対する安全対策

(ア)漏洩防止

毒劇物が漏洩した場合、毒性ガスが発生するものもあるので、漏洩のおそれがある装置には管理を厳重にし、かつ漏洩ガス検知器を十分に完備する等漏洩防止を図る。又、巡回監視を行い、早期発見に努める。

(イ)立入禁止の標示

所定の標識表示を設置し、取扱いの周囲には柵を設け、係員以外の立ち入りを禁止する。

(ウ)中和装置

毒性ガスの漏洩や安全弁の開放による放出は極めて危険であるのでこの場合、中和措置に誘導する方法により措置する。

(エ)資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の応急対策用の資機材を整備する。

ウ 毒劇物その他の安全対策

(ア)腐食防止

毒劇物貯蔵所等のタンク、配管、機器の腐食は強度を弱め漏洩の原因になるので腐食防止の塗装などの措置を講じ、肉厚測定などにより腐食の状況を監視する。

(イ)漏洩防止

毒劇物貯蔵所等には、漏洩液を堰止めるための土のうを準備して置く。又、ガス発生を防止し、流下防止などのため乾燥砂を設置する。

エ 毒劇物の輸送の安全対策

- (ア) 毒劇物の移送開始には、自動車、その他必要機器の点検はもとより、事故時の応急措置の方法（毒劇物の名称、漏洩時・出火時・暴露・接触時の応急措置、その他注意事項）を記載したイエローカード等の書類の装備、保護具の装着を点検し、それらが確認されたことを記録しておくこと。
- (イ) 気体若しくは液体の毒劇物（政令で定められた塩酸他22品目）を一回5,000kg以上運搬する場合には、車両には「毒」の標識を掲げ、保護具を備え、一定距離以上の走行をする時は、交代運転手又は助手を同乗させること。なお、交代運転手等の同乗が必要な場合は、ひとりの運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転を中断することなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合または、ひとりの運転者による運転時間が、1日あたり9時間を超える場合とする。
- (ウ) 気体若しくは液体の毒劇物を小型運搬容器に収納して、一回5,000kg以上運搬する場合には(ロ)の標識を掲げ保護具を備えること。
- (エ) 毒劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合、当該運送を委託する場合はあらかじめ、当該毒劇物の名称、成分、含量及び数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書類を運送人に交付すること。
- (オ) 毒劇物の小型運搬容器は収納口を上方に向け、積み重ねの高さは3メートル以下にし、当該毒劇物容器以外の容器を積み重ねる場合は、当該毒劇物容器を3メートルの高さにしてかかる荷重以下とすること。
- (カ) 毒劇物の小型運搬容器が落下し、転倒し、又は破損することがないように積載するとともに、著しく動揺又は摩擦を起こさないように運搬すること。なお、積載装置を備える車両で運搬する場合は、その長さ又は幅を超えないように積載すること。
- (キ) タンクローリーは、運転中みだりに停車したりせず、走行速度を守り、毒劇物の安全輸送に徹底すること。万一急カーブ、急停車などを行っても転倒事故等を起こさないよう仕切板の入ったタンクローリーで運搬すること。
- (ク) 漏洩の場合の初期対策に備え、保護具として防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、保護衣、その他応急措置用具を2人以上携帯し、所管署（消防、警察、保健所）、事務所に連絡できるように無線機等も携帯しておくこと。

5. 地震・津波への対策

(1) 地震対策

地震対策については、2つのレベルの地震の想定に対し、それぞれ次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 発生頻度の高い地震

この地震に対しては、防災上必要な施設・資機材等の機能が維持されるよう努める。

イ 甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震

この地震に対しては、上記イの機能が維持されなくてもやむを得ないが、応急措置または代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復できるよう努める。

(2) 津波対策

ア 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

この津波に対しては、大津波警報等が解除され、瓦礫や汚泥等が除去され特定事業所に入ることが可能となった後、防災上必要な施設・資機材等を直ちに復旧できるよう、浸水

対策等の計画策定に努めるとともに、応急対策の準備に努める。

- イ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
この津波に対しては、応急措置または代替措置により、速やかに被害が発生する前と同程度の機能を回復できるよう努める。

第2節 海上災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る海上における災害予防について定める。

1. 実施機関

(1) 徳島海上保安部

- ア 危険物等の積載船舶に対する安全運航及び関係法令の厳守についての指導監督
- イ 危険物等の荷役時における安全対策の指導
- ウ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備取扱指導

(2) 県及び阿南市

- 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備促進

(3) 関係企業

- 災害予防責任者として消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の整備

2. 危険物等専用岸壁の安全確保と自主保全体制の強化

- (1) 関係企業は、危険物専用岸壁（栈橋）の安全について常に注意し、パイプライン等の設備について災害発生の危険防止に必要な点検を行う。
- (2) 危険物専用岸壁（栈橋）に消火栓を設け、又、油の漏洩に備えオイルフェンス、油処理剤等の整備強化を図る。

3. 危険物等の積載船の安全設備、保安体制の強化及び安全航行の励行

(1) 徳島海上保安部

- 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の指導取締りを行うとともに、災害防止に関し、必要な措置を講ずる。

(2) 関係企業

- 関係企業は、法令及び防災関係機関の指導要領を遵守するとともに自らも関係の危険物等の積載船舶の荷役、その他について監督又は指導し、災害の防止に努めるものとする。

第3節 資機材等の整備強化

1. 防災関係機関及び関係企業は、特別防災区域の災害防止に必要な設備、資機材を計画的に整備、拡充強化に努めるものとする。

消防力の基準（平成12年消防庁告示第1号）に基づく阿南市消防本部の消防施設及び資機材は次のとおりである。

	消防力の基準	整備年度	備考
大型高所放水車	1台	H12	
大型化学消防車	1台	H19	
泡原液搬送車	1台	H20	
泡消火薬剤	必要な数量		平成17年4月1日現在7,520ℓ

法第15条、第16条の規定により、特定事業所に設置を義務づけられる特定防災施設、防災資機材は次のとおりである。

	四国電力(株)	設置年度	新日本電工(株)	設置年度
流出油等防止堤		S52		
消火用屋外給水施設		S52		
非常通報設備	一式	済	一式	済
大型化学消防車	1台	S53		
大型高所放水車	1台	S53		
泡原液搬送車	1台	S53		
泡消火薬剤	11.16kl	S53		
可搬式泡水泡（毎分3,000ℓ以上）	1	S53		
耐熱服	1着	S53		
空気呼吸器又は酸素呼吸器	1	S53		
オイルフェンス	1,620m	済		
オイルフェンス展張船	1	S53		
大容量泡放射システム（※）	一式	H20		

※瀬戸内地区広域共同防災協議会にて共同で設置

2. 大容量泡放射システムの実効性確保

(1) システムの概要

ア 概況

直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに、石油コンビナート等災害防止法により配備が義務づけられるシステムで、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等で構成される。

イ 管理状況

徳島県、香川県、愛媛県、岡山県、及び兵庫県内の、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成された瀬戸内地区広域共同防災協議会により管理されており、コスモ石油（株）坂出製油所（香川県坂出市番の州緑町）に配備されている。

ウ 対象事業所

阿南地区特別防災区域におけるシステム配備対象のタンクは、四国電力(株)阿南発電所のNo. 4～No. 12タンクである。

(2) 輸送体制の確保

当該システムの輸送経路については、瀬戸内地区広域共同防災規程に定める輸送計画によることとされており、陸上輸送が想定されている。県は、輸送が円滑に行われるよう関係機関とあらかじめ調整を図り、輸送体制の整備に努める。

3. 地震・津波を想定した資機材等の対策

特定事業者は、防災上必要な施設・資機材等について、地震や津波による被害を想定した上で、高所保管や防水化等、可能な限り被害を受けにくい対策を講じるよう努める。

また、万一破損または被災した場合に代替となる手段をあらかじめ策定するよう努める。

第4節 防災教育訓練計画

この計画は、特別防災区域の災害の防止に必要な教育及び訓練について定める。

1. 防災教育

危険物、毒劇物及び高圧ガス等の貯蔵又は取扱の上の不注意が大災害をひき起こすおそれがあることに鑑み、取扱者に対する教育を徹底する。また、南海トラフ巨大地震に伴う地震動及び津波等の地震災害に関する防災教育を徹底する。

(1) 防災教育の実施機関及び教育項目

実施機関	教育項目
徳島海上保安部	海上及び船舶関係の安全教育 津波関係の防災教育
徳島労働局	事業場の労働者の安全衛生教育
中国四国産業保安監督部四国支部	高圧ガス関係の安全教育
県危機管理部	高圧ガス関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
県保健福祉部	毒劇物関係の安全教育
阿南市消防本部	危険物関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
関係企業	従業員に対する保安教育 地震災害関係の防災教育

(2) 教育内容

ア 危険物・高圧ガス

危険物及び高圧ガスを取り扱う事業所並びにその下請関連企業の有資格者並びに従業員に対し、業種別に危険物及び高圧ガスの性質や取扱方法等について毎年1回以上講習会や研修会を開催し、徹底した安全教育を行うとともに資格者養成のための講習を資格の種別毎に随時実施する。

イ 毒劇物

毒劇物を取り扱う事業所の取扱責任者に対し、毒物及び劇物取締法による取扱方法について指導監督をし、毒物・劇物による危害防止のため、事業者の自主的危険防止規程の作成と従業員に対し研修会を開き、徹底した安全教育を行わしめる。

ウ 下請企業に対する教育

危険物・毒劇物及び高圧ガス等を取扱う事業所の従業員以外の作業員に対しても、特に、火気取り扱い等労働安全衛生について徹底した教育を行う。

エ 地震災害

関係企業は、従業員に対して、次の事項を含んだ地震防災の研修会を実施する。

- (ア) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (イ) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) それぞれの従業員が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取り組み必要のある課題

2. 防災訓練

防災関係機関及び特定事業所は、災害応急対策を円滑に実施するため、企業自体の訓練計画と相まって、次に定めるところにより、共同又は単独で防災訓練を年一回以上実施する。

防災訓練は、図上訓練及び実働訓練の2種類とする。

訓練種目

- 緊急通報訓練
- 緊急連絡出動訓練
- 避難救助訓練
- 資機材調達訓練
- タンカー火災訓練
- 高圧ガス輸送途上の漏洩火災訓練
- タンクローリー等火災訓練
- 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練
- タンカー漏油処理訓練

第5節 防災に関する調査研究計画

科学技術の進歩等により事業所の形態、実態は常に変動する可能性を有している。このため特別防災区域の正確な実態把握、災害に関する調査研究の実施は重要である。

1. 実態調査

正確な実態を把握するため、原則として毎年一回以上調査するものとする。

- ア 危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の貯蔵・取扱量
- イ 関係事業所の自衛消防力、防災資機材の整備状況
- ウ その他災害対策上重要な事項

2. 防災に関する研究

防災関係機関と協議の上、必要に応じ適宜進めていくものとする。

- ア コンビナート災害の防御に関する調査研究
- イ コンビナート災害事例の調査研究
- ウ その他コンビナート災害予防対策上必要な事項

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において災害発生の防御又は災害の拡大を防止することを目的とする。なお、本計画に定めのない事項については、徳島県地域防災計画を準用する。

第1節 動員・情報連絡計画

火災爆発等の事故発生時に、防災関係機関及び関係企業が現地における緊急な連絡調整を図り、事故に即応できる有効適切な防災活動を行うための基準について定める。

1. 緊急動員・通報体制

(1) 関係企業

特定事業所の事業実施の統括管理者（防災管理者）は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、自己の判断を加えることなく直ちにその旨を阿南市消防本部に通報するとともに、自衛防災組織の動員等の必要な措置を講じなければならない。

また、特定事業者は、現場対応にあたる消防隊員等に対し、随時的確な事故情報等を提供し、二次災害の防止に努める。

阿南市消防本部への通報については、第1報にて把握している情報をできる限り迅速に通報することとし、詳細については第2報以降に通報する等、第1報の通報の迅速化に努める。なお、通報の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害発生の直後

- | | |
|------------------|----------------|
| (ア) 異常現象発生の時刻、場所 | (イ) 初動措置の実施状況 |
| (ウ) 災害の状況 | (エ) 今後必要とされる対策 |

イ 中間情報

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 災害の規模及び被害状況並びに二次災害発生のおそれの有無 |
| (イ) 応急対策の実施状況 |
| (ウ) 今後必要とされる措置 |

ウ 応急対策完了後

別紙様式により災害事故報告を消防本部に提出する。

別紙様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料20

(2) 防災関係機関

災害発生を知ったときは、直ちに情報連絡体制を整え、事態の推移を的確に把握するとともに、災害応急対策実施のための動員体制に入る。

(3) 通報体制

ア 阿南市消防本部は、特定事業所からの通報により異常現象の発生を覚知した際、当該異常現象が消防組織法第40条に基づく即報要領の即報基準に該当するかどうか判断し、県へ連絡する。

(ア) 即報基準に該当すると判断した場合

様式（第2号）をファクシミリにより即報する。なお、この即報は法第23条に基づ

【第4章 災害応急対策計画】

く防災本部への通報を兼ねる。(様式・・・資料17)

(イ)即報基準に該当しないと判断した場合

法第23条に基づき、県へ電話またはファクシミリにより様式(第2号様式に準拠)を送付することにより通報する。

イ 阿南市消防本部は、特定事業所からの通報により異常現象の発生を覚知した際、法23条及び本計画に基づき、阿南警察署、徳島海上保安部、阿南市へ通報する。

ウ 県は、上記の即報を受けた場合、当該即報及び自ら収集した情報を整理して消防庁へファクシミリにより報告する。

エ その他、県(防災本部事務局)は本計画に基づき、関係機関へ通報する。

その際の、異常現象の通報体系は原則として次のとおりとし、災害の規模、様態等を勘案して、その他の機関にも必要に応じ通報する。

以後の情報共有については、本節3.防災関係機関及び関係企業での情報共有によることとする。

異常現象の範囲は次のとおりとする。

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ 爆発

化学的变化または物理的变化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの。

ウ 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩。ただし次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く）を必要としない程度のもを除く。

(ア)施設または設備（以下本項において「施設等」という）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動または操作によるもの

(イ)発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているものまたは施設等の正常な作動もしくは操作もしくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下本項において「軽微な応急措置」という）により漏洩が直ちに停止したもの

エ 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設もしくは設備またはこれらに付属する設備（以下、本項において「製造等施設設備」という）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動または操作もしくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設整備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液化化等であつて、上記イからニに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2. 防災本部等の活動体制

(1) 防災本部の活動体制

ア 防災本部長は、下表「配備基準」に応じ、本部運営に従事する職員（原則として徳島県職員）を配置する。

イ 防災本部長は、防災本部の業務を実施するため必要に応じ、防災本部員を招集し、防災本部の会議を開催する。

ウ 本部長は、防災本部の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて県庁に「本部室」を置く。本部室は、徳島県職員及び、関係機関からの連絡員等で構成する。

エ 防災本部長は、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるときは阿南市長、阿南市消防本部消防長又は徳島海上保安部長の意見を聞いて現地防災本部を設置する。

オ 本部長（知事）は、自らが必要があると認めるとき、または関係機関から要請があつたときは、現地調整所を設置する。

【配備基準】

配備区分	配備内容	配備時期
連絡体制	事務局が対応	1. 災害が発生し、県危機管理部長が必要と認めるとき（判断設置） 2. 当該特別防災区域において津波警報が発表されたとき（自動設置）
警戒体制	事務局、徳島県職員及び関係機関の連絡員等	1. 本部長が必要と認めるとき。（判断設置） 2. 当該特別防災区域において大津波警報が発表されたとき（自動設置）

(2) 現地防災本部の活動体制

- ア 現地防災本部長は、現地防災本部運営に従事する職員（原則として阿南市職員、徳島県職員）を配置する。
- イ 現地防災本部長は、必要に応じ、防災本部長へ職員の派遣を求めることができる。
- ウ 現地防災本部長は、現地で活動している関係機関との緊密な連絡を取り、災害対応を行う。

(3) 現地調整所の活動体制

- ア 現地調整所は、現地で活動している関係機関相互が必要に応じて参集し、随時連絡調整を行う場として活用する。また、必要に応じて調整会議を行う。
- イ 調整会議における決定事項は、参加機関各々が決定したものとみなす。ただし、関係機関相互の調整が必要となった場合は、現地本部の本部長または本部員、もしくは現地本部長が指定した者が調整を行う。

(4) 防災本部等の留意事項

- ア 現地本部長への権限の委譲
対策本部長は、現地防災本部を設置したときは、災害対応を円滑に実施するため、必要に応じて現地防災本部長に対して権限の一部を委譲することができる。なお、想定される権限は次のとおりである。
 - (ア) 災害情報を収集し、これを関係者に伝達すること
 - (イ) 県、特定地方行政機関、阿南市、関係公共機関、公共的団体、特定事業者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと
 - (ウ) 現地調整所の設置に関すること
- イ 災害対策本部との関係
当該特別防災区域を含む大規模災害が発生した場合等において、県地域防災計画に基づく災害対策本部と、防災本部による配備体制（連絡体制または警戒体制）が同時に置かれた場合は、一元的な災害対応を行うため、当該配備体制は災害対策本部の機能の一部として関係機関等との連絡・調整にあたる。

3. 防災関係機関及び関係企業での情報共有

災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び関係企業での情報共有は、インターネット・衛星通信等の多様な伝達手段を用いることにより、次のとおり実施する。

(1) 防災関係機関及び関係企業は、災害時における情報の収集及び共有に努めるとともに、これらの情報を防災本部へ伝達するものとする。伝達を受けた防災本部は、防災関係機関及び関係企業に伝達・共有するものとする。

現地防災本部が設置された場合は、すべての情報は同本部に伝達し、同本部において共有する。

(2) 情報伝達・共有は、原則として「徳島県災害時情報共有システム（以下、「情報共有システム」という）」上で実施する。

ただし、情報共有システム上での情報共有が困難な場合は、ファクシミリ・電話等を用いて情報を伝達する。その場合の伝達系等は、1. (3) ホの通報体系図の例による。

【参考：災害時情報共有システムについて】

(1) 概要

災害発生時の、情報収集業務の負担軽減や、災害対応機関が被災した際の連絡途絶などの課題に対応するために、次の特徴を持ったインターネット上に構築したシステム

- ・（職員の）携帯電話等を入力端末とすることができる。
- ・各災害対応機関から、情報を随時に入力できる。
- ・情報発生源（市町村等）からの情報を一元的に共有する

また、このシステムでは、以下の情報を一元的に集約・共有することを目的としている。

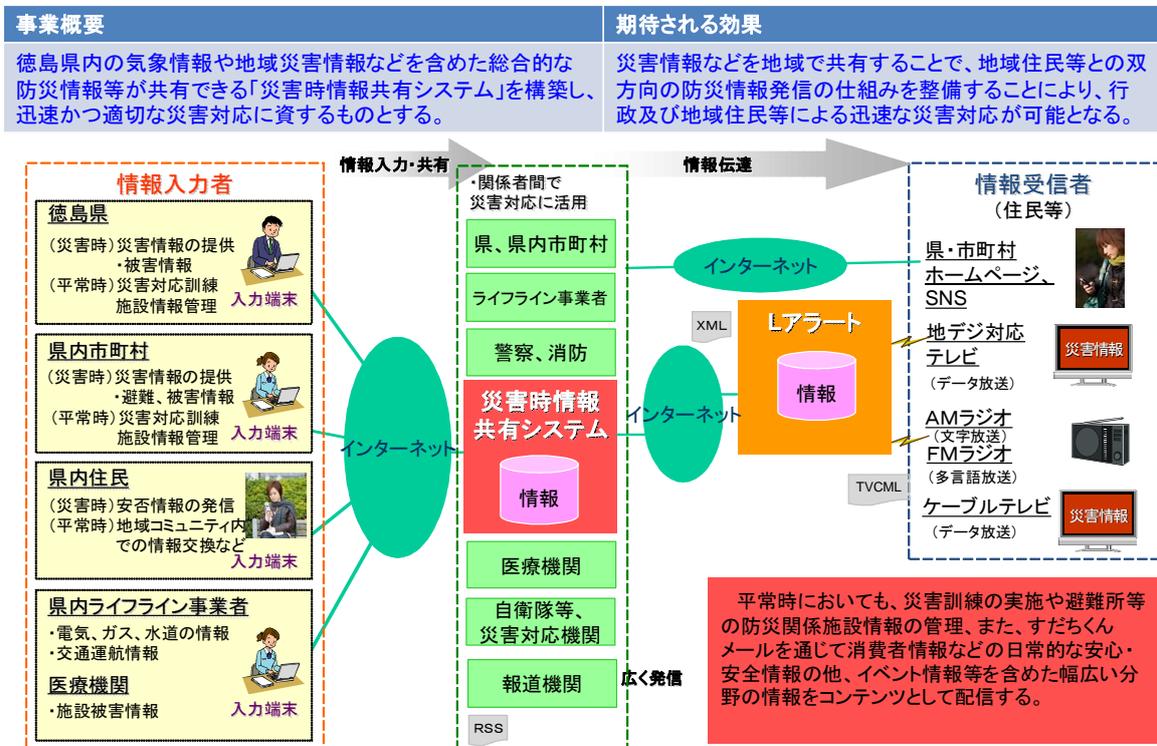
- ・庁舎の被害状況（建物被害、ライフライン状況）
- ・市町村の体制確立情報（災害対策本部）
- ・避難情報（勧告、指示など）の発表等
- ・避難所開設情報
- ・個々の被災箇所情報

(2) 機能

- ・災害に関する情報の収集・共有
- ・地理情報システム（GIS）を使ったわかりやすい表示
- ・すだちくんメール、緊急速報メールを使った避難情報の表示
- ・Lアラートを利用した災害情報の配信

【参考：災害時情報共有システムのイメージ】

「災害時情報共有システム」活用した情報提供体制イメージ



4. 災害広報

(1) 阿南市

- ア 事故発生時には広報車が避難の勧告、指示、避難場所等の状況を広報するものとし、必要があるときは、自治会長等を通じて連絡するものとする。
- イ 人心の安定を図るため、随時、災害応急対策の実施状況、災害の見通し等についても避難者及び地区住民に対して広報するものとする。

(2) 関係企業

災害予防責任者として災害の状況を把握する。

第2節 災害想定

概要

石油類、高圧ガス等が多量に貯蔵、取り扱われている特別防災区域に係る災害は油火災、油の漏洩流出、有毒物質の漏洩等いわゆる特殊災害や台風、地震、津波等の自然災害により二次的に誘発される災害の発生が想定される。更に、近年海上輸送量の増大に伴い、橘港湾区域内

【第4章 災害応急対策計画】

の船舶事故等により特別防災区域に係る油流出及び引火による大規模な船舶火災や海面火災の発生も想定される。

1. 可燃性ガスによる火災

- (1)貯槽、配管、バルブ類の切断、切損、ゆるみ等によるガス漏出
- (2)漏出したそのガスが拡散する前に空気と混合の進まないうちに着火、燃焼し火災発生
- (3)火災中心から隔った位置にある物件の受熱量（輻射強度）によって災害発生が想定される。

2. 圧力容器の内圧上昇による破裂

圧力容器の過圧により圧力容器が破裂し、その破片が飛散し災害発生

3. 可燃性ガス等による爆発

- (1)圧力容器内で異常反応を生じ、反応槽の器内で発生する爆発
- (2)漏出した可燃性ガスが大気中において拡散、そのガスと空気の混合比が爆発限界に達し、着火源により爆発
- (3)蒸気爆発
- (4)その他粉塵爆発

4. 可燃性液体による流出及び火災

- (1)貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により可燃性液体流出
- (2)流出したその液体の拡散及び火災による災害発生

5. 貯蔵タンクにおける火災

- (1)タンク屋根の破損による火災で大規模な火災に至らないもの(タンク小火災)
- (2)浮き屋根式タンクで、浮き屋根シール部でリング状に燃え上がる火災(リング火災)
- (3)浮き屋根式シール部の火災が消火できずに、屋根全面の火災に至るもの(全面火災)

6. 毒性ガスによる事故

- (1)貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により液体流出
- (2)そのガスの漏出拡散により災害発生

7. 火災の場合の輻射熱、可燃性ガスが拡散した場合の引火爆発の濃度、爆発発生の場合の爆風等圧力は、各種の災害の状況により異なるので、殊に危険物等の貯蔵量により左右される。

8. タンカー等の船舶火災または衝突事故による危険物の流出入

- (1)事故の原因
 - ア 他船との衝突
 - イ 座礁又は底触
 - ウ 着岸時の岸壁との接触
 - エ 荷役中のタンクの爆発
 - オ 荷役設備の破損及び誤操作
- (2)事故時に想定される災害の状況
 - ア 油が流出して、すぐ発火した場合
 - イ 油が流出し、時間をおいて発火した場合
 - ウ 最後まで発火しない場合

9. 地震・津波による被害

(1) 地震・津波被害の基本的な考え方

地震災害については、「発生頻度の高い地震」と「甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震」に分類される。津波災害についても同様に、「最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」と「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に分類される。

(2) 被害想定概要

本県では、これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

近年では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、次のような被害想定等の見直しを行っている。

なお、被害想定の詳細については、徳島県地域防災計画「南海トラフ地震対策編」による。

ア 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。

イ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0, M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。

(3) 南海トラフ巨大地震における地震・津波の影響

上記の調査研究では、当該特別防災区域においては、地震発生から約19分後には第一波（20cm程度）が到達することが想定されている。

また、第二波は地震発生から約97分後に到達し、この影響により当該区域はほぼ全域が浸水することが想定されている。この際の最大浸水深は、当該区域の大部分が3mから5mと想定されている。

区域周辺についても最大浸水深3mから10m程度が想定されており、一般国道55号も浸水想定区域に含まれている。特別防災区域から浸水想定区域外に避難するためには、最大で900m程度（直線距離の場合）を要する。

(4) 具体的な被害の想定

ア 主な原因別の被害概要

(ア) 振動や液状化による主要施設（危険物タンク、可燃性ガスタンク、製造プラント等）に係る設備損傷（タンク、配管等）

(イ) 送電停止、非常用電源の故障等による電源の喪失に伴う対処不能

(ウ) 波力、浮力によるタンクの移動（浮き上がり、滑動、転倒等）や、漂流物の衝突等による設備損傷

イ 主要施設における具体的な被害内容

(ア) 危険物タンク（液体流出、火災、放射熱発生 等）

- a 配管の破損による漏洩
- b タンク本体の破損による漏洩
- c 浮き屋根上への漏洩（浮き屋根式）
- d 浮き屋根の破損・沈降（浮き屋根式）
- e タンク中のドレン配管の破損（浮き屋根式）
- f タンク上部の破損（浮き屋根式）
- g 浮き蓋の損傷・沈降（内部浮き蓋付き）
- h タンクの移動、転倒による漏洩

【第4章 災害応急対策計画】

- i 流出後の津波による施設外流出
- (イ)可燃性ガスタンク（液体流出、気体流出、蒸発、ガス拡散、爆発、放射熱発生 等）
 - a 配管の破損による漏洩
 - b タンク本体の破損による漏洩
 - c タンクの移動、転倒による漏洩
- (ウ)製造プラント（液体流出、気体流出、蒸発、ガス拡散、爆発、火災、放射熱発生 等）
 - a 装置の破損による漏洩

第3節 避難計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、地域住民の生命、身体の安全を図り、及び保護するため必要とする避難措置について定める。

なお、詳細については県地域防災計画（共通対策編）第3章第9節「避難対策の実施」を準用する。

1. 実施機関

(1)阿南市

ア 避難の指示等

市長は、災害の原因、態様により、特に避難の必要があると認める地域の住民に対し、県地域防災計画及び阿南市地域防災計画に基づく避難の勧告又は指示を行う。避難の勧告又は指示を行う時期は概ね次のとおりとする。

(ア)事前避難

被害の発生が予想される場合は、あらかじめ安全のため避難の勧告又は指示をする。

(イ)緊急避難

危険が目前に迫ったときは、緊急に避難のための立退きを指示する。

(ウ)収容避難

災害の拡大状況等から見て長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、市が開設した収容施設へ避難を指示する。

イ 避難後の措置

避難者に対する援護等次の措置をする。

(ア)避難者の動向の掌握

避難場所における避難者の人員及び住所、氏名等を掌握するとともに災害の状況を避難者に周知する等混乱防止に努める。

(イ)救急患者への措置

避難場所等において、救急患者を発見したときは直ちに阿南市消防本部（119番）に連絡する。

(ウ)応急救護

災害発生時の季節、時間、天候を判断のうえ、避難者に対する給食、採暖、採光、その他必要に応じた措置をする。

(エ)市長は避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からの避難の指示をした旨の通知を受けたときは、防災本部（県危機管理部）に報告する。

(2)阿南市消防本部

ガス又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火

災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、地域住民に対し退去、避難を指示する。(消防法第23条の2の規定に基づくもの。)

(3)警察

ア 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、地域の住民、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示する。避難の措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知する。(災害対策基本法第61条)

イ 危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのあるものに対し、必要な限度で避難の措置をとる。(警察官職務執行法第4条)

ウ 避難の措置の開始とともに警戒活動を強化して危険防止、その他財産の保護、民心の安定と犯罪の予防取締等必要な措置をする。

(4)徳島海上保安部

ア 海上保安官は、海上における人命及び財産を保護するため、必要があるとき又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶乗務員、旅客、住民及びその他のものに対し、避難の立退きを指示する。

イ 港内あるいは海域において危険物の流出、その他の事情により、船舶の交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合には、当該水域を航行する船舶の航行を制限又は禁止し、あるいは港外に避難を命ずる。(港則法第10条、第37条、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の6～8)

(5)自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条の規定により、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとることができる。

(6)関係企業

防災管理者、関係企業の責任者は、従業員の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるときは、自主的に従業員に対し、避難を指示する。

2. 避難措置要領

(1)避難情報の伝達

勧告及び指示は、住民に対し、次により正確にその内容を伝えるとともに、避難するべき理由を簡潔に伝達するものとする。

ア 伝達内容

(ア)避難先

(イ)避難経路

(ウ)避難立退き理由

(エ)避難上の留意事項

イ 伝達方法

(ア)広報車

(イ)車載マイク

(ウ)携帯マイク

(エ)無線放送

(オ)ラジオ・テレビ

(カ)エリアメール

(キ)口頭伝達

(2)避難の誘導

避難場所を指定し、地域住民を安全な場所に確実に誘導する方法は、次のとおりとする。

ア 避難場所

別に定める避難先とする。

イ 避難方法等

避難誘導を行う場合、誘導員は住民の安全を第一に考慮し、誘導中の事故を防止する。

ウ 避難順位

避難は緊急かつ必要性の大きい地域から行うものとする。なお、避難時に支援を要する者への配慮に努める。

エ 経路

最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な個所については、事前に誘導員を配置しておく。

オ 夜間等の留意点

夜間や荒天時等において避難を実施する場合は、避難中の二次災害を防止するための対策を講じる。

3. 避難場所の一覧表

学 校 名	所 在 地	収容人員	電 話
見能林小学校	見能林町西内	305	0884-22-0506
津乃峰小学校	津乃峰町戎山	280	// -27-0227
桑野小学校	桑野町岡元	190	// -26-0200
橘小学校	橘町大浦	265	// -27-0002
福井小学校	福井町大西	245	// -34-2013
阿南第二中学校	内原町竹ノ内口	315	// -26-0203
福井中学校	福井町大西	350	// -34-2234
阿南中学校	見能林町南勘高	350	// -22-0539

施 設 名	収容人員	電 話
橘町総合センター	185	0884-27-2585
橘体育館	300	0884-27-3044

4. 避難計画の事前策定

(1)阿南市は、特別防災区域における災害発生に備えて、被害想定を勘案の上、あらかじめ避難計画を定める。なお、避難計画に定めるべき事項は次のとおりとする。

- ア 避難対象とする区域
- イ 規模に応じた避難の方法（避難所への避難、屋内待避の別）
- ウ 避難先
- エ 避難勧告、避難指示の発出基準

(2)上記の計画策定にあたっては、県地域防災計画及び阿南市地域防災計画に定められた避難計画を基準とし、当該特別防災区域における災害の実情を踏まえた上で策定するものとする。

第4節 交通規制計画

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、人命の危険防止及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うとともに一般交通の安全を確保するための交通規制措置を定める。

1. 実施機関

(1)警察

ア 交通規制の範囲

(ア)災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合。

(イ)道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。

(ウ)道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合。

イ 交通規制の方法

【第4章 災害応急対策計画】

(ア)避難路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき避難する住民が安全かつ円滑に避難できるように一般車両等の通行を禁止又は制限すること等により避難道路を確保する。

(イ)緊急通行車両等の通行確保

緊急通行車両等が安全かつ迅速に運行できるように一般車両の通行を禁止又は制限する等により通行路を確保する。

(ウ)交通混雑の防止

災害現場付近への一般車両の乗り入れを規制するほか、災害によって生ずる道路の障害の程度に応じ、規制箇所又は区間に随時警察官を配し、迂回させる等の措置をする。

(2)道路管理者

ア 交通規制の範囲

(ア)道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合

(イ)道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 実施要領

災害時において道路の機能を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合には、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

(3)警察と道路管理者は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

(4)大容量泡放射システムを積載する車両の通行には特に配慮する。

2. 交通規制の周知

実施責任者は交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置するとともに報道機関を通じて交通規制の周知徹底をはかるものとする。

3. 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行うものとする。

第5節 警戒区域設定計画

この計画は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市、消防機関の警戒区域設定について定める。

1. 実施機関

(1)阿南市

ア 設定基準

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人命及び身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、一定区域内の立ち入り制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる等の措置を行う。

イ 設定方法

(ア)道路進入口に警戒区域設定の旨の明示をする。

(イ)必要に応じ綱張り等の措置をする。

(ウ)放送施設又は広報車を用い広く周知徹底を図る。

(2)阿南市消防本部

災害現場においては、消防法第28条及び第36条の規定により消防吏員又は消防団員が消防警戒区域を設定し、消防関係者等以外のものでその区域からの退去を命じ、又はその区域の出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第6節 救急医療計画

この計画は、事故発生時における救急医療について、県、市のとるべき措置について定める。詳細については、県地域防災計画（共通対策編）第3章第15節「医療救護活動」を準用する。

1. 実施機関

(1) 阿南市

市長は、救護の必要が認められるときは、直ちに関係機関及び阿南市医師会に通報するとともに、協力を要請する。

(2) 県

知事は、市長から応援の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、関係所属長に応援を指示し、日本赤十字徳島県支部、県医師会等に救護班の派遣を要請するほか、連絡調整等にあたる。

2. 措置

市長は、災害の状況に応じて関係機関と協議して、現地救護所を設置する。

第7節 災害防御計画

この計画は、石油類の漏洩流出防御、火災の警戒、延焼の防止及び鎮圧等、火災の防御について定める。

1. 実施機関

(1) 阿南市

ア 各企業毎の消防計画を作成する。

イ 消防吏員等に対し、化学消防戦術教育の徹底を図り、実戦訓練を実施する。

2. 災害防御対策の分担

(1) 指揮

災害に伴う火災等、消火活動の指揮は、阿南市消防本部消防長が総括的指揮にあたる。

企業責任者は、必要により消防長に助言するものとする。又、災害の規模により、徳島県石油コンビナート等現地防災本部が設置された場合にあっても、消火活動の総括的指揮は消防長が行う。

(2) 関係企業

ア 異常現象が発生した場合、発見者は直ちに防災管理者に緊急連絡を行う。

イ 緊急連絡を受けた防災管理者は、事業所内全域に異常事態を警報するほか、自衛防災組織による防災活動を実施するとともに、操業を停止する等必要な措置を講ずる一方、防災関係機関並びに隣接企業に通報する。

【第4章 災害応急対策計画】

- ウ 防災管理者は直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
- エ 石油類等が海上へ流出するおそれがある場合は、オイルフェンスの展張等拡散防止のための必要な措置を講ずる。
- オ 初期消火活動の如何では、火災爆発の危険も増大するので防災管理者等の指示によって企業の自衛防災組織は活動する。また、企業は公設消防機関が到着したときは、直ちに災害の状況を説明し、公設消防隊を現場へ誘導する。この場合、自衛消防組織は公設消防隊の指揮下へはいる。
- カ 火災、爆発時においては次の処置を適切に行うものとする。
 - (ア) 可燃性ガスの発生時には、その付近に可燃物がなければそれほど緊急を要しないので、まず元弁を閉止し、容器を急冷し、ガス噴出口と炎の間に水、窒素ガス、スチーム、消火器等で空気を遮断する処置を行う。
 - (イ) 前項の場合、その付近に可燃物がある場合は、この可燃物の燃焼拡大を防止する消火活動をまず行うとともに前項の処置を行う。
 - (ウ) 前項の燃焼拡大の防止の処置ができない場合は、大火若しくは爆発をよぶ結果となる。又、特にガス火災の場合は、二次爆発の現象もあるので容器の完全冷却を必要とするから、その措置を行う。あわせて周囲の火源の消火も措置する。
 - (エ) 火災、爆発時、特に留意しなければならない事項としては、送電中止の時期方法がある。あまり早すぎても、又あまり遅すぎても他の部分に更に火災爆発の誘発の危険を伴うので、その判断実行については十分な連絡の上行う。
 - (オ) 前項の緊急停電時においては、それぞれ職場において緊急操作を行って危害防止に努めるものとする。又保安担当者は、緊急放出される可燃物の状況若しくは放出物等に留意し、完全警戒態勢をとる。
 - (カ) 前項の緊急停電時に伴う断水時においては、冷却機器、ボイラー等の職場においては緊急操作を行い、危険防止の処置をするとともに、温度、圧力その他に対する注意を行う。

(3) 阿南市消防本部

緊急事態発生の通報を受けた消防機関は、直ちに出勤可能なすべての消防用資機材及び隊員を整備し、防災活動を実施する。特に大規模災害になるおそれがあるときは、次の処置を行って災害防御活動の適正を期する。

- ア 署員の非常召集を行い、所要の防御部隊を現地に派遣し、防災活動にあたる。
- イ 必要により現場指揮本部を設置し、全般的な指揮にあたる。
- ウ 防災関係機関との連絡協調にあたる。
- エ 罹災者、住民の避難誘導並びに負傷者の救出、救助、救急を行う。

また、自らの消防力では十分な対応が困難であると予測される場合は、徳島県広域消防相互応援協定(資料15)に基づき、県内の消防機関に対し応援隊の派遣要請を行う。それでも対応出来ないと予測される場合は、緊急消防援助隊応援要請連絡票(資料18)で県に連絡をする。

(4) 消防団

消防長又は消防署長の指揮下に入り、消火活動等を行うものとするが、主として企業周辺における延焼防止並びに住民の避難誘導等の措置にあたる。

(5) 県内の消防機関

県内の消防機関は、徳島県広域消防相互応援協定に基づき、応援隊の派遣要請があればその管轄する消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、必要な応援を迅速にしなければならない。応援隊は、現場指揮本部の指揮に従うものとする。

(6) 県(危機管理部)

県内の消防力では対応できない場合、知事は消防庁長官に対し消防組織法第44条第1項に基

づく応援要請を行う。(資料18)

また、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊に対し、第12節自衛隊派遣要請計画のとおり、派遣要請を行う。

さらに、必要があるとき、本部長は消防庁長官に対し、石油コンビナート等災害防止法第28条8項に基づき、専門知識を有する職員の派遣を要請する。

(7)警察

第4節交通規制計画に同じ。

3. 火災防御現場指揮本部の開設

消防機関は、火災現場に近い場所に火災防御現場指揮本部を開設し、防災関係機関及び市の災害対策本部並びに現地防災本部と密接な連絡のもとに、火災防御の総合的、効果的な対策を推進する。

4. 火災防御対策の実施

(1)直接防御

直接防御にあたる消防隊員は、耐熱服を着用し、又、有毒ガス発生のおそれのある場合は防毒マスクを着用し、化学消防車により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

(2)間接防御

発泡設備を有しない消防車等は、化学消防車等の消火活動を援護し、又は、隣接タンク等への延焼防止のための冷却放水を実施する。

(3)可燃性液体の流出

ア 発災事業所は、流出タンク等の油を他のタンクへ移送する等必要な措置を講ずる。

イ 阿南市消防本部及び自衛防災組織は、化学消防車等を出動させ警戒を行う。

ウ 自衛防災組織は油の流出拡散を防止するため、土のう積及び排水路の閉鎖を行う。更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。

(4)貯蔵タンクの火災

ア 貯蔵タンクの火災は、固定消火設備及び化学消防車等により泡を放射する。

イ 四国電力(株)阿南発電所における、直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、全面火災が発生又は全面火災への拡大が懸念される場合、次のとおり大容量泡放射システムにより消火活動を行う。

(ア)火災が発生した場合、四国電力(株)阿南発電所は大容量泡放射システムの使用について、阿南市消防本部及び防災本部等と協議を行う。システムの使用は、備付場所である香川県坂出市からの輸送時間を考慮に入れ、火災の初期の段階より検討を行う。

(イ)大容量泡放射システムの使用を決定した場合、四国電力(株)阿南発電所は瀬戸内地区広域共同防災協議会へ大容量泡放射システムの搬送を要請する。

(ウ)防災本部は大容量泡放射システムの搬送について、関係機関と協議を行う。

(エ)大容量泡放射システムによる消火活動は、瀬戸内地区広域共同防災規程により定める警防計画に基づき、阿南市消防本部と協議の上行う。

(5)消火薬剤の輸送

異常事態発生 of 通報をうけた消防機関は、その所有する消火薬剤のすべての量をすみやかに輸送できる体制を整備し、現地に輸送する。

(6)消防吏員の交代

【第4章 災害応急対策計画】

長時間を要する大規模火災に備え、交代要員を待機させる。

(7) 消防車等の燃料補給

消防車等への燃料補給措置を講ずる。

(8) 高圧ガス貯槽の災害対策

高圧ガス貯槽若しくは配管設備からガス漏洩し、又はガス火災が発生した場合は次により措置する。

ア すみやかにガス漏洩の停止措置を講ずる。

イ ガス検知器により警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。

ウ ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。

エ 高圧ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

(9) 車両火災等

ア タンクローリー等からの漏油は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。

イ タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。

ウ 火災が発生したタンクローリー等は、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

第8節 港湾保安計画

この計画は、橋港湾区域内において特別防災区域に係る流出油事故及び、船舶火災が発生した場合の防御について定める。

1. 荷役中の油の漏洩

(1) 関係企業

ア 直ちに荷役を中止する。

イ 本章第1節情報収集伝達及び広報計画に基づき防災関係機関に通報する。

ウ オイルフェンスを必要箇所にさらに展張する等の措置を講じ、漏油の拡散を防止する。

エ 漏油は、吸着剤等により処理する。

オ 油処理剤の使用は、火災の発生等による人命の危険又は財産への重大な損害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は、他の方法による処理が非常に困難な場合であって、処理剤により又は処理剤を併用して処理した方が海洋環境に与える影響が少ないと認められるときに限るものにする。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と緊密な連携を保ち、防除措置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と緊密な連携を保ち、海上における必要な防除措置を講ずる。ただし、埠頭棧橋に係留中の船舶より火災が発生した場合の防御については、消防本部と協力し実施する。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

2. タンカー事故による油の漏洩等の処理

(1) 事故発生当事者

ア 空タンクへ油を移送する。

- イ 破孔部を補修する。
- ウ オイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。
- エ 油バーンタンカーによる積載油の抜き取りを行う。
- オ 必要に応じ、事故発生船舶を沖合へ移動する。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と密接な連携を保ち、防除措置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防除措置を講ずる。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

3. 海上における災害防御

徳島海上保安部

(1) 流出油事故

- ア 事故発生船船長、油の受取人、係留施設の管理者等に排出油の防除措置及び応急措置を指示する。
- イ 巡視船艇を現場に出動させ防除活動を実施するとともに防除措置について指導する。
- ウ 現場海域にある者に対し火気を制限し又は禁止する。
- エ 消防機関、警察機関に対し陸上企業、一般住民の火気使用の禁止を要請する。
- オ 排出油原因者のみでは、防除活動が十分に遂行できないと認めるときは、徳島県排出油等防除協議会に情報を提供する。

(2) 火災事故

- ア 巡視船艇を出動させ乗組員の救出、消火活動を実施する。
- イ 航行船舶に対し現場海域からの退去又は進入中止を命ずる。
- ウ 船舶交通の障害となるおそれがある場合、船舶所有者に対し火災船舶の曳航を命ずる。
- エ 消火活動の実施上、他船又は陸上施設に対する延焼の防止、人命の救助のため必要がある場合は、火災が発生した船舶等を処分する。

4. 係留船舶火災の防御に関する協力

徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防御措置について協力する。

5. 沿岸住民への安全対策

(1) 企業は、火災が発生したときは防災関係機関にただちに通報する。

(2) 市長等は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において付近住民に対し避難勧告又は指示する。

第9節 自然災害及びこれらに起因する災害防御計画

この計画は、地震、台風、津波等の自然災害及びこれらに起因する火災、漏洩、流出、爆発等の防御について定める。

1. 地震災害に対する措置

(1) 関係企業

- ア 火災、爆発、危険物等の漏えい等の災害を引き起こすおそれがある場合は、操業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 事業所内の火気使用を禁ずる。
- ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。
- エ 事業所内の施設設備等について直ちに点検を実施する。
 - (ア) 危険物貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂及び漏えいの有無
 - (イ) 防油堤、防液堤及び流出油防止堤の破損及び亀裂の有無
 - (ウ) 消火設備等の機能
 - (エ) 安全装置等の機能
 - (オ) 電力及び通信設備等の機能
- オ 地震に伴う津波については避難を最優先した上で、情報収集に努める。

(2) 阿南市消防本部、警察

- ア 地震に関する情報の収集につとめ、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- イ 事業所等の災害情報の収集に努める。
- ウ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- ア 津波の有無等について情報収集し、必要に応じ警戒出動を行う。
- イ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

2. その他の自然災害に対する措置

(1) 関係企業

気象情報に留意し襲来が予測される場合には、自衛防災組織の待機強化等必要な措置を講ずる。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、積極的に情報等を収集し必要な措置を講ずる。

(2) 阿南市消防本部、警察

- ア 襲来が予測される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- イ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- ア 襲来が予想される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。
- イ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

第10節 資機材調達計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する資機材に不足を生ずる場合におけるその調達及び輸送について定める。

1. 調達方法

- (1) 県内の防災関係機関並びに関係企業等（資料7-2参照）から調達する。
- (2) 県内調達で不足の場合は、県は消防庁に対し消防組織法第24条の3に基づく応援要請を行う。

2. 輸送方法

調達資機材の緊急輸送は、原則として応援を求められた機関の所有する車両等により輸送する。

3. 大容量泡放射システムの要請

大容量泡放射システム（本項目において「システム」という）の輸送については、瀬戸内地区広域共同防災協議会（本項目において「協議会」という）で管理し、コスモ石油（株）坂出物流基地に配備されているシステムを香川県が定める「大容量泡放射システム輸送要領」により輸送する。

(1) 要請の手順（資料23参照）

- ア 発災事業所は、システムの配備の必要性が生じた場合は、協議会へ要請を行う。併せて、県及び阿南消防本部へも連絡を行う。
- イ 連絡を受けた県及び阿南消防本部は、香川県を交えてシステムの輸送に必要な連絡調整等を行う。なお、連絡調整等の統括は香川県が行う。
- ウ 県は、輸送車両の先導等について連絡調整を行う場合は、県警察本部へ連絡し、協力要請を行う。
- エ 県は、消防庁（特殊災害室）へ連絡を行う。
- オ 県は、道路管理者等と連絡調整を行い、輸送経路を選定するための道路情報を把握する。また、輸送中においては、輸送経路の通行制限等の情報提供を行う。
- カ 協力要請を受けた県警察本部は、次の事項について四国管区警察局及び関係県警察本部との連絡調整を行う。
 - (ア) 交通情報の収集
 - (イ) 発災事業所周辺における交通の確保等の支援及び措置
 - (ウ) その他状況に応じて必要と認められる措置
- キ 連絡を受けた四国管区警察局は、関係警察本部との連絡調整を行う。

(2) 交通確保等

- ア 輸送車両等の交通確保を図るため、発災事業所周辺における交通確保等の措置をとる必要がある場合は、第4章第4節「交通規制計画」及び県地域防災計画により必要な措置をとる。
- イ 輸送車両の先導等については、県警察本部が定めるところにより、災害の発生状況に応じて行う。

第11節 相互応援計画

1. 特定事業所間の相互応援計画

特別防災区域に所在する特定事業所は、一つの事業所で災害が発生した場合には、他の事業所へ拡大しそれが大災害になる危険性が高いので、特別防災区域に係る災害については、当該区域全体の問題として防災に取り組むことが必要である。このため、昭和53年3月に阿南地

【第4章 災害応急対策計画】

区特別防災区域協議会が発足した。

なお、コンビナート地区近隣の小勝島に橘湾石炭火力発電所が平成12年7月から営業運転を開始したため、地域の全体の防災体制を向上させるとともに、橘湾石炭火力発電所による当該石油コンビナート地区への災害の拡大防止のため電源開発（株）橘湾火力発電所、四国電力（株）橘湾発電所の2事業所が準会員として加入した。

阿南地区特別防災区域協議会会則……………資料9

2. 市町村間の相互応援

消防組織法の規定に基づき、平成6年2月に締結された徳島県広域消防相互応援協定による。

徳島県広域消防相互応援協定書……………資料14

3. 特定事業所の石油コンビナート地区以外への応援について

特定事業所が阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定に基づき石油コンビナート地区以外に応援活動に出動する場合、当該石油コンビナート地区の防災力が低下するのを防ぐため危険物施設の巡回強化、消防施設の点検、情報連絡体制の確認等を行い、発災時、迅速に対応できるように必要な措置を講ずること。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。詳細は徳島県地域防災計画（共通対策編）第3章第6節の自衛隊災害派遣要請による。

1. 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣要請をできる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合でおおむね次のような場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船艇、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の捜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積み込み及び運搬

(5) 道路、水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な伝染病の発生に伴う、応急防疫等の支援

(7) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(8) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び物資の救援輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(10) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第13節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。詳細は県地域防災計画（共通対策編）第3章第12節「消防防災ヘリコプター等の運航」による。

1. 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

県は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策活動の必要がある場合は、消防防災ヘリコプターを出動させるものとする。

市町村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

2. 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- (3) 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- (5) その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

3. 応援協力体制

(1) 応援体制

災害の規模が大きく、災害応急対策のため消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、四国、中国・四国、近畿、全国の災害時等の応援協定により、他県からの応援ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

(2) 協力体制

本県の消防防災ヘリコプターが、点検整備等で運航できない場合において、災害の発生等により緊急運航が必要な場合は、近隣県のヘリコプターの応援を求める。

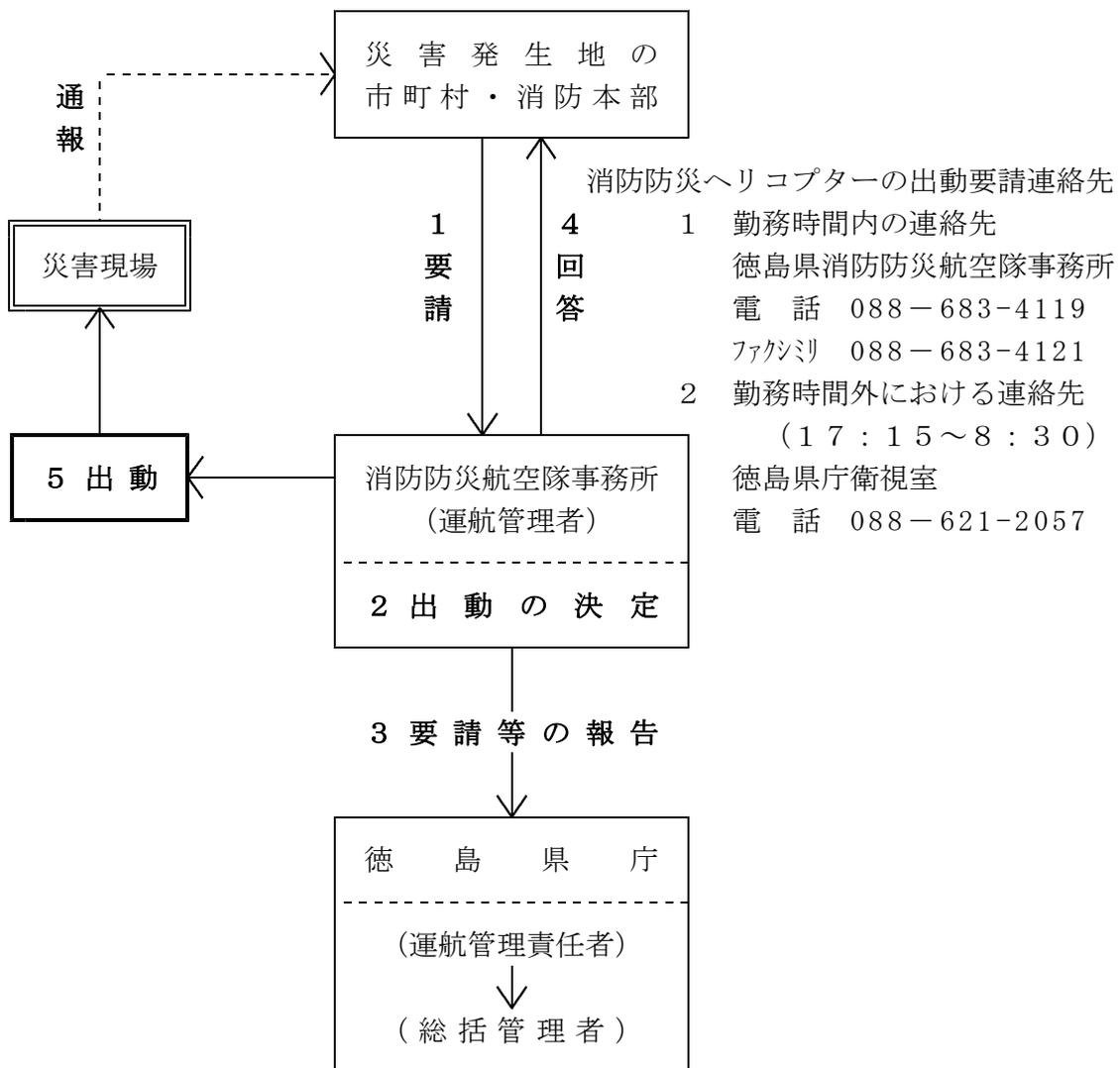
なお、この場合において近隣県と連絡を密にし、災害応急対策活動等に支障をきたすことがないよう協力体制を整える。

4. 緊急消防援助隊航空部隊の出動要請

県は、必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県からの緊急消防援助隊航空部隊の出

動を要請する。

5. 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



第5 ヘリポート予定地

石油コンビナート等指定地区災害時のヘリポート予定地は、次のとおりとする。

所 在	場 所	面 積(m ²)	管 理 者
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町 滑走路	(220×50)	航空隊司令
陸上自衛隊 第14施設隊	阿南市那賀川町		
阿南市消防本部	阿南市辰己町 ヘリポート (舗装済み)	(100×65)	阿南市長
Jパワー&よんでんワンダ ーランド	阿南市福井町船端 芝生広場	(65×65)	電源開発(株) 四国電力(株)
阿南第二中学校	阿南市内原町竹ノ内口 グラウンド	(110×80)	阿南第二中学 校 長
阿南工業高校	阿南市宝田町今市 中新開 グラウンド	(100×115)	阿南工業高校 校 長
新野高校	阿南市新野町室ノ久保 グラウンド	(50×65)	新野高校 校 長

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項

特別防災区域内においては、大量の危険物を貯蔵、取り扱っており、大規模地震発生時は大規模な災害になる可能性が大きく、かつ周辺地域にも影響を及ぼす可能性があるため、第3章「災害予防計画」により、危険物・高圧ガス等施設における耐震性の強化につとめ、防災施設の維持管理の強化及び資機材の整備・増強を図ること。また、保安体制の強化、施設の安全管理等の対策を講ずるとともに、災害を想定した消防戦術の確立、消防活動マニュアル等の整備を図ること。

第3節 地震応急対策

1. 防災体制の確立

- (1) 防災本部は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、その規模、形態によって阿南市に現地防災本部を設置し、総合的応急対策を講ずるものとし、その組織は本計画第2章第1節「徳島県石油コンビナート等防災本部」によるものとする。
- (2) 現地防災本部は、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動を実施することとし、その設置場所及び組織は、本計画第2章第2節「現地防災本部の設置」によるものとする。

2. 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。

特定事業所及び所轄消防機関は、災害情報の収集及びその応急措置を努めることとし、その内容を逐次消防本部に報告するものとする。なお、現地防災本部が設置された場合は、当該情報は現地防災本部へ報告するものとし、報告を受けた現地防災本部は、速やかに防災本部に報告するものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達及び広報については、本計画第4章第1節「動員・情報連絡体制」によるものとする。

3. 応急対策

防災関係機関及び特定事業所は、地震発生時において、地震災害の防止及び拡大の防止、地域住民の生命及び身体の保護のため、本計画第4章第9節「自然災害及びこれらに起因する災害防御計画」により実施するものとする。

第4節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波を伴う地震発生時の避難誘導計画は、次のとおりとする。

- 1 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。
- 2 津波注意報・津波警報や津波に係る避難指示等が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員・顧客等に速やかに避難する旨、あらかじめ定めた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- 3 従業員はあらかじめ定められた安全措置を行い、特定事業者に報告した後、津波からの避難場所に避難する。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。
- 4 その他、避難誘導に係る事項については、第4章第3節「避難計画」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも注意する。
 - (1) 長い時間の揺れを感じたときは、津波注意報・警報等の情報を待つことなく、直ちに行動をとる。
 - (2) 避難場所等に到達した際には、津波が連続して来襲することが予想されるので、一定期間、避難場所にとどまるか、さらに安全な待避場所に移動することとする。

第5節 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業所は、南海トラフ地震を想定し、予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識、地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識、今後地震対策として取り組む必要のある課題等必要な防災教育を行うとともに、地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施するものとし、その事業計画は、本計画第3章第4節「防災教育訓練計画」によるものとする。

第6章 災害復旧計画

災害復旧は、被災した各施設の復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

- 第1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 第2 農林水産施設復旧事業計画
- 第3 都市災害復旧事業計画
- 第4 上下水道災害復旧事業計画
- 第5 住宅災害復旧事業計画
- 第6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 第7 その他の災害復旧事業計画

第3章 災害予防計画

第1節 危険物等災害予防計画

この計画は、特別防災区域における災害の発生を未然に防止するための予防計画となる。

1. 実施機関

(1) 防災関係機関

次の防災機関は、関係企業に対し必要な指導監督を行う。

- ア 特定地方行政機関 四国管区警察局
徳島労働局
中国四国産業保安監督部四国支部
四国地方整備局徳島河川国道事務所
四国地方整備局小松島港湾・空港整備事務所
徳島海上保安部

- イ 国の地方行政機関 四国経済産業局
- ウ 県
- エ 阿南市
- オ 阿南市消防本部

(2) 関係企業

関係企業は、第一次災害予防責任者として危険物、毒劇物及び高圧ガスの製造所の設備、貯蔵取扱い資機材の整備並びに輸送等のすべての点において十分な安全対策を講ずる。

2. 災害予防の基本的事項

(1) 予防査察等指導監督の強化

防災関係機関は、保安対策上必要な保安点検のため企業に対し立入り検査などを行い、保安対策の指導監督を行う。

- ア 中国四国産業保安監督部四国支部
高圧ガス施設の保安管理の点検指導等を行い、保安対策の指導監督を徹底する。
- イ 徳島労働局
労働災害防止について監督指導を行う。
- ウ 徳島海上保安部
港内における船舶の航行の安全を図るとともに危険物の荷役に関し、必要な防災資機材の整備並びに荷役時における保安体制について指導監督を行う。
- エ 県危機管理部
消防機関の行う危険物施設の許可及び予防査察等について指導又は助言を行う。
- オ 県南部総合県民局
高圧ガス製造所・貯蔵所及び消費施設等の保安管理について指導監督を行う。
- カ 阿南市消防本部
消防関係法令に基づき、危険物製造所等の施設に定期又は臨時に立入り、その施設の検査を行い、法令に定める基準に適合した状態を維持するように指導し、又は必要な指示勧告を行う。

(2) 公設消防力の強化

- ア 消防力の整備方針（平成12年消防庁告示第1号）により、消防施設の整備増強に努める。
- イ 消火薬剤の備蓄
県、阿南市は、化学消火薬剤を備蓄する。

(3) 関係企業の自主点検の徹底及び保安体制の強化

- ア 自主点検の徹底
特定事業者は、危険物保安監督者、危険物保安員、毒劇物取扱責任者、高圧ガス製造保安統括者、主任技術者、総括安全衛生管理者等災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うものを選任し、防災規程を定め、日常の点検計画に従い、自主点検を徹底して行う。
- イ 保安体制の強化
特定事業者は、自衛防災組織を設置し、防災管理者を選任し、防災規程を作成し教育訓練を行い、防災活動に必要な資機材を整備し、保安体制の強化を図る。

(4) 関係企業の協力体制の確立

危険物及び高圧ガスの火災等による災害の場合は、その性質から特に初期鎮圧が必要とされるので、阿南地区特別防災区域協議会設置の目的に沿い、有事における協力体制を確立する。

(5) 労働安全衛生の確保と安全意識の高揚

危険物、毒劇物及び高圧ガス製造所等の各施設について、下請業者を使用する事業所においては、下請業者も含めた作業監督制度を確立し適確な作業指示監督を行うとともに、あらゆる機会をとらえて従業員に対し、安全衛生意識の高揚を図る。

(6) 危険物等の安全輸送の確保

- 輸送機関は、安全輸送について次のような対策を講ずる。
- ア 危険物、毒劇物及び高圧ガス等輸送車両の運転の安全確保
 - イ 危険物、毒劇物及び高圧ガス等の積載方法の安全確保
 - ウ 危険物、毒劇物及び高圧ガス等荷役の安全確保

(7) 特定事業所等における防災規程

特定事業者は、法第18条の規程に基づき、次に掲げる事項を定めた防災規程を定めなければならない。

- ア 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関すること。
- イ 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関すること。
- ウ 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関すること。
- エ 自衛防災組織の編成に関すること。
- オ 防災要員に対する防災教育の実施に関すること。
- カ 自衛防災組織の防災訓練の実施に関すること。
- キ 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関すること。
- ク 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関すること。
- ケ 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の総

括管理者の消防機関への通報に関すること。

- コ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関すること。
- サ 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関すること。
- シ 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関すること。
- ス 災害の現場において市町村長又はその委任を受けた市町村の職員から特定事業所の事業実施の統括管理者に対し要求があつた場合における情報提供が適切に行われるための体制に関すること。
- セ 防災規程に違反した防火管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関すること。
- ソ 事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項。

(8) 異常現象に係る通報体制の確保

特定事業者は、異常現象の通報等を適切に行うため、次の事項に留意する。

- ア 通報と応急措置の役割分担を明確にし、両方の措置を確実に実施できる体制を確保する。
- イ 異常現象と認識した時点で必要な通報を行うことができる体制を確保する。
- ウ 従業員（協力会社等の従業員等を含む）が異常現象の判断に迷うことがないように、異常現象の通報に関する教育、訓練等の内容を充実させる。
- エ 通報の手順が複雑な場合等、迅速な通報が妨げられるおそれがある場合は、迅速な通報が行える体制を構築する。

(9) 事業所内における情報伝達体制の整備

特定事業者は、事業所内における情報伝達体制整備のため、次の事項に留意する。

- ア 事業所内の事故情報等の伝達が円滑かつ確実に行われるよう、情報伝達体制を整備し、防災規程への反映や、従業員等への教育を行う等、体制の整備に努める。
- イ 事故発生時におけるプラントの緊急停止について、作業手順や留意事項等、従業員等の安全確保に必要な情報について、従業員等への周知徹底を図る。

(10) 避難対策の整備

地震・津波の影響が著しく大きい場合には、予防対策による備えや、拡大防止策にも限界があると考えられることから、特定事業者は、関係事業所の従業員等の人命安全を最低限確保のための避難対策を検討し、防災規程や各種のマニュアル作成に努める。なお、自衛防災組織の安全確保のため配慮すべき事項は次のとおりとする。

- ア 津波に関する影響（想定浸水深等）についてあらかじめ把握
- イ 避難場所、避難経路の確保
- ウ 事業所等における情報伝達手段の確保（多重化を含む）
- エ 安全装備及び教育訓練の充実
- オ 待避ルールの明確化
- カ 津波災害時の自衛防災組織の活動の明確化（施設の停止作業の最小化等）

3. 施設安全計画

(1) 危険物、高圧ガス関係

- ア 位置
- (ア) 民家等の距離

危険物及び高圧ガスの施設は、その施設の危険度に応じ、民家等との間に十分な距離

が必要である。万一災害が生じた場合に、自己施設以外に災害を拡大させないため、大規模危険物及び高圧ガス施設は、民家等の距離及びその施設の所在する周囲の地形を考慮し、その位置を選定する。

(イ) 企業内施設

企業内における施設の配置は、関係法令に定められているが、万一火災等の災害が発生した場合に被害を最小限に防止するために、施設相互間の保有空地を十分確保し、かつ消防活動に活用できる道路を設ける。

イ 構造

(ア) 貯蔵タンク等の基礎

不完全な基礎は、不等沈下の原因となり、その結果タンク等の変形、底板の裂傷、装置類又は付属配管等の損傷を招くことになるので十分な維持管理に努めること。

(イ) 貯蔵タンク等の構造

危険物及び高圧ガスタンクが地震等により火災となった場合は、消火鎮圧が最も困難であるのでタンクの弁配管、水抜管、保冷装置、電気設備及び避雷設備等あらゆる点で十分な維持管理に努めること。

(ウ) 防油堤、流出油等防止堤

防油堤、流出油防止堤は、貯蔵タンク内の危険物が漏洩した場合の拡散防止の施設であるので、容量、高さ、構造及び水抜口等について検討し、特に耐震性及び津波について考慮する。

ウ 設備

(ア) 消火設備

消火設備は、消防法等関係法令に定められているが、特に、危険性を考慮し十分な設備とする。また、消防用水を十分確保し、消火栓、用水池を適正配置するとともに、常時使用できるよう維持管理に努めること。

(イ) 電気設備

電気設備は、消防法等関係法令に定める安全基準を遵守し、故障又は停電の場合の予備電源を確保する。

(ウ) 警報設備

危険物設備は、出火防止とともに延焼拡大防止体制を確立することが最も重要なことであり、従って内部の異常事態を早期に把握するために必要な自動警報装置及び事故発生の早期発見を目的としたガス検知器、煙感知器、熱感知器等の設置を法令の基準にとられることなく必要箇所に設置する。

(2) 毒劇物関係

ア 毒物又は劇物に関する（以下「毒・劇物」という）の製造作業を行う場所は、次に定めるところに適合するものであること。

(ア) コンクリート、板張り又はこれに準じる構造とする等、その外に毒・劇物が飛散し、漏れ、しみ出し、若しくは流れだし、又は地下にしみ込むおそれのない構造であること。

(イ) 毒・劇物を含有する粉塵、蒸気、排水の処理に要する設備又は器具を備えていること。

(ウ) 特定化学設備（特定化学物質等障害予防規則第13条による塩素アンモニア等の設備）について著しい腐食による漏洩を防止するため腐食しにくい材料で造り、内張を施す等の措置を講ずる。

イ 毒劇物の貯蔵量等は、次に定めるところに適合するものであること。

(ア) 毒・劇物とその他のものとを区別して貯蔵できるものであること。

(イ) 毒・劇物を貯蔵できるタンク、ドラム缶、その他の容器は毒劇物が飛散し、漏れ又はしみ

出るおそれのないものであること。

- (ウ)貯水池その他容器を用いないで毒・劇物を貯蔵する設備は、毒・劇物が飛散し、地下にしみ込む又は流れ出るおそれがないものであること。
- (エ)毒・劇物を貯蔵する場所にかぎをかける設備があること。ただし、その場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、この限りではない。
- (オ)毒・劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときはその周囲に、堅固な柵が設けてあること。
- ウ 毒・劇物を陳列する場所にかぎをかける設備があること。
- エ 毒・劇物の運搬用具は、毒・劇物が飛散し、漏れ、又はしみ出るおそれのないものであること。
- オ 毒・劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示すること。

4. 災害予防計画

(1)危険物関係

ア 漏洩に対する安全対策

(ア)付帯設備の設置

危険物製造所等において危険物を取り扱う機械器具その他の設備には、危険物の漏洩を防止するための付帯設備（液位計、安全弁、通気口、警報機、予備槽、油溜桝等）を設ける。

(イ)配管の取り付け位置

危険物製造所等の配管は、原則として地上配管とし、危険物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ウ)防油堤等の設置

危険物製造所等から危険物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防油堤を設け、さらに漏洩した危険物を除去するため吸引ポンプ、吸着マットその他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

イ 爆発又は火災に関する安全対策

(ア)静電気の蓄積防止

湿度が低い気温条件のもとで、危険物を取り扱う場合には、静電気が容易に発生蓄積され、これが原因で爆発火災を起こすことがあるので、設備等には接地、除電剤の使用、湿気の付与、点火源となるおそれのない除電装置の使用、その他静電気を除去するための装置を講ずる。

(イ)危険物の性状の把握

危険物の性状、特に引火点、爆発範囲、着火温度、沸点及び蒸気密度等を把握して、危険物を取扱い、爆発又は火災の発生を防止する。

(ウ)火源に対する注意とガス検知

火源の発生原因となる電気設備又は加熱装置等のある場所において危険物を取り扱うときは、これらの設備又は装置等の点検整備に努め、かつ、ガス検知器を用いてガス濃度の測定を行い、爆発又は火災の危険防止を図る。

ウ 運搬に対する安全対策

輸送方法

タンクローリー等で危険物を輸送する場合には、輸送開始前に底弁、その他の弁、マンホール及び注入口のふた、消火器等の点検を十分に行い、著しく摩擦又は動揺を起こさないよう注意する。また、ドラム缶等法令に定められている容器に収納した危険物を

運搬する場合も、摩擦又は動揺を避ける。

(2) 高圧ガス関係

ア 破裂に対する安全対策

(ア) 設計基準の確保

高圧ガス設備は常用の圧力の2倍以上の圧力で、降伏を起こさない肉厚を有し、さらに常用圧力の1.5倍以上の耐圧試験に合格したものを使用する。

(イ) 安全装置の確実性

装置内における異常反応等により許容圧力以上に圧力が上昇した場合に、直ちに許容圧力以下にもどさせる安全弁等の安全装置を設置し、確実に作動するよう常に管理するとともに、必要な箇所に圧力計を設ける。

(ウ) 冷却装置の設置（可燃ガス・毒性ガス）

貯槽内の温度上昇を防止するため、冷却用散水装置を設け、付近の火災等による危険を防止する。

(エ) 腐食の防止

装置（配管を含む）の腐食は、強度を弱め、破裂の原因になるので、腐食を防止するため、塗装等の措置を講じ、肉厚測定等により、腐食の状況を監視する。

イ 爆発に対する安全対策

(ア) ガス管理

爆発に対する防止対策の一つとして、爆発範囲のガスを作らないようにするために十分な保安管理を行う。

(イ) 安全装置

貯槽に取り付けた配管（ガスを送り出し、又は受け入れるために用いられるものに限る、かつ、貯槽と配管の接合部を含む）には、貯槽から5メートル以上離れた位置で操作できる緊急遮断弁を設け、受払い時におけるガス大量噴出を防止する。また、安全弁にはガスを装置外の安全な場所に放出できる放出管を設ける。

(ウ) 漏洩ガスの検知

高圧ガスの爆発事故では、装置（配管を含む）外に漏洩したガスに引火爆発する例が非常に多いので、漏洩を検知し、かつ、警報をだすための設備を設ける。又、頻繁なパトロールによる早期発見が必要であるので、監視体制を確立する。

(エ) 換気

可燃性ガス施設は、通風の良い場所に設置し、ガスが漏洩した場合でも滞留しないような構造とする。

(オ) 障壁等

民家等に対して高圧ガス設備が近接している場合には、障壁等を設けてこれを保護する。この場合、通風、換気に注意するとともに爆発で生ずる衝撃等に耐えうる強度を確保する。

ウ 中毒に対する措置

(ア) 漏洩防止

毒性ガスの取扱いにあたっては、まず、漏洩の防止を図り、漏洩のおそれのある装置には、管理を厳重にし、かつ、漏洩検知警報設備により常に検知を行う。

(イ) 除害装置

毒性ガスの漏洩及び安全弁の作動による放出は極めて危険であるので、この場合、除害剤散布等により処理する。

(ウ) 資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の整備を行う。

エ 運搬に対する安全対策

(ア)積載方法

- a 容器等に液化ガスを充填するときは、内容量の90パーセントを超えて充填しない。
- b 容器のバルブ、液面計、その他付属品が突出したのものには固定式プロテクター又はキャップその他の損傷防止の措置を施すとともに、転倒転落しないような措置をする。

(イ)輸送方法

- a 容器等は、温度が常に40度以下に保たれるように措置し、車両には警戒標を掲げるとともに、防災資機材及び工具並びに粉末消火器等を積載する。
- b 高圧ガスを移動する場合は移動中の災害防止に必要な事項を記載したイエローカードを運転者が携帯する。
- c 法で規定する数量以上の高圧ガスを移動する場合には、高圧ガス移動監視者を同乗させる。

(3)毒劇物関係

ア 漏洩に対する安全対策

(ア)付帯設備の設置

毒劇物貯蔵所等において毒劇物を取り扱う機械器具その他の設備には、毒劇物の漏洩を防止するための液位計、通気口、オーバーフロー管、予備槽、警報器等の付帯設備を設ける。

(イ)配管の取り付け位置

毒劇物貯蔵所の配管は原則として地上配管とし、毒劇物が漏洩したとき直ちに発見できるようにする。

(ウ)防液堤等の設置

毒劇物貯蔵所から毒劇物が漏洩した場合を考慮し、周囲に鉄筋コンクリート等の防液堤を設け、さらに漏洩した毒劇物を除去するため、吸引、吸着その他必要な措置を講ずるための設備を設ける。

イ 中毒に対する安全対策

(ア)漏洩防止

毒劇物が漏洩した場合、毒性ガスが発生するものもあるので、漏洩のおそれがある装置には管理を厳重にし、かつ漏洩ガス検知器を十分に完備する等漏洩防止を図る。又、巡回監視を行い、早期発見に努める。

(イ)立入禁止の標示

所定の標識表示を設置し、取扱いの周囲には柵を設け、係員以外の立ち入りを禁止する。

(ウ)中和装置

毒性ガスの漏洩や安全弁の開放による放出は極めて危険であるのでこの場合、中和措置に誘導する方法により措置する。

(エ)資機材の整備

万一の場合に備えて、中和剤、防毒マスク等の応急対策用の資機材を整備する。

ウ 毒劇物その他の安全対策

(ア)腐食防止

毒劇物貯蔵所等のタンク、配管、機器の腐食は強度を弱め漏洩の原因になるので腐食防止の塗装などの措置を講じ、肉厚測定などにより腐食の状況を監視する。

(イ)漏洩防止

毒劇物貯蔵所等には、漏洩液を堰止めるための土のうを準備して置く。又、ガス発生を防止し、流下防止などのため乾燥砂を設置する。

エ 毒劇物の輸送の安全対策

- (ア) 毒劇物の移送開始には、自動車、その他必要機器の点検はもとより、事故時の応急措置の方法（毒劇物の名称、漏洩時・出火時・暴露・接触時の応急措置、その他注意事項）を記載したイエローカード等の書類の装備、保護具の装着を点検し、それらが確認されたことを記録しておくこと。
- (イ) 気体若しくは液体の毒劇物（政令で定められた塩酸他22品目）を一回5,000kg以上運搬する場合には、車両には「毒」の標識を掲げ、保護具を備え、一定距離以上の走行をする時は、交代運転手又は助手を同乗させること。なお、交代運転手等の同乗が必要な場合は、ひとりの運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ合計が30分以上の運転を中断することなく連続して運転する時間をいう。）が、4時間を超える場合または、ひとりの運転者による運転時間が、1日あたり9時間を超える場合とする。
- (ウ) 気体若しくは液体の毒劇物を小型運搬容器に収納して、一回5,000kg以上運搬する場合には(ロ)の標識を掲げ保護具を備えること。
- (エ) 毒劇物を1,000kg以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合、当該運送を委託する場合はあらかじめ、当該毒劇物の名称、成分、含量及び数量並びに事故の際に講じなければならない応急の措置の内容を記載した書類を運送人に交付すること。
- (オ) 毒劇物の小型運搬容器は収納口を上方に向け、積み重ねの高さは3メートル以下にし、当該毒劇物容器以外の容器を積み重ねる場合は、当該毒劇物容器を3メートルの高さにしてかかる荷重以下とすること。
- (カ) 毒劇物の小型運搬容器が落下し、転倒し、又は破損することがないように積載するとともに、著しく動揺又は摩擦を起こさないように運搬すること。なお、積載装置を備える車両で運搬する場合は、その長さ又は幅を超えないように積載すること。
- (キ) タンクローリーは、運転中みだりに停車したりせず、走行速度を守り、毒劇物の安全輸送に徹底すること。万一急カーブ、急停車などを行っても転倒事故等を起こさないよう仕切板の入ったタンクローリーで運搬すること。
- (ク) 漏洩の場合の初期対策に備え、保護具として防毒マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、保護衣、その他応急措置用具を2人以上携帯し、所管署（消防、警察、保健所）、事務所に連絡できるように無線機等も携帯しておくこと。

5. 地震・津波への対策

(1) 地震対策

地震対策については、2つのレベルの地震の想定に対し、それぞれ次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 発生頻度の高い地震

この地震に対しては、防災上必要な施設・資機材等の機能が維持されるよう努める。

イ 甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震

この地震に対しては、上記イの機能が維持されなくてもやむを得ないが、応急措置または代替措置により、被害が発生する前と同程度の機能を速やかに回復できるよう努める。

(2) 津波対策

ア 最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

この津波に対しては、大津波警報等が解除され、瓦礫や汚泥等が除去され特定事業所に入ることが可能となった後、防災上必要な施設・資機材等を直ちに復旧できるよう、浸水

対策等の計画策定に努めるとともに、応急対策の準備に努める。

- イ 発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
この津波に対しては、応急措置または代替措置により、速やかに被害が発生する前と同程度の機能を回復できるよう努める。

第2節 海上災害予防計画

この計画は、特別防災区域に係る海上における災害予防について定める。

1. 実施機関

(1) 徳島海上保安部

- ア 危険物等の積載船舶に対する安全運航及び関係法令の厳守についての指導監督
- イ 危険物等の荷役時における安全対策の指導
- ウ 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備取扱指導

(2) 県及び阿南市

- 消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の備蓄量の把握とその整備促進

(3) 関係企業

- 災害予防責任者として消火薬剤、油処理剤、オイルフェンス等、海上災害防止に必要な資機材の整備

2. 危険物等専用岸壁の安全確保と自主保全体制の強化

- (1) 関係企業は、危険物専用岸壁（栈橋）の安全について常に注意し、パイプライン等の設備について災害発生の危険防止に必要な点検を行う。
- (2) 危険物専用岸壁（栈橋）に消火栓を設け、又、油の漏洩に備えオイルフェンス、油処理剤等の整備強化を図る。

3. 危険物等の積載船の安全設備、保安体制の強化及び安全航行の励行

(1) 徳島海上保安部

- 港則法並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の指導取締りを行うとともに、災害防止に関し、必要な措置を講ずる。

(2) 関係企業

- 関係企業は、法令及び防災関係機関の指導要領を遵守するとともに自らも関係の危険物等の積載船舶の荷役、その他について監督又は指導し、災害の防止に努めるものとする。

第3節 資機材等の整備強化

1. 防災関係機関及び関係企業は、特別防災区域の災害防止に必要な設備、資機材を計画的に整備、拡充強化に努めるものとする。

消防力の基準（平成12年消防庁告示第1号）に基づく阿南市消防本部の消防施設及び資機材は次のとおりである。

	消防力の基準	整備年度	備考
大型高所放水車	1台	H12	
大型化学消防車	1台	H19	
泡原液搬送車	1台	H20	
泡消火薬剤	必要な数量		平成17年4月1日現在7,520ℓ

法第15条、第16条の規定により、特定事業所に設置を義務づけられる特定防災施設、防災資機材は次のとおりである。

	四国電力(株)	設置年度	新日本電工(株)	設置年度
流出油等防止堤		S52		
消火用屋外給水施設		S52		
非常通報設備	一式	済	一式	済
大型化学消防車	1台	S53		
大型高所放水車	1台	S53		
泡原液搬送車	1台	S53		
泡消火薬剤	11.16kl	S53		
可搬式泡水泡（毎分3,000ℓ以上）	1	S53		
耐熱服	1着	S53		
空気呼吸器又は酸素呼吸器	1	S53		
オイルフェンス	1,620m	済		
オイルフェンス展張船	1	S53		
大容量泡放射システム（※）	一式	H20		

※瀬戸内地区広域共同防災協議会にて共同で設置

2. 大容量泡放射システムの実効性確保

(1) システムの概要

ア 概況

直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクに、石油コンビナート等災害防止法により配備が義務づけられるシステムで、大容量泡放水砲及び大容量泡放水砲用防災資機材等で構成される。

イ 管理状況

徳島県、香川県、愛媛県、岡山県、及び兵庫県内の、大容量泡放射システムを用いて防災活動を行う必要がある特定事業者で構成された瀬戸内地区広域共同防災協議会により管理されており、コスモ石油（株）坂出製油所（香川県坂出市番の州緑町）に配備されている。

ウ 対象事業所

阿南地区特別防災区域におけるシステム配備対象のタンクは、四国電力(株)阿南発電所のNo. 4～No. 12タンクである。

(2) 輸送体制の確保

当該システムの輸送経路については、瀬戸内地区広域共同防災規程に定める輸送計画によることとされており、陸上輸送が想定されている。県は、輸送が円滑に行われるよう関係機関とあらかじめ調整を図り、輸送体制の整備に努める。

3. 地震・津波を想定した資機材等の対策

特定事業者は、防災上必要な施設・資機材等について、地震や津波による被害を想定した上で、高所保管や防水化等、可能な限り被害を受けにくい対策を講じるよう努める。

また、万一破損または被災した場合に代替となる手段をあらかじめ策定するよう努める。

第4節 防災教育訓練計画

この計画は、特別防災区域の災害の防止に必要な教育及び訓練について定める。

1. 防災教育

危険物、毒劇物及び高圧ガス等の貯蔵又は取扱の上の不注意が大災害をひき起こすおそれがあることに鑑み、取扱者に対する教育を徹底する。また、南海トラフ巨大地震に伴う地震動及び津波等の地震災害に関する防災教育を徹底する。

(1) 防災教育の実施機関及び教育項目

実施機関	教育項目
徳島海上保安部	海上及び船舶関係の安全教育 津波関係の防災教育
徳島労働局	事業場の労働者の安全衛生教育
中国四国産業保安監督部四国支部	高圧ガス関係の安全教育
県危機管理部	高圧ガス関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
県保健福祉部	毒劇物関係の安全教育
阿南市消防本部	危険物関係の安全教育 地震災害関係の防災教育
関係企業	従業員に対する保安教育 地震災害関係の防災教育

(2) 教育内容

ア 危険物・高圧ガス

危険物及び高圧ガスを取り扱う事業所並びにその下請関連企業の有資格者並びに従業員に対し、業種別に危険物及び高圧ガスの性質や取扱方法等について毎年1回以上講習会や研修会を開催し、徹底した安全教育を行うとともに資格者養成のための講習を資格の種別毎に随時実施する。

イ 毒劇物

毒劇物を取り扱う事業所の取扱責任者に対し、毒物及び劇物取締法による取扱方法について指導監督をし、毒物・劇物による危害防止のため、事業者の自主的危険防止規程の作成と従業員に対し研修会を開き、徹底した安全教育を行わしめる。

ウ 下請企業に対する教育

危険物・毒劇物及び高圧ガス等を取扱う事業所の従業員以外の作業員に対しても、特に、火気取り扱い等労働安全衛生について徹底した教育を行う。

エ 地震災害

関係企業は、従業員に対して、次の事項を含んだ地震防災の研修会を実施する。

- (ア) 南海トラフ巨大地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (イ) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (ウ) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (エ) それぞれの従業員が果たすべき役割
- (オ) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (カ) 今後地震対策として取り組み必要のある課題

2. 防災訓練

防災関係機関及び特定事業所は、災害応急対策を円滑に実施するため、企業自体の訓練計画と相まって、次に定めるところにより、共同又は単独で防災訓練を年一回以上実施する。

防災訓練は、図上訓練及び実働訓練の2種類とする。

訓練種目

- 緊急通報訓練
- 緊急連絡出動訓練
- 避難救助訓練
- 資機材調達訓練
- タンカー火災訓練
- 高圧ガス輸送途上の漏洩火災訓練
- タンクローリー等火災訓練
- 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練
- タンカー漏油処理訓練

第5節 防災に関する調査研究計画

科学技術の進歩等により事業所の形態、実態は常に変動する可能性を有している。このため特別防災区域の正確な実態把握、災害に関する調査研究の実施は重要である。

1. 実態調査

正確な実態を把握するため、原則として毎年一回以上調査するものとする。

- ア 危険物、高圧ガス及び毒物劇物等の貯蔵・取扱量
- イ 関係事業所の自衛消防力、防災資機材の整備状況
- ウ その他災害対策上重要な事項

2. 防災に関する研究

防災関係機関と協議の上、必要に応じ適宜進めていくものとする。

- ア コンビナート災害の防御に関する調査研究
- イ コンビナート災害事例の調査研究
- ウ その他コンビナート災害予防対策上必要な事項

第4章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において災害発生の防御又は災害の拡大を防止することを目的とする。なお、本計画に定めのない事項については、徳島県地域防災計画を準用する。

第1節 動員・情報連絡計画

火災爆発等の事故発生時に、防災関係機関及び関係企業が現地における緊急な連絡調整を図り、事故に即応できる有効適切な防災活動を行うための基準について定める。

1. 緊急動員・通報体制

(1) 関係企業

特定事業所の事業実施の統括管理者（防災管理者）は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、自己の判断を加えることなく直ちにその旨を阿南市消防本部に通報するとともに、自衛防災組織の動員等の必要な措置を講じなければならない。

また、特定事業者は、現場対応にあたる消防隊員等に対し、随時的確な事故情報等を提供し、二次災害の防止に努める。

阿南市消防本部への通報については、第1報にて把握している情報をできる限り迅速に通報することとし、詳細については第2報以降に通報する等、第1報の通報の迅速化に努める。なお、通報の時期及び内容は、おおむね次のとおりとする。

ア 災害発生の直後

- | | |
|------------------|----------------|
| (ア) 異常現象発生の時刻、場所 | (イ) 初動措置の実施状況 |
| (ウ) 災害の状況 | (エ) 今後必要とされる対策 |

イ 中間情報

- | |
|---------------------------------|
| (ア) 災害の規模及び被害状況並びに二次災害発生のおそれの有無 |
| (イ) 応急対策の実施状況 |
| (ウ) 今後必要とされる措置 |

ウ 応急対策完了後

別紙様式により災害事故報告を消防本部に提出する。

別紙様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料20

(2) 防災関係機関

災害発生を知ったときは、直ちに情報連絡体制を整え、事態の推移を的確に把握するとともに、災害応急対策実施のための動員体制に入る。

(3) 通報体制

ア 阿南市消防本部は、特定事業所からの通報により異常現象の発生を覚知した際、当該異常現象が消防組織法第40条に基づく即報要領の即報基準に該当するかどうか判断し、県へ連絡する。

(ア) 即報基準に該当すると判断した場合

様式（第2号）をファクシミリにより即報する。なお、この即報は法第23条に基づ

【第4章 災害応急対策計画】

く防災本部への通報を兼ねる。(様式・・・資料17)

(イ)即報基準に該当しないと判断した場合

法第23条に基づき、県へ電話またはファクシミリにより様式(第2号様式に準拠)を送付することにより通報する。

イ 阿南市消防本部は、特定事業所からの通報により異常現象の発生を覚知した際、法23条及び本計画に基づき、阿南警察署、徳島海上保安部、阿南市へ通報する。

ウ 県は、上記の即報を受けた場合、当該即報及び自ら収集した情報を整理して消防庁へファクシミリにより報告する。

エ その他、県(防災本部事務局)は本計画に基づき、関係機関へ通報する。

その際の、異常現象の通報体系は原則として次のとおりとし、災害の規模、様態等を勘案して、その他の機関にも必要に応じ通報する。

以後の情報共有については、本節3. 防災関係機関及び関係企業での情報共有によることとする。

異常現象の範囲は次のとおりとする。

ア 出火

人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

イ 爆発

化学的变化または物理的变化により発生した爆発現象で、施設、設備等の破損が伴うもの。

ウ 漏洩

危険物、可燃性固体類、可燃性液体類、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、その他有害な物質の漏洩。ただし次に掲げる少量（液体の危険物及び可燃性液体類にあつては数リットル程度）の漏洩で、漏洩範囲が当該事業所内に留まり、泡散布、散水等の保安上の措置（回収及び除去を除く）を必要としない程度のもを除く。

(ア)施設または設備（以下本項において「施設等」という）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う施設等の正常な作動または操作によるもの

(イ)発見時に漏洩箇所が特定されたものであつて、既に漏洩が停止しているものまたは施設等の正常な作動もしくは操作もしくはバンド巻き、補修材等による軽微な応急措置（以下本項において「軽微な応急措置」という）により漏洩が直ちに停止したもの

エ 破損

製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設もしくは設備またはこれらに付属する設備（以下、本項において「製造等施設設備」という）の破壊、破裂、損傷等の破損であつて、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに使用停止等緊急の措置を必要とするもの。ただし、製造等施設設備の正常な作動または操作もしくは軽微な応急措置により直ちに、出火、爆発、漏洩の発生のおそれがなくなったものを除く。

オ 暴走反応等

製造等施設整備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によつても制御不能なもの、地盤の液状化等であつて、上記イからニに掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

2. 防災本部等の活動体制

(1) 防災本部の活動体制

ア 防災本部長は、下表「配備基準」に応じ、本部運営に従事する職員（原則として徳島県職員）を配置する。

イ 防災本部長は、防災本部の業務を実施するため必要に応じ、防災本部員を招集し、防災本部の会議を開催する。

ウ 本部長は、防災本部の業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて県庁に「本部室」を置く。本部室は、徳島県職員及び、関係機関からの連絡員等で構成する。

エ 防災本部長は、緊急かつ統一的な防災活動を実施する必要があると認めるときは阿南市長、阿南市消防本部消防長又は徳島海上保安部長の意見を聞いて現地防災本部を設置する。

オ 本部長（知事）は、自らが必要があると認めるとき、または関係機関から要請があつたときは、現地調整所を設置する。

【配備基準】

配備区分	配備内容	配備時期
連絡体制	事務局が対応	1. 災害が発生し、県危機管理部長が必要と認めるとき（判断設置） 2. 当該特別防災区域において津波警報が発表されたとき（自動設置）
警戒体制	事務局、徳島県職員及び関係機関の連絡員等	1. 本部長が必要と認めるとき。（判断設置） 2. 当該特別防災区域において大津波警報が発表されたとき（自動設置）

(2) 現地防災本部の活動体制

- ア 現地防災本部長は、現地防災本部運営に従事する職員（原則として阿南市職員、徳島県職員）を配置する。
- イ 現地防災本部長は、必要に応じ、防災本部長へ職員の派遣を求めることができる。
- ウ 現地防災本部長は、現地で活動している関係機関との緊密な連絡を取り、災害対応を行う。

(3) 現地調整所の活動体制

- ア 現地調整所は、現地で活動している関係機関相互が必要に応じて参集し、随時連絡調整を行う場として活用する。また、必要に応じて調整会議を行う。
- イ 調整会議における決定事項は、参加機関各々が決定したものとみなす。ただし、関係機関相互の調整が必要となった場合は、現地本部の本部長または本部員、もしくは現地本部長が指定した者が調整を行う。

(4) 防災本部等の留意事項

- ア 現地本部長への権限の委譲
対策本部長は、現地防災本部を設置したときは、災害対応を円滑に実施するため、必要に応じて現地防災本部長に対して権限の一部を委譲することができる。なお、想定される権限は次のとおりである。
 - (ア) 災害情報を収集し、これを関係者に伝達すること
 - (イ) 県、特定地方行政機関、阿南市、関係公共機関、公共的団体、特定事業者が石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧に係る連絡調整を行うこと
 - (ウ) 現地調整所の設置に関すること
- イ 災害対策本部との関係
当該特別防災区域を含む大規模災害が発生した場合等において、県地域防災計画に基づく災害対策本部と、防災本部による配備体制（連絡体制または警戒体制）が同時に置かれた場合は、一元的な災害対応を行うため、当該配備体制は災害対策本部の機能の一部として関係機関等との連絡・調整にあたる。

3. 防災関係機関及び関係企業での情報共有

災害応急対策の円滑な実施を図るため、防災関係機関及び関係企業での情報共有は、インターネット・衛星通信等の多様な伝達手段を用いることにより、次のとおり実施する。

(1) 防災関係機関及び関係企業は、災害時における情報の収集及び共有に努めるとともに、これらの情報を防災本部へ伝達するものとする。伝達を受けた防災本部は、防災関係機関及び関係企業に伝達・共有するものとする。

現地防災本部が設置された場合は、すべての情報は同本部に伝達し、同本部において共有する。

(2) 情報伝達・共有は、原則として「徳島県災害時情報共有システム（以下、「情報共有システム」という）」上で実施する。

ただし、情報共有システム上での情報共有が困難な場合は、ファクシミリ・電話等を用いて情報を伝達する。その場合の伝達系等は、1. (3) ホの通報体系図の例による。

【参考：災害時情報共有システムについて】

(1) 概要

災害発生時の、情報収集業務の負担軽減や、災害対応機関が被災した際の連絡途絶などの課題に対応するために、次の特徴を持ったインターネット上に構築したシステム

- ・（職員の）携帯電話等を入力端末とすることができる。
- ・各災害対応機関から、情報を随時に入力できる。
- ・情報発生源（市町村等）からの情報を一元的に共有する

また、このシステムでは、以下の情報を一元的に集約・共有することを目的としている。

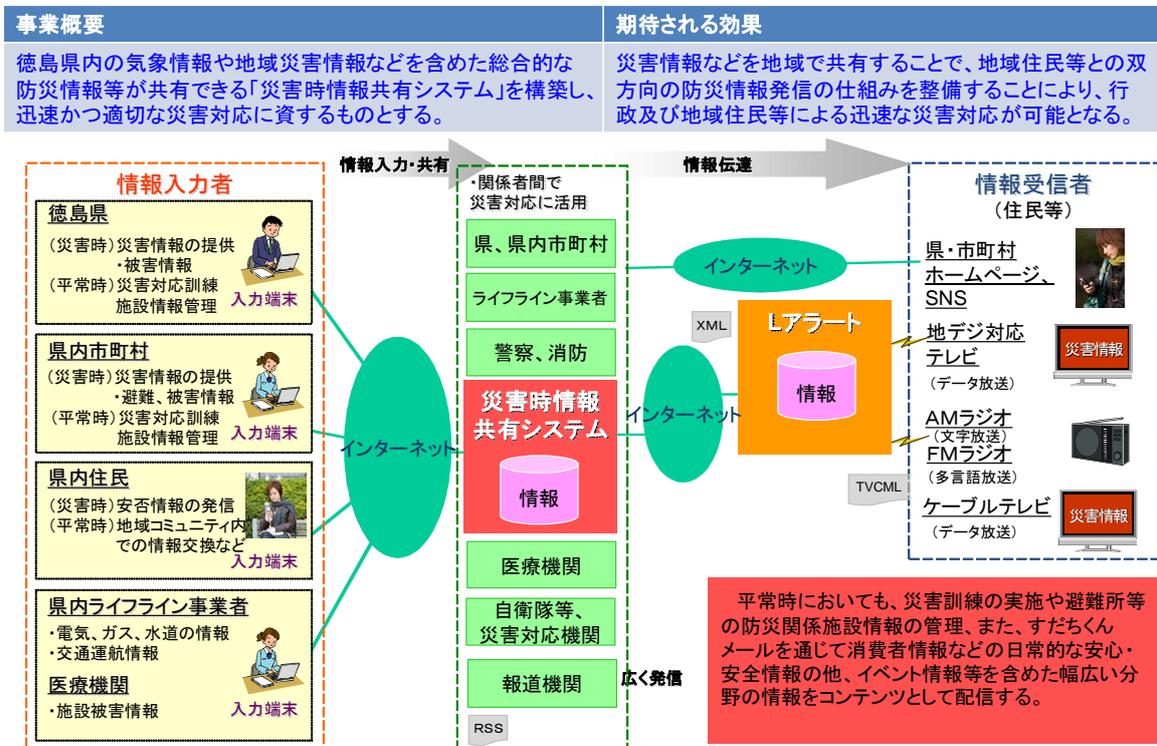
- ・庁舎の被害状況（建物被害、ライフライン状況）
- ・市町村の体制確立情報（災害対策本部）
- ・避難情報（勧告、指示など）の発表等
- ・避難所開設情報
- ・個々の被災箇所情報

(2) 機能

- ・災害に関する情報の収集・共有
- ・地理情報システム（GIS）を使ったわかりやすい表示
- ・すだちくんメール、緊急速報メールを使った避難情報の表示
- ・Lアラートを利用した災害情報の配信

【参考：災害時情報共有システムのイメージ】

「災害時情報共有システム」活用した情報提供体制イメージ



4. 災害広報

(1) 阿南市

- ア 事故発生時には広報車が避難の勧告、指示、避難場所等の状況を広報するものとし、必要があるときは、自治会長等を通じて連絡するものとする。
- イ 人心の安定を図るため、随時、災害応急対策の実施状況、災害の見通し等についても避難者及び地区住民に対して広報するものとする。

(2) 関係企業

災害予防責任者として災害の状況を把握する。

第2節 災害想定

概要

石油類、高圧ガス等が多量に貯蔵、取り扱われている特別防災区域に係る災害は油火災、油の漏洩流出、有毒物質の漏洩等いわゆる特殊災害や台風、地震、津波等の自然災害により二次的に誘発される災害の発生が想定される。更に、近年海上輸送量の増大に伴い、橘港湾区域内

【第4章 災害応急対策計画】

の船舶事故等により特別防災区域に係る油流出及び引火による大規模な船舶火災や海面火災の発生も想定される。

1. 可燃性ガスによる火災

- (1)貯槽、配管、バルブ類の切断、切損、ゆるみ等によるガス漏出
- (2)漏出したそのガスが拡散する前に空気と混合の進まないうちに着火、燃焼し火災発生
- (3)火災中心から隔った位置にある物件の受熱量（輻射強度）によって災害発生が想定される。

2. 圧力容器の内圧上昇による破裂

圧力容器の過圧により圧力容器が破裂し、その破片が飛散し災害発生

3. 可燃性ガス等による爆発

- (1)圧力容器内で異常反応を生じ、反応槽の器内で発生する爆発
- (2)漏出した可燃性ガスが大気中において拡散、そのガスと空気の混合比が爆発限界に達し、着火源により爆発
- (3)蒸気爆発
- (4)その他粉塵爆発

4. 可燃性液体による流出及び火災

- (1)貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により可燃性液体流出
- (2)流出したその液体の拡散及び火災による災害発生

5. 貯蔵タンクにおける火災

- (1)タンク屋根の破損による火災で大規模な火災に至らないもの(タンク小火災)
- (2)浮き屋根式タンクで、浮き屋根シール部でリング状に燃え上がる火災(リング火災)
- (3)浮き屋根式シール部の火災が消火できずに、屋根全面の火災に至るもの(全面火災)

6. 毒性ガスによる事故

- (1)貯槽、配管、バルブ類の破断、切損、ゆるみ等により液体流出
- (2)そのガスの漏出拡散により災害発生

7. 火災の場合の輻射熱、可燃性ガスが拡散した場合の引火爆発の濃度、爆発発生の場合の爆風等圧力は、各種の災害の状況により異なるので、殊に危険物等の貯蔵量により左右される。

8. タンカー等の船舶火災または衝突事故による危険物の流出入

- (1)事故の原因
 - ア 他船との衝突
 - イ 座礁又は底触
 - ウ 着岸時の岸壁との接触
 - エ 荷役中のタンクの爆発
 - オ 荷役設備の破損及び誤操作
- (2)事故時に想定される災害の状況
 - ア 油が流出して、すぐ発火した場合
 - イ 油が流出し、時間をおいて発火した場合
 - ウ 最後まで発火しない場合

9. 地震・津波による被害

(1) 地震・津波被害の基本的な考え方

地震災害については、「発生頻度の高い地震」と「甚大な被害をもたらす発生頻度が低い地震」に分類される。津波災害についても同様に、「最大クラスの津波に比べ発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波」と「発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波」に分類される。

(2) 被害想定の概要

本県では、これまで大規模な震災発生を契機に、その時点における最新の知見を反映させた各種の被害想定調査等を実施し、その結果を防災対策の基礎資料としてきた。

近年では、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、「最大クラスの地震・津波」を対象に、次のような被害想定等の見直しを行っている。

なお、被害想定の詳細については、徳島県地域防災計画「南海トラフ地震対策編」による。

ア 徳島県津波浸水想定（平成24年10月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.1）」をもとに、県管理河川や最新の地形データ等を加えた「津波浸水想定」を作成している。

イ 徳島県南海トラフ巨大地震被害想定（第一次：平成25年7月31日）

平成24年8月29日に国が公表した「南海トラフ巨大地震の震源モデル（M9.0, M9.1）」をもとに「震度分布」、「液状化危険度」、「建物被害」、「人的被害」などを算出している。

(3) 南海トラフ巨大地震における地震・津波の影響

上記の調査研究では、当該特別防災区域においては、地震発生から約19分後には第一波（20cm程度）が到達することが想定されている。

また、第二波は地震発生から約97分後に到達し、この影響により当該区域はほぼ全域が浸水することが想定されている。この際の最大浸水深は、当該区域の大部分が3mから5mと想定されている。

区域周辺についても最大浸水深3mから10m程度が想定されており、一般国道55号も浸水想定区域に含まれている。特別防災区域から浸水想定区域外に避難するためには、最大で900m程度（直線距離の場合）を要する。

(4) 具体的な被害の想定

ア 主な原因別の被害概要

(ア) 振動や液状化による主要施設（危険物タンク、可燃性ガスタンク、製造プラント等）に係る設備損傷（タンク、配管等）

(イ) 送電停止、非常用電源の故障等による電源の喪失に伴う対処不能

(ウ) 波力、浮力によるタンクの移動（浮き上がり、滑動、転倒等）や、漂流物の衝突等による設備損傷

イ 主要施設における具体的な被害内容

(ア) 危険物タンク（液体流出、火災、放射熱発生 等）

- a 配管の破損による漏洩
- b タンク本体の破損による漏洩
- c 浮き屋根上への漏洩（浮き屋根式）
- d 浮き屋根の破損・沈降（浮き屋根式）
- e タンク中のドレン配管の破損（浮き屋根式）
- f タンク上部の破損（浮き屋根式）
- g 浮き蓋の損傷・沈降（内部浮き蓋付き）
- h タンクの移動、転倒による漏洩

【第4章 災害応急対策計画】

- i 流出後の津波による施設外流出
- (イ)可燃性ガスタンク（液体流出、気体流出、蒸発、ガス拡散、爆発、放射熱発生 等）
 - a 配管の破損による漏洩
 - b タンク本体の破損による漏洩
 - c タンクの移動、転倒による漏洩
- (ウ)製造プラント（液体流出、気体流出、蒸発、ガス拡散、爆発、火災、放射熱発生 等）
 - a 装置の破損による漏洩

第3節 避難計画

特別防災区域に係る災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、地域住民の生命、身体の安全を図り、及び保護するため必要とする避難措置について定める。

なお、詳細については県地域防災計画（共通対策編）第3章第9節「避難対策の実施」を準用する。

1. 実施機関

(1)阿南市

ア 避難の指示等

市長は、災害の原因、態様により、特に避難の必要があると認める地域の住民に対し、県地域防災計画及び阿南市地域防災計画に基づく避難の勧告又は指示を行う。避難の勧告又は指示を行う時期は概ね次のとおりとする。

(ア)事前避難

被害の発生が予想される場合は、あらかじめ安全のため避難の勧告又は指示をする。

(イ)緊急避難

危険が目前に迫ったときは、緊急に避難のための立退きを指示する。

(ウ)収容避難

災害の拡大状況等から見て長時間にわたる避難が必要と認めた場合は、市が開設した収容施設へ避難を指示する。

イ 避難後の措置

避難者に対する援護等次の措置をする。

(ア)避難者の動向の掌握

避難場所における避難者の人員及び住所、氏名等を掌握するとともに災害の状況を避難者に周知する等混乱防止に努める。

(イ)救急患者への措置

避難場所等において、救急患者を発見したときは直ちに阿南市消防本部（119番）に連絡する。

(ウ)応急救護

災害発生時の季節、時間、天候を判断のうえ、避難者に対する給食、採暖、採光、その他必要に応じた措置をする。

(エ)市長は避難の指示をしたとき、又は警察官若しくは海上保安官からの避難の指示をした旨の通知を受けたときは、防災本部（県危機管理部）に報告する。

(2)阿南市消防本部

ガス又は危険物の漏洩、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火

災が発生するおそれが著しく大であり、かつ火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防長又は消防署長は火災警戒区域を設定してその区域内における火気の使用を禁止し、地域住民に対し退去、避難を指示する。(消防法第23条の2の規定に基づくもの。)

(3)警察

ア 市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、地域の住民、滞在者その他のものに対し、避難のための立退きを指示する。避難の措置をとった場合は、直ちにその旨を市長に通知する。(災害対策基本法第61条)

イ 危険な事態がある場合は必要な警告を発し、及び特に急を要する場合においては危害を受けるおそれのあるものに対し、必要な限度で避難の措置をとる。(警察官職務執行法第4条)

ウ 避難の措置の開始とともに警戒活動を強化して危険防止、その他財産の保護、民心の安定と犯罪の予防取締等必要な措置をする。

(4)徳島海上保安部

ア 海上保安官は、海上における人命及び財産を保護するため、必要があるとき又は市長から要求があったとき、若しくは市長が避難のための立退きを指示することができないと認めるときは、船舶乗務員、旅客、住民及びその他のものに対し、避難の立退きを指示する。

イ 港内あるいは海域において危険物の流出、その他の事情により、船舶の交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合には、当該水域を航行する船舶の航行を制限又は禁止し、あるいは港外に避難を命ずる。(港則法第10条、第37条、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第42条の6～8)

(5)自衛隊

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、自衛隊法第94条の規定により、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置をとることができる。

(6)関係企業

防災管理者、関係企業の責任者は、従業員の生命及び身体を保護するため、必要があると認めるときは、自主的に従業員に対し、避難を指示する。

2. 避難措置要領

(1)避難情報の伝達

勧告及び指示は、住民に対し、次により正確にその内容を伝えるとともに、避難するべき理由を簡潔に伝達するものとする。

ア 伝達内容

(ア)避難先

(イ)避難経路

(ウ)避難立退き理由

(エ)避難上の留意事項

イ 伝達方法

(ア)広報車

(イ)車載マイク

(ウ)携帯マイク

(エ)無線放送

(オ)ラジオ・テレビ

(カ)エリアメール

(キ)口頭伝達

(2)避難の誘導

避難場所を指定し、地域住民を安全な場所に確実に誘導する方法は、次のとおりとする。

ア 避難場所

別に定める避難先とする。

イ 避難方法等

避難誘導を行う場合、誘導員は住民の安全を第一に考慮し、誘導中の事故を防止する。

ウ 避難順位

避難は緊急かつ必要性の大きい地域から行うものとする。なお、避難時に支援を要する者への配慮に努める。

エ 経路

最も安全な避難経路を指示するとともに、特に危険な個所については、事前に誘導員を配置しておく。

オ 夜間等の留意点

夜間や荒天時等において避難を実施する場合は、避難中の二次災害を防止するための対策を講じる。

3. 避難場所の一覧表

学 校 名	所 在 地	収容人員	電 話
見能林小学校	見能林町西内	305	0884-22-0506
津乃峰小学校	津乃峰町戎山	280	// -27-0227
桑野小学校	桑野町岡元	190	// -26-0200
橘小学校	橘町大浦	265	// -27-0002
福井小学校	福井町大西	245	// -34-2013
阿南第二中学校	内原町竹ノ内口	315	// -26-0203
福井中学校	福井町大西	350	// -34-2234
阿南中学校	見能林町南勘高	350	// -22-0539

施 設 名	収容人員	電 話
橘町総合センター	185	0884-27-2585
橘体育館	300	0884-27-3044

4. 避難計画の事前策定

(1)阿南市は、特別防災区域における災害発生に備えて、被害想定を勘案の上、あらかじめ避難計画を定める。なお、避難計画に定めるべき事項は次のとおりとする。

- ア 避難対象とする区域
- イ 規模に応じた避難の方法（避難所への避難、屋内待避の別）
- ウ 避難先
- エ 避難勧告、避難指示の発出基準

(2)上記の計画策定にあたっては、県地域防災計画及び阿南市地域防災計画に定められた避難計画を基準とし、当該特別防災区域における災害の実情を踏まえた上で策定するものとする。

第4節 交通規制計画

この計画は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、人命の危険防止及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うとともに一般交通の安全を確保するための交通規制措置を定める。

1. 実施機関

(1)警察

ア 交通規制の範囲

- (ア)災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認める場合。
- (イ)道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合。
- (ウ)道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生じ、又はそのおそれがある場合。

イ 交通規制の方法

【第4章 災害応急対策計画】

(ア)避難路の確保

市長の避難勧告及び指示に基づき避難する住民が安全かつ円滑に避難できるように一般車両等の通行を禁止又は制限すること等により避難道路を確保する。

(イ)緊急通行車両等の通行確保

緊急通行車両等が安全かつ迅速に運行できるように一般車両の通行を禁止又は制限する等により通行路を確保する。

(ウ)交通混雑の防止

災害現場付近への一般車両の乗り入れを規制するほか、災害によって生ずる道路の障害の程度に応じ、規制箇所又は区間に随時警察官を配し、迂回させる等の措置をする。

(2)道路管理者

ア 交通規制の範囲

(ア)道路の破損、決壊その他の事由により交通に危険があると認められる場合

(イ)道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

イ 実施要領

災害時において道路の機能を保全し、若しくは交通の危険を防止するため必要と認められる場合には、すみやかに必要な交通規制を実施するものとする。

(3)警察と道路管理者は、密接な連絡をとり適切な措置がとられるよう配慮するものとする。

(4)大容量泡放射システムを積載する車両の通行には特に配慮する。

2. 交通規制の周知

実施責任者は交通規制を行った場合、道路標識、迂回案内板又は交通規制の予告板等を設置するとともに報道機関を通じて交通規制の周知徹底をはかるものとする。

3. 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認は、災害対策基本法施行令第33条に基づき車両の使用者の申出により、知事又は公安委員会が行うものとする。

第5節 警戒区域設定計画

この計画は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合に、市、消防機関の警戒区域設定について定める。

1. 実施機関

(1)阿南市

ア 設定基準

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、人命及び身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるときは、災害対策基本法第63条の規定に基づく警戒区域を設定し、一定区域内の立ち入り制限、禁止又はその地域からの退去を命ずる等の措置を行う。

イ 設定方法

(ア)道路進入口に警戒区域設定の旨の明示をする。

(イ)必要に応じ綱張り等の措置をする。

(ウ)放送施設又は広報車を用い広く周知徹底を図る。

(2)阿南市消防本部

災害現場においては、消防法第28条及び第36条の規定により消防吏員又は消防団員が消防警戒区域を設定し、消防関係者等以外のものに対してその区域からの退去を命じ、又はその区域の出入りを禁止し、若しくは制限することができる。

第6節 救急医療計画

この計画は、事故発生時における救急医療について、県、市のとるべき措置について定める。詳細については、県地域防災計画（共通対策編）第3章第15節「医療救護活動」を準用する。

1. 実施機関

(1) 阿南市

市長は、救護の必要が認められるときは、直ちに関係機関及び阿南市医師会に通報するとともに、協力を要請する。

(2) 県

知事は、市長から応援の要請があったとき、又は自らその必要を認めたときは、関係所属長に応援を指示し、日本赤十字徳島県支部、県医師会等に救護班の派遣を要請するほか、連絡調整等にあたる。

2. 措置

市長は、災害の状況に応じて関係機関と協議して、現地救護所を設置する。

第7節 災害防御計画

この計画は、石油類の漏洩流出防御、火災の警戒、延焼の防止及び鎮圧等、火災の防御について定める。

1. 実施機関

(1) 阿南市

ア 各企業毎の消防計画を作成する。

イ 消防吏員等に対し、化学消防戦術教育の徹底を図り、実戦訓練を実施する。

2. 災害防御対策の分担

(1) 指揮

災害に伴う火災等、消火活動の指揮は、阿南市消防本部消防長が総括的指揮にあたる。

企業責任者は、必要により消防長に助言するものとする。又、災害の規模により、徳島県石油コンビナート等現地防災本部が設置された場合にあっても、消火活動の総括的指揮は消防長が行う。

(2) 関係企業

ア 異常現象が発生した場合、発見者は直ちに防災管理者に緊急連絡を行う。

イ 緊急連絡を受けた防災管理者は、事業所内全域に異常事態を警報するほか、自衛防災組織による防災活動を実施するとともに、操業を停止する等必要な措置を講ずる一方、防災関係機関並びに隣接企業に通報する。

【第4章 災害応急対策計画】

- ウ 防災管理者は直ちに厳重な火気使用の禁止措置をする。
- エ 石油類等が海上へ流出するおそれがある場合は、オイルフェンスの展張等拡散防止のための必要な措置を講ずる。
- オ 初期消火活動の如何では、火災爆発の危険も増大するので防災管理者等の指示によって企業の自衛防災組織は活動する。また、企業は公設消防機関が到着したときは、直ちに災害の状況を説明し、公設消防隊を現場へ誘導する。この場合、自衛消防組織は公設消防隊の指揮下へはいる。
- カ 火災、爆発時においては次の処置を適切に行うものとする。
 - (ア) 可燃性ガスの発生時には、その付近に可燃物がなければそれほど緊急を要しないので、まず元弁を閉止し、容器を急冷し、ガス噴出口と炎の間に水、窒素ガス、スチーム、消火器等で空気を遮断する処置を行う。
 - (イ) 前項の場合、その付近に可燃物がある場合は、この可燃物の燃焼拡大を防止する消火活動をまず行うとともに前項の処置を行う。
 - (ウ) 前項の燃焼拡大の防止の処置ができない場合は、大火若しくは爆発をよぶ結果となる。又、特にガス火災の場合は、二次爆発の現象もあるので容器の完全冷却を必要とするから、その措置を行う。あわせて周囲の火源の消火も措置する。
 - (エ) 火災、爆発時、特に留意しなければならない事項としては、送電中止の時期方法がある。あまり早すぎても、又あまり遅すぎても他の部分に更に火災爆発の誘発の危険を伴うので、その判断実行については十分な連絡の上行う。
 - (オ) 前項の緊急停電時においては、それぞれ職場において緊急操作を行って危害防止に努めるものとする。又保安担当者は、緊急放出される可燃物の状況若しくは放出物等に留意し、完全警戒態勢をとる。
 - (カ) 前項の緊急停電時に伴う断水時においては、冷却機器、ボイラー等の職場においては緊急操作を行い、危険防止の処置をするとともに、温度、圧力その他に対する注意を行う。

(3) 阿南市消防本部

緊急事態発生の通報を受けた消防機関は、直ちに出勤可能なすべての消防用資機材及び隊員を整備し、防災活動を実施する。特に大規模災害になるおそれがあるときは、次の処置を行って災害防御活動の適正を期する。

- ア 署員の非常召集を行い、所要の防御部隊を現地に派遣し、防災活動にあたる。
- イ 必要により現場指揮本部を設置し、全般的な指揮にあたる。
- ウ 防災関係機関との連絡協調にあたる。
- エ 罹災者、住民の避難誘導並びに負傷者の救出、救助、救急を行う。

また、自らの消防力では十分な対応が困難であると予測される場合は、徳島県広域消防相互応援協定(資料15)に基づき、県内の消防機関に対し応援隊の派遣要請を行う。それでも対応出来ないと予測される場合は、緊急消防援助隊応援要請連絡票(資料18)で県に連絡をする。

(4) 消防団

消防長又は消防署長の指揮下に入り、消火活動等を行うものとするが、主として企業周辺における延焼防止並びに住民の避難誘導等の措置にあたる。

(5) 県内の消防機関

県内の消防機関は、徳島県広域消防相互応援協定に基づき、応援隊の派遣要請があればその管轄する消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、必要な応援を迅速にしなければならない。応援隊は、現場指揮本部の指揮に従うものとする。

(6) 県(危機管理部)

県内の消防力では対応できない場合、知事は消防庁長官に対し消防組織法第44条第1項に基

づく応援要請を行う。(資料18)

また、事態がやむを得ない場合で、人命又は財産の保護のために必要があると認めるときは、自衛隊に対し、第12節自衛隊派遣要請計画のとおり、派遣要請を行う。

さらに、必要があるとき、本部長は消防庁長官に対し、石油コンビナート等災害防止法第28条8項に基づき、専門知識を有する職員の派遣を要請する。

(7)警察

第4節交通規制計画に同じ。

3. 火災防御現場指揮本部の開設

消防機関は、火災現場に近い場所に火災防御現場指揮本部を開設し、防災関係機関及び市の災害対策本部並びに現地防災本部と密接な連絡のもとに、火災防御の総合的、効果的な対策を推進する。

4. 火災防御対策の実施

(1)直接防御

直接防御にあたる消防隊員は、耐熱服を着用し、又、有毒ガス発生のおそれのある場合は防毒マスクを着用し、化学消防車により短時間に集中的に泡を火点に放射する。

(2)間接防御

発泡設備を有しない消防車等は、化学消防車等の消火活動を援護し、又は、隣接タンク等への延焼防止のための冷却放水を実施する。

(3)可燃性液体の流出

ア 発災事業所は、流出タンク等の油を他のタンクへ移送する等必要な措置を講ずる。

イ 阿南市消防本部及び自衛防災組織は、化学消防車等を出動させ警戒を行う。

ウ 自衛防災組織は油の流出拡散を防止するため、土のう積及び排水路の閉鎖を行う。更に拡大するおそれがある場合、又は拡大した場合は他の特定事業所の応援を求めて防御活動を行う。

(4)貯蔵タンクの火災

ア 貯蔵タンクの火災は、固定消火設備及び化学消防車等により泡を放射する。

イ 四国電力(株)阿南発電所における、直径3.4m以上の浮き屋根式屋外貯蔵タンクにおいて、全面火災が発生又は全面火災への拡大が懸念される場合、次のとおり大容量泡放射システムにより消火活動を行う。

(ア)火災が発生した場合、四国電力(株)阿南発電所は大容量泡放射システムの使用について、阿南市消防本部及び防災本部等と協議を行う。システムの使用は、備付場所である香川県坂出市からの輸送時間を考慮に入れ、火災の初期の段階より検討を行う。

(イ)大容量泡放射システムの使用を決定した場合、四国電力(株)阿南発電所は瀬戸内地区広域共同防災協議会へ大容量泡放射システムの搬送を要請する。

(ウ)防災本部は大容量泡放射システムの搬送について、関係機関と協議を行う。

(エ)大容量泡放射システムによる消火活動は、瀬戸内地区広域共同防災規程により定める警防計画に基づき、阿南市消防本部と協議の上行う。

(5)消火薬剤の輸送

異常事態発生 of 通報をうけた消防機関は、その所有する消火薬剤のすべての量をすみやかに輸送できる体制を整備し、現地に輸送する。

(6)消防吏員の交代

【第4章 災害応急対策計画】

長時間を要する大規模火災に備え、交代要員を待機させる。

(7) 消防車等の燃料補給

消防車等への燃料補給措置を講ずる。

(8) 高圧ガス貯槽の災害対策

高圧ガス貯槽若しくは配管設備からガス漏洩し、又はガス火災が発生した場合は次により措置する。

ア すみやかにガス漏洩の停止措置を講ずる。

イ ガス検知器により警戒区域を設定し、火気の使用を厳禁する。

ウ ガス火災は、状況に応じた適切な消火等の措置を講ずる。

エ 高圧ガス貯槽が輻射熱等により加熱されるおそれがある場合は、固定散水装置及び消防車等により冷却する。

(9) 車両火災等

ア タンクローリー等からの漏油は、乾燥砂、土のう等により拡散防止措置を講ずる。

イ タンクローリー等の火災は、粉末又は泡放射により消火する。

ウ 火災が発生したタンクローリー等は、必要に応じ延焼のおそれのない場所に移動する。

第8節 港湾保安計画

この計画は、橘港湾区域内において特別防災区域に係る流出油事故及び、船舶火災が発生した場合の防御について定める。

1. 荷役中の油の漏洩

(1) 関係企業

ア 直ちに荷役を中止する。

イ 本章第1節情報収集伝達及び広報計画に基づき防災関係機関に通報する。

ウ オイルフェンスを必要箇所にさらに展張する等の措置を講じ、漏油の拡散を防止する。

エ 漏油は、吸着剤等により処理する。

オ 油処理剤の使用は、火災の発生等による人命の危険又は財産への重大な損害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は、他の方法による処理が非常に困難な場合であって、処理剤により又は処理剤を併用して処理した方が海洋環境に与える影響が少ないと認められるときに限るものにする。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と緊密な連携を保ち、防除措置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と緊密な連携を保ち、海上における必要な防除措置を講ずる。ただし、埠頭棧橋に係留中の船舶より火災が発生した場合の防御については、消防本部と協力し実施する。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

2. タンカー事故による油の漏洩等の処理

(1) 事故発生当事者

ア 空タンクへ油を移送する。

- イ 破孔部を補修する。
- ウ オイルフェンスを展張し、漏油の拡散を防止する。
- エ 油バーンタンカーによる積載油の抜き取りを行う。
- オ 必要に応じ、事故発生船舶を沖合へ移動する。

(2) 県（港湾管理者）

関係機関と密接な連携を保ち、防除措置を講ずる。

(3) 徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防除措置を講ずる。

(4) 阿南市消防本部

第7節災害防御計画に同じ。

(5) 警察

第4節交通規制計画に同じ。

3. 海上における災害防御

徳島海上保安部

(1) 流出油事故

- ア 事故発生船船長、油の受取人、係留施設の管理者等に排出油の防除措置及び応急措置を指示する。
- イ 巡視船艇を現場に出動させ防除活動を実施するとともに防除措置について指導する。
- ウ 現場海域にある者に対し火気を制限し又は禁止する。
- エ 消防機関、警察機関に対し陸上企業、一般住民の火気使用の禁止を要請する。
- オ 排出油原因者のみでは、防除活動が十分に遂行できないと認めるときは、徳島県排出油等防除協議会に情報を提供する。

(2) 火災事故

- ア 巡視船艇を出動させ乗組員の救出、消火活動を実施する。
- イ 航行船舶に対し現場海域からの退去又は進入中止を命ずる。
- ウ 船舶交通の障害となるおそれがある場合、船舶所有者に対し火災船舶の曳航を命ずる。
- エ 消火活動の実施上、他船又は陸上施設に対する延焼の防止、人命の救助のため必要がある場合は、火災が発生した船舶等を処分する。

4. 係留船舶火災の防御に関する協力

徳島海上保安部

関係機関と密接な連携を保ち、必要な防御措置について協力する。

5. 沿岸住民への安全対策

(1) 企業は、火災が発生したときは防災関係機関にただちに通報する。

(2) 市長等は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において付近住民に対し避難勧告又は指示する。

第9節 自然災害及びこれらに起因する災害防御計画

この計画は、地震、台風、津波等の自然災害及びこれらに起因する火災、漏洩、流出、爆発等の防御について定める。

1. 地震災害に対する措置

(1) 関係企業

- ア 火災、爆発、危険物等の漏えい等の災害を引き起こすおそれがある場合は、操業を中止する等の措置を講ずる。
- イ 事業所内の火気使用を禁ずる。
- ウ 自衛防災組織の出動準備の体制をとる。
- エ 事業所内の施設設備等について直ちに点検を実施する。
 - (ア) 危険物貯蔵設備及び配管等の破損、亀裂及び漏えいの有無
 - (イ) 防油堤、防液堤及び流出油防止堤の破損及び亀裂の有無
 - (ウ) 消火設備等の機能
 - (エ) 安全装置等の機能
 - (オ) 電力及び通信設備等の機能
- オ 地震に伴う津波については避難を最優先した上で、情報収集に努める。

(2) 阿南市消防本部、警察

- ア 地震に関する情報の収集につとめ、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- イ 事業所等の災害情報の収集に努める。
- ウ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- ア 津波の有無等について情報収集し、必要に応じ警戒出動を行う。
- イ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

2. その他の自然災害に対する措置

(1) 関係企業

気象情報に留意し襲来が予測される場合には、自衛防災組織の待機強化等必要な措置を講ずる。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、積極的に情報等を収集し必要な措置を講ずる。

(2) 阿南市消防本部、警察

- ア 襲来が予測される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。また、津波等の緊急対策を要する自然災害に対しては、特定事業所へ積極的に情報等を提供する。
- イ 以下第4節交通規制、第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

(3) 徳島海上保安部

- ア 襲来が予想される自然災害については、注意報段階より待機体制に入る。
- イ 以下第7節災害防御、第8節港湾保安の各計画に同じ。

第10節 資機材調達計画

この計画は、応急対策の実施に際し、防災関係機関の有する資機材に不足を生ずる場合におけるその調達及び輸送について定める。

1. 調達方法

- (1) 県内の防災関係機関並びに関係企業等（資料7-2参照）から調達する。
- (2) 県内調達で不足の場合は、県は消防庁に対し消防組織法第24条の3に基づく応援要請を行う。

2. 輸送方法

調達資機材の緊急輸送は、原則として応援を求められた機関の所有する車両等により輸送する。

3. 大容量泡放射システムの要請

大容量泡放射システム（本項目において「システム」という）の輸送については、瀬戸内地区広域共同防災協議会（本項目において「協議会」という）で管理し、コスモ石油（株）坂出物流基地に配備されているシステムを香川県が定める「大容量泡放射システム輸送要領」により輸送する。

(1) 要請の手順（資料23参照）

- ア 発災事業所は、システムの配備の必要性が生じた場合は、協議会へ要請を行う。併せて、県及び阿南消防本部へも連絡を行う。
- イ 連絡を受けた県及び阿南消防本部は、香川県を交えてシステムの輸送に必要な連絡調整等を行う。なお、連絡調整等の統括は香川県が行う。
- ウ 県は、輸送車両の先導等について連絡調整を行う場合は、県警察本部へ連絡し、協力要請を行う。
- エ 県は、消防庁（特殊災害室）へ連絡を行う。
- オ 県は、道路管理者等と連絡調整を行い、輸送経路を選定するための道路情報を把握する。また、輸送中においては、輸送経路の通行制限等の情報提供を行う。
- カ 協力要請を受けた県警察本部は、次の事項について四国管区警察局及び関係県警察本部との連絡調整を行う。
 - (ア) 交通情報の収集
 - (イ) 発災事業所周辺における交通の確保等の支援及び措置
 - (ウ) その他状況に応じて必要と認められる措置
- キ 連絡を受けた四国管区警察局は、関係警察本部との連絡調整を行う。

(2) 交通確保等

- ア 輸送車両等の交通確保を図るため、発災事業所周辺における交通確保等の措置をとる必要がある場合は、第4章第4節「交通規制計画」及び県地域防災計画により必要な措置をとる。
- イ 輸送車両の先導等については、県警察本部が定めるところにより、災害の発生状況に応じて行う。

第11節 相互応援計画

1. 特定事業所間の相互応援計画

特別防災区域に所在する特定事業所は、一つの事業所で災害が発生した場合には、他の事業所へ拡大しそれが大災害になる危険性が高いので、特別防災区域に係る災害については、当該区域全体の問題として防災に取り組むことが必要である。このため、昭和53年3月に阿南地

【第4章 災害応急対策計画】

区特別防災区域協議会が発足した。

なお、コンビナート地区近隣の小勝島に橘湾石炭火力発電所が平成12年7月から営業運転を開始したため、地域の全体の防災体制を向上させるとともに、橘湾石炭火力発電所による当該石油コンビナート地区への災害の拡大防止のため電源開発（株）橘湾火力発電所、四国電力（株）橘湾発電所の2事業所が準会員として加入した。

阿南地区特別防災区域協議会会則……………資料9

2. 市町村間の相互応援

消防組織法の規定に基づき、平成6年2月に締結された徳島県広域消防相互応援協定による。

徳島県広域消防相互応援協定書……………資料14

3. 特定事業所の石油コンビナート地区以外への応援について

特定事業所が阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定に基づき石油コンビナート地区以外に応援活動に出動する場合、当該石油コンビナート地区の防災力が低下するのを防ぐため危険物施設の巡回強化、消防施設の点検、情報連絡体制の確認等を行い、発災時、迅速に対応できるよう必要な措置を講ずること。

第12節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合の必要事項を明らかにし、円滑な業務の推進を図ることを目的とする。詳細は徳島県地域防災計画（共通対策編）第3章第6節の自衛隊災害派遣要請による。

1. 災害派遣要請の範囲

知事が自衛隊の災害派遣要請をできる範囲は原則として人命及び財産の保護を必要とし、かつ事態がやむを得ない場合でおおむね次のような場合とする。

(1) 被害状況の把握

車両、船艇、航空機等状況に適した手段による偵察

(2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

(3) 行方不明者、傷病者等の捜索救助

死者、行方不明者、傷病者等の捜索活動（ただし、緊急を要し、かつ他に適当な手段がない場合）

(4) 水防活動

堤防護岸の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

(5) 道路、水路等交通路上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路、鉄道路線の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命、財産の保護に影響すると考えられる場合）

(6) 診察、防疫、病虫害防除等の支援

大規模な伝染病の発生に伴う、応急防疫等の支援

(7) 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(8) 人員物資の輸送

緊急を要し、かつ他に適当な手段のない場合、救急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び物資の救援輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

(9) 炊飯及び給水の支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合

(10) 危険物等の保安、除去

能力上可能なものについて火薬類、爆発物等の保安措置及び除去

第13節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害等の発生により、広域的かつ機動的な活動を必要とする場合には、県の消防防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図るものとする。詳細は県地域防災計画（共通対策編）第3章第12節「消防防災ヘリコプター等の運航」による。

1. 消防防災ヘリコプターの災害応急対策

県は、災害等が発生し、又は発生のおそれがある場合において、災害応急対策活動の必要がある場合は、消防防災ヘリコプターを出動させるものとする。

市町村は、住民の生命、身体、財産を保護するため、緊急を要し、必要があると認めるときは、県消防防災ヘリコプターの出動を要請することができる。

2. 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの性能、機能、機動性等を活かし、災害発生時等において、主に次のような活動を行う。

- (1) 救急活動（傷病者の搬送、医師及び医療機材等の搬送）
- (2) 救助活動（孤立者等の捜索・救助）
- (3) 災害応急活動（被災状況の調査及び情報収集、災害情報・警報等の伝達広報、救援物資・人員等の輸送）
- (4) 火災防御活動（被害状況の調査及び情報収集、避難誘導等の広報、消防隊員及び消火資機材等の搬送、火災等の消火）
- (5) その他ヘリコプターによる対応が有効な活動

3. 応援協力体制

(1) 応援体制

災害の規模が大きく、災害応急対策のため消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合は、四国、中国・四国、近畿、全国の災害時等の応援協定により、他県からの応援ヘリコプターの派遣を要請するものとする。

(2) 協力体制

本県の消防防災ヘリコプターが、点検整備等で運航できない場合において、災害の発生等により緊急運航が必要な場合は、近隣県のヘリコプターの応援を求める。

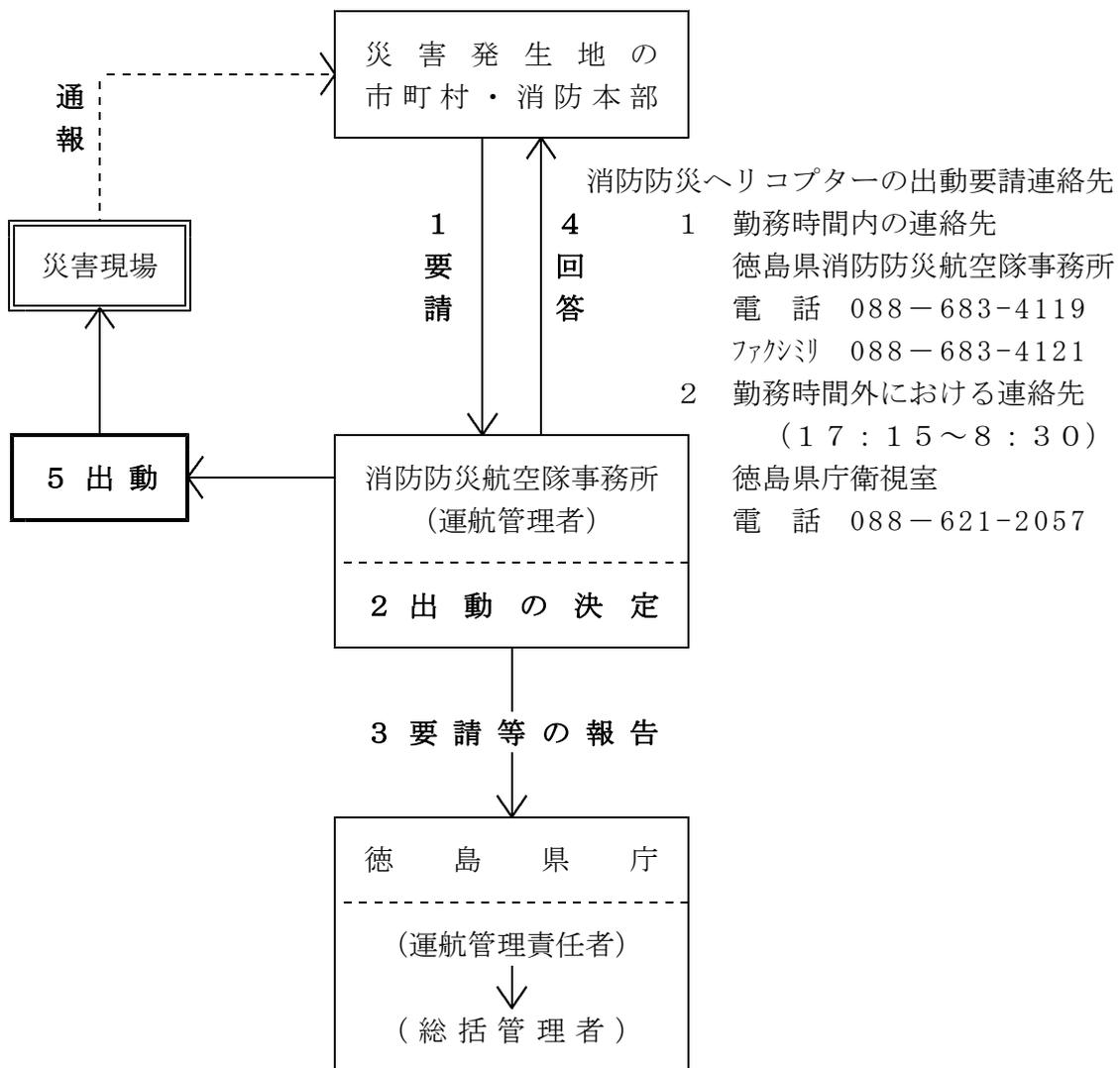
なお、この場合において近隣県と連絡を密にし、災害応急対策活動等に支障をきたすことがないよう協力体制を整える。

4. 緊急消防援助隊航空部隊の出動要請

県は、必要に応じて、消防庁に対して、他の都道府県からの緊急消防援助隊航空部隊の出

動を要請する。

5. 緊急運航の要請及び出動のフローチャート



第5 ヘリポート予定地

石油コンビナート等指定地区災害時のヘリポート予定地は、次のとおりとする。

所 在	場 所	面 積(m ²)	管 理 者
海上自衛隊 第24航空隊	小松島市和田島町 滑走路	(220×50)	航空隊司令
陸上自衛隊 第14施設隊	阿南市那賀川町		
阿南市消防本部	阿南市辰己町 ヘリポート (舗装済み)	(100×65)	阿南市長
Jパワー&よんでんワンダ ーランド	阿南市福井町船端 芝生広場	(65×65)	電源開発(株) 四国電力(株)
阿南第二中学校	阿南市内原町竹ノ内口 グラウンド	(110×80)	阿南第二中学 校 長
阿南工業高校	阿南市宝田町今市 中新開 グラウンド	(100×115)	阿南工業高校 校 長
新野高校	阿南市新野町室ノ久保 グラウンド	(50×65)	新野高校 校 長

第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 南海トラフ地震防災対策推進計画の目的

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項及び東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、特別防災区域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

第2節 地震防災上整備すべき施設等に関する事項

特別防災区域内においては、大量の危険物を貯蔵、取り扱っており、大規模地震発生時は大規模な災害になる可能性が大きく、かつ周辺地域にも影響を及ぼす可能性があるため、第3章「災害予防計画」により、危険物・高圧ガス等施設における耐震性の強化につとめ、防災施設の維持管理の強化及び資機材の整備・増強を図ること。また、保安体制の強化、施設の安全管理等の対策を講ずるとともに、災害を想定した消防戦術の確立、消防活動マニュアル等の整備を図ること。

第3節 地震応急対策

1. 防災体制の確立

- (1) 防災本部は、南海トラフ地震又は当該地震と判定されうる規模の地震（以下「地震」という）が発生したと判断したときは、特別防災区域に係る災害の未然防止及び拡大防止を図るため、その規模、形態によって阿南市に現地防災本部を設置し、総合的応急対策を講ずるものとし、その組織は本計画第2章第1節「徳島県石油コンビナート等防災本部」によるものとする。
- (2) 現地防災本部は、防災本部の指示を受け、当該特別防災区域において、被害情報の収集・伝達及び緊急かつ総合的な防御活動を実施することとし、その設置場所及び組織は、本計画第2章第2節「現地防災本部の設置」によるものとする。

2. 情報の収集・伝達及び広報

地震発生時、防災本部は、早期に被害の概要を把握するために、その情報収集に努めるものとする。

特定事業所及び所轄消防機関は、災害情報の収集及びその応急措置を努めることとし、その内容を逐次消防本部に報告するものとする。なお、現地防災本部が設置された場合は、当該情報は現地防災本部へ報告するものとし、報告を受けた現地防災本部は、速やかに防災本部に報告するものとする。

情報の収集・伝達における役割並びに地震・津波や被害状況等の情報の収集・伝達及び広報については、本計画第4章第1節「動員・情報連絡体制」によるものとする。

3. 応急対策

防災関係機関及び特定事業所は、地震発生時において、地震災害の防止及び拡大の防止、地域住民の生命及び身体の保護のため、本計画第4章第9節「自然災害及びこれらに起因する災害防御計画」により実施するものとする。

第4節 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

津波を伴う地震発生時の避難誘導計画は、次のとおりとする。

- 1 特定事業者は、あらかじめ津波からの避難場所を定め、その位置及び避難経路を示す図面等を作成し、全従業員・顧客等に周知するものとする。
- 2 津波注意報・津波警報や津波に係る避難指示等が発令されるなど、避難が必要なときは、従業員・顧客等に速やかに避難する旨、あらかじめ定めた避難場所の位置及び避難経路を知らせるものとする。
- 3 従業員はあらかじめ定められた安全措置を行い、特定事業者に報告した後、津波からの避難場所に避難する。なお、安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮するものとする。
- 4 その他、避難誘導に係る事項については、第4章第3節「避難計画」に定めるところにより実施するが、下記の事項にも注意する。
 - (1) 長い時間の揺れを感じたときは、津波注意報・警報等の情報を待つことなく、直ちに行動をとる。
 - (2) 避難場所等に到達した際には、津波が連続して来襲することが予想されるので、一定期間、避難場所にとどまるか、さらに安全な待避場所に移動することとする。

第5節 防災教育及び訓練に関する事項

防災関係機関及び特定事業所は、南海トラフ地震を想定し、予想される地震動及び津波に関する知識、地震・津波に関する一般的な知識、地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識、今後地震対策として取り組む必要のある課題等必要な防災教育を行うとともに、地震・津波に対する災害応急対策を含む訓練を実施するものとし、その事業計画は、本計画第3章第4節「防災教育訓練計画」によるものとする。

第6章 災害復旧計画

災害復旧は、被災した各施設の復旧にあわせて再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設又は改良を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

- 第1 公共土木施設災害復旧事業計画
- 第2 農林水産施設復旧事業計画
- 第3 都市災害復旧事業計画
- 第4 上下水道災害復旧事業計画
- 第5 住宅災害復旧事業計画
- 第6 学校教育施設災害復旧事業計画
- 第7 その他の災害復旧事業計画

参 考 资 料

参 考 資 料

目 次

資料 1	石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令	7 3
資料 2	阿南地区平面図	7 4
資料 3	石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号の規定に基づく 第二種事業所の指定についての通知	7 5
資料 4	徳島県石油コンビナート等防災本部条例	7 6
資料 5	徳島県石油コンビナート等防災本部運営規程	7 7
資料 6	徳島県石油コンビナート等防災本部構成員	7 8
資料 7	防災関係機関等連絡一覧表	7 9
資料 8	医療機関の状況	8 2
資料 9	阿南地区特別防災区域協議会会則	8 3
資料 10	阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定	8 4
資料 11	阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定に基づく覚書	8 5
資料 12	四国電力株式会社阿南発電所防災規程	8 6
資料 13	新日本電工株式会社徳島工場防災規程	1 0 1
資料 14	特定事業所内防災設備等配置図	1 1 3
資料 15	徳島県広域消防相互応援協定・徳島県市町村消防相互応援協定	1 1 5
資料 16	現有常備消防力一覧表	1 2 5
資料 17	火災・災害等即報要領 第 2 号様式	1 2 6
資料 18	緊急消防援助隊応援要請連絡票	1 2 8
資料 19	ヘリポート詳細図	1 3 0
資料 20	事故報告様式	1 3 7
資料 21	阿南地区特別防災区域協議会活動状況	1 5 1
資料 22	徳島県石油コンビナート等防災本部活動状況	1 5 7
資料 23	大容量泡放射システム緊急時通報連絡系統図	1 5 8
資料 24	徳島海上保安部と阿南市消防本部との業務協定書	1 6 0

資料 1-1

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令

昭和51年 7 月 9 日

政令 第 1 9 2 号

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 2 号の規定に基づき、この政令を制定する。

1. 石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 2 号に規定する政令で指定する区域は、別表各号に掲げる地区ごとの区域とする。
2. 別表に指定する主務大臣は、通商産業大臣及び自治大臣とする。
3. 別表に掲げる区域は、昭和51年 6 月 1 日における行政区画その他の区域、埋立地の区域、海岸線、河川又は道路若しくは鉄道その他の施設によって表示されたものとする。

附 則

この政令は、昭和51年 7 月 14 日から施行する。

別表（関係部分のみ抜粋）

58 阿南地区

徳島県阿南市橘町幸野の区域のうち主務大臣の定める区域。

資料 1-2

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令

別表に規定する主務大臣の定める区域を定める告示

昭和51年 7 月 14 日

通商産業省
自治省 告示第 1 号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）別表の規定に基づき、同表に規定する主務大臣の定める区域を次のように定める。

石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定

（関係部分のみ抜粋）

58 阿南地区

徳島県阿南市橘町幸野61番地の 1、61番地の 6、61番地の 9、61番地の 1 1、61番地の14から61番地の 1 6 まで、62番地の 1、62番地の 1 9 から62番地の 3 0 まで、99番地、100番地の 1、106番地の 1、106番地の 2、107番地の 1 から107番地の 1 4 まで、108番地の 1、108番地の 2 及び109番地の 1 から109番地の 4 までの区域。

資料 1-3

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令別表

に規定する主務大臣の定める区域を一部改正する告示

平成 2 年 7 月 3 日

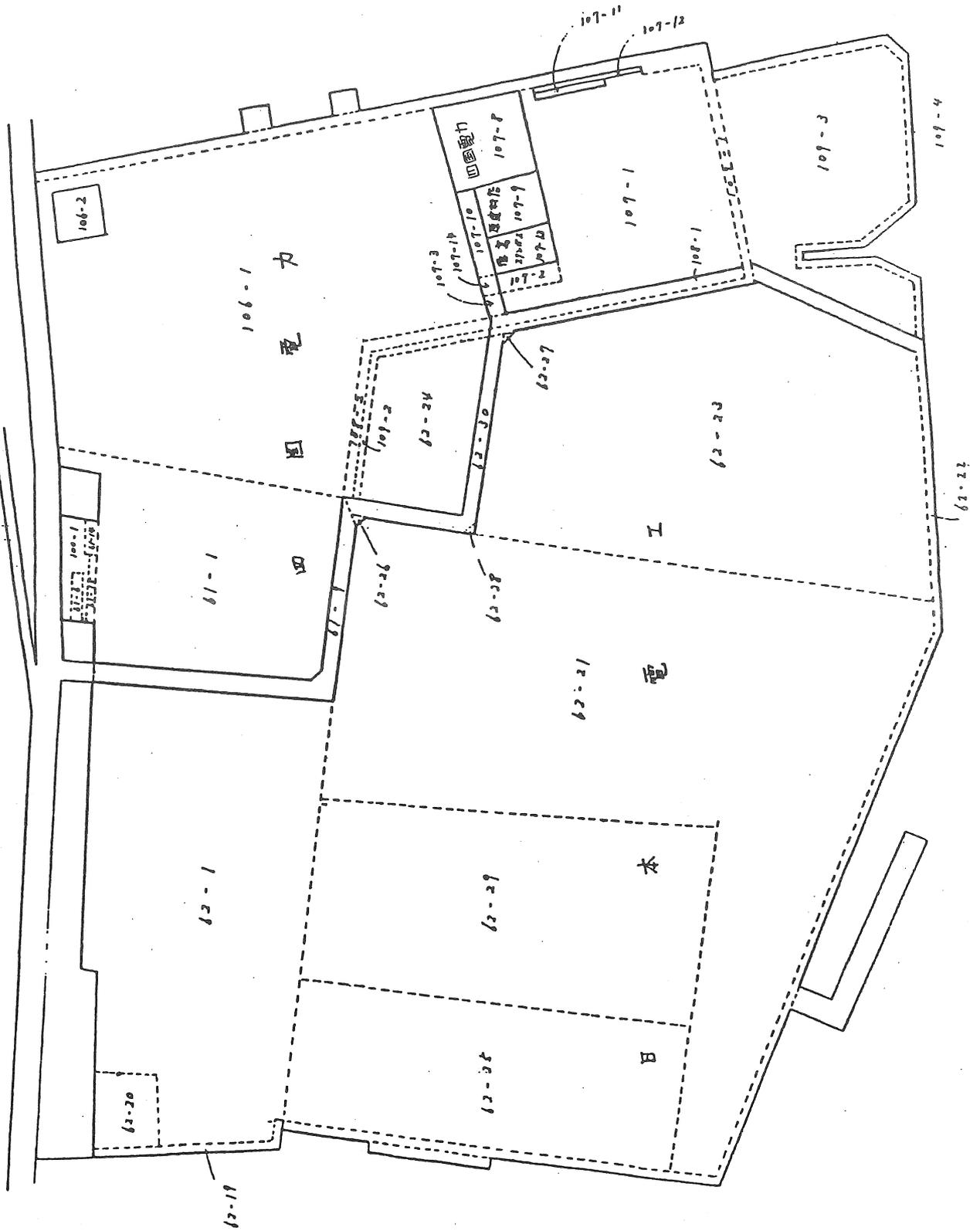
通商産業省
自治省 告示第 1 号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和51年政令第192号）別表の規定に基づき、石油コンビナート等特別防災区域に係る区域の指定（昭和51年通商産業省・自治省告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

（関係部分のみ抜粋）

第五十八号中「六十一番地の十一、六十一番地の十四から六十一番地の十六まで」を 「六十一番地の十四、六十一番地の十五」に改め、「九十九番地」を削り、「百七番地の十四まで」を百七番地の三まで、百七番地の八から百七番地の十四まで」に改める。

阿南地区平面图



資料 3 - 1

消 第 1831 号
昭和51年8月7日

日本電工株式会社
代表取締役社長 松 田 信 殿

徳 島 県 知 事

石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号の規定
に基づく第二種事業所の指定について（通知）

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 5 号の規定に基づき、日本電工株式会社徳島工場を第二種事業所に指定します。

資料 3 - 2

消防 第 1045 号
昭和59年6月29日

日本電工株式会社
代表取締役社長 花 村 新 平 殿

徳 島 県 知 事

石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号の規定
に基づく第二種事業所の指定について（通知）

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 5 号の規定に基づき、日本電工株式会社徳島合金鉄工場及び日本電工株式会社工業薬品工場の 2 事業所を一の第三種事業所に指定する。

資料 3 - 3

消防 第 1518 号
平成元年10月9日

日本電工株式会社
代表取締役社長 小 林 和 三 殿

徳 島 県 知 事

石油コンビナート等災害防止法第 2 条第 5 号
の規定に基づく第二種事業所の指定について
（通知）

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 2 条第 5 号の規定に基づき、日本電工株式会社徳島工場を第二種事業所に指定します。

資料 4

徳島県石油コンビナート等防災本部条例

(昭和51年10月26日 徳島県条例第63号)

(この条例の趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号、以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、徳島県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ10人以内とする。

2. 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。
3. 前項の本部員は、再任されることができる。
4. 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第3条 防災本部に、幹事35人以内を置く。

2. 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから知事が任命する。
3. 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部 会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2. 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。
3. 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。
4. 部会長は、部会の事務を掌理する。
5. 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議 事 等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成十六年条例第五十二号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料5

徳島県石油コンビナート等防災本部運営規定

(趣 旨)

第1条 この規定は、徳島県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年徳島県条例第63号）第5条の規定に基づき、徳島県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(防災本部の会議)

第2条 防災本部の会議は、本部長が召集し、その議長となる。

2. 防災本部の会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第3条 防災本部の会議は、必要が生じたときにその都度開くものとする。

2. 本部員は、防災本部の会議を開く必要があると認めるときは、本部長に防災本部の会議の召集を求めることができる。

第4条 本部長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、会議の開催に代えて適宜の方法により、関係のある本部員と協議して決定することができる。

(1) 緊急を要する事態が発生し、防災本部の会議を開くいとまがないとき。

(2) 決定を要する事項が、一部の特定の機関にのみ関係のある事項で、早急に措置を要するとき。

(3) 軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2. 本部長は、前項の規定による決定をしたときは、次の防災本部の会議にその旨を報告するものとする。

(幹事会)

第5条 防災本部に、幹事会を置く。

2. 幹事会は、あらかじめ本部長が指名する幹事が召集し、その議長となる。

3. 幹事会は、次に掲げる事項を処理する。

(1) 防災本部の会議に提出する議案の作成

(2) その他本部長から命ぜられた事項

(補 則)

第6条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は、本部長がその都度防災本部に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和52年4月27日から施行する。

徳島県石油コンビナート等防災本部構成員名簿

本部長 徳島県知事 飯泉嘉門

H27.10.18

石コン法第28条第5項	機 関 名	本 部 員		幹 事		備 考
		職名	氏 名	職名	氏 名	
第1号	四国管区警察局	局長	小澤 眞介	災害対策官	川筋 大作	
〃	徳島労働局	雇用均等室長	佐藤 真理子	健康安全課長	松岡 和人	
〃	中国四国産業保安監督部四国支部	支部長	上條 剛	保安課長	大山 賢治	
〃	四国地方整備局	局長	石橋 良啓	徳島河川国道事務所長	竹島 睦	
				小松島港湾・空港整備事務所長	佐野 正佳	
〃	徳島海上保安部	部長	菊永 純一	警備救難課長	川満 一之	
第2号	陸上自衛隊第14旅団第15普通科連隊	連隊長	新田 幸司	第3科長	津國 孝広	
第3号	徳島県警察本部	本部長	鈴木 信弘	警備課長	町口 計司	
第4号	徳島県	政策監	豊井 泰雄			
〃	〃	危機管理部長	黒石 康夫	とくしまゼロ作戦課長	坂東 淳	
〃	〃			総務課長	仁木 伸一	
〃	〃			環境管理課長	上岡 敏郎	
〃	〃			健康増進課長	稲井 芳枝	
〃	〃			企業支援課長	住友 信二	
〃	〃			水産振興課長	佐々木 季裕	
〃	〃			都市計画課長	木具 恵	
〃	〃			運輸戦略局運輸政策課長	森 直紀	
〃	徳島県企業局			経営企画戦略課	川真田 大作	
〃	徳島県病院局			総務課長	三好 誠治	
〃	南部総合県民局			津波減災部長	新居 敬幸	
第5号	阿南市	市長	岩浅 嘉仁	防災部長	石居 玄	
第7号	阿南市消防本部	消防長	豊田 實	予防課長	清野 文雄	
第8号	四国電力株式会社阿南発電所	所長	小松 公弘	技術次長	中川 賀之	
〃	新日本電工株式会社 徳島工場			事務部環境安全課長	西谷 健次	
第9号	四国経済産業局	局長	成瀬 茂夫	総務課長	由佐 信次	
〃	徳島県教育委員会	教育長	佐野 義行	教育総務課長	勢井 研	
〃	日本放送協会徳島放送局	局長	木下 千里	放送部長	吉澤 貢	
〃	四国放送株式会社	報道技術局長	岡田 徹	総務部長	山西 博文	
〃	一般社団法人徳島新聞社	総務局長	宮本 正	総務局次長兼総務部長	池上 治徳	
〃	西日本電信電話株式会社徳島支店	支店長	藤枝 正俊	設備部長	尾田 成樹	
〃	日本赤十字社徳島県支部	事業推進課長	島本 敬子	総務係長	橋本 聡	
〃	一般社団法人徳島県医師会	常任理事	郷 律子	事務局係長	中村 真由美	
〃	一般社団法人阿南市医師会			会長	岸 彰	
合計			20名		32名	

※本部長定数は4号で10名以内(現在2名)、9号で10名以内(現在8名)。9号本部員の任期は2年。幹事は35名以内(現在32人)。

防災関係機関等連絡一覧表

機 関 名	窓 口	住 所	電 話		ファクシミリ
			昼 間	夜 間	
阿南市消防本部		774-0001 阿南市辰己町1番地33	0884-22-1120	同 左	0884-22-1190
阿南市	防災対策課	774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-9191	0884-22-1111(宿直)	0884-28-9884
四国電力株式会社阿南発電所	渉外防災分担	774-0023 阿南市橘町幸野106	0884-27-0300	同 左	0884-28-0582
新日本電工株式会社徳島工場	事務部	774-0023 阿南市橘町幸野62番地1	0884-27-2111	同 左	0884-28-0390
防災本部	県危機管理部	770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2704	088-621-2057(衛視室)	088-621-2849
消防庁	震災等応急室	100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7527	03-5253-7777(宿直室)	03-5253-7537
〃	特殊災害室	〃	03-5253-7528		03-5253-7538
阿南警察署		774-0030 阿南市富岡町トノ町1-4	0884-22-0110	同 左	0884-22-7616
徳島県警察本部	警備課	770-8510 徳島市万代町2丁目5-1	088-622-3101	同 左	088-621-2956
四国管区警察局	災害対策官	760-0008 高松市中野町19-7	087-833-2111	同 左	087-861-5497
徳島海上保安部 徳島県排出油等防除協議会	警備救難課	773-0001 小松島市小松島町字外開1-11	0885-33-2244	同 左	0885-33-2245
徳島労働局	健康安全課	770-0851 徳島市徳島町城ノ内6-6	088-652-9164	同 左	088-622-3570
四国経済産業局	保安課長	760-8512 高松市番町1-10-6	087-831-3141	同 左	087-831-0165
中国四国産業保安監督部四国支部	保安課長	760-8554 高松市オホノト3-33	087-811-8589	080-5471-7264(防災携帯)	087-811-8596
四国地方整備局 徳島河川国道事務所長	道路管理第1課	770-0803 徳島市上吉野町3-35	088-654-9621	同 左	088-654-9620
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長	海洋環境課	773-0007 小松島市金磯町3-52	0885-32-1090	同 左	0885-32-1125
四国地方整備局	道路管理課	760-8544 高松市オホノト3-33	087-811-8325	同 左	087-826-2195
四国地方整備局港湾空港部	港湾空港防災・ 危機管理課	760-8554 高松市オホノト3-33	087-851-8142	同 左	087-851-8144
陸上自衛隊第14旅団第15 普通科連隊	第3科	765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1	087-762-2311内234	同左(内208)	087-762-2311
海上自衛隊第24航空隊	幕僚室	773-8601 小松島市和田島町字洲端4-3	0885-37-2111	同左(内213)	0885-37-1138
海上自衛隊徳島教育航空群	司令部	771-0292 板野郡松茂町住吉字住吉開拓38	088-699-5111	同左(内3213)	088-699-5116
徳島県教育委員会	教育総務課	770-8570 徳島市万代町1丁目1番地	088-621-3115	088-621-2057(衛視室)	088-621-2879
日本放送協会徳島放送局	放送部	770-8544 徳島市寺島本町東1-28	088-626-5975	同 左	088-626-5974
四国放送株式会社	報道部	770-8573 徳島市中徳島町2-5-2	088-623-1119	088-625-5446	088-625-5441
徳島新聞社	総務部	770-8572 徳島市中徳島町2-5-2	088-655-7373	同 左	088-622-8617
西日本電信電話株式会社 徳島支店	災害対策室	770-0903 徳島市中島田町2-26	088-632-4751	090-4970-8457	088-633-4992
日本赤十字社徳島県支部	事業推進課	770-0044 徳島市庄町3-12-1	088-631-6000	同 左	088-631-6100
財団法人徳島県消防協会	会長	770-0847 徳島市幸町3丁目79	088-625-8342	088-642-2908	088-625-8342
徳島県医師会	事務局	770-8565 徳島市幸町3丁目61	088-622-0264	同 左	088-623-5679
阿南市医師会	事務局	774-0045 阿南市宝田町川原2番地	0884-22-1313	同 左	0884-23-6773
四国電力株式会社	徳島支店	770-8555 徳島市寺島本町	088-622-7121	同 左	088-656-4511
四国電力株式会社橘湾発電所	総務課	779-1631 阿南市橘町小勝1番地	0884-34-3411	同 左	0884-34-3418
電源開発株式会社橘湾火力発電所	企画管理	779-1631 阿南市橘町小勝3番地	0884-34-3221	同 左	0884-34-3666
瀬戸内広域共同防災協議会	坂出コスモ興産(株)	762-0065 香川県坂出市番の州緑町1-1	0877-46-7255	同 左	0877-45-6405

防災関係機関等連絡一覧表(消火薬剤保管機関)

平成25年3月現在

市町村	事業所名	担当課	電話	F A X	製品名及び数量				輸送手段の有無	備 考
					たん白泡3%	たん白泡3%	たん白泡6%	その他		
徳島	徳島市消防局	警防課	088-656-1190	088-656-1202	1,960			たん泊系化学 消火薬剤3% 1,600 フロレックスパ 180 プロフォーム 80	有	化学車 1,600 ^{リットル} 備蓄用 2,220 ^{リットル}
	徳島県	危機管理局	088-621-2704	088-621-2849				メガフォーム 6% 3,600	無	徳島市防災倉庫で保管 徳島東消防署 088-656-1190
	東亜合成(株) 徳島工場	環境 保安室	088-665-2111		15,140				有	固定用 11,000 ^{リットル} 化学車 640 ^{リットル} 備蓄用 3,500 ^{リットル}
	徳島石油(株) 末広油槽所		088-622-4409		600				無	固定用 600 ^{リットル}
	新日本理化(株) 徳島工場	技術課	088-665-0321			7,000	8,500		有	固定用 8,000 ^{リットル} 化学車 200 ^{リットル} 備蓄用 7,300 ^{リットル}
	神原エネルギー産業(株) 万代油槽所		088-664-4031		480				無	固定用 400 ^{リットル} 備蓄用 80 ^{リットル}
	丸善商事(株) 万代油槽所		088-652-3036		600				無	固定用 600 ^{リットル}
	日清紡績(株) 徳島工場	施設課	088-652-9171		11,780				有	固定用 8,300 ^{リットル} 化学車 400 ^{リットル} 備蓄用 3,080 ^{リットル}
	四国化成工業(株) 徳島工場	業務課	088-641-4111			120			無	固定用 4,000 ^{リットル} 備蓄用 120 ^{リットル}
	大塚化学(株) 徳島工場		088-665-1516		700	4,000	5,000	エアフォーム6% 1,800	無	固定用 11,200 ^{リットル} 化学車 300 ^{リットル}
	今切防災連絡会	大塚製薬(株)	088-665-2126		7,600				無	泡放射砲 1
	日新酒類(株)	製造課	088-622-6151				1,680		無	固定用 1,480 ^{リットル} 備蓄用 200 ^{リットル}
	新町川防災連絡会	丸善商事(株)	088-622-0111		760				無	備蓄用 760 ^{リットル}
	大塚製薬(株) 徳島工場		088-656-2126		400				無	固定用 400 ^{リットル}
	大塚製薬(株) 徳島第2工場		088-663-4431		1,000		5,000		無	固定用 6,000 ^{リットル}
	四国ガス(株)		088-654-2171		1,400				無	固定用 1,400 ^{リットル}
	大鵬薬品工業(株)		088-665-1121		1,000				無	固定用 1,000 ^{リットル}
	日立化成 ポリマー(株)		088-631-5176		200				無	車載用 40 ^{リットル} 備蓄用 160 ^{リットル}
日垂薬品工業(株)		088-665-2312				2,500		無	固定用 2,500 ^{リットル}	
鳴門	鳴門市消防本部	消防署	088-685-2009	088-684-4313	1,300		120		有	
	(株)大塚製薬工場	工務室 汽缶水道課	088-684-2354					ローヤルエア フォーム3% 1,300	有	固定用 700 ^{リットル}
	(株)ナンカイテクノート	生産 技術課	088-686-2155					フロロフォーム3% 60	有	
	大塚化学(株) 鳴門工場	製作 第二課	088-684-2267					ニューアルプロジェクトフォーム6% 2,200	無	固定用 2,200 ^{リットル}

市町村	事業所名	担当課	電話	F A X	製品名及び数量				輸送手段の有無	備 考
					エアフォーム3%	アルコフォーム3%	アルコフォーム6%	その他		
小松島	小松島市消防本部	防災	0885-33-1200	0885-32-3595	820			スーパーフォーム 300 スノーラップ 100	有	
	徳島海上保安部	警備救難課	0885-33-2244		700				有	
	海上自衛隊第24航空隊	運航班	0885-37-2111					ライトウォーター-3% 2,640 粉末消火薬剤 3,130Kg	有	化学車 (2台) 1,600 ^{リットル} 化学車 500kg
	モービル石油(株)小松島油槽所		0885-32-2244		3,600				有	
	日本製紙(株)小松島工場	安全衛生管理室	0885-37-2121		2,800				有	
	徳島県経済農業協同組合連合会	和田島石油基地	0885-37-1963		900				有	
	エヌ・アントニー(株)	総務課	0885-37-1153		700				有	固定用
阿南	阿南市消防本部	消防署	0884-22-1120	0884-22-1190				たん白系化学消火薬剤3% 6,200 界面活性3% 370	有	
	徳島県	危機管理局	088-621-2704	088-621-2849				メガフォーム6% 1,800	無	オイルフェンス等備蓄倉庫で保管(南部総合県民局) 管理担当0884-24-4232
	新日本電工(株)徳島工場	業務課	0884-27-2111	0884-28-0390		1,200			有	固定用
	王子製紙(株)富岡工場	汽力課	0884-23-5335	0884-23-6321	5,200			粉末 400kg	有	固定用
	四国電力(株)阿南発電所	渉外防災分担	0884-27-0300	0884-27-3750	17,640			粉末 1,200kg	有	
松茂	海上自衛隊徳島教育航空群	運航隊	088-699-5111					ライトウォーター-3% 3,580	有	化学車 1,920 ^{リットル} 化学車 500kg
	コスモ石油(株)徳島油槽所		088-699-2953		2,400				無	固定用 2,000 ^{リットル}
	徳島県漁業協同組合連合会	購買係	088-636-0515		700				無	固定用 700 ^{リットル}
北島	板野東部消防組合	警防課	088-698-9903	088-697-3012				スーパーフォーム3% 2,500 フレックスパン・S 1,040	有	化学車 1,100 ^{リットル} 備蓄 1,400 ^{リットル} 水槽付きポンプ車 60 ^{リットル} 備蓄 980 ^{リットル}
	四国化成(株)徳島第2工場	業務課	088-698-4111		1,600	600			有	固定用 600 ^{リットル} 固定用 400 ^{リットル} 化学車 1,200 ^{リットル}
板野	板野西部消防組合	警防課	088-672-0198	088-672-2977				スーパーフォーム3% 340		
	第一化成産業(株)		03-3264-8221	03-3264-8228				エアフォーム、アルコフォーム、フロフォームのメーカー 東京都千代田区神田神保町3-7-1		
	日産化学工業(株)		03-3296-8111					スノーラップのメーカー 東京都千代田区神田錦町3丁目7番地1		
	三愛石油(株)		03-5479-3113	03-5479-3377				スーパーフォームのメーカー 東京都品川区東大井5-22-5三愛平和ビル		
	東邦化成(株)		03-3875-5111	03-3871-5623				ライトウォーターのメーカー 東京都台東区日本堤2-18-5		
	大日本インキ化学工業(株)		03-3966-2111					メガフォームのメーカー 東京都板橋区坂下3丁目35番58号		

医療機関の状況

病院名（所在地）	病床数	診療科目	救急告示有無	電話
徳島大学病院 （徳島市蔵本町2丁目50-1）	696	内科、神経内科、精神科、小児科、外科、心臓血管外科、脳神経外科、泌尿器科、形成外科、小児外科、眼科、麻酔科、矯正歯科、小児歯科、産婦人科、放射線科、歯科口腔外科、循環器内科、リハビリテーション科	○	088-631-3111
徳島県立中央病院 （徳島市蔵本町1丁目10-3）	460	内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、産婦人科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、精神科、神経内科、麻酔科、放射線科、救急科、病理診断科、臨床検査科、消化器内科、循環器内科、呼吸器内科、血液内科、糖尿病代謝内科、歯科口腔外科、耳鼻いんこう科	○	088-631-7151
徳島赤十字病院 （小松島市小松島町字井利ノ口103）	405	内科、小児科、小児外科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、精神科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、循環器内科、神経内科、病理診断科	○	0885-32-2555
原田病院 （阿南市富岡町あ石14-1）	126	内科、小児科、外科、整形外科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科	○	0884-22-0990
阿南医師会中央病院 （阿南市宝田川原2）	229	内科、外科、脳神経外科、整形外科、眼科、泌尿器科、放射線科、麻酔科、産婦人科、呼吸器外科、心臓血管外科、リハビリテーション科、病理診断科、消化器内科、循環器内科、糖尿病内科、乳腺外科、消化器外科	○	0884-22-1313
阿南共栄病院 （阿南市羽ノ浦町中庄蔵ノホケ36）	343	内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、神経内科、リウマチ科、リハビリテーション科、麻酔科、放射線科、循環器内科、血液内科、糖尿病内科、代謝内科、内分泌内科、漢方内科、消化器内科、消化器外科、こう門外科	○	0884-44-3131

資料 9

阿南地区特別防災区域協議会会則

- (目的)
 第1条 本会は、阿南地区特別防災区域の防災に関し、共同で協議・検討し、もって災害の発生及び拡大の防止を図ることを目的とする。
 (名称及び事務局)
 第2条 本会は、阿南地区特別防災区域協議会と称し、事務局を会長事務所内に置く。
 (事業)
 第3条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。
 (1)当該特別区域内の災害の発生又は拡大の防止に関する自主基準の作成。
 (2)災害の発生または拡大の防止に関する技術の共同研究。
 (3)当該特定事業所の職員に対する災害の発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施。
 (4)共同防災訓練の実施。
 (5)その他目的を達成するために必要な事項。
 (会員)
 第4条 本会の会員は、別表1に掲げる阿南地区特別防災区域協議会の事業所とする。
 2. 第1条の目的を達成するために別表2に定めるものを準会員とし、本会の事業に協力するものとする。
 (役員)
 第5条 本会の業務を推進するために次の役員を置く。
 (1)会長 1名
 (2)副会長 1名
 (役員の出及び任期)
 第6条 会長及び副会長は、特定事業所会員(特定事業所長)の中から互選により選出する。
 2. 役員任期は2年とする、ただし再任を妨げない。
 (役員職務)
 第7条 役員職務は次のとおりとする。
 (1)会長は、本会を代表し、その業務を締結する。
 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
 (会議)
 第8条 会議は必要に応じ会長が召集する。

(関係機関との連携)
 第9条 本会の事業の円滑に推進するため、関係機関との連携を保ち、必要な助言と指導を仰ぐほか、本会が開催する会議にその関係者の出席を求めることができる。

(会費)
 第10条 本会の運営に必要な経費は、その都度協議の上、徴収する。
 (雑則)
 第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が会議に諮り決定する。

付 則
 この会則は、平成11年12月21日から実施する。

別表1 (第4条関係)
 会員

事業所名	所在地	電話番号
四国電力(株)阿南発電所	阿南市橋町幸野106-1	0884-27-0300
日本電工(株)徳島工場	阿南市橋町幸野62-1	0884-27-2111

別表2 (第4条関係)
 準会員

事業所名	所在地	電話番号
電源開発(株)橋湾火力建設所	阿南市橋町小勝3	0884-34-3221
四国電力(株)橋湾火力建設所	阿南市橋町小勝1	0884-34-3411

資料10

阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定

- (目的)
第1条 この協定は、阿南地区特別防災区域協議会会則第3条に基づき、阿南地区特別防災区域協議会会員及び準会員事業所（以下「会員及び準会員」という）の災害に際して、相互に応援し、早期に災害の拡大防止を図るとともに、社会公共の安寧の保持に寄与することを目的とする。
- (応援要請)
第2条 会員及び準会員は、事業所に災害が発生した場合は、この協定に基づき応援を要請することができる。
- (応援)
第3条 会員及び準会員は、応援の要請があつたときは、自事業所の保安に重大な支障をきたさないと認める範囲において、誠意をもって速やかに所属の応援隊を派遣すると共に、必要な防災資機材を提供し、迅速に防災活動を応援するものとする。
- (応援隊の活動)
第4条 応援隊は、発災現場の公設防災機関（陸上災害にあつては阿南消防組合消防本部、海上災害にあつては小松島海上保安部）の指導を受けて防災、その他の活動に従事するものとする。
- (経費の負担及び災害補償)
第5条 応援のために要した経費等の負担及び災害補償については、別途定めるものとする。
- (訓練)
第6条 災害時における応援活動を迅速適切に行うために毎年1回以上、各会員及び準会員毎に、又は共同で訓練を実施するものとする。
- (研究会議)
第7条 この協定を有効適切に運用するために、原則として毎年1回、防災技術研究会を輪番制により開催するものとする。
- (応援計画等)
第8条 会員及び準会員は、応援に必要な出動計画、その他の細部の事項を定めるものとする。
- (疑義)
第9条 この決定に記載のない事項、又は疑義を生じた場合は、その都度、会員及び準会員が協議して決定するものとする。

(付 則)

- この協定は平成11年12月21日から実施する。
- この協定を証するため、本書4通を署名捺印の上、各1通を会員及び準会員がそれぞれ保有するものとする。

平成11年12月21日

四国電力株式会社阿南発電所
所長

印

日本電工株式会社徳島工場
取締役・工場長

印

電源開発株式会社橘湾火力建設所
所長

印

四国電力（株）橘湾火力建設所
所長

印

資料 1-1

阿南地区特別防災区域協議会 防災相互応援協定に基づく覚書

平成19年9月1日に締結した阿南地区特別防災区域協議会防災相互応援協定（以下「協定」という）に基づき、応援行動基準、経費負担及び災害補償について下記のとおり覚書として確認する。

記

第一 応援行動基準

1. 阿南地区特別防災区域協議会会員及び準会員（以下「会員及び準会員」という）は、誘爆、類焼等の危険により、自事業所の保安に重大な支障をきたすおそれのある場合には、協定第四条の公設防災機関（以下「公設防災機関」という）にその旨を連絡したうえで、応援出動を縮小し、又は応援出動を中止することができる。
2. 応援会員及び準会員は、発災現場の公設防災機関の指揮を受けて応援活動に従事するものとする。ただし、公設防災機関が到着するまでの間は、応援要請会員が応援会員及び準会員の指揮を行うものとする。

第二 経費負担

1. 応援要請会員及び準会員は、応援会員及び準会員から消火薬剤等物資の援助を受けた場合は、可及的速やかに現物又は代金を弁償するものとする。
2. 応援会員及び準会員が、応援活動に要した人件費、燃料費等は、原則として応援要請会員が負担するものとする。
3. 応援出動した防災資機材が被災して損傷等した場合、修復等に要する費用は、応援要請会員及び準会員が負担するものとする。ただし、損傷等の原因が応援会員及び準会員の故意又は重大な過失による場合はこの限りでない。

第三 災害補償

1. 応援会員及び準会員の所属従業員が、応援出動のため死亡し、負傷し若しくは病氣にかかり、又は廃疾となった場合は応援会員及び準会員は労働者災害補償保険法に基づく給付申請並びに応援会員及び準会員の就業規則等に予め定めてある災害補償・見舞金等の取扱基準に従って被災従業員に対する給付を行うものとする。
2. 前項の給付に要した災害補償等の費用については応援要請会員及び

準会員が負担するものとする。ただし、被災の原因が応援会員及び準会員の故意又は重大な過失による場合はこの限りではない。

第四 協議

第二項負担金額の算定並びに、第二第三項及び第二第二項の故意過失の有無の判定、その他本覚書の解釈運用にあたっては、応援要請会員、応援会員及び準会員双方誠意をもって協議するものとする。

付 則

1. この覚書は、平成11年12月21日から効力を発する。
2. 救援救護に係る相互応援についても、この覚書を準用する。
3. この覚書締結の証として、本書4通を作成し、記名捺印の上会員及び準会員が各1通保有する。

平成11年12月21日

四国電力株式会社阿南発電所
所長

印

日本電工株式会社徳島工場
取締役・工場長

印

電源開発株式会社橋湾火力建設所
所長

印

四国電力（株）橋湾火力建設所
所長

印

種 別	要領－火力
制 定	昭和52年 7月 4日
実 施	昭和52年 7月14日
最終改正	平成27年 4月 1日
実 施	平成27年 4月 1日
改正版数	9 版
発行箇所	総務課渉外防災分担
公 布 者	阿南発電所長

阿南発電所 防災規程

四国電力株式会社
火力本部
阿南火力事業所
阿南発電所

目 次

第1編	総 則	1
第1条	目 的	1
第2条	摘要範囲	1
第3条	定 義	1
第2編	自衛防災組織に関する事項	3
第1条	自衛防災組織の編成等	3
第2条	防災業務を行う者の職務	3
第3条	防災管理者が不在時の代行	3
第4条	特定防災施設・防災資機材等の備付・整備・点検	3
第5条	異常時の通報	3
第6条	防災活動	3
第7条	広域共同防災組織との連携	4
第8条	書類及び図面の整備	4
第9条	教育・訓練実施要領	4
第10条	違反者の措置	4
第11条	防災業務の委託状況	4
第3編	東南海・南海地震対策	5
第1条	組 織	5
第2条	防災管理者等の権限及び業務	5
第3条	従業員の責務	5
第4条	総務隊による情報収集	5
第5条	総務隊による避難誘導	5
第6条	代替拠点	6
第7条	従業員等の安否状況の確認	6
第8条	電源および通信手段の確保	6
第9条	その他不測の事態	6
第10条	訓 練	6
第11条	教 育	6
第12条	広 報	7
別紙－1	自衛防災組織の編成	8
別紙－2	自衛防災組織の職務	9～10
別紙－3	防災施設・防災資機材等の整備状況・点検記録一覧表 (石油コンビナート等災害防止法関係)	11
別紙－4	教育・訓練実施要領	12
別紙－5	防災業務の委託状況	13
別紙－6	大地震・津波発生時の避難場所及び避難経路図	14

阿南発電所 防災規程

第1編 総則

(目的)

第1条 この規程は、石油コンビナート等災害防止法第18条第1項の規定に基づき、四国電力株式会社火力本部阿南火力事業所阿南発電所の自衛防災組織が行うべき業務の細部事項について定め、災害又は異常現象発生時における自衛防災組織の迅速かつ適切な応急措置を図るとともに、南海トラフ地震による津波からの円滑な避難の確保に関する事項、その他地震防災対策上必要な事項等について定め、人命の安全及び被害の軽減をはかることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、自然災害及び火災・漏洩・機器損壊・人身事故等 社会的又は当事業所設備に重大な影響を与える災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合について適用する。

2 南海トラフ地震対策（津波から円滑な避難の確保等）に関する事項は、第3編によるものとする。

(定義)

第3条 この規程で使用する「災害」「異常現象」の定義は次のとおりとする。

- (1) 災害とは、火災、爆発、石油等の漏洩もしくは流出その他の事故または地震その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- (2) 異常現象とは、通常操作では制御不能な状態となった場合で、出火、爆発、石油等の漏洩、装置等の破損、暴走反応等をいう。
- (3) 異常現象の範囲については、次のとおりである。

イ. 出火

人の意図に反して発生しもしくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設、又はこれと同程度の効果があるものの利用を必要とするもの。

ロ. 爆発

施設、設備等の破損が伴うもの。

ハ. 漏洩

危険物、準危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇薬その他有害な物質の漏洩。

ただし、次に掲げる少量の漏洩で、泡散布、散水、回収、除去等の保安上の措置を必要としない程度のもを除く。

・製造、貯蔵、入出荷、用役等の用に供する施設もしくは設備又はこれらに付属する設備（以下「製造等施設設備」という。）に係る温度、圧力、流量等の異常な状態に対し、正常状態への復帰のために行う製造等設備の正常な作動又は操作によるもの。

・発見時に既に漏洩が停止しているもの又は製造施設設備の正常な作動もしくは操作により漏洩が直ちに停止したもの。

ニ. 破損

製造等施設設備の破損、破裂、損傷等の破損であって、製造、貯蔵、入出荷、用役等の機能の維持、継続に支障を生じ、出火、爆発、漏洩等を防止するため、直ちに修復、使用停止等緊急の措置を必要とするもの。

ホ. 暴走反応等

製造等施設設備に係る温度、圧力、流量等の異常状態で通常の制御装置の作動又は操作によっても制御不能なもの等、上記に掲げる現象の発生を防止するため、直ちに緊急の保安上の措置を必要とするもの。

第2編 自衛防災組織に関する事項

(自衛防災組織の編成等)

第1条 自衛防災組織は、防災管理者・副防災管理者及び防災要員（以下「防災管理者等」という）ならびに、防災管理者等以外で防災業務を行うその他要員（以下「その他要員」という）で構成し、**別紙-1**のとおりとする。

(防災業務を行う者の職務)

第2条 防災業務を行う者の職務は、次によるものとする。

- (1) 防災管理者は、自衛防災組織を統括する。
- (2) 副防災管理者は、防災管理者を補佐する。
- (3) 防災要員及びその他要員は防災管理者の統括のもとに、災害の発生または拡大を防止するため **別紙-2** に示す職務を行う。
- (4) 自衛防災組織は、石油コンビナート等災害防止法施行令第6条に規定されている者（ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者）が災害の発生または拡大を防止するために必要な業務を行う時、これに協力する。

(防災管理者等が不在時の代行)

第3条 防災管理者等が旅行又は疾病・その他の事故のため、その職務を行うことができない場合の代行者は **別紙-1** のとおりとする。

(特定防災施設・防災資機材等の備付・整備・点検)

第4条 特定防災施設・防災資機材等の備付・整備・点検は **別紙-3** により行うものとする。

(異常時の通報)

第5条 当事業所において、災害又は異常現象が発生した場合の通報は次による。

- (1) 発見者は、直ちにその旨を消防機関(119番)ならびに防災管理者に通報する。
- (2) 防災管理者は、異常現象の発生について通報を受け、もしくは自ら発見した場合は、直ちに阿南市消防本部をはじめ公設機関等へ通報する。
(別途 「事故時情報連絡マニュアル」に定める連絡先による)

(防災活動)

第6条 災害が発生し、または発生のおそれがある場合における自衛防災組織の活動は次による。

- (1) 異常現象が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに構内緊急放送・サイレン・電話等で従業員に一斉に周知し、自衛防災活動を開始する。
- (2) 自衛防災組織内の指揮命令は、**別紙-1** によるものとするが、阿南市消防本部が到着した時は、その指揮下にはいるものとする。
- (3) 防災管理者等は、災害の拡大防止や人命救助のため、阿南市消防本部に対して速やかに応急措置上必要な情報の提供を行う。

(広域共同防災組織との連携)

第7条 タンク火災の拡大が予測されるとき、防災管理者は消防機関と協議し、瀬戸内地区広域共同防災協議会（以下、協議会という）に対し、大容量泡放射システムの出動を要請する。

2 防災組織の編成および防災活動は、協議会で定めた警防計画および警防活動計画に基づき実施するものとし、防災組織は別紙-1の編成とする。

3 警防計画および警防活動計画を変更するときは、協議会に対し、文書で変更を連絡する。

(書類及び図面の整備)

第8条 事業所の主要な施設及び系統を明示した書類及び図面は、常に整備・保管しておくものとする。

(教育・訓練実施要領)

第9条 従業員等に対する防災教育・防災訓練実施要領は別紙-4によるものとする。

(違反者の措置)

第10条 この規程に違反した者に対しては、再教育を実施し再び違反しないようにするものとする。

(防災業務の委託状況)

第11条 防災業務の委託状況は別紙-5に示すとおりとする。

第3編 南海トラフ地震対策

(組 織)

第1条 南海トラフ地震が発生した場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「自衛防災組織（南海トラフ地震）」という。）は次のとおりとし、その編成及び組織は別紙-1のとおりとする。

- (1) 自衛防災組織（南海トラフ地震）に防災管理者及び副防災管理者を置く。
- (2) 防災管理者のもとに総務隊を設置し、各々班長を置く。

(防災管理者等の権限及び業務)

第2条 防災管理者は、自衛防災組織（南海トラフ地震）の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等の発表を含み、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 総務隊に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせる。
- (2) 南海トラフ地震が発生したことを各隊長に連絡するとともに、当該施設内にその旨および必要な措置について周知する。
- (3) 総務隊に来客者等の避難誘導にあたらせる。
- (4) 従業員に別紙-6に示す「被災場所別の避難場所」へ道路や施設の被災状況に注意して自主避難するよう放送設備等を用い指示する。
- (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減をはかるために必要な措置を行わせる。

2 副防災管理者は、防災管理者を補佐し、防災管理者に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第3条 南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき、又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに防災管理者にその旨を報告するものとする。

(総務隊による情報収集)

第4条 総務隊は情報収集等のため次の活動を行うものとする。

- (1) 防災管理者の指示に基づき、直ちに地震および津波に関する情報の収集に努め、随時防災管理者に報告する。
- (2) 防災管理者の指示に基づき、地震及び津波に関する情報及び防災管理者の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、来客者その他の従業員に伝える。
- (3) あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた来客者等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておく。

(総務隊による避難誘導)

第5条 総務隊は避難誘導等のため次の活動を行うものとする。

- (1) 地震の発生又は防災管理者の指示に基づき、建物内の避難路の確保、安全の確認、避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後は直ちに防災管理者に報告する。

- (2) 防災管理者から避難誘導開始の指示を受けたときは、来客者等を避難誘導する。
- (3) 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努める。
- (4) 来客者等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し直ちに防災管理者に報告する。

(代替拠点)

第6条 夜間・休日に災害が発生し、阿南発電所への参集が不可能となった場合、状況に応じて以下を代替拠点とする。

- (1) 第一代替拠点 阿南寮
- (2) 第二代替拠点 橘寮

2 交通途絶等により、上記代替拠点へ出勤不可の場合、総務部作成の「防災業務計画」の定めにより、最寄の事業所へ出勤し、所属対策組織に連絡のうえ当該事業所において災害対策活動に従事する。

(従業員等の安否状況の確認)

第7条 従業員およびその家族の安否状況の確認については、「突発的災害発生時における従業員等の安否状況確認マニュアル」による。

(電源および通信手段の確保)

第8条 災害により所内が停電した場合の電源および通信手段については、「東南海・南海地震電気設備復旧マニュアル」および「移動無線機管理マニュアル」による。

(その他不測の事態)

第9条 防災管理者は、南海トラフ地震が発生した以後の状況から、この防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。

2 各隊の隊長は、隊がこの防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに防災管理者にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第10条 防災管理者は年1回以上、次の訓練を行うものとする。

また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練。
- (2) 津波からの避難に関する訓練。
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練。

(教育)

第11条 防災管理者が従業員に対して行う教育は次による。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識。
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識。

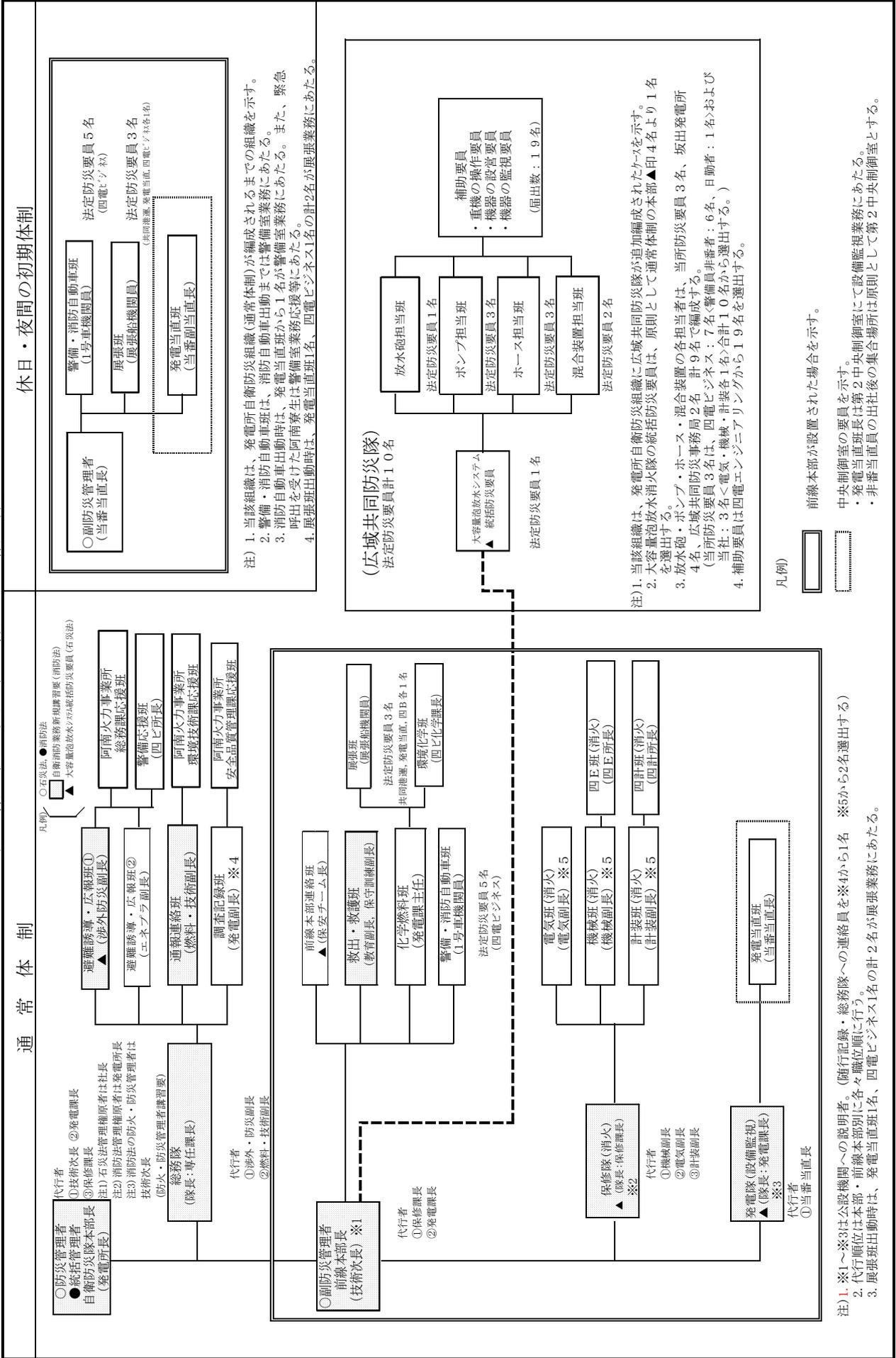
- (3) 津波が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する事。
- (4) 従業員が果たすべき役割。
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する事。
- (6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題。

(広 報)

第12条 防災管理者が来客者に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 地震が発生した場合に出火防止、来客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上取るべき行動に関する事。
- (2) 正確な情報入手の方法。
- (3) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容。
- (4) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する事。
- (5) 各地域における避難地及び避難路に関する事。

自衛防災組織の編成



注1 ※1～※3は公設機関への説明者。(随行記録・総務隊への連絡員を※4から1名 ※5から2名選出する)
2. 代行者は本部・前線本部別に各々職位順に行う。
3. 展張班出動時は、発電当直班1名、四電ビジネス1名の計2名が展張業務にあたる。

区分	名称	火災		事務所火災	地震、津波、台風、水害 (※2)	漏油	毒劇物 高圧ガス漏洩	緊急時警備 (P.R.等発生の恐れ有、発生した場合)	
		燃料タンク等設備火災	燃料タンク全面火災						
前線	警備・消防自動車班	①社内外からの電話等の受信ならびに当直長との連絡	燃料タンク全面火災	①②④	同 左	同 左	同 左	同 左	
		②構内警備と公設機関の誘導	燃料タンク全点検による隣接カク冷却散水	①②④					
	展張班(共同港運)	③燃料カク火災：消防自動車(3点検)による消火	・大容量泡放水システムその他 防炎要員として警備員9名を指名	①②	①②③	同 左	同 左	同 左	同 左
		④燃料カク以外：本部または前線本部の指示により出動	①排水ピット出口の監視 ②本部または前線本部の指示によりオイル フエンス展張	①②③流出油回収(海上) ・大容量泡放水システム水中ポンプ 吊り降ろし時フック取り外し作業	①	①②③	①②	①②	同 左
本部	環境化学班(四七)	①消火用水確保 ②毒劇物貯蔵所の防護	同 左	同 左	②	④流出油回収	⑤漏洩物の中和回収 ⑥回収物処理作業	②	
		③公設機関への消火活動制限事項の周知	同左 ・保修隊の総括・指揮	・保修隊の総括 ・指揮	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
	電気班	①電源確保、維持 ②エアフォーム等による消火活動	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①②③④	①④⑤担当設備・ 建物監視、防護作業	①④	⑦流出油回収	⑧漏洩物の中和回収	①④⑤
		③公設機関説明時記録員1名	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①②③	③④担当設備・ 建物監視、防護作業	③④	③⑥流出油回収 ⑦回収油処理 作業	⑧漏洩物の中和回収	③④
部隊	機械班	①エアフォーム等による消火活動	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①②③	③④担当設備・ 建物監視、防護作業	③⑥流出油回収 ⑦回収油処理 作業	⑧漏洩物の中和回収	③④	
		②公設機関への消火活動制限事項の周知	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①②③	③④担当設備・ 建物監視、防護作業	③④	③⑥流出油回収 ⑦回収油処理 作業	⑧漏洩物の中和回収	③④
	計表班	③公設機関説明時記録員1名	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①②③	③④担当設備・ 建物監視、防護作業	③④	③⑥流出油回収 ⑦回収油処理 作業	⑧漏洩物の中和回収	③④
		④公設機関説明時記録員1名	同左 ・大容量泡放水システムその他 防炎要員として1名を指名	①	⑤応急復旧作業	①	①	①	①
発電隊	四E班	①保修隊長の指示により活動	① ・大容量泡放水システム 補助要員として19名を選出	①	① ・自社屋等監視防護 (台風、水害のみ)	①	①	①	
		②保修隊長の指示により活動	同 左	同 左	① ・自社屋等監視防護 (台風、水害のみ)	①	①	①	
発電隊	発電隊長班	①発電隊の総括・指揮	同左 ・大容量泡放水システム 統括防炎要員(順位2)	①②	同 左	同 左	同 左	同 左	
		②調査・記録・原因究明の総括	同左 ・大容量泡放水システム 統括防炎要員(順位2)	①②	①②	②	③④流出油回収	③④	
発電隊	発電当直班	①エアフォーム等による初期消火活動	同 左	同 左	①②	②	③④流出油回収	②③	
		②発電・保安設備の監視と維持	同 左	同 左	③	④流出油回収	④流出油回収	③④	

災害対策本部・前線本部の設置個所および避難個所の基本的な考え方(平成18年12月総合事務所耐震補強工事実施)

No.	区分	燃料タンク等の設備火災	タンク全面火災	事務所火災	地震 ※3	津波 ※3	台風・水害	漏油	毒劇物、高圧ガス漏洩	緊急時警備	対象	集合場所
1	本部	総合事務所3FL または第2中央	総合事務所3FL または第2中央	第2中央または エネルギープラザ	第2中央または 総合事務所 3FL	第2中央または 総合事務所 3FL	総合事務所3 FL以上、阿南 第2中央	総合事務所3 FLまたは 第2中央	風向と安全距離 を考慮した場所	総合事務所 3FL	警備室応援者 1(阿南繁生他)	警備室
2	前線本部	風向きと安全距離を考慮した場所	風向きと安全距離を考慮した場所	風向きと安全距離を考慮した場所	発災状況により設置	発災状況により設置	発災状況により設置	発災地点が見通せる空地または事務所	風向と安全距離を考慮した場所	発災状況により設置	・本部要員 ・前線本部要員	本部
3	避難個所	本部の指示による	本部の指示による	P.R館、エネルギープラザまたは風向きを考慮した場所(駐車場等)	近傍の安全な個所	3・4号本館3FL以上、阿南繁生、総合事務所3FL	——	——	風向と安全距離を考慮した場所	本部の指示による	発電課 3非番当直員	第2中央

注1) 職務区分○内数字は各隊・班(行内)にて一致する。
注2) ※2 防湖パネル取付等防護作業は、勤務時間内可能な場合に実施する。また、津波襲来時は避難を最優先とし、時間的・人員的に余裕がある場合に設置を検討する。
注3) ※3 定期点検期間中の避難個所は別途指示する。

津波襲来時の本部・避難個所は①津波発生個所、②予想高さ、③他地点での実績高さ等から安全サイドに判断して決定する。

非常呼出時集合場所

No.	対象	集合場所
1	警備室応援者 1(阿南繁生他)	警備室
2	・本部要員 ・前線本部要員	本部
3	発電課 3非番当直員	第2中央

防災施設・防災資機材等の整備状況・点検記録一覧表（石油コンビナート等災害防止法関係）

別紙 3

種別	防災施設・資機材等	備付数量	備付場所	点検周期・実施分担			点検記録保存期間	備考
				1カ年		点検記録保存箇所		
				外観	機能			
特定 防災 施設	流出油等防止堤	1,875m	タンクヤード	電気分担 計装分担 燃料・ 技術分担	電気分担 計装分担 燃料・ 技術分担	渉外防災分担	コン防法15条3項	
	消火用屋外給水施設	一式	タンクヤード	電気分担 機械分担	電気分担 機械分担	渉外防災分担	コン防法15条3項 (配管2,556m、消火栓26個、消火ポンプ2台)	
	非常用通報設備	一式	総合事務所	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	コン防法15条3項	

種別	防災施設・資機材等	備付数量		備付場所	点検周期・実施分担				点検記録保存期間	備考	
		法定	実数量		1カ月	3カ月 外観	6カ月 機能	1カ年 総合			2カ年
防 災 資 機 材	大型高所放水車	1台	1台	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担 (セリタ)	渉外防災分担	渉外防災分担	1回/日 ：運行前後の車両自主点検	
	大型化学消防車	1台	1台	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担 (セリタ)	渉外防災分担	渉外防災分担	1回/3カ月；道交法による車両自主点検 1回/2カ年；道交法による車両検査 (日常管理：四電ビジネス)	
	泡原液搬送車	1台	1台	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担 (セリタ)	渉外防災分担	渉外防災分担	2号車：2,000L、3号車：4,000L、高架ｽﾀｯﾌﾟ：6,000L	
	泡消火薬剤	11,160L	12,000L	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担 ()	—	—		
	可搬式泡放水砲	1基	1基	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担		
	耐熱服	1着	5着	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担		
	空気呼吸器	1個	6個	—	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担	渉外防災分担		
	オイルフエンス	1,620m	1,880m	—	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	法定中間検査：1回/3年、 法定定期検査：1回/6年（日常管理：共同港運）	
	オイルフエンス展張船	1隻	1隻	—	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担	燃料・技 術分担		

教育・訓練実施要領

区分	内容	教育方法	対象者	頻度	主管個所	
教	危険物 (消防法)	関係内規類・一般的性質・取扱い	集合教育	従事者 (関係会社を含む)	1回/年	教育分担
		施設の取り扱い・点検	部分教育	従事者 (関係会社を含む)	1回/年	発電課 四ビ
		施設の保修作業	日常教育	従事者 (関係会社を含む)	都度	工事主管課
		関係内規・法令・取扱	集合教育	新・転入社員	都度	教育分担
		取扱者保安講習	社外教育	資格取得者	1回/3年	教育分担
高圧ガス	施設の点検、取扱い、事故処理	日常教育	従事者 (関係会社を含む)	1回/年	発電課 保修課、四ビ	
工業薬品	関係内規類・一般的性質・取扱い	集合教育	従事者 (関係会社を含む)	1回/年	環境技術課	
育	防災 (石炭法)	消防車三点セット 操作基本教育	集合教育	四ビ新・転入社員	都度	渉外防災分担
		オイルフェンス展張船 操作員教育	集合教育	発電課当直員 新・転入社員	1回/年	渉外防災分担
		大容量泡放水システム 防災要員教育	集合教育	大容量泡放水システム 防災要員教育	1回/年	渉外防災分担
警備室応援教育		集合教育	阿南寮在住者	1回/年	渉外防災分担	
入構時安全教育 (環境保全遵守事項等含む)			関係会社の従事者	着(新)任時 年度初	発電所工事主管個所 関係会社の責任者級	
訓	総合防災訓練 (東南海・南海地震関係)		全従業員 (関係会社を含む)	1回/年	渉外防災分担	
	総合防災訓練 (危険物関係)		全従業員 (関係会社を含む)	1回/年	渉外防災分担	
	総合防災訓練 (事務所火災関係)		全従業員 (関係会社を含む)	1回/年	渉外防災分担	
	情報連絡訓練		全従業員 (関係会社を含む)	1回/年	渉外防災分担	
	危険物施設の事故想定訓練		発電課 四ビの従事者	1回/年	発電課 四ビ	
	高圧ガス施設の事故想定訓練		発電課 四ビの従事者	1回/年	発電課 四ビ	
	特定化学物質の事故想定訓練		発電課 四ビの従事者	1回/年	発電課 四ビ	
	消防車三点セット訓練		警備員 四ビ灰運転員	15回/年	渉外防災分担	
	保護具装着訓練		発電課 四E, 四計, 四ビの従事者	1回/年	発電課 四E, 四計, 四ビ	
	重大事故想定訓練		発電課当直員 四ビ灰運転員	都度	発電課 四ビ	

防 災 業 務 の 委 託 状 況

特定事業所名	四国電力株式会社 火力本部 阿南火力事業所 阿南発電所
防災管理者名	阿南発電所長
受託者の氏名 及び名称	氏名(名称) 四電ビジネス株式会社 住所(所在地) 高松市丸の内2番5号 電話 (0878) - 51 - 1151
法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地	担当事務所 四電ビジネス株式会社 阿南事業所 電話 公：(0884) - 27 - 0645
受託者の行う 防災業務の範囲	活動区分 <input checked="" type="checkbox"/> 陸上防災 <input type="checkbox"/> 海上防災 <input checked="" type="checkbox"/> 災害発生時の防災活動 (三ポイント機関員・操作員) 防災要員の教育訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 異常現象の発見、通報、連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 構成事業所の自衛防災組織との連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 特定防災施設又は防災資機材の点検、整備
受託者の行う 防災業務の実施方法	区分 駐在 駆付 平日昼間 5人 夜間・休日 5人 法定要員 5人 防災要員の状況 主たる駐在場所 阿南発電所構内の詰所 駆付時間 0
特定事業所名	四国電力株式会社 火力本部 阿南火力事業所 阿南発電所
防災管理者名	阿南発電所長
受託者の氏名 及び名称	氏名(名称) 共同港運株式会社 住所(所在地) 小松島市小松島町字新港36 電話 (08853) - 2 - 2200
法人にあつては 名称及び主たる 事務所の所在地	担当事務所 共同港運株式会社 四国電力阿南発電所駐在員事務所 電話 公：(0884) - 27 - 2635
受託者の行う 防災業務の範囲	活動区分 <input type="checkbox"/> 陸上防災 <input checked="" type="checkbox"/> 海上防災 <input checked="" type="checkbox"/> 災害発生時の防災活動 (オイルフェンス展開船の機関員) 防災要員の教育訓練 <input checked="" type="checkbox"/> 異常現象の発見、通報、連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 構成事業所の自衛防災組織との連絡 <input checked="" type="checkbox"/> 特定防災施設又は防災資機材の点検、整備
受託者の行う 防災業務の実施方法	区分 駐在 駆付※ 平日昼間 1人 夜間・休日 1人 法定要員 3人 防災要員の状況 主たる駐在場所 阿南発電所構内の詰所 駆付時間 0

※駆付は当社発電課当直員を示す。

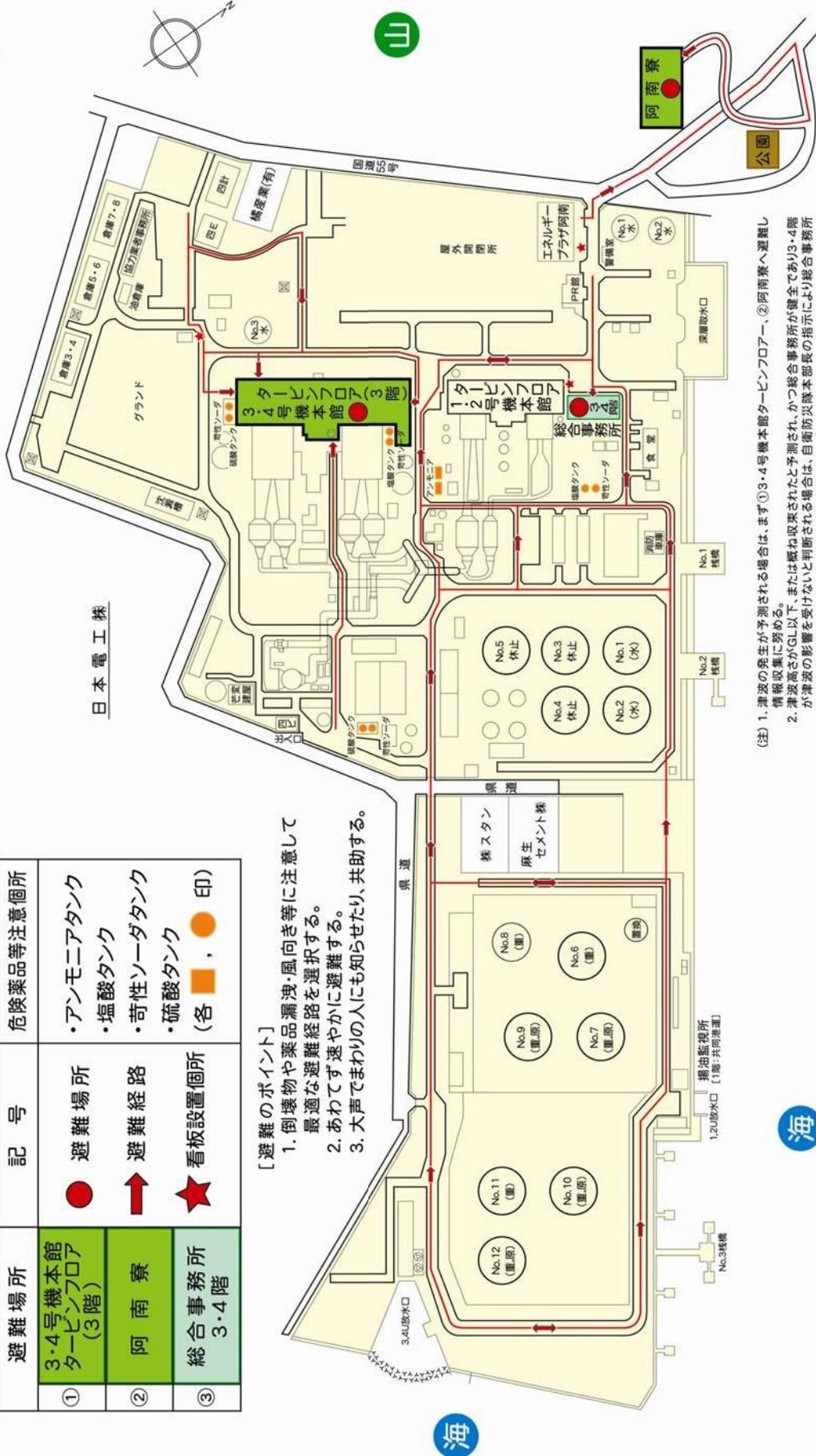
大地震・津波発生時の避難場所及び避難経路図

平成25年6月
阿南発電所
代0884-27-0300
GL=TP+約2.8m

避難場所	記号	危険薬品等注意箇所
① 3・4号機本館タービンフロア (3階)	●	・アンモニアタンク ・塩酸タンク
② 阿南寮	➔	・苛性ソーダタンク ・硫酸タンク (各 ■, ● 印)
③ 総合事務所 3・4階	★	

〔避難のポイント〕

1. 倒壊物や薬品漏洩、風向き等に注意して最適な避難経路を選択する。
2. あわてず速やかに避難する。
3. 大声でまわりの人にも知らせたり、共助する。



- (注) 1. 津波の発生が予測される場合は、まず①3・4号機本館タービンフロア、②阿南寮へ避難し、情報収集に努める。
 2. 津波高さがGL以下、または概ね取戻されたと予測され、かつ総合事務所が健全であり3・4階が津波の影響を受けないと判断される場合は、自衛防災隊本部最の指示により総合事務所3・4階を避難場所または自衛防災本部とすることができ、3・4階を避難場所または自衛防災本部として避難場所として適当でないと判断される場合は、阿南発電所長から避難場所を別途指定する。

TF 4021

防災規程

1. 目的

この規程は「石油コンビナート等災害防止法」第18条第1項及び徳島県排出油等防除協議会会則第8条及び南海トラフ地震に係わる地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき、新日本電工株式会社徳島工場の災害防止を図るべき業務に関する事項について定める。特に、南海トラフ地震等の津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的として追加する。

2. 規程の適用範囲

この規程は、当工場に勤務し若しくは出入りする者全てに適用する。

3. 防災管理者・要員等の設置

自衛防災組織に防災管理者及び防災要員を置く。

4. 防災業務を行う者の職務

防災業務を行う者の職務は次によるものとする。

- 1) 防災管理者は、自衛防災組織を統括する。
- 2) 防災要員は、防災管理者の統括の下に、災害の発生又は拡大を防止するために必要なすべての業務を行う。

5. 防災管理者・要員等が不在時の代行

防災管理者・要員等が旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことができない場合には、次によるものとする。

- 1) 防災管理者の代行は、「TF4020 消防防災規程 別表2」の代行者のとおりとする。
- 2) 防災要員の代行者は、その要員の所属職場のうちからあらかじめ選任しておくものとする。

6. 組織の編成・要員の配置等

自衛防災組織の編成・防災要員の配置等は次によるものとする。

- 1) 自衛防災組織の編成及び防災要員、その他要員の人数配置は、「TF4020 消防防災規程 別表2」のとおりとする。
- 2) 石油コンビナート等災害防止法施行令第6条の該当者は、「TF4020 消防防災規程 別表3」のとおりとする。

7. 教育及び広報

防災要員に対する防災教育は、別表1によるものとする。なお、地震・津波時の避難教育は、下記の内容について実施するものとする。

- 1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識

- 2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3) 地震及び津波が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- 4) 従業員等が果たすべき役割
- 5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6) 今後、地震対策として取り組む必要のある課題

従業員等に対する広報の内容は、次に掲げる項目を基本として実施するものとする。

- (1) 地震が発生した場合に、出火防止、救助活動、自動車運行の自粛等その他防災上とるべき行動に関する知識
- (2) 正確な情報入手の方法
- (3) 避難場所及び避難経路に関する知識
- (4) 地域の危険個所に関する知識
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

8. 訓練

自衛防災組織は災害にそなえて迅速かつ適正な応急措置を図るため、別表2に定めるところにより、防災訓練を行うものとする。地震・津波時の防災訓練は次による。訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 1) 情報収集、伝達に関する訓練
- 2) 津波からの避難に関する訓練
- 3) その他前各号を統合した総合防災訓練

9. 特定防災施設等・防災資機材等の整備等

特定防災施設等・防災資機材等の整備状況及び整備計画は、「TF4020 消防防災規程 別表5」のとおりとする。

10. 特定防災施設等・防災資機材等の点検等

特定防災施設等・防災資機材等の点検、記録及び保存は次によるものとする。

- 1) 特定防災施設等の点検は、「石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令」（以下「省令」という。）第15条に基づき実施し、点検記録、保存は省令第16条に基づき行う。
- 2) 防災資機材等の点検、記録及び保存は「TF4020 消防防災規程 別表5」に基づき実施する。

11. 異常時の通報

工場において出火、石油等の漏洩その他異常事態が発生した場合の通報は、次による。

- 1) 発見者は、直ちにその旨を防災管理者に通報する。
- 2) 防災管理者は、異常事態の発生について通報を受け、若しくは自ら発見した場合には、直ちに消防本部及び海上保安部へ通報する。通報体制は、別表3の異常時の連絡図による。
- 3) 隣接企業へ影響をおよぼす恐れのある場合は、区域内特定事業所へ通報する。

12. 防災活動

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合における自衛防災組織の活動は、次による。

- 1) 異常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合、直ちに構内緊急放送で従業員に一斉周知し、自衛防災組織が直ちに出勤する。停電の時は、情報伝達器具を使用する。
- 2) 自衛防災組織の指揮命令は「TF4020 消防防災規程 別表 2」によるものとするが、消防本部等公設機関が到着したときは、自衛防災組織は消防本部等の指揮下に入り、情報提供を適切に行うものとする。

13. 地震・津波時の避難処置

地震及び津波等が発生し、又は発生する恐れがある場合の避難は次による。

- 1) 防災管理者は公的機関による避難勧告等が発令された場合は、直ちに従業員及び入構者等に対し避難指令を行う。
- 2) 避難者は、通路の異常や建物の倒壊がないか注意しながら、避難誘導隊の指示に従い、速やかに静粛に行動すること。危険物施設の取扱者は津波到達時間を考慮し、危険物施設の緊急処置を行い避難する。
- 3) 工場外への避難指令が出された場合は、「新日本電工社宅下広場」へ避難する。なお、時間的に余裕がないと判断した場合は、「TF4020 消防防災規程 別表 7」で決めた緊急避難場所で津波が治まるまで待機する。
- 4) 避難勧告等警戒宣言発令時の行動基準は、「別紙 1」によるものとする。

14. 主要設備の書類

工場の主要な施設・設備を明示した書類・図面は整備、保管する。

15. 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事

- 1) 防災管理者、要員以外で防災業務を行う者は次のとおりで、防災管理者の統括の下に災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
 - (1) 防火管理者
 - (2) 危険物保安監督者
 - (3) 高圧ガス製造保安統括者
 - (4) 電気主任技術者
- 2) 自衛防災組織は、「石油コンビナート等災害防止法施行令」（以下「政令」という。）第 6 条に規定されている者が災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行うとき、これに協力する。

16. 違反者の措置

この規程に違反した者に対しては、必ず再教育を実施し、再び違反しないようにする。

17. 関連諸規程との関係

防災組織、防災活動等の細部事項については、関連する下記社内管理規程等によるものとする。

- (1) F1001 環境安全管理統括規程
- (2) TF1002 環境安全管理規程
- (3) TF3202 電気炉建屋内一酸化炭素中毒事故防止等の措置
- (4) TF3201 電気炉ガス中毒・ガス爆発予防管理マニュアル
- (5) TF4031 高圧ガス危害予防規程

- (6) TF4011 危険物予防規程
- (7) TF4001 毒劇物危害予防規程
- (8) TF4101 台風等対策要領
- (9) TF4020 消防防災規程(消防計画)

18. 適用期日

この規程は、平成1年9月1日から適用する。

避難勧告等警戒宣言発令時の行動基準

避難勧告等警戒宣言が発令され、その地震又は津波の規模、大きさから工場及び従業員並びに関係者の安全上対応措置が必要とされる場合の行動基準は、次のとおりとする。

- 1) 通報連絡隊長は、阿南地域特別防災区域に発令された地震・津波情報の内容を受理した時は、速やかに防災管理者に報告する。
- 2) 防災管理者は、1)の地震・津波情報の報告を受けた時は、直ちに自衛防災組織を編成し、対策本部を設置する。
- 3) 通報連絡隊長は、工場内全域に対して地震・津波情報に係る指示事項を構内緊急放送により確実に伝える。停電の時は、情報伝達器具を使用する。
- 4) 各部門長は、所属従業員等に対して一切の業務を停止させ、緊急保安措置を行い、所属従業員等の所在確認を迅速かつ的確に実施するとともに、避難勧告等が発令された場合は、速やかに、橘町 自主防災避難場所である、「新日本電工社宅下広場」への避難を行う。

緊急保安措置は、各部門別に別に定める。

TF 4021

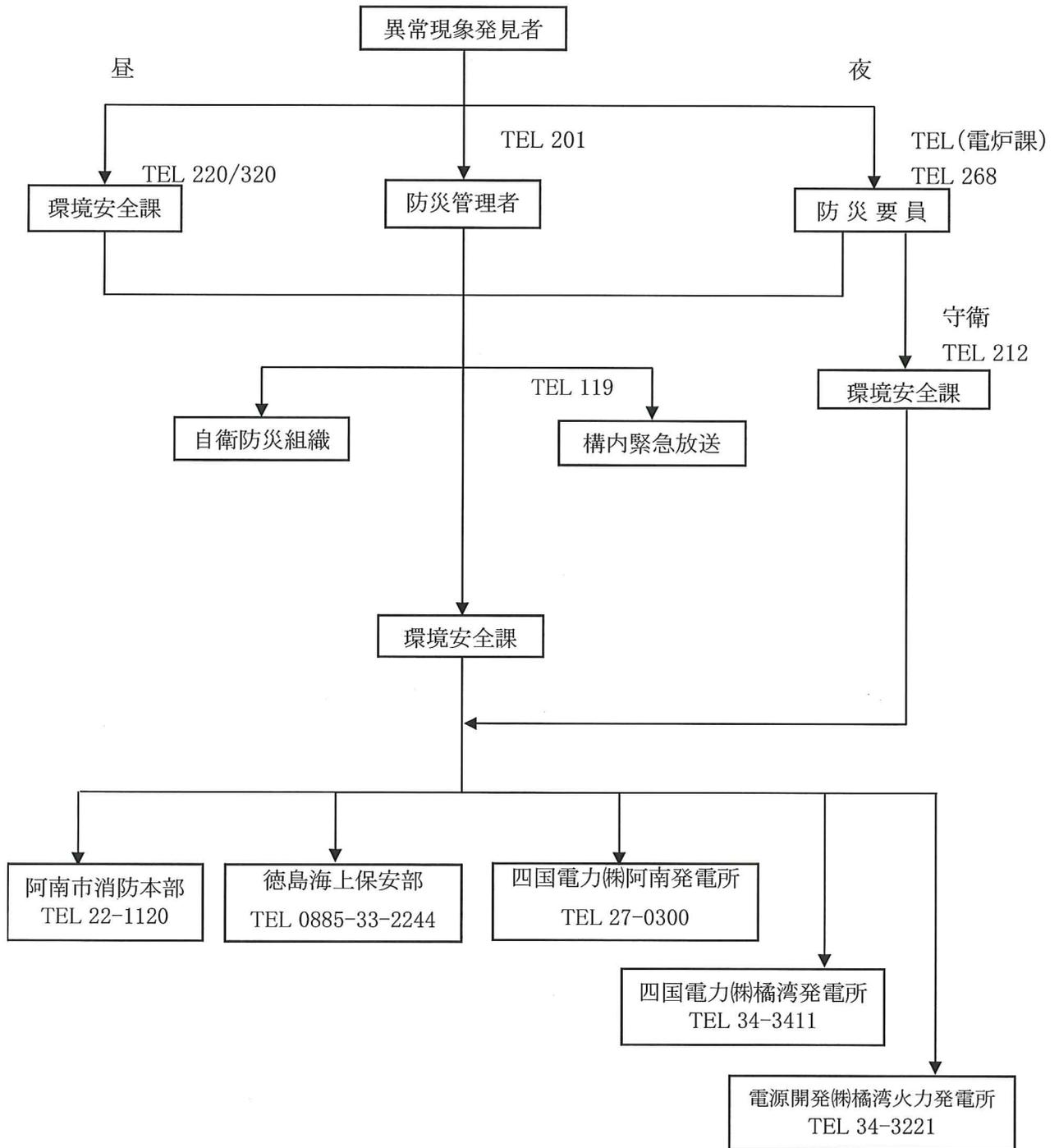
別表1 防災教育

内 容	対 象	方 法	時 期
1. 危険物及び高圧ガスの性質取扱貯蔵	現場従業員監督者	社内訓練 有資格者が行う	毎年 8月
2. 防災要員が具備すべき心得等	防災要員	社内訓練 環境安全課長が行う	毎年 7月
3. 原料・製品の輸送の安全化	輸送業者	社内訓練 所管部長が行う	毎年 5月

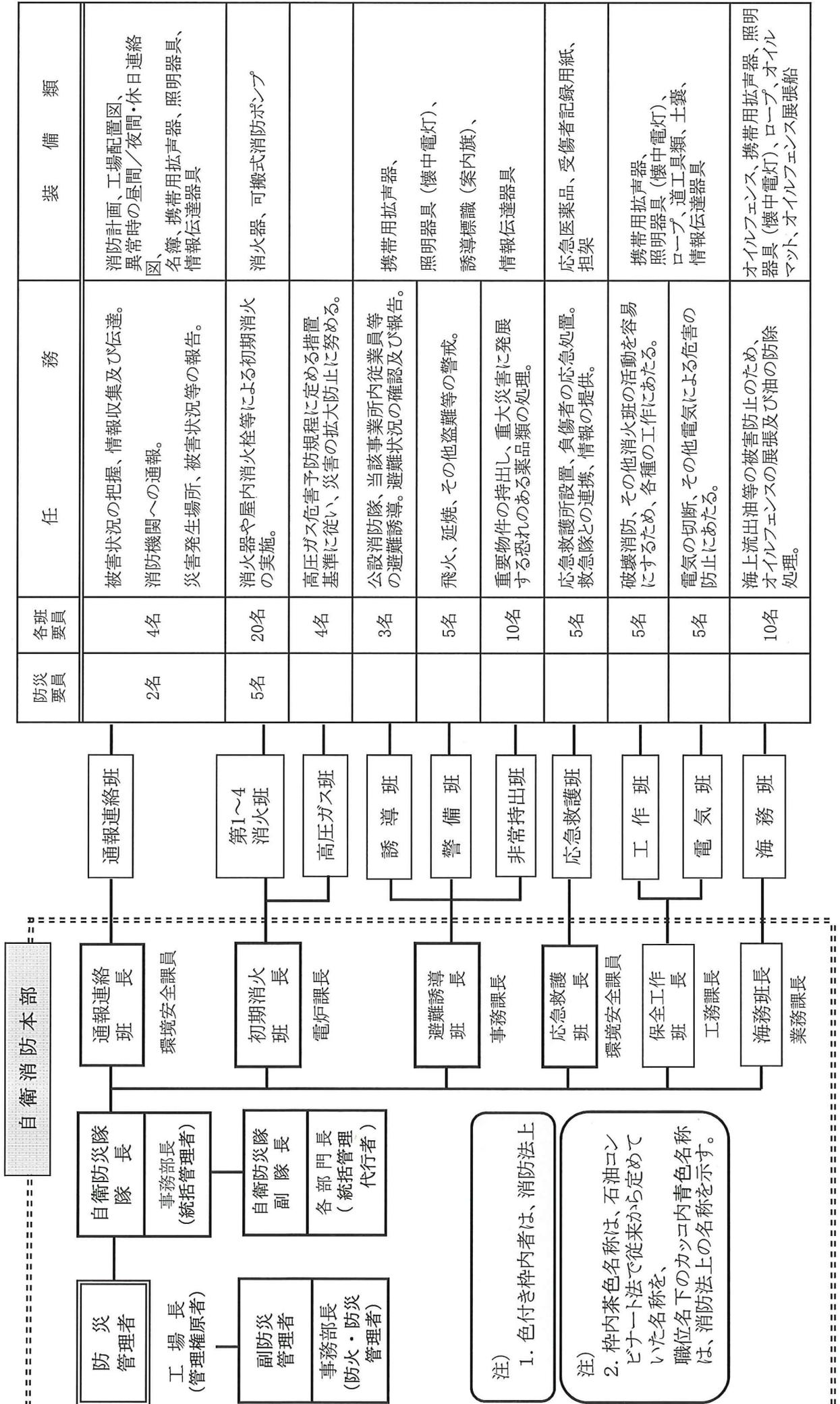
別表2 防災訓練

内 容	対 象	方 法	時 期
1. 危険物及び高圧ガス等爆発火災訓練	防災要員及び自衛消防隊員	タンクヤード火災及び油流出を想定し行う	毎年11月
2. 避難救急訓練	各部門従業員	特定箇所を想定し行う	毎年 2月6日
3. 漏油処理訓練	防災要員及び各部門従業員	オイルタンクからの漏洩想定	毎年 6月
4. 放水訓練	自衛消防隊員	消防ホンプ点検を兼ね実施	毎年 1月
5. 緊急通報訓練	異常時の通報体系	電話、放送等を用いて非常事態を想定し行う	毎年11月

別表3 異常時の通報系統図



別表2 自衛消防 (防災) 組織



(注)
1. 色付き枠内者は、消防法上
2. 枠内茶色名称は、石油コンビ
ナート法で従来から定めて
いた名称を、
職位名下のカッコ内青色名称
は、消防法上の名称を示す。

別表3 防火・防災担当責任者及び火元責任者

資 格 者	選 任 者
統 括 管 理 者	環 境 安 全 課 長
防 火 ・ 防 災 管 理 者	事 務 部 長
防 火 ・ 防 災 担 当 責 任 者	各 部 門 長
火 元 責 任 者	各 部 門 長 が 指 名 社 宅 に つ い て は 自 治 会 長
高 圧 ガ ス 製 造 保 安 統 括 者	徳 島 工 場 長
電 気 主 任 技 術 者	工 務 部 員

別表4 建物等点検・検査員

資 格 者	選 任 者
防 災 管 理 点 検 資 格 者	工 務 部 電 気 係 長
消 防 用 設 備 等 法 定 点 検 者	(株) き ん で ん

別表5 防災資機材等防災施設等の整備状況

下記物品の管理は、環境安全課、業務課が主体となって実施する。

	種 類	現有数量	設置場所	型 式	設置年月日
特定 防災 資 機 材 等	オイルフェンス	600m	30,000t岸壁	ブリジストンポータブル	S.51. 4. 1
	油処理剤	1Kℓ	30,000t岸壁 1,000t岸壁	ネオス AB 3,000 メールクリーン505	S.51. 5.22
	オイルマット	100kg	資材倉庫 30,000t岸壁	タフネルオイルプロッター 東レ WOSPC	S.51. 4.18
	消火薬剤	1Kℓ	タンクヤード	蛋白系	S.43. 4.
	オイルフェンス 展張船	1隻	30,000t岸壁	船質:FRP	S.60. 9.28
	空気呼吸器	17個	工務・環境・ 合金鉄	川崎ライフゼム	S.49.10.18
	消防ポンプ	2台	合金鉄	可搬式 B2級 P-502型	S.43. 4.
特定 防災 施設 等	通報設備	外線 5回線 内線 71回線	場 内	電 話	

防災資機材等の点検基準

種 類	点検期間	記 録	保 存 期 間
オイルフェンス	1回/月	防災資機材月例点検表	当該特定防災施設等が設置されている間保管する
油処理材	1回/月		
オイルマット	1回/月		
消火薬剤	1回/月		
オイルフェンス展張船	1回/月		
	1回/3年	船舶検査記録簿	
空気呼吸器	1回/月	防災資機材月例点検表	
消防ポンプ	1回/月		

別表7 南海地震による大津波発生時の対応措置要領

制定 2005年9月6日
第4回改定 2015年2月10日



地震、津波等の想定		指定避難場所		緊急時の避難場所		項目		研究所		日栄工業			
1. マグニチュード8クラス/震度6強以上の南海地震が発生した。 2. 工場内は、震度4以上の地震が発生したことから、全停電となった。 3. 津波の第1波が、地震発生から20分後に工場付近に到達する。 4. 高さ6.4mの津波が、地震発生から85分後に工場付近に到達する。		汐谷山社宅前広場（橋町自主防災避難所として指定されている。）		合金：2号炉操作室・1号炉2階休憩室、ジルコニア：第2工場3階、発電所3階。（時間的余裕がない場合）		合金鉄部		機部材料部		事務部・肥料部			
平常時の準備		1. 1号炉(27,000KW)、2号炉(30,000KW)の負荷で操業中 2. 3号炉メタル鑄込み中 3. 4号炉メタル鑄込み中 4. 焼結他は通常操業中		1. 全工場操業中 2. N処理稼働中 3. 排水処理稼働中		1. 四国電力より187KVで受電中 2. 発電所(自家発電)運転中		1. 通常業務中		1. 下記設備停止後の緊急手順の整備及び確認 2. 実験用電気炉稼働中 3. 反応実験中 4. 乾燥器稼働中 5. マッフル炉稼働中 6. 分析機器操作中		1. 作業終了時、防滴扉5箇所の日常的閉鎖を実施する。 2. 3号炉岸壁荷役作業中 3. 千ト岸壁荷役作業中 3. その他通常作業中	
前提状況		1. 1号炉(27,000KW)、2号炉(30,000KW)の負荷で操業中 2. 3号炉メタル鑄込み中 3. 4号炉メタル鑄込み中 4. 焼結他は通常操業中		1. 全工場操業中 2. N処理稼働中 3. 排水処理稼働中		1. 四国電力より187KVで受電中 2. 発電所(自家発電)運転中		1. 通常業務中		1. 下記設備停止後の緊急手順の整備及び確認 2. 実験用電気炉稼働中 3. 反応実験中 4. 乾燥器稼働中 5. マッフル炉稼働中 6. 分析機器操作中		1. 作業終了時、防滴扉5箇所の日常的閉鎖を実施する。 2. 3号炉岸壁荷役作業中 3. 千ト岸壁荷役作業中 3. その他通常作業中	
直後の対応		1. 揺れが治まるまで身の安全を確保する。設備機器等の倒壊危険が少ない場所・丈夫な机の下等に身を隠す。 2. 建家出入口の確保に努めるとともに、各部門備付け携帯ラジオのスイッチを入れ地震状況、津波状況等を確認する。 3. 火元の確認を行う。出来るだけ早く火元の始末/元栓を閉める。		1. 全工場操業中 2. N処理稼働中 3. 排水処理稼働中		1. 四国電力より187KVで受電中 2. 発電所(自家発電)運転中		1. 通常業務中		1. 下記設備停止後の緊急手順の整備及び確認 2. 実験用電気炉稼働中 3. 反応実験中 4. 乾燥器稼働中 5. マッフル炉稼働中 6. 分析機器操作中		1. 作業終了時、防滴扉5箇所の日常的閉鎖を実施する。 2. 3号炉岸壁荷役作業中 3. 千ト岸壁荷役作業中 3. その他通常作業中	
緊急処置		1. 2号炉)各4名 1. 炉内開放 1名が操作室に急行し共同で炉内開放・着火 2. タップ止め 非常用電源の起動を待ちマッドガンで閉塞、メタル閉塞を優先 3. 炉外構鎮錫筒横放し開放に挑戦/エアージェットが不作動時は即中止とする。 注) 3階以上へは行かないこと。		1. 発電所側重油タンクの受入自動バルブ「閉」を確認 → 手動バルブを閉 2. 発電所側ガス遮断弁「閉」及びVVW50の水封を確認 3. 監視室内 → 電力状態を確認		1. 四国電力より187KVで受電中 2. 発電所(自家発電)運転中		1. 通常業務中		1. 下記設備停止後の緊急手順の整備及び確認 2. 実験用電気炉稼働中 3. 反応実験中 4. 乾燥器稼働中 5. マッフル炉稼働中 6. 分析機器操作中		1. 作業終了時、防滴扉5箇所の日常的閉鎖を実施する。 2. 3号炉岸壁荷役作業中 3. 千ト岸壁荷役作業中 3. その他通常作業中	
火元の確認		1. 焼結炉バーナー		1. 操作室のコンロ 2. 操作室、事務所のストーブ 3. ドライヤー、キルンのバーナー 4. ローラーハウスキルンのヒーター		1. 発電所のボイラー 2. 作業場所等での火災予防処置		1. 台所のコンロ		1. ガス、灯油、ガソリン器具 2. 分析装置用各種燃料の元栓		1. ガス溶断器等 2. ガソリンスタンド 3. その他通常作業中	
安否の確認		1. 当日出勤者の安否確認を10分以内で実施する。		1. 操作室のコンロ 2. 操作室、事務所のストーブ 3. ドライヤー、キルンのバーナー 4. ローラーハウスキルンのヒーター		1. 発電所のボイラー 2. 作業場所等での火災予防処置		1. 台所のコンロ		1. ガス、灯油、ガソリン器具 2. 分析装置用各種燃料の元栓		1. ガス溶断器等 2. ガソリンスタンド 3. その他通常作業中	
避難		汐谷山社宅前広場に避難する場合は、ヘルメット等を着用、非常持出品を携行し、徒歩で避難する。交通に十分注意する。時間的余裕がない場合は、ヘルメット等着用で緊急時の避難場所へ集合し、その場で津波が治まるまで待機する。		1. 操作室のコンロ 2. 操作室、事務所のストーブ 3. ドライヤー、キルンのバーナー 4. ローラーハウスキルンのヒーター		1. 発電所のボイラー 2. 作業場所等での火災予防処置		1. 台所のコンロ		1. ガス、灯油、ガソリン器具 2. 分析装置用各種燃料の元栓		1. ガス溶断器等 2. ガソリンスタンド 3. その他通常作業中	
事後対応		1. 自衛防災隊組織により、出勤者全員の安否確認や地震・津波等の情報収集・状況把握を行う。 2. 津波の恐れが無くなったことを公共機関情報等で確認後、避難先から各自の職場に戻り、地震、津波による被害状況を確認する。 3. 負傷者がいる場合は、応急処置・病院搬送等の対応を行う。 4. 被災保全及び安全衛生上重大な問題が発生している場合は、工場全体でその処置に当たるものとする。 5. 重大な問題がなければ、操業再開に向けて各部門の復片付け・修理等を実施する。 6. 非出勤者の安否確認を行う。		1. 操作室のコンロ 2. 操作室、事務所のストーブ 3. ドライヤー、キルンのバーナー 4. ローラーハウスキルンのヒーター		1. 発電所のボイラー 2. 作業場所等での火災予防処置		1. 台所のコンロ		1. ガス、灯油、ガソリン器具 2. 分析装置用各種燃料の元栓		1. ガス溶断器等 2. ガソリンスタンド 3. その他通常作業中	

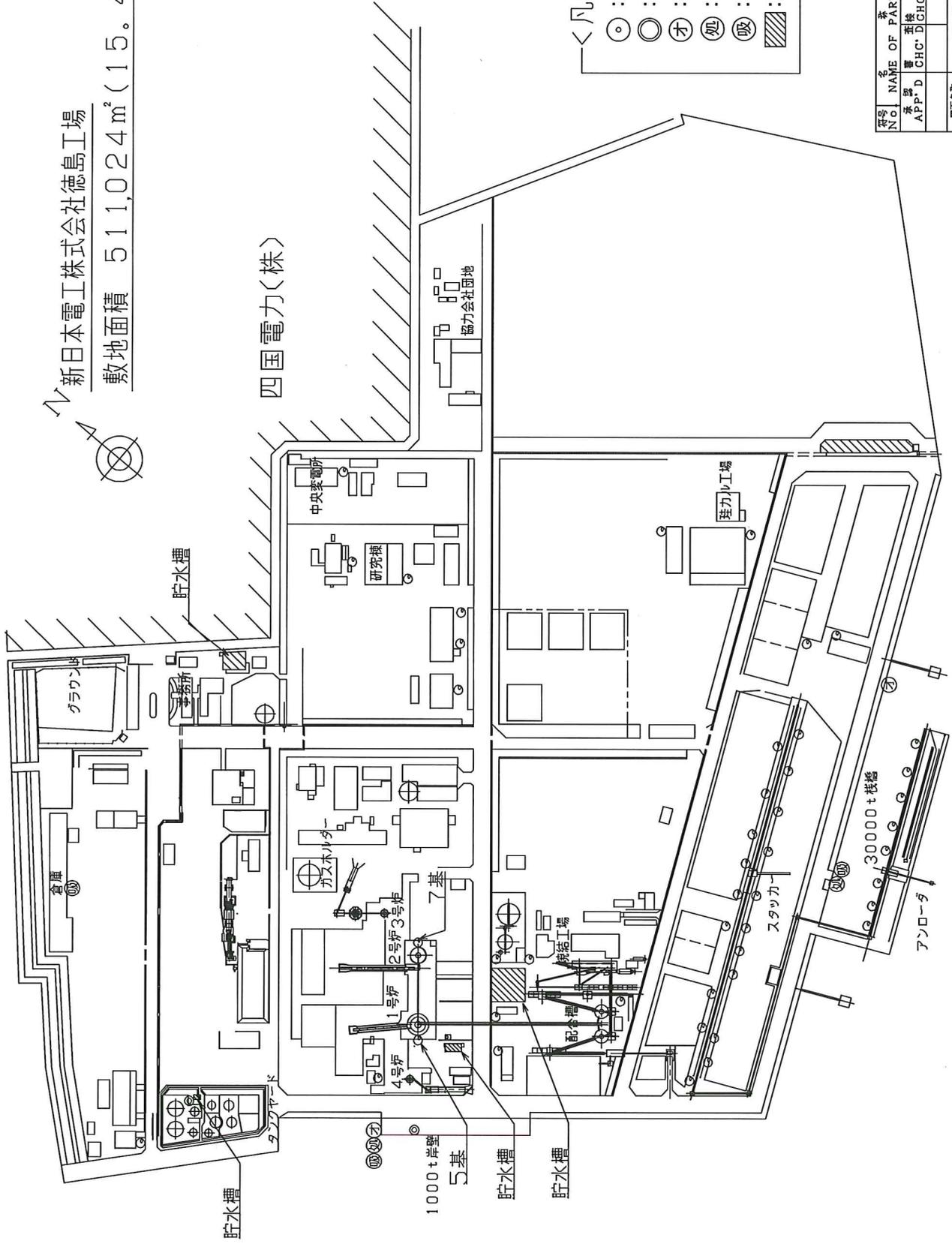
自衛防災管理者(工場長)へ
各部門の状況を報告する。
↓
本社/関係官庁へ報告する。

新日本電工株式会社徳島工場

敷地面積 511,024m² (15.4万坪)

四国電力(株)

協力会社団地

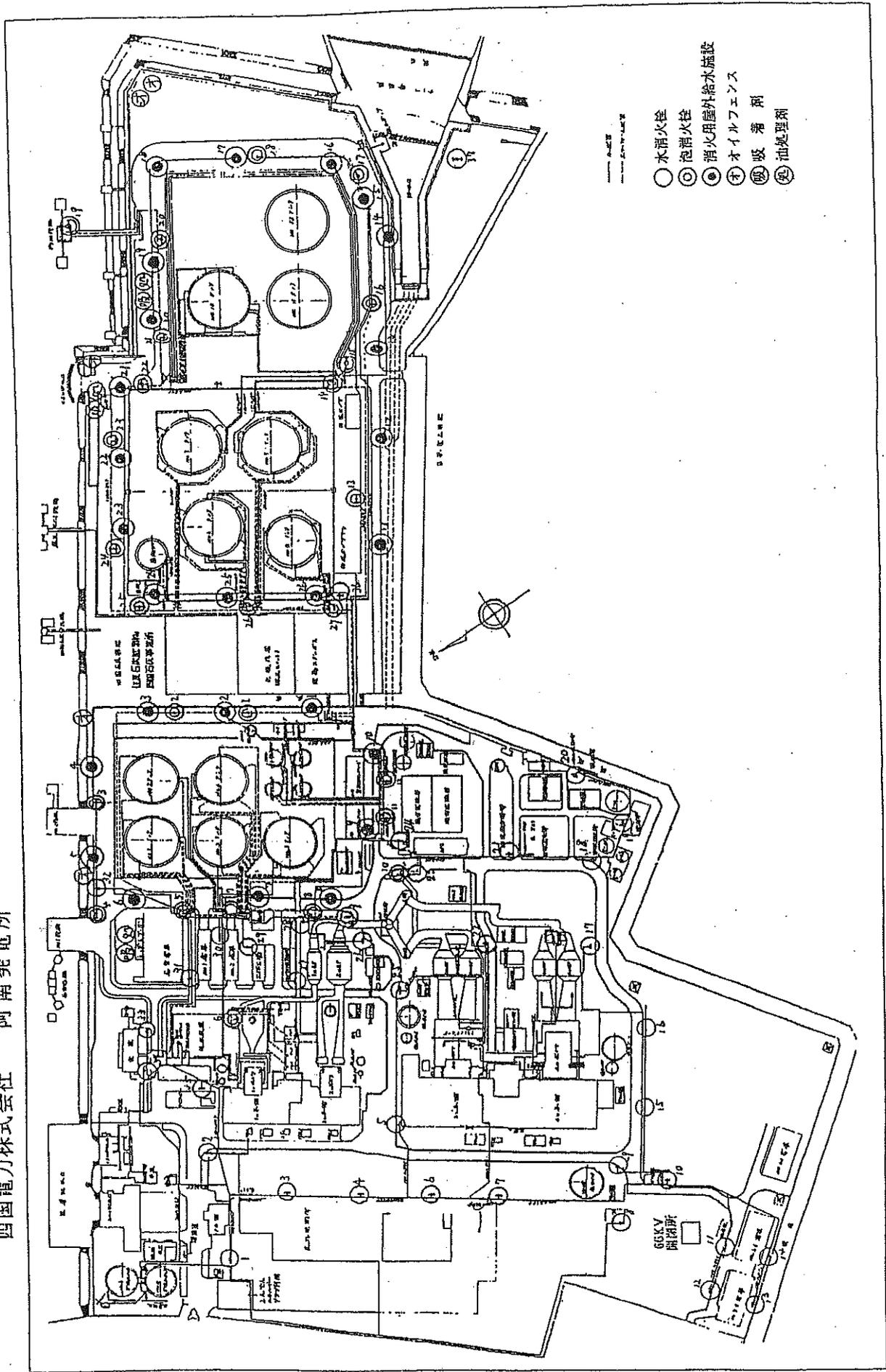


<凡例>

- : 水消火栓
- : 泡消火栓
- : オイルフェンス
- : 油処理剤
- : 吸着剤
- ▨: 貯水槽

符号 No.	名 NAME	部 PART	材 MAT'L	量 REQ	備 REMARKS
承認 APP'D <td>製 CHC'D <td>図 D <td>製 DRAWN <td>日 DATE <td>尺 SCALE </td></td></td></td></td>	製 CHC'D <td>図 D <td>製 DRAWN <td>日 DATE <td>尺 SCALE </td></td></td></td>	図 D <td>製 DRAWN <td>日 DATE <td>尺 SCALE </td></td></td>	製 DRAWN <td>日 DATE <td>尺 SCALE </td></td>	日 DATE <td>尺 SCALE </td>	尺 SCALE
図面名称 TITLE	工場内消火栓等配置図				
図 No.	J.Suto/15/12/09/3600				
DWG. No.	新日本電工株式会社 徳島工場 NIPPON DENKO CO., LTD.				

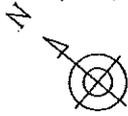
四国電力株式会社 阿南発電所



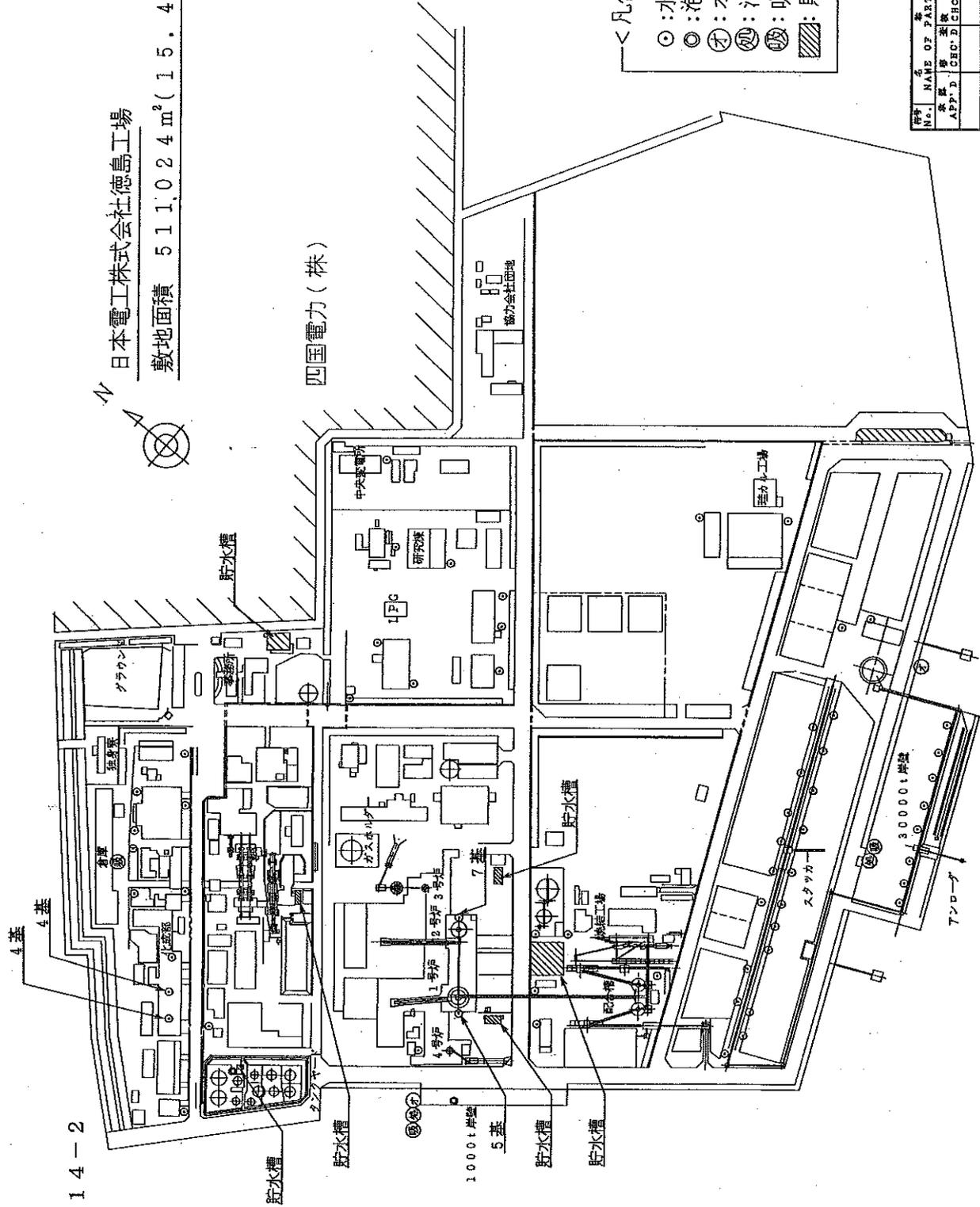
資料 14-2

日本電工株式会社徳島工場

敷地面積 511,024 m² (15.4 万坪)



四国電力(株)



<凡例>

- : 水消火栓
- ◎: 泡消火栓
- ⊗: オイルアジェンス
- ⊘: 油処理剤
- ⊙: 吸着剤
- ▨: 貯水槽

番号	名	部	材	規	備	備	備	備	備
NO.	NAME OF PART	MAT'L	REQ	SCALE	DATE	BY	SCALE	DATE	REMARKS
申請	申請	申請	申請	申請	申請	申請	申請	申請	申請
APPROV'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D	CHK'D
TITLE	工場内消火栓等配置図								
DATE	Makabayashi 09/02/24H/3800								
DWG. NO.	日本電工株式会社 徳島工場								
	NIPPON DENKO CO., LTD.								

徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和22年法律第226号以下「法」という。)第39条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「消防機関」という。)相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域(以下「協定区域」という。)とする。

(地域区分)

第3条 協定区域を次のブロックに区分する。

(1) 第1ブロック

小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

(2) 第2ブロック

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

(3) 第3ブロック

美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

(災 害 等)

第4条 この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。

ア 林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災

イ 航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案

ウ 地震、風水害その他大規模な自然災害

エ 毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害

オ 上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

(2) 協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

(3) 管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等
(応 援)

第5条 協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部（以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

2 応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。

3 応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）の管理者等が、災害等を覚知し、第1項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第6条 応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

(1) ブロック内広域応援

被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

(2) 県内広域応援

県内全域の協定消防本部で行う応援

(3) その他の広域応援

第4条第2項及び第3項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第7条 被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

(1) 災害等の種別、概要

(2) 災害等の発生日時、場所

(3) 応援消防力

(4) 応援隊の受入れ場所

(5) その他必要な事項

2 被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。

3 被災地消防本部の管理者等は、第7条第1項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第8条 応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

- (1) 応援隊の出発時刻
- (2) 応援隊の到着（予定）時刻
- (3) 応援隊の隊長名
- (4) 応援隊の消防力
- (5) その他必要な事項

2 応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。

(経費の負担)

第9条 この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。

(改 廃 等)

第10条 この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。

(運 用)

第11条 この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。

(施 行 日)

第12条 この協定は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日協定）

この協定は、昭和55年4月1日から施行する。

昭和51年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（昭和59年12月18日協定）

この協定は、昭和60年1月1日から施行する。

昭和55年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施

行と同時に廃止する。

附 則（平成6年2月21日協定）

この協定は、平成6年2月28日から施行する。

昭和59年12月18日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成9年3月31日協定）

この協定は、平成9年4月1日から施行する。

平成6年2月21日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成14年4月30日協定）

この協定は、平成14年5月1日から施行する。

平成9年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成19年3月31日協定）

この協定は、平成19年4月1日から施行する。

平成14年4月30日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成26年4月1日協定）

この協定は、平成26年4月1日から施行する。

平成19年3月31日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよ

し広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附 則（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳 島 市 長

原 秀 樹

鳴 門 市 長

泉 理 彦

小 松 島 市 長

濱 田 保 徳

阿 南 市 長

岩 浅 嘉 仁

みよし広域連合連合長

川 原 義 朗

美馬西部消防組合管理者 兼 西 茂

徳島中央広域連合連合長 川 真 田 哲 哉

美 馬 市 長 牧 田 久

板野東部消防組合管理者 石 川 智 能

板野西部消防組合管理者 玉 井 孝 治

名西消防組合管理者 石井町長 小 林 智 仁

海部消防組合管理者 影 治 信 良

那 賀 町 長 坂 口 博 文

徳島県市町村消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(協定の区域)

第2条 この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

(他の応援協定との関係)

第4条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

- (1) 災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合
- (2) 要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

2 前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員
- (4) 応援隊の到着希望日時及び集結場所
- (5) その他必要な事項

3 要請市町村等の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。
- 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(応援の特例)

第7条 応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

- (1) 市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合
- (2) 通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

- 2 前項に規定する応援は、第5条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。
また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

(応援隊の指導)

第8条 応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

(報告)

第9条 応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

- 2 要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

(連絡会議)

第10条 この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

(経費負担)

第11条 応援に要した経費については、次により負担するものとする。

- (1) 人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。
- (2) 前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。
- (3) その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

(疑義の協議)

第12条 この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

(改廃)

第14条 この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

(適用)

第15条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書53通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成10年4月1日

徳島市長	小池正勝
鳴門市市長	山本幸男
小松島市長	西川政善
阿南市市長	野村靖
勝浦町長	川口幸一
上勝町長	山田良男
佐那河内村長	楠崇宏
石井町長	坂東忠之
神山町長	高橋宏輔
那賀川町長	小泉隆一
羽ノ浦町長	生野善章
鷺敷町長	助岡克則
相生町長	久龍直通
上那賀町長	和田淳二
木沢村長	中東利延
木頭村長	藤田恵
由岐町長	松村静夫
日和佐町長	近藤和義

牟	岐	町	長	皆	谷	又	男
海	南	町	長	五	軒家	憲	次
海	部	町	長	三	浦		治
穴	喰	町	長	多	田	保	政
板	野	町	長	犬	伏	正	昭
上	板	町	長	吉	岡	義	人
吉	野	町	長	竹	重	敦	美
土	成	町	長	板	東		正
市	場	町	長	水	田	文	夫
阿	波	町	長	安	友		清
鴨	島	町	長	戸	田		稔
川	島	町	長	内	田		昇
山	川	町	長	山	内	正	晴
美	郷	村	長	伊	井		昇
脇		町	長	佐	藤		淨
一	宇	村	長	立	道	里	見
穴	吹	町	長	佐	藤	宏	史
木	屋	平村	長	西		正	二
三	野	町	長	竹	重	義	博
三	好	町	長	真	鍋		晃
池	田	町	長	丸	岡	敬	幸
山	城	町	長	西			徹
井	川	町	長	中	瀧	清	文
三	加	茂町	長	檜		惠	一
東	祖	谷山村	長	出	口		操
西	祖	谷山村	長	尾	茂	光	男
阿	南	消防組合	管理者	野	村		靖
名	西	消防組合	管理者	坂	東	忠	之
海	部	消防組合	管理者	近	藤	和	義
板	野	東部消防組合	管理者	堀	江	長	男
板	野	西部消防組合	管理者	犬	伏	正	昭
阿	北	消防組合	管理者	戸	田		稔
美	馬	東部消防組合	管理者	佐	藤		淨
美	馬	西部消防組合	管理者	藤	田	利	胤
三	好	郡行政組合	管理者	丸	岡	敬	幸

現有常備消防力一覽表 (平成25年4月1日現在)

種別 消防 機関	普通 消防ポンプ自動車	水そう付 消防ポンプ自動車	はしご付 消防ポンプ自動車	はしご付 消防ポンプ自動車	屈折はしご付 消防ポンプ自動車	屈折はしご付 消防ポンプ自動車	化学消防自動車		救急 指揮車	救助 工作車	小型 動力ポンプ 積載車	小型 動力ポンプ	化学 消防 薬剤					
							泡消火型	粉末型					たん臼系 3% (kl)	たん臼系 6% (kl)	界面 活性剤 (kl)	水成膜 泡消火 薬剤 (kl)	水溶性液体用 泡消火薬剤 (耐アルコール用) (kl)	粉末 第3種 (kg)
徳島市 消防局	7	4	18	30	38	1	1	1	4	2			0.48	3.40	0.40			
鳴門市 消防局	3	1		1			1		2	1				0.32				
小松島市 消防本部	2	1	1				1			1			1.16	0.58				
阿南市 消防本部	6	1	1				2		1	1			6.20	0.12	0.50			
名西 消防組合	2	1							2	1	1	1		0.44				
海部 消防組合	3	1								1				0.09		0.16		
板野東部 消防組合	2	2					2		1	1				1.24	0.20			
板野西部 消防組合	2	1							1	1		1	0.02	0.42			10.80	
徳島中央 広域連合	4	3		1					1	1		1		0.44		0.58		
美馬市 消防本部	2	2							2	1		3		0.20				
美馬西部 消防組合	2	2							1	1		2		0.16				
みよし 広域連合	5	2							5	2			0.28	0.25				
計	40	21	2	1	2	1	7	50	19	14	1	8	8.14	7.66	0.70	1.14	10.80	

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人		
			重症	人 (人)	
			中等症	人 (人)	
			軽症	人 (人)	
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分		出 場 機 関	出場人員	出場資機材
	使用停止命令 月 日 時 分		事業所		
			自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			海 上 保 安 庁	人	
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

第 2 号様式の記入要領

- (1) 事故名（表頭）及び事故種別
特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事業所名
「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。
- (3) 特別防災区域
発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項で「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第 2 条第 4 号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第 5 号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。
- (4) 覚知日時及び発見日時
「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。
- (5) 物質の区分及び物質名
事故の発端となつた物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。
- (6) 施設の区分
欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (7) 施設の概要
「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。
- (8) 事故の概要
事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。
- (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況
防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。
- (10) 災害対策本部等の設置状況
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び解散の日時について記入すること。
- (11) その他参考事項
以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。
(例)
 - ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

別記様式1-2

応援等要請のための連絡事項

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

徳島県知事 殿

阿南市長

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	平成 年 月 日 時 分頃			
災害発生場所	都道府県 市区町村			
出動を希望する区域・活動内容				
災害の状況				
	原子力施設等	有・無	被害	有・無・不明
	石油コンビナート等	有・無	被害	有・無・不明

応援等連絡日時	平成 年 月 日 時 分				
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊		特殊 災害 小隊	毒劇物等対応小隊	
	指揮支援隊			N災害対応小隊	
	指揮隊			B災害対応小隊	
	消火小隊			C災害対応小隊	
	救助小隊		特殊 装備 小隊	大規模危険物火災等対応小隊	
	救急小隊			密閉空間火災等対応小隊	
	後方支援小隊		遠距離大量送水小隊		
	通信支援小隊		消防活動二輪小隊		
	航空小隊		震災対応特殊車両小隊		
	水上小隊		水難救助小隊		
			その他()		
その他参考となるべき事項 (必要資機材等)					

<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等が必要である旨の連絡は電話により直ちに行うこと。また、本様式による連絡は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

緊急消防援助隊の応援等要請

第		報	
平成	年	月	日
		時	分

消防庁長官 _____ 殿

徳島県知事 _____

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、平成 年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災害発生日時	平成	年	月	日	時	分
災害発生場所	都道府県					市区町村
出動を希望する区域・活動内容						
災害の状況	原子力施設等	有・無		被害	有・無・不明	
	石油コンビナート等	有・無		被害	有・無・不明	

応援等要請日時	平成	年	月	日	時	分	
必要とする応援隊 (必要とする隊に○を付ける。 必要隊数が分かる場合は、 隊数を記入。)	出動可能な全隊			特殊災害小隊	毒劇物等対応小隊		
	指揮支援隊				N災害対応小隊		
	指揮隊				B災害対応小隊		
	消火小隊				C災害対応小隊		
	救助小隊			特殊装備小隊	大規模危険物火災等対応小隊		
	救急小隊				密閉空間火災等対応小隊		
	後方支援小隊			遠距離大量送水小隊			
	通信支援小隊			消防活動二輪小隊			
	航空小隊			震災対応特殊車両小隊			
	水上小隊			水難救助小隊			
				その他()			
	その他参考となるべき事項 (必要資機材等)						

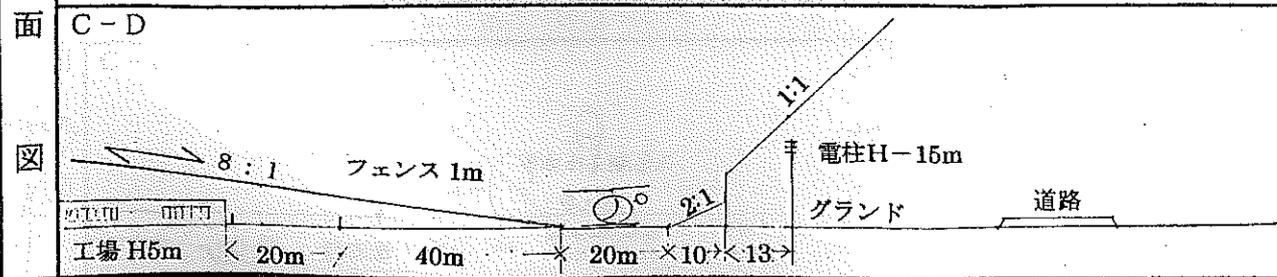
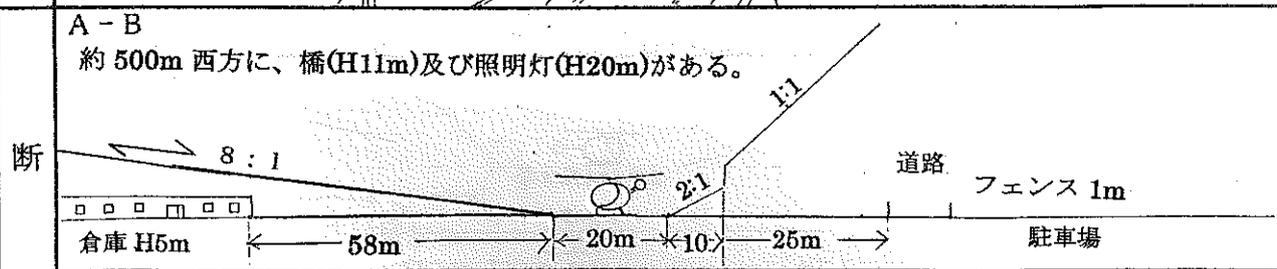
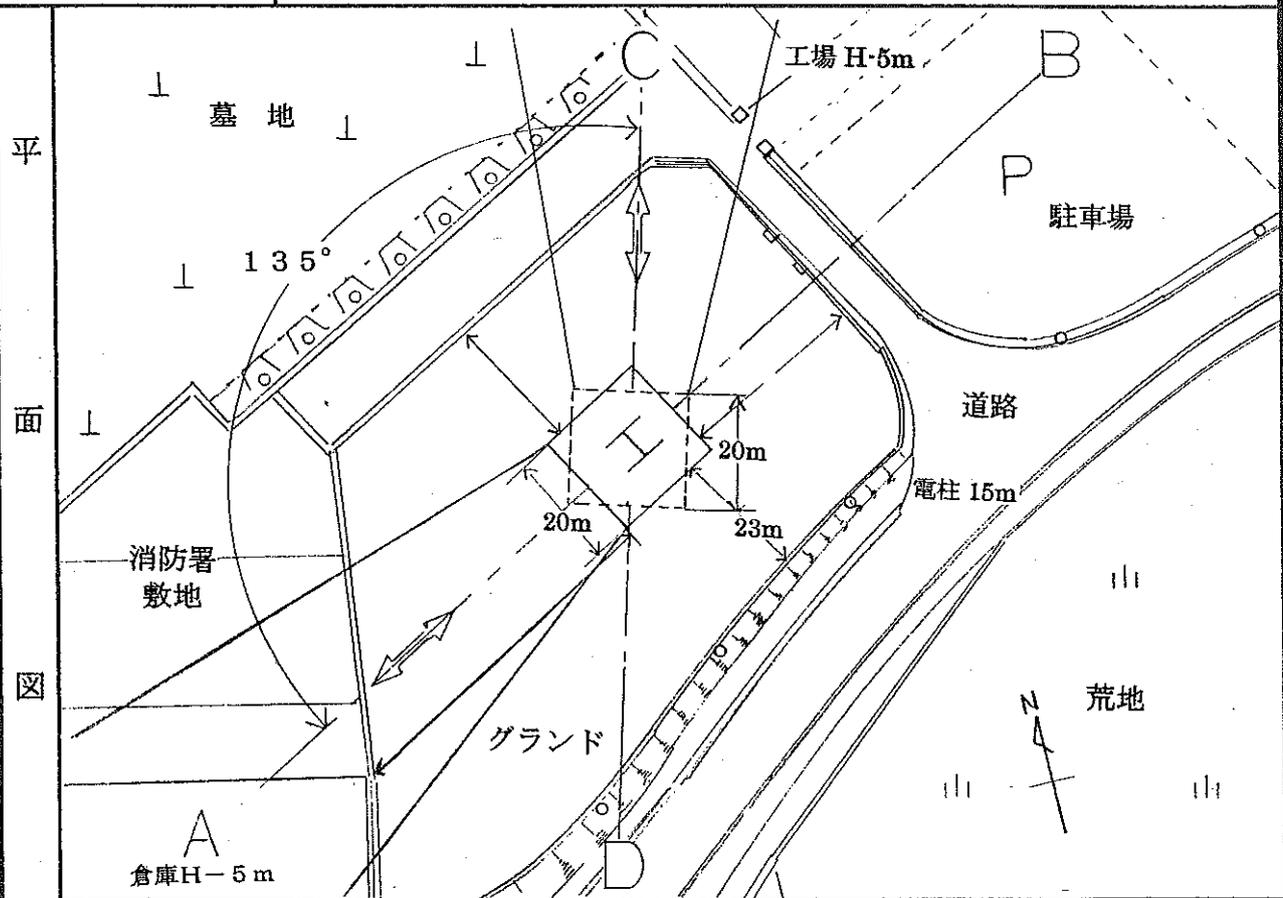
<連絡責任者>

担当課室		氏名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、上記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

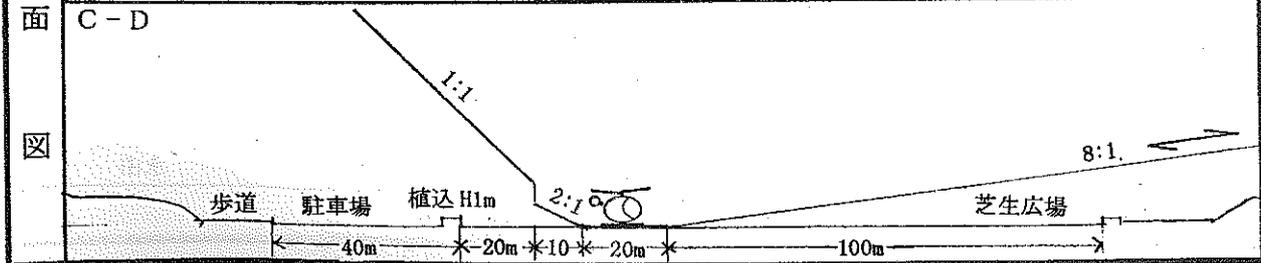
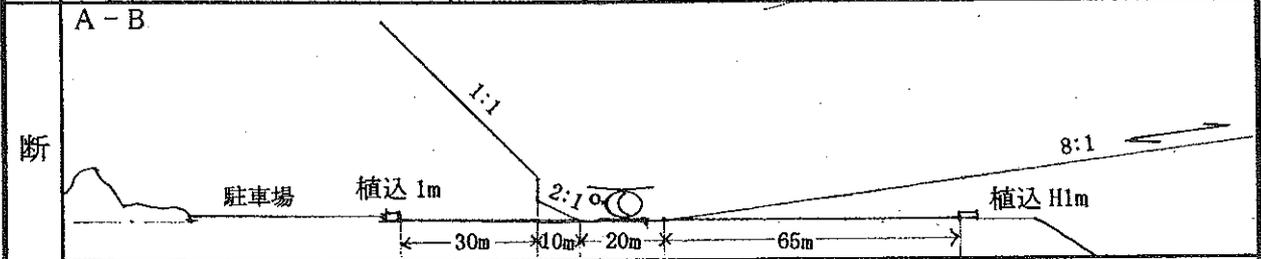
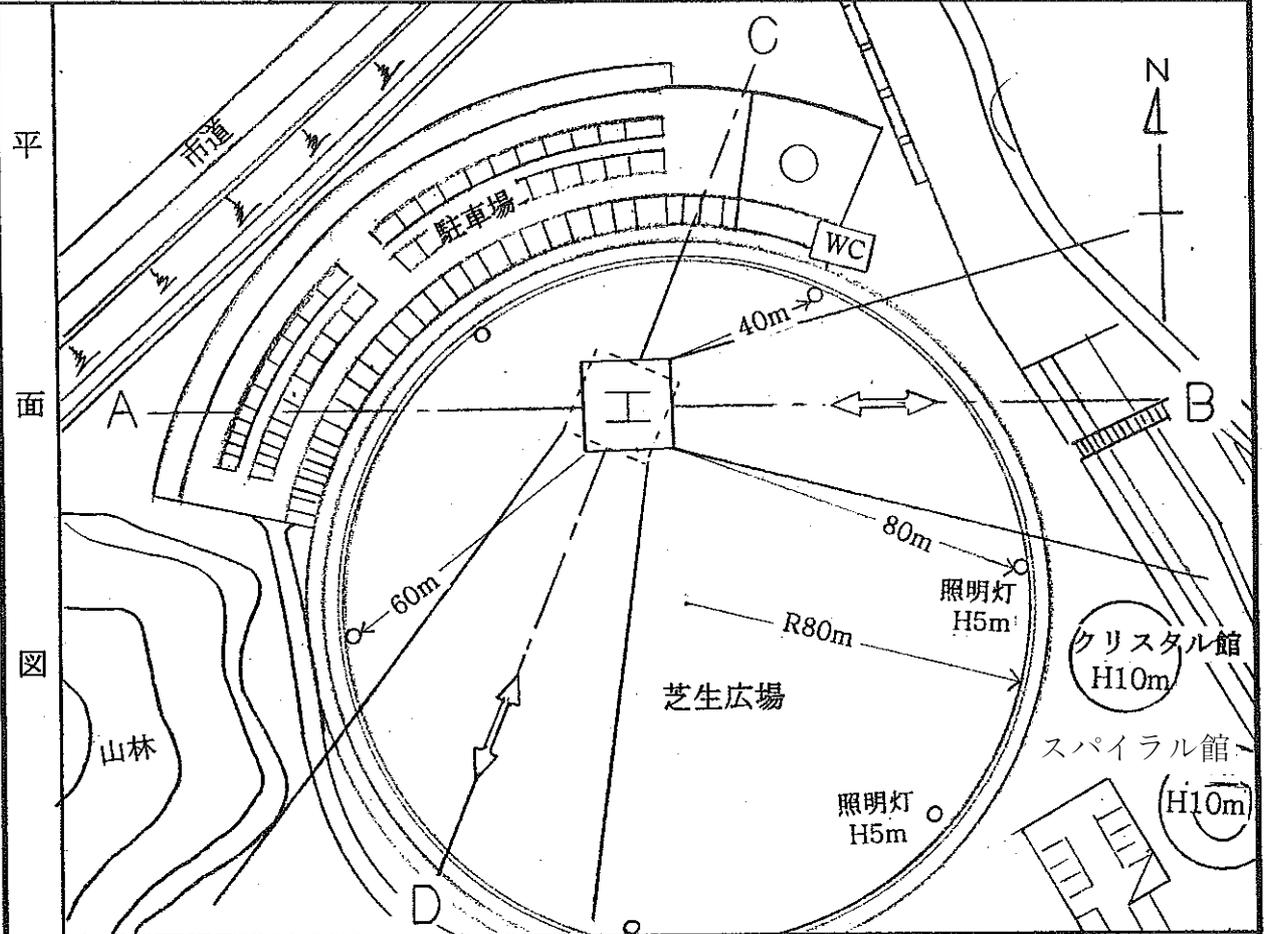
飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	阿南消防署 場外離着陸場		
所在地	徳島県阿南市辰己町一番33		
土地管理者 又は管理者	阿南消防署	使用についての承認	承諾済
恒風	北西	着陸帯巾長さ	20m×20m 勾配 縦 1%未満 横 1%未満
舗装その他	コンクリート		



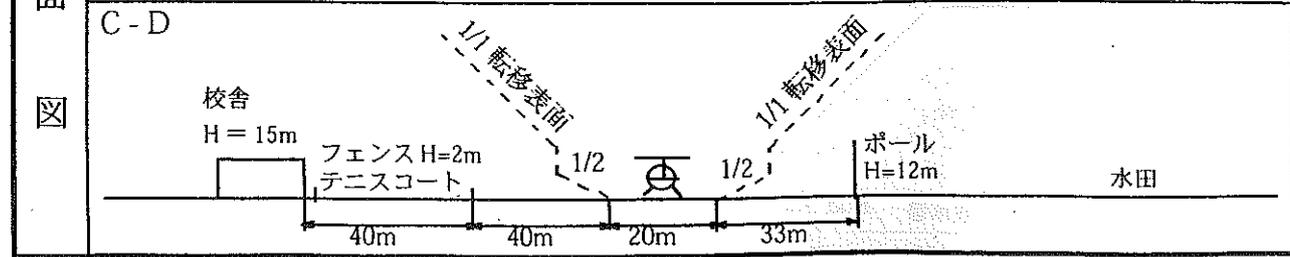
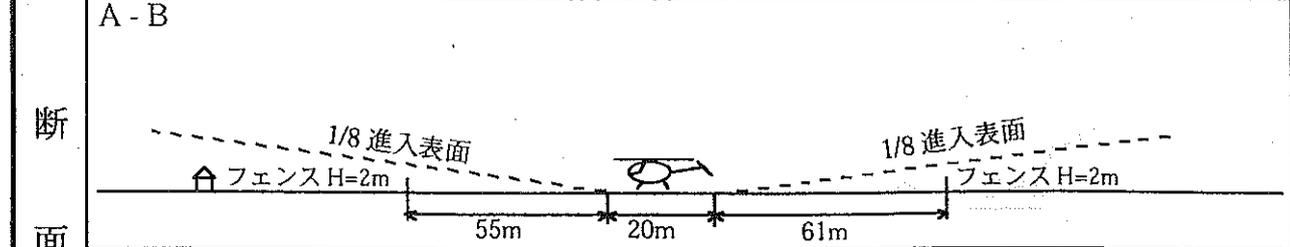
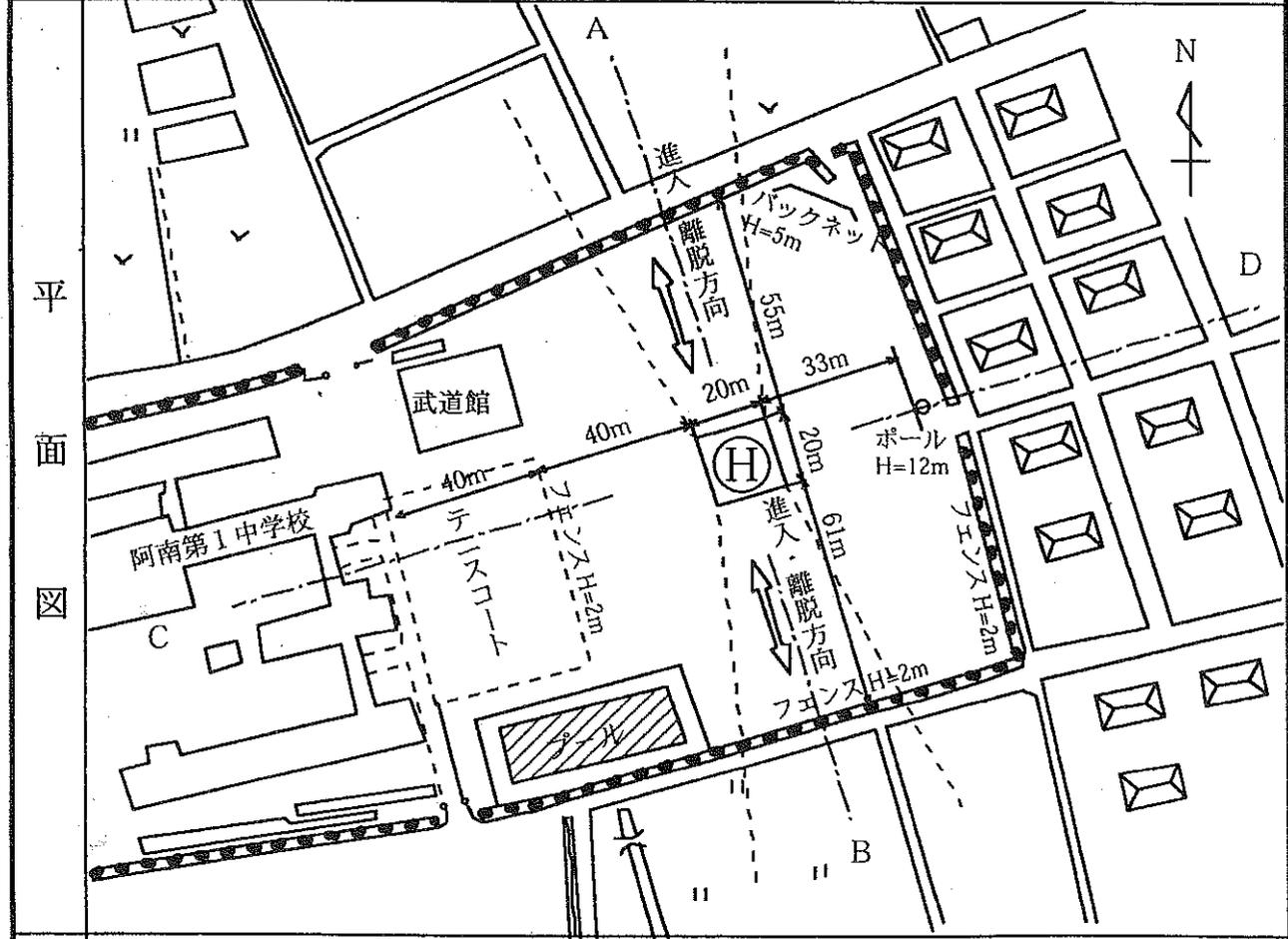
飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	Jパワー&よんでんWaンダーランド 場外離着陸場	標高	47 m
所在地	徳島県阿南市福井町船端		
土地管理者 又は管理者	電源開発・四国電力KK共用	使用についての承認	承諾済
恒風	西	着陸帯 長さ巾	20m×20m
		勾配	縦 0.5%未満 横 0.5%未満
舗装その他	芝地		



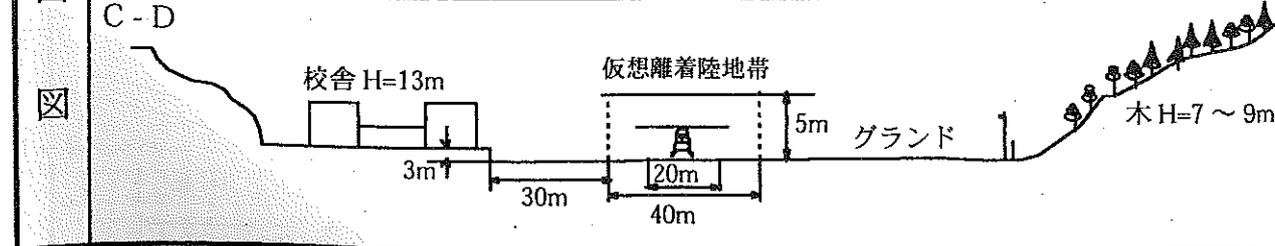
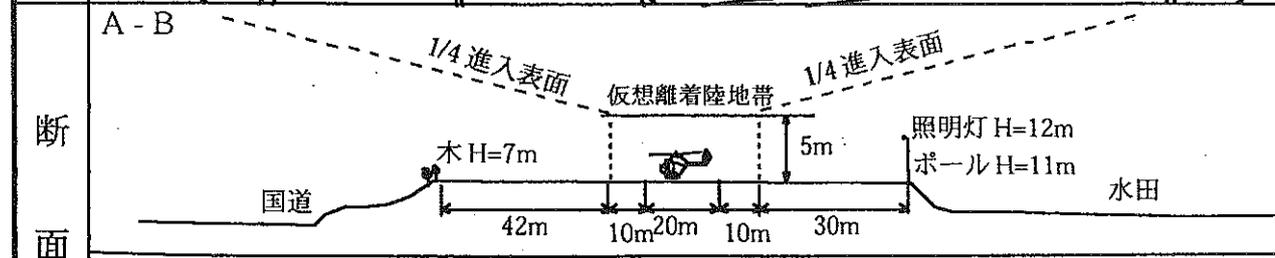
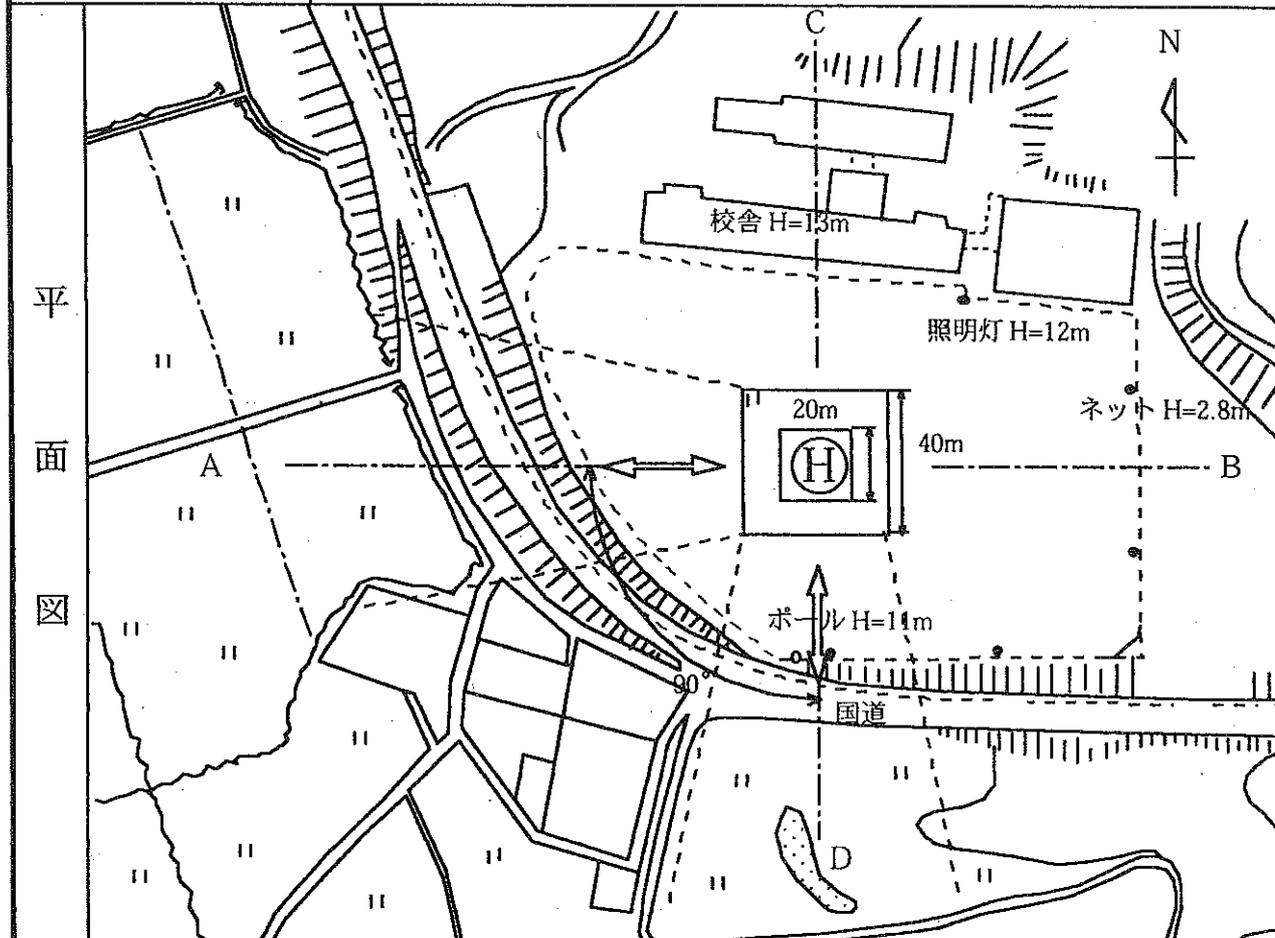
飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	あなんだいいちちゅうがっこう 阿南第1中学校 飛行場外離着陸場		
所在地	徳島県阿南 ^市 郡長生 ^町 西方589番地1		
土地所有者 又は 管理者	阿南市教育委員会	使用について の承認	承認済
恒風	北西	着陸帯 長さ	20×20m
		勾配	縦 0% 横 0%
舗装その他	硬質土砂		



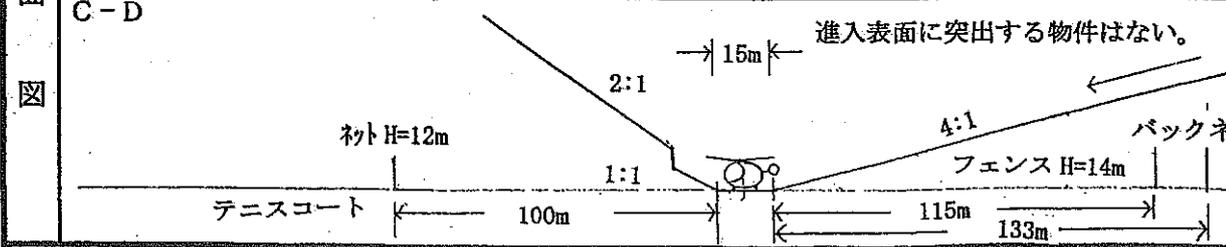
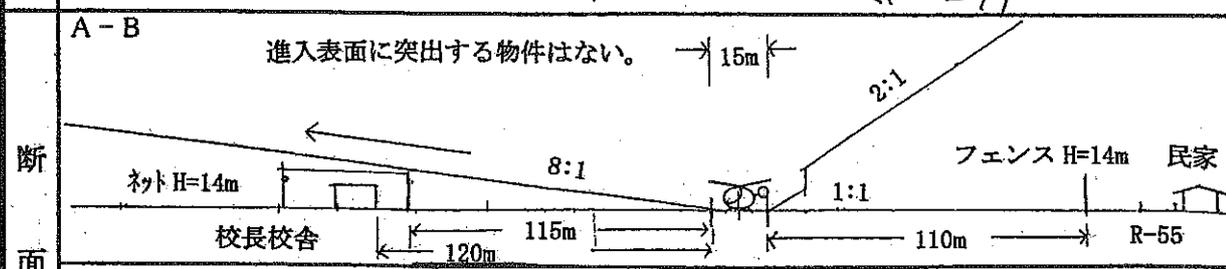
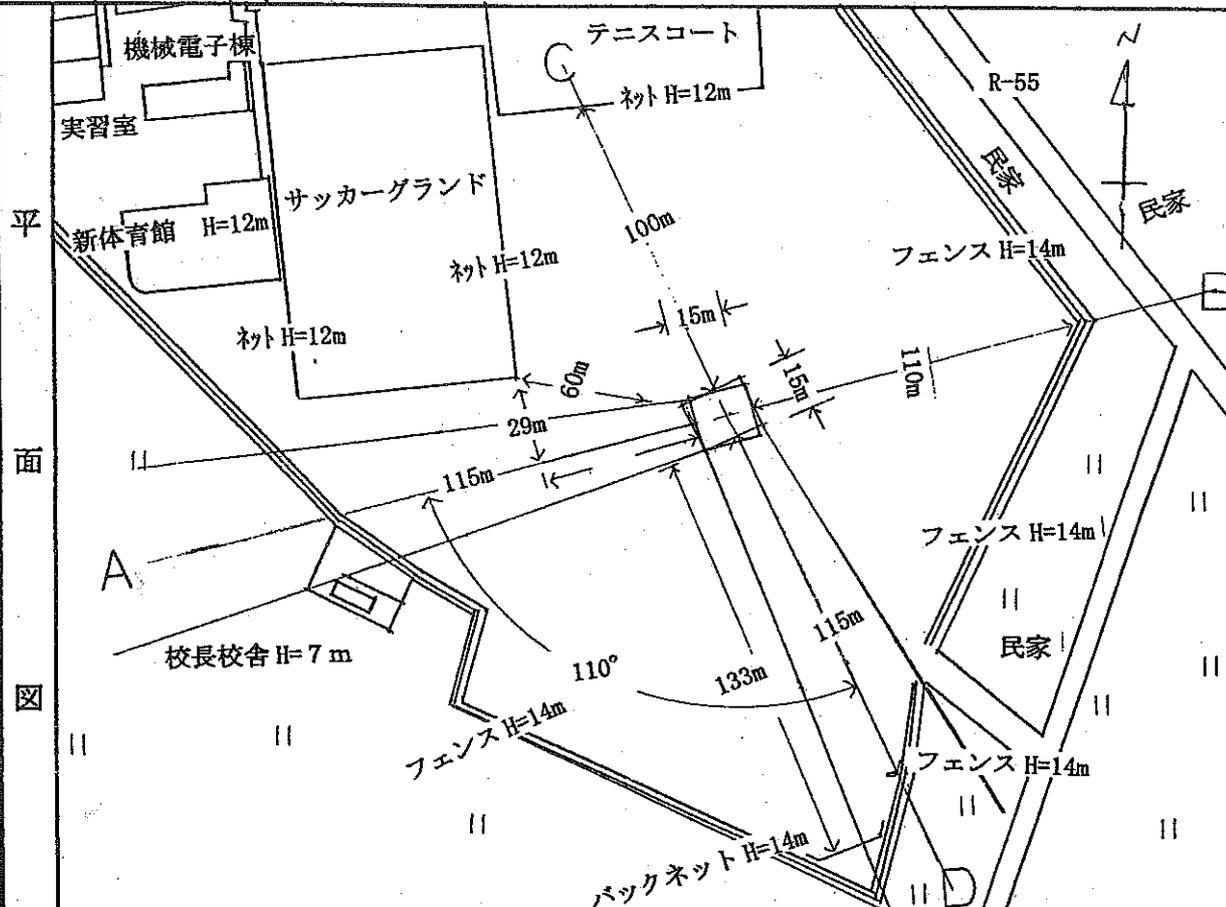
飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	あなんだいにちゅうがっこう 阿南第2中学校 飛行場外離着陸場		
所在地	徳島県阿南 ^市 内原 ^町 竹ノ内口43番		
土地所有者 又は 管理者	阿南市教育委員会	使用についての承認	承認済
恒風	東西	着陸帯長さ	20×20m
		勾配	縦 0% 横 0%
舗装その他	硬質土砂		



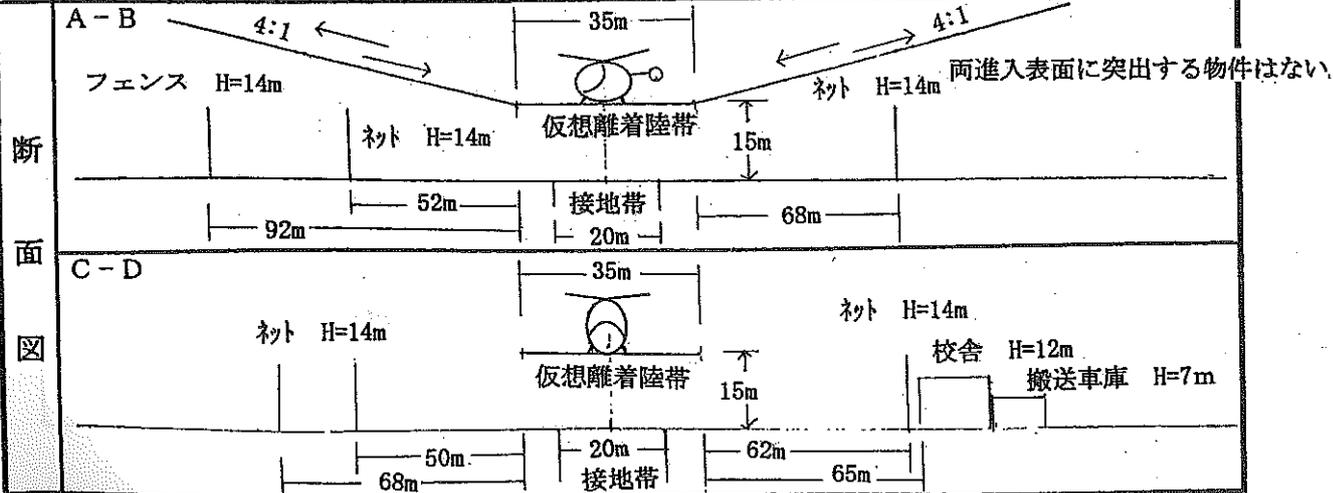
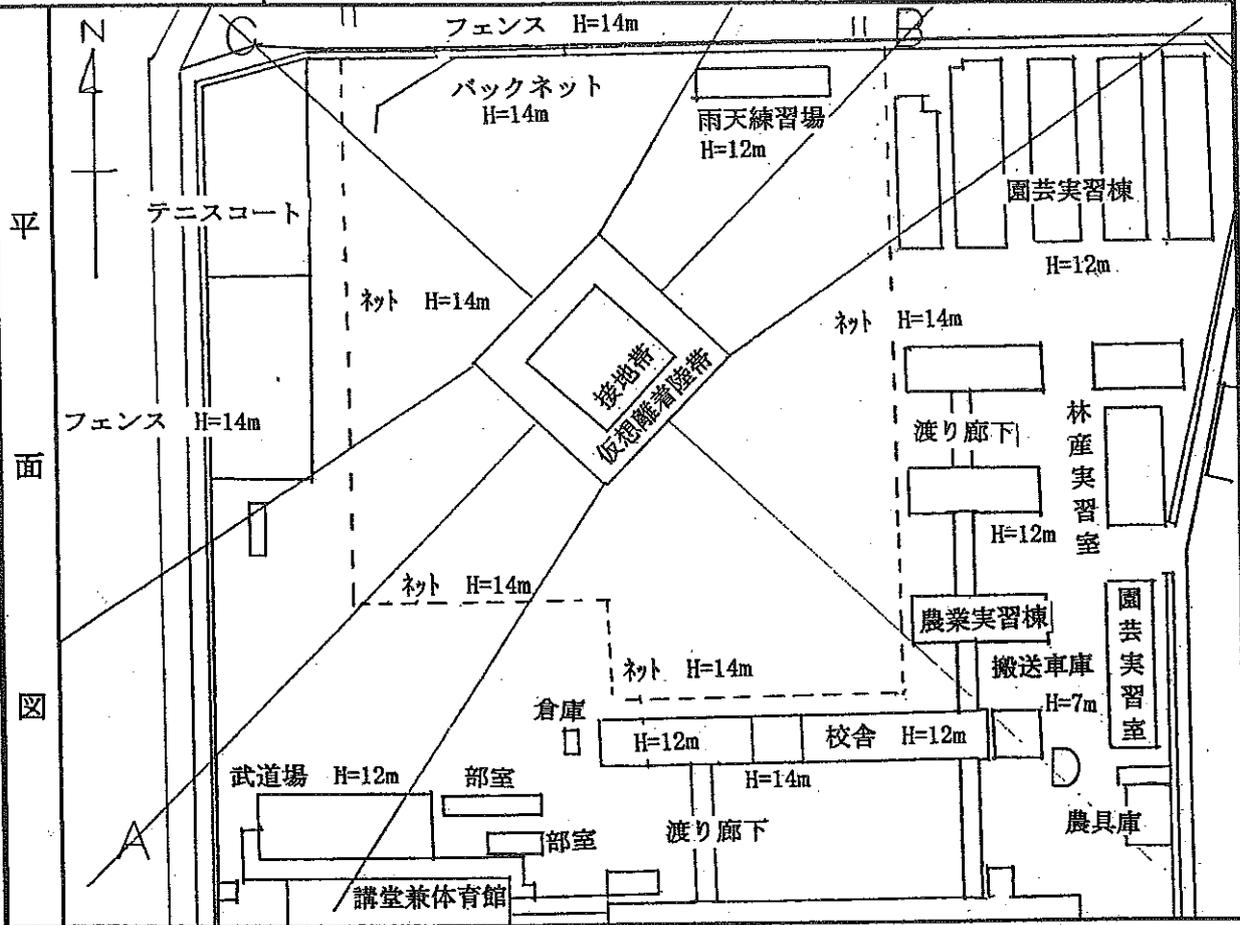
飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	阿南工業高校グラウンド <small style="text-align: center;">飛行場場外離着陸場</small>	標高	4 m
所在地	徳島県阿南市宝田町今市中新開10-6		
土地管理者 又は管理者	阿南工業高校校長	使用についての承認	承諾済
恒風	北西	着陸帯長さ 巾	15m×15m
舗装その他	硬質土砂		



飛行場外離着陸場詳細図

離着陸場名	新野高校グラウンド <small>飛行場場外離着陸場</small>	標高	27m
所在地	徳島県阿南市新野町室ノ久保12		
土地管理者 又は管理者	新野高校校長	使用についての承認	承諾済
恒風	北西	着陸帯長さ巾	勾配 縦 0%未満 横 0%未満
舗装その他	硬質土砂		



様式 事 故 報 告

平成 年 都道府県名 ()

1 事 故 名											
2 事 故 種 別 主：◎ 副 ◎	1.爆発 2.火災 3.漏えい・流出・噴出 4.破裂・破損 5.その他 ()										
3 発 生	月	日	時	分	推定・確定	4 発 見	月	日	時	分	
5 覚 知	月	日	時	分		6 鎮 圧 応急措置完了	月	日	時	分	
7 鎮 火・処理完了	月	日	時	分							
8 覚 知 剤	1.119 2.無線 3.ネットライン 4.警察電話 5.駆付 6.事後関知 7.一般加入 8.その他 ()										
9 気 象 状 況	天気： 風向： 風速： m/s 気温： °C 相対湿度： %										
10 発 生 事 業 所	番号・業態：					11 発 生 場 所					
名 称 等：						所 在 地：					
種 別：	1.特別防災区域内 2.特別防災区域外 (レイアウト, 第1種, 第2種, その他)					区 分：	1.事業所内 (製, 貯, 荷, 用, 事, 他) 2.事業所外 (陸上, 海上, その他)				
事業の概要：						特別防災区域名：					
12 施 設 装 置						16 発 生 施 設 規 制 区 分 等					
名 称：	番号 ()					施 設 区 分：	1.危険物 2.高圧ガス 3.高圧混在 4.その他				
能 力：						貯 蔵 ・ 取 扱 ・ 運 搬 の 別：					
13 機 器 等	温度	圧力	°C	kg f / c m ²		数 量 ・ 倍 数：					
名 称：	番号 ()					完 成：	平成	年	月	日	
規 模：						直 近 の 完 成：	平成	年	月	日	
14 発 生 個 所						17 物 質 の 区 分 等					
名 称：	番号 ()					1.危険物 2.高圧ガス 3.準危険物					
規 模：						4.特殊可燃物 5.可燃性ガス 6.毒物 7.劇物 8.その他					
15 発 生 時						状 態 (固相, 液相, 気相) 圧力 (常圧, 加圧)					
運 転 状 況：	番号 ()					温 度 (低温, 常温 [0~40°C], 高温)					
作 業 状 況：	番号 ()					分 類：第 類 名 称：					
19 危 険 物 保 安 統 括 管 理 者	1.選任有	2.選任無	3.不 要	20 危 険 物 保 安 管 理 者	1.選任有	2.選任無	3.不 要	21 危 険 物 取 扱 者 の 取 扱 ・ 立 会	1.有	2.無	
22 設 備 ・ 機 器 等 の 概 要：											
23 事 故 の 概 要：											
24 緊 急 措 置 の 状 況：	有 番号 (), 無										

※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

	主 原 因		着 火 原 因			
25 原 因	発生原因の状況：					
26 被 害 の 状 況	1 設備機器内 2 施設装置建家内 3 隣接施設へ拡大 4 事業所へ 5 他の施設から 6 漏洩に起因し施設外から					
27 人的被害			28 物的被害			
被害内容等 区分	死 亡 者 数	重 傷 者 数	軽 傷 者 数	死 傷 者 数		
				職 業 又 は 職 名		
当 事 者				被災場所 被災時の 状 況		
防災活動従事 者				被災影響範囲及び拡大の状況：		
第 三 者				施設等の被害状況：		
29 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況			物質の被害状況：			
消防機関						
消防団						
海上保安部						
その他機関						
30 実施した防災活動の状況			損害額：1万円未満、1万円以上（ ）万円			
公設消防機関 番号（ ）		自衛防災・消防組織等 番号（ ）				
31 防災活動上の問題点						
32 行 政 措 置	施 設 名			33 定期点検等	消 防 法	そ の 他
	使用停止	平成 年 月 日	平成 年 月 日	定期・自主点検	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	改善命令等	平成 年 月 日	平成 年 月 日	保安検査	平成 年 月 日	平成 年 月 日
	停止解除	平成 年 月 日	平成 年 月 日	34 当該施設に係 る法令違反の有無	有、無	
関係条項			内容：			
	そ の 他 ()	平成 年 月 日	平成 年 月 日			
		1.文書 2.口頭	1.文書 2.口頭			
35 今後の対策						
36 所 見						

※この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

報告書の記入要領

1. 「事故名」欄は、火災、爆発、破裂、流出等の種類及び事故の発生状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて記入すること。
〔例〕・地下タンクからの重油漏洩
・ガソリンをポリ容器に移し替え中に発生した火災
・タンク受入配管をピグでクリーニング中、ピグ出口で爆発
2. 「事故種別」欄は、当該事故の形態に該当する区分を◎で囲むこと。この場合において、2以上の区分に複合して該当する場合は、発端となった形態を○で、引き続き発生した形態を◎で囲むこと。
3. 「発生」欄は、事故が発生した日時を記入し、当該日時の確定、推定の別を○で囲むこと。なお、時刻については24時間表示とすること（以下同じ）。
4. 「発見」欄は事故を発見した日時を記入すること。
5. 「覚知」欄は、消防機関が事故を覚知した日時を記入すること。
6. 「鎮圧応急措置完了」欄は、火災にあつては火勢が制御下に入り、拡大の危険が無くなったと、その他の事故にあつては応急措置が完了したと現場の最高指揮官が認定した日時を記入すること。
7. 「鎮火・処理完了」欄は、火災にあつては再燃のおそれが無くなったと、その他の事故にあつては応急措置が完了したと現場の最高指揮官が認定した日時を記入すること。
8. 「覚知別」欄は、消防機関が事故を覚知した方法の該当するものを○で囲むこと。
なお、その他の場合は、（ ）内にその内容を記入すること。
9. 「気象状況」欄は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号。以下「火災報告取扱要領」という。）第2，3(39)により記入すること。
10. 「発生場所」欄は、次によること。
 - (1) 「名称」は、「○○○(株)○○○工場」のように事業所の名称の全てを記入するとともに、業態を火災報告取扱要領別表第2号態別分類表により記入すること。
 - (2) 「種別」は、発生事業所が石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合は「特別防災区域」を○で囲み、同法第2章の適用を受けるレイアウト対象の事業所であるときは「レイアウト」を、同法第2条第4号に規定する第1種事業所（レイアウト対象の事業所を除く。）は「第1種」を、同条第5条に規定する第2種事業所は「第2種」を、その他の事業所は「その他」を○印で囲むこと。

- (3) 「事業の概要」は、事業所の名称等によって事業の概要を知ることができない場合に記入するものとし、事業所の名称等によって事業の概要を知ることができない場合に記入するものとし、事業所の概要が明らかとなる簡潔な表現方法を用いて記入すること。

[例]・エチレン・プロピレン・塩素等を原料として、酸化エチレン、酸化アロピレン及びその誘導体を製造

・油圧鋳造機ほか一連の機械設備によりアルミ製自動車部品を製造

1 1. 「発生場所」欄は次によること。

- (1) 「所在地」は、事故の発生した場所についてその地番まで記入すること。
- (2) 「区分」は、事故発生場所が当該事業所の内部又は外部であるかについて該当するものを○印で囲むこと。なお、1の()内については、当該事業所が石災法第2章の適用を受けるレイアウト対象事業所である場合において()内の施設地区(略号は、製：製造施設地区、貯：貯蔵施設地区、荷：入出荷施設地区、用：用役施設地区、事：事務管理施設地区、他：その他施設地区とする。)で該当するものを○印で囲むこと。また、事業所外の場合については当該場所が陸上、海上又はその他(河川、湖沼)の該当するものを○印で囲むこと。
- (3) 「特別防災区域名」は、上記10「発生事業所」欄で、「種別」が特別防災区域内に該当する場合、その区域名を記入すること。

1 2. 「施設装置」欄は、事故が発生した独立した施設装置の名称について記入し、次によること。

なお、別表第1に例示されているような施設装置としての扱え方が困難な場合にあっては記入を要しない。

- (1) 「名称」は、別表第1「施設装置名称コード表」により記入すること。この場合、「その他」となるときは、その内容を簡記すること。
- (2) 「能力」は、当該装置に応じ、例えば「○○kℓ/h r」等と記入すること。

1 3. 「機器等」欄は、次によること。

- (1) 「名称」は、当該事故に係る機器について別表第2「機器等名称コード表」により記入すること。この場合「その他」となるときはその内容を簡記すること。
- (2) 「温度・圧力」は、発災事に当該機器の又は当該機器において取り扱っていた物質の温度、圧力を記入すること。
- (3) 「規模」は、例えば「直径○○m、高さ○○m、容量○○kℓ」等と記入すること。

1 4. 「発生個所」欄は、次によること。

- (1) 「名称」欄は、事故が発生した個所の機器の名称について別表第3「発生個所部位部品名称コード」
- (2) 「材質」欄は、発生個所部位部品の主たる材質を次表に基づいて記入すること。

材質名称

ステンレス、アルミニウム、鋼鉄、鋳鉄、銅、特殊合金、ガラス、 パーライト、ゴム、合成樹脂、木材、石綿、FRP、紙、コンクリート、 その他
--

15. 「発生時」欄は、事故が発生したときの当該施設装置の運転状況を別表第4「運転作業状態コード表」に基づき記入すること。この場合、「その他」となるときは、その内容を簡記すること。
16. 「発生施設規制区分等」欄は、次によること。
- (1) 「施設区分」は、該当するものを○印で囲むこと。なお、「危険物施設」とは消防法の許可又は承認に係る危険物の施設（以下同じ。）を、「高圧ガス施設」とは高圧ガス保安法の許可に係る高圧ガス施設を、「高圧混在施設」とは消防法及び高圧ガス保安法の許可に係る危険物施設及び高圧ガス施設をいう。
- (2) 「貯蔵・取扱・運搬の別」は、危険物に係る事故について記入するものとし、次の区分による。
- ア 危険物製造所等は、製造所、屋内貯蔵所（特定屋内貯蔵所にあつては、その旨を記入のこと。）屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所（設置型式として「タンク室」「漏れ防止構造」「その他」の別を記入のこと。）、簡易タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所（車両型式として「単一車式」「被牽引式」「積載式」の別を記入のこと。）、屋外貯蔵所、給油取扱所（「屋外」「屋内」の別及び航空機に給油する給油取扱所又は自家用給油取扱所にあつてはその旨を記入のこと。）、第1種販売取扱所（屋外販売取扱所にあつてはその旨を記入のこと。）、第2種販売取扱所、移送取扱所（特定移送取扱所についてはその旨を記入のこと。）、一般取扱所（「消費」「充填」「詰替」「圧油・循環」に該当する場合その旨を記入のこと。）に区分する。
- イ 危険物の仮貯蔵又は仮取扱いにあつては、それぞれ「仮貯蔵」「仮取扱い」とする。
- ウ 危険物の運搬にあつては「運搬」とする。
- エ 無許可施設にあつては「無許可」とする。
- (3) 「数量・倍数」は、当該危険物施設の許可等に係る最大数量及び指定数量の倍数を記入する。
- (4) 「完成」「直近の完成」は、製造所等にあつては、それぞれ設置完成年月日、直近の変更許可に係る完成検査年月日を、仮貯蔵又は仮取扱いにあつては、「完成」に仮貯蔵又は仮取扱いの承認に係る貯蔵又は取扱い開始日を記入する。
17. 「物質の区分等」欄は、事故の発端となった物質について該当する区分を○印で囲む（物質の区分が重複する場合は該当するものすべてを○印で囲む。）とともに、その物質の名称（商品名を除く。）を記入（危険物にあつては消防法別表に掲げる類及び品名並びに化学名又は物質名を記入する。）
- 〔例〕 分類：第4類第1石油類 名称 ガソリン）し、物理状態の該当するものを○印で囲むこと。
18. 「取扱者の概要」欄は、人的要因に基づく事故の場合に記入するものとし、災害の原因になる危険物を実際取り扱った物の年齢、当該取扱い行為の経験年月を記入すること。
19. 「危険物保安統括管理者」、20. 「危険物保安管理者」、21. 「危険物取扱者の取扱・立会」欄は、
22. 「設備・機器等の概要」欄は、工程図（フローチャート）によって書き表すこと

のできる設備等については、工程図及び機器構造図（概略図）に発災部分を明示してこれを記入し、工程図をもって書き表す個とのできない設備等は必要に応じ図等を用いてその概要及び発災部分がわかるように記入すること。なお、工程が複雑な場合の工程図は、ブロックダイアグラムで記入しても差し支えないこと。

2 3. 「事故の概要」欄は、事故の全体の状況が把握できるように、正常な状態から異常現象又は発災に至る経緯、事故の模様、被災状況等及びその際にとった緊急措置等の事故の概要について記入すること。

2 4. 「緊急措置」の状況欄は、発災事に行った緊急措置の有無、行った場合はその内容を別表第5「緊急措置コード表」により記入すること。この場合、「その他」となるときは、その内容を簡記すること。

2 5. 「原因」欄は、次によること。

(1) 「主原因」は、火災にあつては、管理不十分、誤操作、確認不十分、不作為、腐食疲労等劣化、設計不良、故障、施工不良、破損、交通事故、類焼、地震、放火等、不明、調査中の区分に、漏洩にあつては、誤操作、確認不十分、監視不十分、管理不十分、不作為、腐食疲労劣化、破損、施工不良、故障、設計不良、交通事故、地震・水害等災害、悪戯、不明、調査中の区分を用いて記入すること。

なお、管理不十分とは、当該施設において本来なされなければならない保全管理が不十分であったものをいい、不作為とは、本来行うべき操作を行わなかったことをいう。

(2) 「着火原因」は、裸火、高温表面熱、溶接・溶断等火花、静電気火花、電気熱、衝撃火花、自然発熱、自然発火、化学反応熱、摩擦熱、過熱着火、放射熱、不明、調査中の区分を用いて記入すること。

(3) 「発生原因の状況」は、主原因及び着火原因に必要な説明を加えて記入すること。

2 6. 「被害の状況」欄は、危険物施設の火災及び漏えいである場合に、次の区分に従い該当するものを○印で囲むこと。

(1) 危険物施設から出火し、出火した設備機器内でとどまったものは「1 設備機器内」危険物施設から出火し、施設建屋内など当該危険物施設の火災でとどまったものは「2 施設装置建屋内」、他の施設にまで延焼したが事業所内でとどまったものは「3 隣接施設へ拡大」、事業所外にまで延焼したものは「4 事業所外へ」、他の施設からの類焼により危険物施設が火災となったものは「5 他の施設から」、危険物施設の危険物の漏えいに起因して施設外から火災となったものは「6 漏えいに起因し施設外から」

(2) 危険物施設から漏えいし、当該施設装置建屋内など当該危険物施設でとどまったものは「2 施設装置内」、隣接施設へ拡大したが、当該危険物施設を有する事業所内でとどまったものは「3 隣接施設へ拡大」、当該事業所外で流出したものは「4 事業所外へ」とする。

2 7. 「人的被害」欄は、死亡、重傷、軽傷について当事者（発災事業所の従業員をいい協力事業所、下請け等の従業員を含むものとする。）、防災活動従事者（当事者を除く。）、第三者毎に人数を記入し、死傷原因は、火災・煙、毒物又は劇物による中毒等、酸欠、墜落・転倒等、爆風圧等の衝撃及びその他に分類して記入すること。なお、死者は当該事故により負傷し、48 時間以内に死亡したものを含める

ものとし、負傷者は加療を要したものとする。

28. 「物的被害」欄は、次によること。

(1) 「被災影響範囲及び拡大の状況」は、事故が事業所内でおさまったか、事業所構外又は海上等に及んだかの別と被害を受けた範囲又は影響範囲及び拡大の状況の概要を記入すること。

〔例〕 ・火災により〇〇装置〇〇㎡焼損
・爆発により飛散物が構内の半径〇〇mの範囲に飛散
・流出した油が開いていた防油堤水抜弁を経て海上に流出し、幅〇〇m、長さ〇〇mに拡散

(2) 「施設等の被害状況」は、当該事故により被害を受けた施設、設備、機器等の名称及び数量並びに焼損、破損等被害の状況を記入すること。

(3) 「物質の被害状況」は、当該事故により被害を受けた物質の分類、名称及び数量並びに焼損、破損等被害の状況を記入すること。

(4) 「損害額」は、該当するものを○で囲み、1万円以上の場合は1万円未満の数を四捨五入した額（調査中の場合はその旨）を記入すること。なお、損害額は、当該事故により受けた直接損害の額とし、消火活動により受けた水損、破損、汚染等の損害は含めるが、消火作業等防除活動に要した経費、焼跡等整理費、り災のための休業等による損失等間接な損害の額は除くものとする。

29. 「関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況」欄は、自衛防災組織又は自衛消防組織が出動した車両、船艇及び人員について各組織毎に記入すること。

30. 「実施した防災活動の状況」欄は、公設消防機関及び自衛防災組織、自衛消防組織等について記入すること。

31. 「防災活動上の問題点」欄は、自衛防災組織又は自衛消防組織等の防災活動において問題となった事項等があった場合、次の事項別によりその概要を記入すること。

① 消防機関への通報 ② 関係機関への情報提供 ③ 指揮本部等の設置運営
④ 消火等活動 ⑤ 二次災害に対する処置 ⑥ 教訓・訓練
⑦ その他

32. 「行政措置」欄は、発災施設及び関連施設等について消防法に基づき使用停止等の行政措置を行った場合は、当該命令を発した設備等毎にその年月日、解除した年月日及び関係条項を記入すること。

33. 「定期点検等」欄は、当該施設に係る消防法等に基づく定期・自主点検及び保安検査の直近の実施年月日を記入すること。

34. 「当該施設に係る法令違反の有無」欄は、該当項目を○印で囲むとともに法令違反があった場合はその概要を記入すること。

35. 「今後の対策」欄は、事故発生原因、拡大原因又は防災活動等から得られた教訓をもとに実施された対策について記入すること。

なお、具体的に対策が実施されている場合はその旨を明記してその概要を記入すること。

36. 「所見」欄は、消防機関が事故から得た教訓、問題点等（31欄「防災活動上の問題点を除く。」）について記入すること。

別表第1 施設装置名称コード表

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称		コード番号		
共	低圧湿式ガスホルダ	1101	共	廃ガス燃焼装置	1601		
	低圧乾式ガスホルダ	1102		廃液, 排水処理施設	1602		
	高圧ガスホルダ (球形, 円筒形)	1103		排煙脱硫装置	1603		
	固定屋根式 (地上タンク)	1201		集塵装置	1604		
	浮屋根式 (地上) タンク	1202		焼却装置	1605		
	固定屋根付浮屋根 (地上) タンク	1203		脱湿装置	1606		
	円筒横置型 (地上) タンク	1204		フレアスタック	1607		
	地中タンク	1205		事務所等	1701		
	岩盤タンク	1206		試験研究施設	1702		
	海上タンク	1207		分析, 試験装置	1703		
	屋内タンク	1208		自動車等の点検, 整備作業場	1704		
	地下タンク	1209		洗浄作業場	1705		
	簡易タンク	1210		販売店舗等	1706		
	その他のタンク	1299		配合室	1707		
通	タンク専用室	1301	通	その他	1999		
	貯蔵倉庫	1302		石	常圧蒸留装置	2101	
	移動貯蔵タンク	1303			減圧蒸留装置	2102	
	海上入出荷施設	1401			精製装置	2103	
	ローリー充填施設	1402			分解装置	2104	
	ドラム充填施設	1403			溶剤抽出装置	2105	
	貨車充填施設	1404			油	重油直接脱硫装置	2106
	ポンベ充填施設	1405			油	重油間接脱硫装置	2107
	冷凍施設	1501			精	水添脱硫装置	2108
	空気, 不活性ガス施設	1502			製	改質装置	2109
	自家発電施設	1503			工	硫黄回収装置	2110
	受変電施設	1504		業	ガス回収装置	2112	
	ボイラー施設	1505		業	水素製造装置	2113	
	電解施設	1506		業	潤滑油製造装置	2114	
	制御計測室	1507		業	パラフィン製造装置	2115	
	蒸気発生施設	1508		業	脱ろう装置	2116	
	配電施設	1509		業	アルキル化装置	2117	
				業	アスファルト製造装置	2118	
				業	脱塩装置	2119	

施設・装置名称		コード番号	施設・装置名称		コード番号	
有機	フェノール製造装置	5402	有機化学工業	アジピン酸製造施設	5911	
	トリレンジイソシアネート (TDI) 製造装置	5403		その他の合成樹脂製造装置	5959	
	ジフェニルメタンジイソシアネート (MDI) 製造装置	5404		その他	5999	
機械化学	無水マレイン酸製造装置	5405		(鉄鋼)	6101	
	無水フタル酸製造装置	5406		高炉, 電気炉等金属溶解装置	6102	
	その他の芳香族系化合物製造装置	5499		熱感圧延装置	6103	
				冷感圧延装置	6104	
	(その他)			洗浄装置	6105	
	アンモニア製造装置	5901		メッキ装置	6106	
	メタノール製造装置	5902		鋳造装置	6107	
	ブタノール製造装置	5903		鍛造装置	6108	
	工業	メチルエチルケトン (MEK) 製造装置		5904	管製造装置	6109
					電線, ケーブル製造装置	6110
業	n-パラフィン・アルキベンゼン製造施設	5905	その他		9999	
	高級アルコール製造装置	5906				
	エンジニアリングプラスチック製造施設	5910				

別表第2－機器等名称コード表

機器等名称	コード番号	機器等名称	コード番号
(塔 槽)		ボイラー	4 0 4
蒸留, 精留塔 (スタビライザー, ストリッパー)	1 0 1	溶融炉 (高炉)	4 0 5
[蒸留, 精留, 分溜, 蒸発, 濃縮]		金属, ガラス溶融炉	4 0 6
反応塔, 槽	1 0 2	乾燥炉	4 0 7
[分解, 重合, 改質]		分解炉	4 0 8
抽出塔, 槽	1 0 3	その他の炉	4 0 9
[抽出, 吸着, 分離, 晶析]		(ポンプ, 圧縮機器等回転 (往復	
吸収塔, 槽	1 0 4	動に変換するものを含む。) 機器)	
[吸 収]		ポンプ	5 0 1
洗浄塔, 槽 (ウォッシングタワー・スクラバー)	1 0 5	圧縮機	5 0 2
[洗浄, 脱臭]		ブロアー	5 0 3
混合・溶解槽	1 0 6	タービン	5 0 4
[混合, 溶解, 計量, ろ過, 精置, 中和]		遠心分離器	5 0 5
貯 槽	1 0 7	遠心ろ過機	5 0 6
[貯 蔵]		集塵機	5 0 7
[] はプロセス別を示す。		攪拌, 混合機 (ニーダー)	5 0 8
その他の塔槽類	1 9 9	粉砕器 (ミル・ベルベライザー・アトマイザー)	5 0 9
(容 器)		回転蒸発機	5 1 0
ドラム缶容器	2 0 1	ふるい, 分級機	5 1 1
ポンペ	2 0 2	押出機, 造粒機	5 1 2
バケット	2 0 3	ロータリーキルン, ロータリード	5 1 3
(熱交換機)		ライヤー	
熱交換機	3 0 1	その他の回転機機	5 9 9
(炉)		(移 送)	
加熱炉	4 0 1	ホッパー	6 0 1
燃焼, 焼却炉	4 0 2	運搬車	6 0 2
焼入れ, 焼戻し炉	4 0 3	バケットエレベーター	6 0 3
		ローディングアーム	6 0 4
		ビッグ装置	6 0 5
		移送配管	6 0 6

機 器 等 名 称	コード番号	機 器 等 名 称	コード番号
コンベアー, フィーダ	607	切断機	905
その他の移送機器	608	冷凍機	906
		クーリングタワー	907
(電源, 計測)		フィルター	908
配電盤, 分電盤	701	蒸発機, サイクロン	909
変圧器	702	乾燥機	910
計測装置	703	固定給油設備等	911
発電機	704	ろ過機	912
操作盤	705	濃縮機	913
その他の電源, 計測機器	799	加熱ヒーター	914
		脱臭設備	915
(その他)		換気設備	916
充填機	901	排気設備	917
詰替機	902	フライヤー設備	918
印刷機	903	そ の 他	999
塗装機	904		

別表第3 発生個所部位部品名称コード表

部 位 部 品 名 称	コード番号	部 位 部 品 名 称	コード番号
(機器等本体)		フレキシブル管継手 (ダクトを含む。)	202
タンク側板	101	スチームトラップ	203
タンク底板	102	開閉弁	204
タンク屋根板	103	制御弁	205
ポンツーン	104	逆止弁	206
塔槽類本体	105	緊急遮断弁	207
本体溶接部	106	ドレンノズル	208
本体に係るボルト, ナット, リベット	107	ストレーナー	209
容器本体	108	ドレンバルブ	210
その他の機器等本体	199	ホース	211
(付属配管, ダクト及び接続部管継手 (ダクトを含む。))	201	フレームアレスタ	212
		パッキング	213
		保湿剤, ヒーター	214
		ボンディング, 接地	215

部 位 部 品 名 称	コード番号	部 位 部 品 名 称	コード番号
架台, サポート	2 1 6	(主要付属部品)	
その他の付属配管等	2 9 9	電動機	4 0 1
		配線, スイッチ類	4 0 2
(主要部位)		制御板	4 0 3
安全弁	3 0 1	計測版	4 0 4
破裂版	3 0 2	接地	4 0 5
ベント管, ブロー管, 放出管	3 0 3	その他の部品	4 9 9
通気管	3 0 4		
マンホール	3 0 5	(そ の 他)	
覗き窓	3 0 6	ベルト, チェーン	9 0 1
指示計器	3 0 7	ローラー	9 0 2
レベルゲージ	3 0 8	軸 受	9 0 3
液面計	3 0 9	軽量口	9 0 4
架台, サポート	3 1 0	注入口	9 0 5
保温剤, ヒーター	3 1 1	給油口	9 0 6
ヒーティングコイル	3 1 2	給油管等	9 0 7
バーナー	3 1 3	給油ホース	9 0 8
タンク浮屋根シール	3 1 4	給油ノズル	9 0 9
ラダー	3 1 5	フィルター	9 1 0
その他の部位	3 9 9	そ の 他	9 9 9

別表第4 運転・作業状態コード表

運 転 状 況	コード番号	運 転 状 況	コード番号	作 業 状 況	コード番号
定常運転中	0 1	運 搬 中	1 1	運転操作中	0 1
スタートアップ中	0 2	荷 積 中	1 2	定期修理中	0 2
シャットダウン中	0 3	荷 下 中	1 3	不定期修理中	0 3
緊急操作中	0 4	試 運 転 中	1 4	サンプリング中	0 4
停止中	0 5	建 設 中	1 5	点検中	0 5
休止中	0 6	改 造 中	1 6	計測作業中	0 6
貯蔵・保管中	0 7	解 体 中	1 7	建設工事中	0 7
給油中	0 8			改造工事中	0 8
受入中	0 9	そ の 他	9 9	解体工事中	0 9
払出中	1 0			監視中	1 0
				洗浄中	1 1
				充填中	1 2
				小分け・詰替中	1 3
				抜取中	1 4
				そ の 他	9 9

別表第5 緊急措置コード表

緊 急 措 置 の 内 容	コード番号
装置の緊急停止 (原料遮断, ポンプ停止, 反応停止剤投入等)	1
周辺火気の消火	2
窒素置換	3
防消火設備作動	4
防油底排水弁閉止, 防止堤遮断装置作動等	5
緊急排出, 緊急移送	6
そ の 他	9

別表第6 防災活動内容コード表

防 災 活 動 の 内 容	コード番号
消 火	0 1
冷 却	0 2
土のみ積み等拡散防止措置	0 3
漏えい防止措置 (テーピング, プラグ打ち, フランジ増し締め等)	0 4
回収, 除去, 拡散	0 5
オイルフェンス展張	0 6
油 回 収 (海上)	0 7
付近住民への広報活動	0 8
救護活動待機	0 9
そ の 他	9 9

資料 2 1 阿南地区特別防災区域協議会活動状況

昭和 5 3 年 3 月 1 5 日
(活動状況)

阿南地区特別防災区域協議会発足

実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
5 3 . 6 . 2 3	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 3 . 6 . 2 8	海上漏油事故想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 第 3 さん橋付近海域	四国電力(株)阿南発電所, 日本電工(株)第 68 浪速丸, 県, 小松島海上保安部, 阿南市, 阿南消防組合
5 4 . 1 . 2 4	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場	日本電工(株)徳島工場, 四国電力(株)阿南発電所, 県, 小松島海上保安部, 阿南市, 阿南消防組合
5 4 . 7 . 4	〃	四国電力(株)阿南発電所 1 1 号タンク付近	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 5 . 6 . 2 5	〃	四国電力(株)阿南発電所 9 号タンク付近	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 5 . 7 . 3	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 6 . 6 . 2 4	〃	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	県消防防災課, 阿南消防組合 四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場
5 7 . 6 . 2 1	〃	日本電工(株)徳島工場	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 小松島海上保安部
〃	海上漏油・火災事故想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 3 万トンバース海域	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 小松島海上保安部, 阿南消防組合
5 8 . 6 . 1 4	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 9 . 1 . 2 5	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 構内グラウンド	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5 9 . 6 . 2 5	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
6 0 . 7 . 5	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合

実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
61.6.6	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合、県消防防災安全課
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
62.7.7	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
63.7.5	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
元.7.5	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
2.6.5	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
3.6.12	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
4.6.9	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
5.6.23	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
6.6.9	従業員に対する防災対策	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合

実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
7. 6. 7	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
8. 6. 6	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
9. 6. 1 2	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
1 0. 6. 1 1	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合
1 1. 6. 1 8	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
12. 6. 6	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
13. 7. 13	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2 群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所

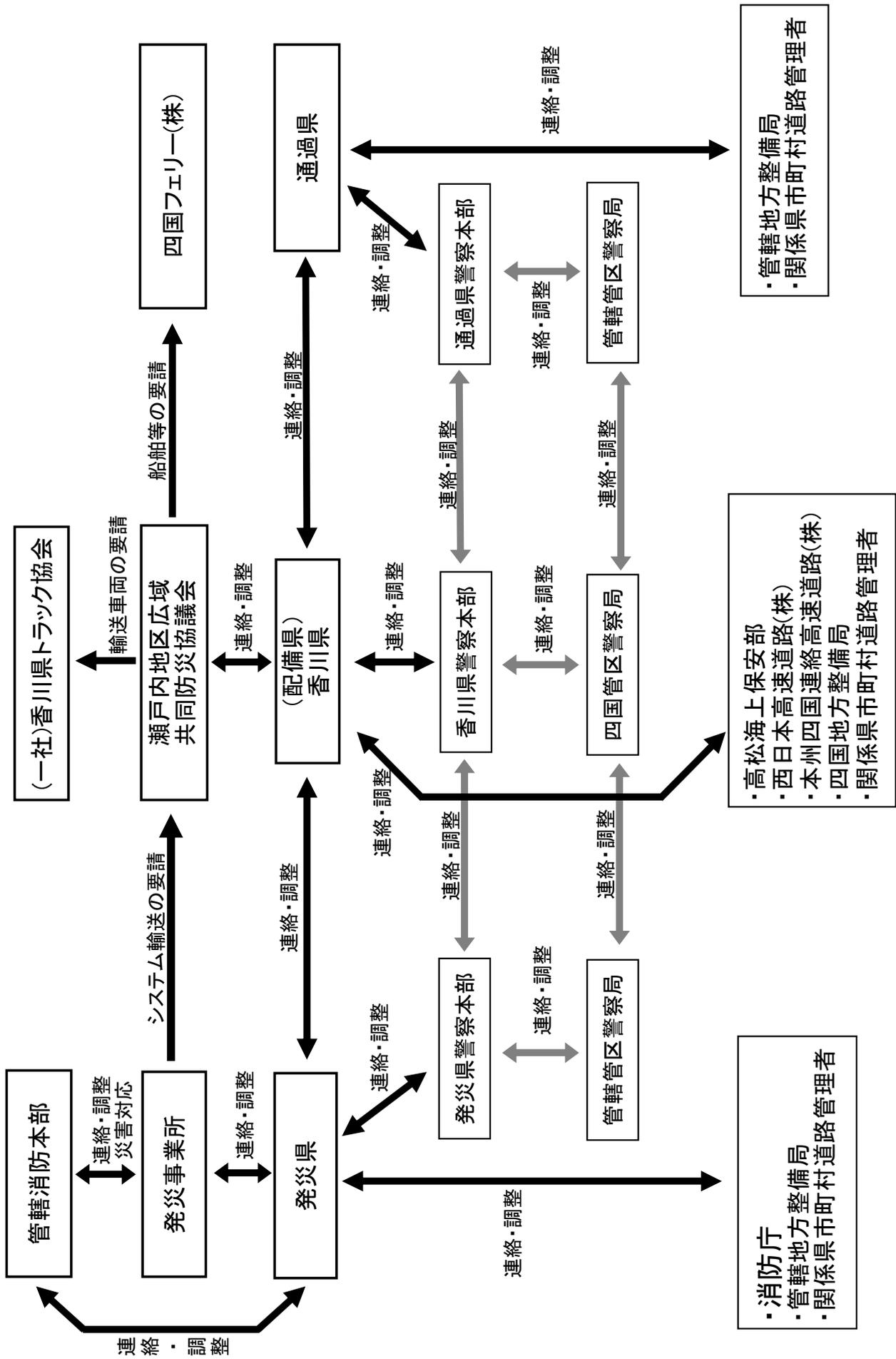
実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
14. 6. 6	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
15. 7. 9	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
16. 6. 7	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
17. 8. 3	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南消防組合 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
18. 6. 7	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所

実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
19. 7. 18	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 総合事務所前駐車場	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
20. 6. 11	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
21. 6. 9	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 PR館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
22. 6. 9	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
23. 6. 9	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 新日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所

実施年月日	実施内容	実施場所	参加機関
24. 6. 13	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
25. 6. 13	従業員に対する防災教育	日本電工(株)徳島工場集会所	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
26. 6. 17	従業員に対する防災教育	四国電力(株)阿南発電所 2群タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	四国電力(株)阿南発電所 P R 館	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
27. 6. 19	従業員に対する防災教育	新日本電工(株) タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所
〃	陸上火災想定合同 防災訓練	新日本電工(株)徳島工場 タンクヤード	四国電力(株)阿南発電所 日本電工(株)徳島工場 阿南市消防本部 電源開発(株)橘湾火力発電所 四国電力(株)橘湾発電所

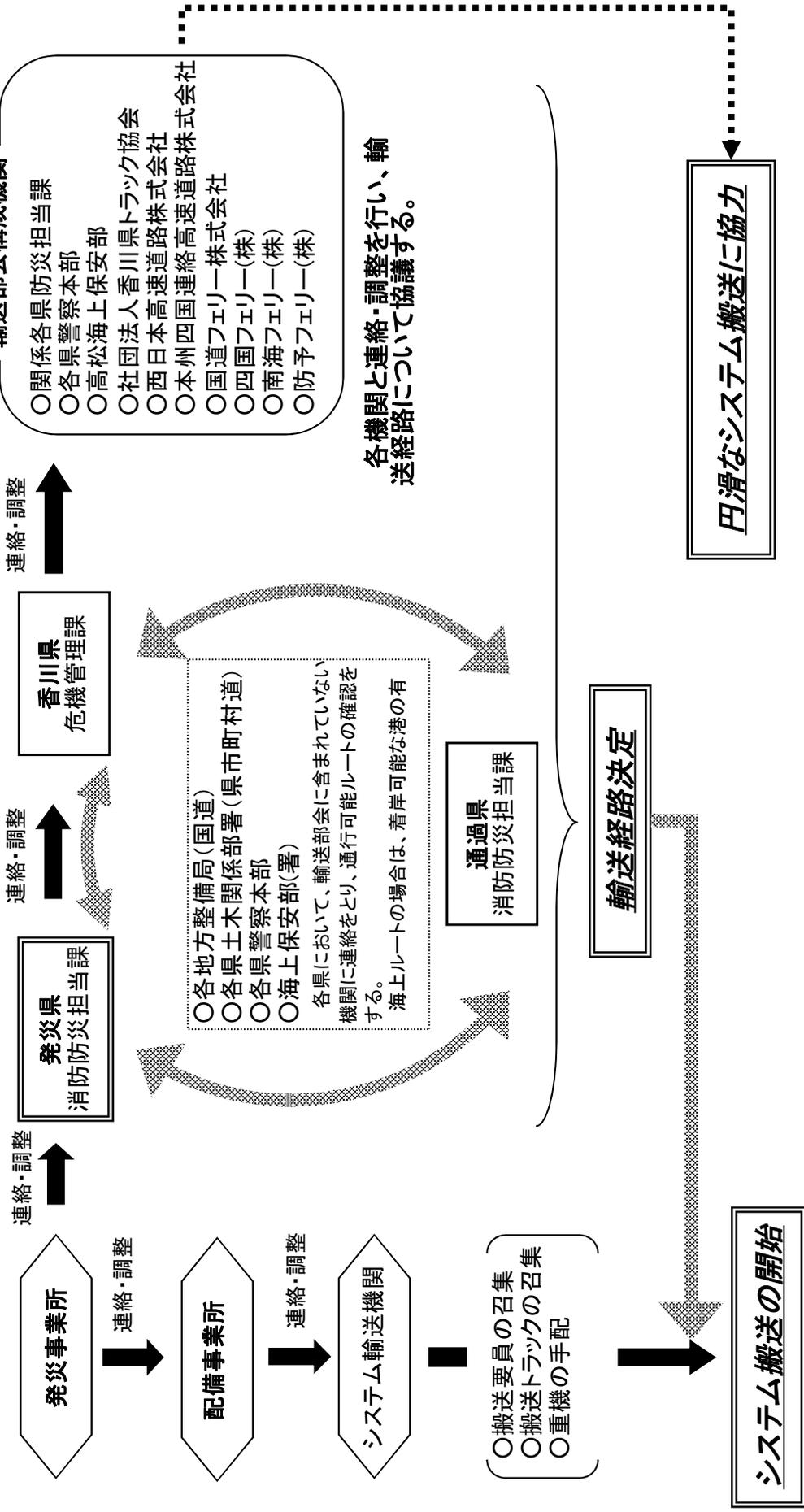
徳島県石油コンビナート等防災本部活動状況

52.	3.	16	防災本部幹事会	県庁第5会議室
52.	4.	27	防災本部会議	県公害センター大会議室
53.	3.	17	防災本部会議及び幹事会	徳島合同庁舎大会議室
54.	2.	27	防災本部会議及び幹事会	徳島合同庁舎大会議室
54.	11.	27	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
55.	2.	19	防災本部会議及び幹事会	徳島合同庁舎大会議室
55.	11.	20	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
56.	2.	25	防災本部会議及び幹事会	自治会館7階会議室
56.	11.	25	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場内
57.	2.	15	防災本部会議及び幹事会	県青少年センター大会議室
57.	11.	16	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
58.	2.	17	防災本部会議及び幹事会	徳島県郷土文化会館
58.	11.	29	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
59.	2.	2	防災本部幹事会	眉山会館会議室
59.	10.	31	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	辰巳工業用地・日本電工(株)周辺海域
60.	2.	19	防災本部会議及び幹事会	ホテル千秋閣
60.	10.	22	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
61.	2.	28	石油コンビナート等防災計画の修正	
61.	10.	27	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)構内
62.	2.	18	石油コンビナート等防災計画の修正	
63.	2.	9	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
63.	2.	18	石油コンビナート等防災計画の修正	
63.	11.	8	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)構内
元.	2.	18	石油コンビナート等防災計画の修正	
元.	11.	18	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
2.	2.	26	石油コンビナート等防災計画の修正	
2.	11.	29	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
3.	2.	20	石油コンビナート等防災計画の修正	
3.	10.	31	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
4.	2.	4	石油コンビナート等防災計画の修正	
4.	11.	5	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
5.	2.	24	石油コンビナート等防災計画の修正	
5.	12.	16	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
6.	2.	17	石油コンビナート等防災計画の修正	
6.	11.	15	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
7.	2.	17	石油コンビナート等防災計画の修正	
7.	12.	19	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
8.	10.	24	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
9.	11.	18	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
10.	11.	20	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
11.	10.	19	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
12.	1.	26	石油コンビナート等防災計画の修正	
13.	10.	16	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
14.	11.	21	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	阿南市辰巳町王子製紙(株)工場用地
15.	11.	10	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
16.	11.	16	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
17.	11.	9	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
17.	11.	15	防災本部会議	県庁10階会議室
18.	11.	13	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
19.	11.	13	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
20.	6.	13	防災本部会議	県庁10階会議室
20.	11.	6	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
21.	3.	31	石油コンビナート等防災計画の修正	
21.	12.	2	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
22.	11.	5	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
23.	9.	1	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
24.	11.	9	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
25.	10.	28	防災本部会議	県庁10階会議室
25.	11.	15	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	日本電工(株)徳島工場構内
26.	11.	13	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	四国電力(株)阿南発電所構内
27.	11.	18	石油コンビナート等総合防災訓練の実施	新日本電工(株)徳島工場構内
27.	12.	22	防災本部会議	県庁10階会議室



別図1 緊急時通報連絡系統図

システム輸送時の輸送経路選定フロー(案)



徳島海上保安部と阿南市消防本部との業務協定書

(目 的)

第1条 この協定は、阿南市行政区域の海域及び離島で船舶の火災等が発生した場合における徳島海上保安部（以下「甲」という。）と阿南市消防本部（以下「乙」という。）の、相互協力体制を確立し、迅速かつ円滑な消火活動等を行うことを目的とする。

（対象とする船舶の火災等）

第2条 この協定の対象は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 船舶の火災、離島における火災及び救急・救助業務で甲の応援を必要とするもの。
- (2) 海上保安庁法第2条の規定による海難救助及び海洋汚染の防止で乙の応援を必要とするもの。

（消火活動等の担任区分）

第3条 次に掲げる船舶の消火活動等は主として乙が担任するものとし、甲はこれに協力するものとする。

- (1) ふ頭又は岸壁等の陸岸施設にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶の火災
 - (2) 河川における船舶の火災
- 2 上記以外の船舶の消火活動等は主として甲が担任し、乙はこれに協力するものとする。
- 3 消火活動において、乙の担任にかかると船舶をふ頭又は岸壁から離す場合及び甲の担任にかかると船舶をふ頭又は岸壁にけい留する場合は、事前に両者が協議のうえ実施し、相互に協力して消火活動等を行うものとする。

（現場指揮及び連絡手段）

第4条 災害活動等の現場指揮は、第3条の規定により主として担任する機関が行うものとする。また、大規模な災害活動等を行う場合は、甲と乙が協議して現場に合同の現場指揮所を設けることができる。

2 災害現場での連絡は防災相互波(周波数158.35MHz)を使用するものとする。

（離島等における救急救助活動等の協力）

第5条 甲は離島の火災及び救急・救助業務に際し、乙より消防隊員等の海上輸送について要請があった場合で、事態の緊急性等を考慮し、必要な場合には可能な限りこれに協力するものとする。

2 乙は船舶内等で発生した事故等の救急・救助業務に際し、甲より要請があった場合は、可能な限りこれに協力するものとする。

3 前2項の要請については、救急・救助業務の概要、要請の理由等を口頭又は電話等により受理し、事後これらの内容を記載した文書を徴するものとする。

（通報及び情報交換）

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を覚知した場合は、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

2 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにてん末を相互連絡するものとする。

3 法令で定めるものの他、入港船舶の危険物積載の状況、消火薬剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（火災原因および損害の調査）

第7条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協力してこれを行うものとする。

（経費負担）

第8条 船舶の消火活動等に要した経費は、出動した機関がそれぞれを負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費については、その都度甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

（協定期間）

第9条 この協定の有効期限は、協定締結の日から1年とする。ただし期間満了の日から30日前までに、両者のいずれから改廃の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、以後この例による。

（協 議）

第10条 この協定の各条項の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項については甲と乙が協議のうえ定めるものとする。

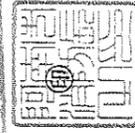
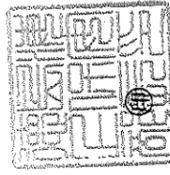
附 則

- 1 この協定は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため正本2通を作成し、甲乙において各1通を保管する。

平成23年11月15日

甲 徳島海上保安部長 下 野 浩 司

乙 阿南市消防長 是 松 司



徳島県石油コンビナート等防災計画

昭和 53年 2月作成
昭和 53年 2月修正
昭和 54年 2月修正
昭和 55年 2月修正
昭和 56年 2月修正
昭和 57年 2月修正
昭和 58年 2月修正
昭和 59年 2月修正
昭和 60年 2月修正
昭和 61年 2月修正
昭和 62年 2月修正
昭和 63年 2月修正
平成 元年 2月修正
平成 2年 2月修正
平成 3年 2月修正
平成 4年 2月修正
平成 5年 2月修正
平成 6年 2月修正
平成 7年 2月修正
平成 12年 2月修正
平成 17年 11月修正
平成 21年 3月修正
平成 25年 10月修正
平成 27年 12月修正

発 行 徳島県石油コンビナート等防災本部
(徳島市万代町1丁目1番地)
編 集 徳島県危機管理部とくしまゼロ作戦課